

職員研修施設に関する調査
結 果 報 告 書

平成 22 年 12 月

総務省行政評価局

前　書　き

各府省が研修を実施するために設置している施設（以下「研修施設」という。）は、本府省に中央研修機関のみを設置しているものや、おおむねブロック単位に支所等を複数設置しているものなどがある。また、単独の施設であるもの、合同庁舎内に教室を置いているもの、宿泊施設や体育施設を設置しているものなど多種多様である。

政府は、財政健全化に向けた基本的な考え方等として、平成 22 年 6 月 22 日に「財政運営戦略」を閣議決定した。これにより、各府省は、すべての歳出分野の事務及び事業の必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底することを歳出見直しの基本原則とし、国の行政機関においては、減量・効率化の観点から、定員の合理化などの対策を講ずることが求められているほか、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、国有財産の一層の有効活用が求められている。

このような中、研修施設についても、国費の効率的かつ効果的な執行の観点から、その必要性や有効活用方策等について検証し、国有財産の売却又は有効活用を一層推進するとともに、需要に応じた適正規模の下、研修施設を効率的に運用するための的確な見直しを実施することが重要なとなっている。

平成 21 年度に実施された内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおいて、国土交通大学校が対象となり、評決結果では「研修・施設の在り方等について政府全体で見直すこととされたところである。また、研修施設の一部については、財務大臣主催の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」による「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成 19 年 6 月 15 日）等において、廃止、移転又は各府省の研修施設を共同研修所として集約することにより効率的な運用を図ることとされている。

この調査は、このような状況を踏まえ、研修施設について、設置状況、研修の実施状況、運営状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

また、平成 22 年から各府省が実施している「行政事業レビュー」に際しては、この調査結果を参考として、研修施設の運営実態の的確な把握・分析による更なる見直し等が行われることを期待する。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 研修施設の廃止、縮小等	2
2 効率的な研修実施の推進	99
3 研修に係る運営の適正化	
(1) 研修施設における調達等の適正化	177
(2) 食堂施設の運営の適正化	187
(3) 旅費の節減に係る取組の徹底	200
(4) 研修に係る費用負担の適正化	204
4 研修施設の運営実態の把握・分析の推進	210

図 表 目 次

1 研修施設の廃止、縮小等

表 1-① 研修施設の設置状況	8
表 1-② 財政運営戦略（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）<抜粋>	10
表 1-③ 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議の報告書等	11
表 1-④ 内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおける国土交通大学校に対する評価結果	14
(1) 研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの	
表 1-(1)-① 稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、研修施設を廃止又は廃止を決定しているもの	15
表 1-(1)-② 敷地の利用度が低いとの指摘を受け、施設を集約化・高層化し、敷地の縮小を決定しているもの	18
表 1-(1)-③ 研修施設を廃止することが可能とみられるもの	21
表 1-(1)-④ 研修施設を廃止することが可能とみられるもの	27
表 1-(1)-⑤ 研修施設を縮小することが可能とみられるもの	31
表 1-(1)-⑥ 研修施設を縮小することが可能とみられるもの	36
表 1-(1)-⑦ 研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが可能とみられるもの	40
表 1-(1)-⑧ 研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが可能とみられるもの	47
表 1-(1)-⑨ 研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが可能とみられるもの	57
表 1-(1)-⑩ 研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが可能とみられるもの	63
表 1-(1)-⑪ 研修以外の機能の移転が可能となった場合は、研修施設を廃止する必要があるもの	72
(2) 宿泊施設を廃止等することが可能とみられるもの	
表 1-(2)-①-i 民間宿泊施設に宿泊する場合との費用比較の考え方	77
表 1-(2)-①-ii 民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設（平成 21 年度）	78
表 1-(2)-② 安価な民間宿泊施設を活用することにより研修を実施していたもの	79
(3) 体育施設を廃止等することが可能とみられるもの	

表 1－(3)－① 体育施設の設置状況	80
表 1－(3)－② 体育施設を廃止等することが可能とみられるもの	83
表 1－(3)－③ 体育施設（体育館）を廃止等することが可能とみられるもの	83
表 1－(3)－④ 体育施設（体育館以外）を廃止等することが可能とみられるもの	84
表 1－(3)－⑤ 利用実績が低くなつており、外部の体育施設で研修を実施することにより、体育施設を廃止したもの	85
表 1－(3)－⑥ 研修で利用していなかつた体育施設を廃止したものの、跡地が効率的に活用されておらず、これを処分する必要のあるもの	87
(4) 研修施設の共同利用の推進	
表 1－(4)－① 同一府省の異なる研修機関が施設を共同利用しているもの	89
表 1－(4)－② 同一府省の異なる研修機関が宿泊施設を共同利用しているもの	90
表 1－(4)－③ 同一ブロック内の研修施設の設置状況	92
表 1－(4)－④ 近隣に所在する研修施設等との施設の共同利用を推進する余地があるもの	94
(5) 研修業務に係る実施体制の見直しの推進	
表 1－(5) 地方研修支所等の研修担当職員の業務実施体制等	97

2 効率的な研修実施の推進

(1) 独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの

表 2－(1)－① 単身赴任者のために、調理実習やウォーキングなど、業務に直接関係しない内容の研修を実施しているもの	105
表 2－(1)－② 研修受講に併せて各種の資格試験等の受験を奨励するなどしているもの	108
表 2－(1)－③ 民間企業における語学、パソコン及び簿記に係る研修の実施例	111
表 2－(1)－④ 電気工事士（第一種、第二種）の資格を取得するための筆記及び実技の研修を、それぞれのコースを設けて実施している例	112
表 2－(1)－⑤ 研修施設において、業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的とした研修を実施しているもの	115
表 2－(1)－⑥ 森林インストラクターの資格を取得するための研修を実施しているもの	118
表 2－(1)－⑦ パソコンソフト（ワード及びエクセル）の操作に関する基礎的な知識を付与するための研修について、職員自身で学習することとして廃止したもの	122
表 2－(1)－⑧ パソコンソフト（パワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、職場において、操作することができる職員が指導することとして廃止したもの	124
表 2－(1)－⑨ 集合形式により実施していたパソコンソフト（ワード及び一太郎）の操作に関する初歩的な知識を付与するための研修について、職員への浸透が図られ受講者が減少してきているとして休止したもの	126

表 2－(1)－⑩ パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識 を付与するための研修について、受講対象者を中級程度以上の知識・技 能を有する者に限定して実施することとしたもの	129
表 2－(1)－⑪ 簿記研修（3級レベルコース）を実施している例	131
表 2－(1)－⑫ 国が研修に係る費用を全額負担して、簿記に関する基礎的な知識を付 与するための研修を実施しているもの	135
(2) 府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの等	
表 2－(2)－① 異なる職種の受講者を対象とした別個の研修について、両研修に共通 する一部の過程を合同で実施しているもの	136
表 2－(2)－② 異なる職種の受講者を対象とした別個の研修について、両研修に共通 する一部の過程を合同で実施しているもの	138
表 2－(2)－③ 複数の支所で実施していた研修を集約して実施しているもの	142
表 2－(2)－④ 同じ職務経験を有する職員を対象として実施する階層別研修を、省内 の複数の研修施設それぞれにおいて実施しているもの	146
表 2－(2)－⑤ 研修施設の支所が企画して集合形式による語学研修を実施している にもかかわらず、別途、高額な経費（一人当たり 30 万円程度）を要す る語学学校に通学する同程度の内容の語学研修を実施しているもの	151
表 2－(2)－⑥ 講義中心の研修について、その内容上特段の必要性がないにもかかわ らず他の研修施設で実施しているもの	155
(3) 研修の実施方法を見直す必要があるとみられるもの	
表 2－(3)－① パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識 を付与するための研修について、受講機会の拡大及び研修経費の縮減の 観点から、e-ラーニング形式により実施しているもの	160
表 2－(3)－② 集合形式で実施していた簿記研修について、効率的に実施するため通 信講座を受講する方法に変更したもの	162
表 2－(3)－③ 都道府県において、研修実施方法の工夫をしているもの	165
表 2－(3)－④ 2級相当の簿記研修について、研修施設において合宿形式により実施 しているもの	167
表 2－(3)－⑤ 国が研修に係る経費の全額を負担して、簿記に関する中級程度以上の 知識を付与するための研修及び応用的なパソコンソフトの操作に関する 知識を付与するための研修について、研修施設において合宿形式により 実施しているもの	170
(4) 研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの	
表 2－(4) 未実施の研修があり、かつ、研修施設の本来の設置目的外の研修を行 っていること等のため、研修の在り方の抜本的な見直しが必要とみられ るもの	171

3 研修に係る運営の適正化

(1) 研修施設における調達等の適正化

表3－(1)－① 調達の適正化に係る規程等	179
表3－(1)－② 国有財産の使用許可に関する規定	181
表3－(1)－③ 宿泊施設の運営管理について、永年にわたり所管公益法人と随意契約 しているもの	182
表3－(1)－④ 清掃業務等について、庁舎及び宿泊施設のそれぞれで少額随意契約を 締結しているもの	184
表3－(1)－⑤ 宿泊施設の各居室にテレビを設置しているもの	186
(2) 食堂施設の運営の適正化	
表3－(2)－① 独立行政法人の法定外福利厚生費に関する事務連絡	189
表3－(2)－② 研修施設における食堂施設の運営状況（平成21年度）	190
表3－(2)－③ 全寮制であるが食堂の運営を取りやめた例	193
表3－(2)－④ 直営による食堂業務を見直し、民間事業者に食堂施設の使用許可を与 えることとしたもの	195
表3－(2)－⑤ 委託費等を支出して実施している食堂業務を国費の支出を要しない方 法に移行することが必要と考えられる例	196
表3－(2)－⑥ 直営で実施している食堂業務を国費の支出を要しない方法に移行する ことが必要と考えられる例	198
表3－(2)－⑦ 食堂の運営方法を国費の支出を要しない方法に移行する必要のある研 修施設	199
(3) 旅費節減に係る取組の徹底	
表3－(3)－① 旅費に関する調整規定	201
表3－(3)－② 日額旅費の減額調整を行っていない研修施設	203
表3－(3)－③ 日額旅費の減額調整を行っていない研修施設における減額調整の試算	203
(4) 研修に係る費用負担の適正化	
表3－(4)－① 研修対象以外の受講者を受け入れている研修施設における費用の徴収 状況	205
表3－(4)－② 受講者のうち国の職員以外の者から研修に係る経費を徴収している例	206
表3－(4)－③ 地方公共団体及び民間企業において、外部の受講者を受け入れている 例	209
表3－(4)－④ 研修対象以外の受講者に対して費用負担を求めていない研修施設にお ける研修に係る費用	209

4 研修施設の運営実態の把握・分析の推進

表4－① 行政事業レビューの概要	212
表4－② 研修施設の研修計画・研修実績等を報告する仕組みの整備状況	213
表4－③ 改善を求める事項一覧	216

第1 調査の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、各府省が研修を実施するために設置している施設について、設置状況、研修の実施状況、施設の運営状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、官内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（2）、市区町村等（1）、民間団体等

3 担当部局

行政評価局

4 実施時期

平成21年12月～22年12月

第2 調査結果

1 研修施設の廃止、縮小等

勧告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>(各府省における研修施設の設置等)</p> <p>各府省が研修を実施するために設置している施設（以下「研修施設」という。）は、本府省に中央研修機関のみを設置しているものや地方支分部局ごとに支所等を複数設置しているものなどがある。また、研修施設の形態は、単独の施設であるもの、合同庁舎内に教室を置いているもの、宿泊施設を設置しているものや体育施設を設置しているものなど多種多様である。</p> <p>(研修施設の有効活用等)</p> <p>政府は、財政健全化に向けた基本的な考え方等を取りまとめた「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）において、すべての歳出分野の事務及び事業の必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底することを歳出見直しの基本原則としており、国の行政機関においては、減量・効率化の観点から、定員の合理化などの対策を講ずることが求められているほか、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、国有財産の一層の有効活用が求められている。</p> <p>このような中、研修施設についても、国費の効率的かつ効果的な執行の観点から、その必要性や有効活用方策等について検証し、国有財産の売却又は有効活用を一層推進するとともに、適正な規模の研修施設を効率的に運用するため、的確な見直しを実施することが重要である。</p> <p>また、一部の研修施設については、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」（財務大臣主催）において、廃止や移転、各府省共用による施設の効率的な運用を図ることとされている（注）ほか、平成21年度に実施された内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおいても、国土交通大学校が対象となり、「研修・施設の在り方等について政府全体で見直す」こととされたところである。</p> <p>（注） 国有財産の有効活用方策についての基本方針等が取りまとめられた「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成19年6月15日）、「東京23区外の庁舎等の移転・再配置計画について」（平成20年6月12日）</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、12府省121研修施設における施設の規模・内容、研修計画、研修実績、施設の稼働状況、研修の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>(1) 研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの</p> <p>今回、12府省121研修施設における施設の規模・内容、研修計画、研修実</p>	表1-① 表1-② 表1-③ 表1-④

<p>績、施設の稼働状況等を調査した結果、次のとおり、研修施設の効率的な運用を図るため、研修施設を廃止したもの、廃止又は縮小を決定しているもののがみられた。</p>	
<p>ア 教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設を設置していたが、稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設を廃止した。【財務総合政策研究所北九州研修支所】</p> <p>イ 教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設を設置しているが、稼働率が低調となっているため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設の廃止を決定している。【財務総合政策研究所南九州研修支所】</p>	表 1－(1)－①
<p>ウ 財務省による監査において敷地の利用度が低いとの指摘を受け、施設を集約化・高層化し、敷地の縮小を決定している。【税務大学校大阪研修所】一方、研修施設の中には、次のとおり、廃止、縮小等することが可能と考えられるものがみられた。</p>	表 1－(1)－②
<p>ア 研修施設を廃止することが可能とみられるもの 研修実施日数が平均で週 1 日に満たないなど、施設全体の稼働率が極めて低調となっており、既存の庁舎内の会議室等で研修を実施することにより、研修施設を廃止することが可能とみられる。【2府省 2 研修施設（沖縄総合事務局研修所、厚生労働省白金台分室）】</p>	表 1－(1)－③、④
<p>イ 研修施設を縮小することが可能とみられるもの i) 広大な土地を保有し、多数の施設を設置しているものの、土地や施設の未利用が多く、非効率な状況になっていることなどから、研修施設の規模を大幅に縮小することが可能とみられる。【農林水産研修所つくば館水戸ほ場】</p>	表 1－(1)－⑤
<p>ii) 研修実施日数が平均で週 2 日に満たないなど、施設全体の稼働率が低調となっており、障害児の入所施設の在り方の見直しに伴い新たに必要となる機能への用途変更を行うなどにより、研修施設の機能を縮小することが可能とみられる。【秩父学園附属保護指導職員養成所（研修棟、宿舎棟）】</p>	表 1－(1)－⑥
<p>ウ 府省内での一体的な運用等により廃止等することが可能とみられるもの 同一府省が複数の研修施設を設置しているものの中には、研修を実施する上で必要性が乏しい体育施設や、稼働率が低調となっている教室や宿泊施設などがみられ、非効率な状況となっている。このため、必要性が乏しいものについては廃止するとともに、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが可能とみられる。【4府省（総務省（情報通信政策研究所、統計研修所）、法務省（法務総合研究所支所等）、農林水産省（農林水産研修所本所・つくば館等）、国土交通省（国土技術政策総合研究所研修センター、関東地方整備局関東技術事務所、国土交通大学校小平本校・柏研</p>	表 1－(1)－⑦～⑩

<p>修センター等)】</p> <p>エ 研修以外の機能の移転が可能となった場合は、研修施設を廃止する必要があるもの</p> <p>国際条約に基づく研修・危機管理機能を有する施設であるものの、研修施設としては、研修実施日数が年間6日と極めて低調な稼働状況となっており、また、危機管理施設である油汚染鳥の2次処理施設としては、施設の竣工以降、油汚染事故による水鳥への被害が発生しておらず、利用実績がない。このため、研修の充実等により研修施設として有効活用を図るとともに、危機管理機能については、施設の次期大規模修繕時までに近隣の他施設等への機能移転について検討し、移転が可能となった場合は、研修等の実施方法を見直し、研修施設を速やかに廃止する必要があると考えられる。【水鳥救護研修センター】</p> <p>(2) 宿泊施設を廃止等することが可能とみられるもの</p> <p>宿泊施設を維持するに当たっては、代替可能な民間宿泊施設等がある場合、当該民間宿泊施設等への宿泊に支出される国費と宿泊施設の維持のために支出される経費の比較などを総合的に検討することが重要である。</p> <p>今回調査した12府省121研修施設の中には、宿泊施設を設置しているものが12府省87研修施設みられ、これらの宿泊施設の維持管理経費等(注1)を調査した結果、研修の受講者一人一泊当たりの維持管理経費等(注2)と国の機関が所有する施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費(注3)との合計金額(以下「各府省宿泊施設利用時の支出額」という。)が民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費(注4)(以下「民間宿泊施設利用時の支出額」という。)よりも割高になっているものが7府省15研修施設みられた。</p> <p>これらについては、民間宿泊施設の活用等による宿泊施設の廃止又は維持管理経費の節減、職員の研修以外の出張の際の利用や他機関への貸出し等の有効活用方策を講ずる必要があり、これらの取組を講じても、依然として各府省宿泊施設利用時の支出額が民間宿泊施設利用時の支出額よりも割高となる場合は、宿泊施設を廃止又は縮小する必要があると考えられる。</p> <p>なお、今回調査した府省の中には、宿泊を伴う研修を実施するに当たって、安価な民間宿泊施設を活用していた例がみられた。</p> <p>(注1) 平成21年度における宿泊施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等のほか、宿泊施設の取得額等を耐用年数(47年)で除したものを加えたもの。なお、宿泊施設の維持管理経費等がその他の施設・設備と一体となっている場合は、宿泊施設分を按分して算出した。</p> <p>(注2) 維持管理経費等を平成21年度の延べ宿泊者数で除したもの</p> <p>(注3) 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等により、国の機関が所有する宿泊施設を利用する30日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費2,080円を基本とし、各府省の旅費規程に基づき算出した。</p> <p>(注4) 国家公務員等の旅費に関する法律等により、民間の宿泊施設を利用する30日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費5,910円を基本とし、各府省の旅費規程に基づき算出した。</p>	<p>表1-(1)-⑪</p> <p>表1-(2)-①</p> <p>表1-(2)-②</p>
--	---

<p>(3) 体育施設を廃止等することが可能とみられるもの</p> <p>今回調査した 12 府省 121 研修施設の中には、体育施設を設置しているものが 11 府省 58 研修施設みられ、これらの体育施設の設置目的、稼働状況等を調査した結果、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施しているなど、研修を実施するに当たって体育施設を設置する必要があると考えられるものが 7 府省 39 研修施設みられた。</p>	<p>表 1－(3)－①</p>
<p>一方、体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施しておらず、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられるものが 8 府省 19 研修施設みられた。これらの体育施設の研修による稼働率は、平均で 1.3%（年間で 3 日間）にとどまっており、研修で全く利用していない体育施設を設置しているものも 8 府省 12 研修施設あるなど、体育施設の研修による稼働率は極めて低調となっている。</p>	<p>表 1－(3)－②</p>
<p>調査した研修施設の中には、次のとおり、施設の効率的な運用を図るために、外部の体育施設を借用して研修を実施することにより、体育施設の廃止を決定している例がみられた。</p>	<p>表 1－(3)－⑤</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用実績が低くなっている、外部の体育施設で研修を実施することにより体育施設の廃止又は廃止を決定している。【税務大学校札幌研修所、税務大学校仙台研修所、税務大学校広島研修所、税務大学校熊本研修所】 	<p>表 1－(3)－③、④</p>
<p>一方、これら 8 府省 19 研修施設が設置している体育施設の種類をみると、体育館を設置しているものが 5 府省 12 研修施設、グラウンドやテニスコート等の体育館以外の体育施設を設置しているものが 8 府省 16 研修施設みられた。</p>	<p>表 1－(3)－⑥</p>
<p>これらについては、上記のとおり、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要ないと考えられ、研修による稼働率も低調であることから、種類や形状等を踏まえ、廃止等する必要があると考えられる。</p>	<p>表 1－(4)－①</p>
<p>また、これらの体育施設のほかに、研修で利用していなかった体育施設を廃止したもの、跡地が効率的に活用されておらず、これを処分する必要のあるものがみられた。【東北地方整備局東北技術事務所】</p>	<p>表 1－(4)－②</p>
<p>(4) 研修施設の共同利用の推進</p> <p>今回、研修施設を設置している 12 府省における研修の実施状況を調査した結果、同一府省に複数の研修機関を設置して研修を実施しているものが 10 府省みられ、その中には、研修施設の効率的な運用を図るため、財務省の財務総合政策研究所と会計センターが同一施設に入居し、教室、宿舎等の施設を共同利用しているものや、法務省の法務総合研究所高松支所と矯正研修所高松支所が宿泊施設を共同利用しているなどのものがみられた。</p> <p>しかしながら、これら以外で、同一府省の他の研修機関との研修施設の共</p>	

同利用は、ほとんど行われていない。

また、研修施設を共同利用することによって、研修施設職員の兼務化等による業務の実施体制の合理化が期待されるところであるが、研修施設間における職員の兼務化により業務を実施しているものはみられなかった。

研修施設の効率的な運用に資するためには、その利用実態や研修の実施状況等を踏まえ、近隣に所在する同一府省の他の研修機関と研修施設を共同利用することにより、研修施設の縮小、定員の合理化又は有効活用を推進することが重要であると考えられる。

さらに、府省間においても、同様の観点から、可能な範囲内で、研修施設を共同利用することが効果的であると考えられる。しかしながら、府省間における研修施設の共同利用はほとんど行われておらず、他府省からの研修施設の借用の申出に対し、貸出しのための環境整備がなされていなかったことを理由に断った例もみられたことから、研修施設を設置している府省にあっては、必要に応じて、研修施設の貸出しに係るマニュアル等を整備するなど、全府省間での共同利用を推進するための環境整備を行う必要があると考えられる。

表 1-(4)-③

表 1 — (4) — ④

(5) 研修業務に係る実施体制の見直しの推進

今回、おおむねブロック単位に地方研修支所等を設置している5府省71研修施設における研修業務の実施体制を調査した結果、効率的な研修業務の実施の観点から、専任の研修担当職員を配置せず、地方支分部局のブロック単位機関の職員が当該支所等における研修担当職員を兼務することにより研修業務を実施しているものが4府省25研修施設みられた。このうち、法務総合研究所では、8地方研修支所すべてにおいて兼務の職員が研修業務を実施しており、これら8地方研修支所における平成21年度の研修実施日数の平均は81.0日となっている。

一方、専任の研修担当職員を配置して研修業務を実施しているものが3府省46研修施設みられ、このうち、財務総合政策研究所の10地方研修支所では、1人ないし2人の専任の研修担当職員を配置して研修業務を実施しているが、これら10地方研修支所における平成21年度の研修実施日数の平均は51.6日（週1日程度）にとどまっている。

また、税関研修所や税務大学校の地方研修支所においても、専任の研修担当職員を配置して研修業務を実施しているものの、平成21年度の研修実施日数が100日（週2日程度）に満たないものがみられた。

研修業務を実施するに当たっては、スケールメリットを生かした体制の下で効率的に業務を実施することが有効であることから、地方支分部局等の同一敷地内やその近隣で研修業務を実施している地方研修支所等においては、研修施設ごとの実態を踏まえ、専任の研修担当職員の兼務化等要員配置の効率化により、研修業務に係る実施体制の見直しを推進する余地があると考え

表 1—(5)

られる。

【所見】

したがって、関係府省は、国費の効率的かつ効果的な執行等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 研修施設の稼働率が低調となっているなど、廃止、縮小等することが可能と指摘した研修施設については、廃止、縮小等すること。(内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)
- ② 民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設については、廃止又は維持管理経費の節減等を実施し、これらの取組を講じても、依然として国費の支出が割高となる場合は、宿泊施設を廃止又は縮小すること。(内閣府、総務省、法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- ③ 体育施設を設置する必要性が乏しいなど、廃止等することが可能と指摘した体育施設については、体育施設の種類や形状等を踏まえ、廃止等すること。(内閣府、総務省、法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
また、体育施設の跡地を処分する必要のあるものについては、売却すること。(国土交通省)
- ④ 複数の研修機関を設置している府省にあっては、研修施設の利用実態や研修の実施状況等を踏まえ、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うことなどにより、研修施設の縮小、定員の合理化又は有効活用を一層推進すること。(総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)
また、研修施設を設置している府省にあっては、必要に応じて、研修施設の貸出しに係るマニュアル等を整備するなど、全府省間での共同利用を推進するための環境を整備すること。(総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ⑤ おおむねブロック単位に地方研修支所等を設置している府省にあっては、研修施設ごとの実態を踏まえ、当該研修施設における専任の研修担当職員の兼務化等要員配置の効率化により、研修業務に係る実施体制の見直しを一層推進すること。(国家公安委員会(警察庁)、財務省、国土交通省)

表1-①

研修施設の設置状況

府省名	研修施設名	研修施設の設置形態	施設の内容		
			教室等	宿泊施設	体育施設
内閣府	経済社会総合研究所経済研修所	その他	—	—	—
	沖縄総合事務局研修所	単独施設	○	○	○
警察庁	警察大学校	単独施設	○	○	○
	科学警察研究所法科学研修所	単独施設	○	○	○
	皇宮警察本部皇宮警察学校	単独施設	○	○	○
	東北管区警察学校	単独施設	○	○	○
	関東管区警察学校	単独施設	○	○	○
	中部管区警察学校	単独施設	○	○	○
	近畿管区警察学校	単独施設	○	○	○
	中国管区警察学校	単独施設	○	○	○
	四国管区警察学校	単独施設	○	○	○
	九州管区警察学校	単独施設	○	○	○
総務省	自治大学校	単独施設	○	○	○
	情報通信政策研究所	単独施設	○	○	○
	統計研修所	単独施設	○	○	—
消防庁	消防大学校	単独施設	○	○	○
法務省	法務総合研究所	合同庁舎	○	—	—
	法務総合研究所浦安総合センター	単独施設	○	○	○
	法務総合研究所札幌支所	単独施設	○	○	○
	法務総合研究所仙台支所	単独施設	○	○	○
	法務総合研究所牛久支所	複合施設	○	○	○
	法務総合研究所名古屋支所	単独施設	○	○	○
	法務総合研究所大阪支所	合同庁舎	○	○	○
	法務総合研究所広島支所	合同庁舎	○	○	—
	法務総合研究所高松支所	合同庁舎	○	○	—
	法務総合研究所福岡支所	単独施設	○	○	○
	矯正研修所	単独施設	○	○	○
	矯正研修所札幌支所	合同庁舎	○	○	○
	矯正研修所仙台支所	合同庁舎	○	○	○
	矯正研修所東京支所	単独施設	○	○	○
	矯正研修所名古屋支所	合同庁舎	○	○	○
	矯正研修所大阪支所	単独施設	○	○	○
	矯正研修所広島支所	合同庁舎	○	○	○
	矯正研修所高松支所	合同庁舎	○	○	—
	矯正研修所福岡支所	合同庁舎	○	○	○
公安調査庁	公安調査庁研修所	合同庁舎	○	○	—
外務省	外務省研修所	単独施設	○	○	○
	外務省研修所本省分室	合同庁舎	○	—	—
財務省	財務総合政策研究所	単独施設	○	○	○
	財務総合政策研究所北海道研修支所	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所東北研修支所	合同庁舎	○	—	—
	財務総合政策研究所関東研修支所	合同庁舎	○	—	—
	財務総合政策研究所北陸研修支所	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所東海研修支所	合同庁舎	○	—	—
	財務総合政策研究所近畿研修支所	合同庁舎	○	—	—
	財務総合政策研究所中国研修支所	合同庁舎	○	—	—
	財務総合政策研究所四国研修支所	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所四国研修支所中野町分室	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所北九州研修支所	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所南九州研修支所	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所南九州財務局分室	単独施設	○	○	—
	財務総合政策研究所沖縄研修支所	その他	—	—	—
	会計センター	単独施設	○	○	○
	税關研修所	単独施設	○	○	○
	税關研修所函館支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所東京支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所横浜支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所名古屋支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所大阪支所	単独施設	○	—	—
	税關研修所神戸支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所門司支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所長崎支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所沖縄支所	その他	—	—	—
	税關研修所沖縄支所浦添分室	単独施設	○	—	—
	税務大学校	単独施設	○	○	○

府省名	研修施設名	研修施設の設置形態	施設の内容		
			教室等	宿泊施設	体育施設
国税庁	税務大学校札幌研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校仙台研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校関東信越研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校東京研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校金沢研修所	合同庁舎	○	—	—
	税務大学校名古屋研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校大阪研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校広島研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校高松研修所	合同庁舎	○	—	—
	税務大学校福岡研修所	合同庁舎	○	—	—
	税務大学校熊本研修所	単独施設	○	○	—
	税務大学校沖縄研修支所	合同庁舎	○	—	—
厚生労働省	厚生労働省白金台分室	単独施設	○	—	—
	国立保健医療科学院	単独施設	○	○	—
	国立児童自立支援施設国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所	単独施設	○	○	—
	国立きぬ川学院（研修棟）	単独施設	○	○	—
	秩父学園附属保護指導職員養成所（研修棟、宿舎棟）	単独施設	○	○	—
	国立障害者リハビリテーションセンター学院	複合施設	○	○	—
	農林水産省	植物防疫所研修センター	単独施設	○	○
農林水産省	農林水産研修所	単独施設	○	○	○
	農林水産研修所つくば館	単独施設	○	—	—
	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	単独施設	○	—	○
	東北農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	関東農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	北陸農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	東海農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	近畿農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	中国四国農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	九州農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	森林技術総合研修所	単独施設	○	○	○
	森林技術総合研修所林業機械化センター	単独施設	○	○	—
経済産業省	経済産業研修所	単独施設	○	○	○
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	単独施設	○	○	○
	国土交通大学校	単独施設	○	○	○
	国土交通大学校柏研修センター	単独施設	○	○	○
	航空保安大学校	単独施設	○	○	○
	航空保安大学校岩沼研修センター	単独施設	○	○	○
	東北地方整備局東北技術事務所	単独施設	○	○	—
	関東地方整備局関東技術事務所	単独施設	○	○	—
	北陸地方整備局北陸技術事務所	単独施設	○	○	—
	中部地方整備局中部技術事務所	単独施設	○	○	—
	近畿地方整備局近畿技術事務所	単独施設	○	○	—
	中国地方整備局中国技術事務所	単独施設	○	○	—
	四国地方整備局四国技術事務所	単独施設	○	○	—
	九州地方整備局九州技術事務所	単独施設	○	○	—
	北海道開発局研修センター	単独施設	○	○	○
気象庁	気象大学校	単独施設	○	○	○
海上保安庁	海上保安大学校	単独施設	○	○	○
	海上保安学校	単独施設	○	○	○
	海上保安学校門司分校	単独施設	○	○	○
	海上保安学校宮城分校	単独施設	○	○	—
環境省	環境調査研修所	単独施設	○	○	○
	水鳥救護研修センター	複合施設	○	—	—
防衛省	防衛大学校	単独施設	○	○	○
	防衛医科大学校	単独施設	○	○	○
	防衛研究所	複合施設	○	—	—
合計	121研修施設		112施設	87施設	58施設

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「単独施設」は、専ら研修を実施するための施設として単独の建物等を設置しているもの

3 「合同庁舎」は、複数の府省等が入居する合同庁舎等の一部に、研修を実施するための教室等を設置しているもの

4 「複合施設」は、研修以外の機能（研究等）を有する建物等（合同庁舎を除く。）に、研修を実施するための教室等を設置しているもの

5 「その他」は、研修専用の教室等を設置せず、会議室等で研修を実施しているもの

表1-② 財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）<抜粋>

II. 具体的な取組

上記の基本的な考え方立ち、財政健全化に向けて、下記の具体的な取組を行っていくこととする。

その際、以下の点に留意する。

- ① 政府は、新成長戦略の目標とする経済成長率を達成するために全力を尽くす。一方、財政健全化の道筋を示すに当たっては、慎重な経済見通しを前提とすることを基本とすべきである。そうすることにより、財政健全化の道筋の信頼性を高めるとともに、もし高い経済成長が実現すれば、財政収支の更なる改善という大きな果実を国民は手にすることができます。
- ② 財政運営は、常に、客観的な経済見通し及び経済・財政の展望を踏まえつつ、当面及び中長期の経済運営と一体的・整合的に行っていくことが必要である。過去、過度に硬直的な財政再建計画は結果的に頓挫してきた。^{とんざ}こうした轍^{てつ}を踏むことのないよう、財政健全化への取組は、景気変動に対する柔軟性を有するべきである。
- ③ 最近、ギリシャ等において財政不安が著しく高まるなど、公的債務のリスクに対する内外の市場の目は厳しさを増している。我が国の財政運営に対する市場の信認を確保するため、財政健全化への取組は正直であることを第一とし、国の会計間の資金移転、赤字の付け替え等に安易に依存した財政運営は厳に慎む。また、市場との対話を重視した国債管理を強化するとともに、財政規律に対する政府の強い意思を内外に向けて発信する必要がある。

2. 財政運営の基本ルール

各年度の予算編成及び税制改正は、以下の基本ルールを踏まえて行うものとする。

(4) 岁出見直しの基本原則

特別会計を含む全ての歳出分野における事務及び事業について、その内容及び性質に応じ、必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底し、思い切った予算の組替えを行う。

歳出の無駄の排除に資するため、事務及び事業の執行状況の的確な把握及び開示により、執行状況の透明性の確保を図る。

(注) 下線は当省が付した。

表1-③ 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議の報告書等

○ 国有財産の有効活用に関する報告書のポイント（平成19年6月15日）

1 検討経過

- (1) 庁舎・宿舎について、売却・有効活用を進める観点から、徹底的に見直し
- (2) 23区内339件全ての庁舎について、民間有識者が、現地視察や省庁・民間ヒアリング含め、精力的に議論
- (3) 23区外の宿舎についても、各財務局に民間有識者会議を設置し、検討
⇒「有効活用の基本方針」を策定

2 霞が関は売却せず、高層合同庁舎化

- (1) 内閣府（講堂等）を高層合同庁舎化（容積率500%・高さ65m程度）
- (2) 財務省を高層合同庁舎化
 - ・ 現行容積率（500%）の引上げ、歴史的建築物の取扱い等については、東京都・千代田区と協議

3 大手町は処分（2.4万m²）

- (1) 気象庁は虎ノ門へ移転（危機管理能力も向上）
- (2) 東京国税局は築地へ移転（納税者の利便は維持）
- (3) 処分の具体的手法は今後検討

4 各種庁舎、会議室、研修所、倉庫

- (1) 有効活用されていないものは廃止（35か所）
例：五反田共用会議所（内閣法制局）
千鳥ヶ淵（三番町共用会議所等）は公園化
- (2) 省庁別を改め、集約化（31か所）
例：共同研修所（西ヶ原）、共同倉庫（大井）
税務署と法務局出張所などの合築（王子）

5 23区外（札幌、仙台、関東、名古屋、大阪、広島、福岡等）の宿舎

- ・ 有効活用されていないもの、小規模なものは廃止。省庁別を改め集約化
- ・ 1,014か所（約6.1万戸）⇒377か所（約4.8万戸）
- ・ この結果、309ha（東京ドーム67個分）の跡地を捻出

6 環境・まちづくり・景観に最大限配慮

- (1) 新庁舎は、最新鋭の環境対応型
- (2) 霞が関は、景観と調和し、品格を備えた中央官庁街に
- (3) 23区外の宿舎は、地域の活性化にも貢献（=地方公共団体とも連携）

7 売却収入

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（庁舎0.5兆円、宿舎1.0兆円）を達成
- ・ 新庁舎建設は、一般会計負担によらず、土地の売却収入の一部を充てる（特別会計の活用）

- 8 民間の知見を最大限活用
- 9 公正・透明な手続で実施

○ 国有財産の有効活用に関する報告書（平成 19 年 6 月 15 日）<抜粋>

I 東京 23 区内の庁舎について

3. 霞が関以外にある 23 区内の庁舎の有効活用策について

(2) 主要庁舎以外の庁舎

官署名【所在地】	移転候補地
国家公務員研修センター【文京区】	
総務省統計研修所【若松町】	
総務省統計研修所生徒宿舎【世田谷区】	西ヶ原（共同研修所。農林水産省西ヶ原分室等敷地）
財務本省研修所【新宿区】	
厚生労働本省庁舎白金台分室（研修機能部分）【港区】	
食料消費技術研修館庁舎【江東区】	八王子（農林水産研修所敷地）

(略)

西ヶ原に整備する研修所については共同研修所とし、各省が共用することにより、施設の効率的な運用を図る。

○ 東京 23 区外の庁舎等の移転・再配置計画について（平成 20 年 6 月 12 日）<抜粋>

I 東京 23 区外の庁舎について

2. 検討結果

(3) 研修所等の移転・集約化

① 税務大学校

税務大学校の研修施設は、多くの施設で法定容積率に対する利用率が低い状況となっている。中でも、大阪府枚方市に所在する大阪研修所は、敷地が大規模（約 4.8 万 m²）であるとともに、敷地内に施設が分散して配置されており、法定容積率に対する利用率も約 13% となるなど敷地の利用形態が非効率なものになっている。

このため、大阪研修所について敷地内の施設の集約化を行うとともに、各研修所における研修実施体制を合理化することにより、大阪、札幌、仙台、広島及び熊本の各研修所において、余剰地を捻出することとした。

なお、関東地方に所在する3研修所についても、和光校舎は未利用の容積が大きい状況にあり、こうした未利用の容積を活用して他の研修所を集約化するなど、その有効活用策について引き続き検討すべきである。

(4) 分室・会議室・研修所等の廃止

庁舎名	所在地	省庁名
土地改良技術事務所研修施設合宿舎	宮城県仙台市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舎	石川県金沢市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舎	愛知県名古屋市	農林水産省
大亀谷合宿所	京都府京都市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舎	岡山県岡山市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舎	熊本県熊本市	農林水産省
研修プール	福岡県北九州市	財務省

横浜地区庁舎の移転・再配置のイメージ

官署名	移転候補地
植物防疫所研修センター	横浜地区新庁舎

○ 行政改革に関する第5次答申－最終答申－（昭和58年3月14日臨時行政調査会）<抜粋>

第1章 行政組織

4 附属機関等の整理合理化

(2) 具体的措置

ウ 文教研修施設

(イ) 各省各庁の職員研修所等については、1省1庁1研修所等の原則の下に、研修内容の類似性、組織の簡素化等を勘案しながら、統合をも含め、その在り方を検討する。

(注) 1 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議の資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表1-④ 内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおける国土交通大学校に対する評価結果

事業仕分けの対象	国土交通大学校（国土交通省）
日時	平成21年11月26日
評価者	第1ワーキンググループ（12名）
評価結果	<p>見直しを行う <u>(研修・施設の在り方等について政府全体で見直す)</u></p> <p><評価者の評価の内訳></p> <p>廃止 0名 自治体又は民間が実施 0名 見直しを行わない 0名 見直しを行う 12名 (施設の統合 8名、研修カリキュラムの縮減 5名、その他 6名) (注) 複数回答あり</p>
とりまとめコメント	<p>結論は見直しを行うということだが、<u>本日の国土交通大学校はサンプルとして取り上げたものであり、省庁で行う研修の在り方、そしてそれに対応する施設、現有のものを含め施設の在り方は、政府全体で考え直すべき。</u></p> <p>公務員がどのような研修を受けるのか、どのような場で研修を受けるのか、負担の在り方はどうか、については、行政刷新会議で十分議論してもらえるよう、ワーキンググループとして提案したい。</p>

(注) 内閣府行政刷新会議の資料に基づき当省が作成した。

<参考>

過去の事業仕分けの反映状況の検証結果を踏まえ内閣府行政刷新会議が国土交通大学校に求めた対応

○ 過去の事業仕分け等の反映状況の検証結果を踏まえた対応について（平成22年11月9日行政刷新会議）<抜粋>				
<table border="1"> <tr> <td>事業名等</td> <td>国土交通大学校</td> </tr> <tr> <td>指摘内容</td> <td>研修・施設の在り方等については、コースの統合・再編や研修期間の短縮を図ることにより、全体で10コース、研修員数約180名、約3,300人日数の削減を図っている一方、民主党行政刷新P.Tによる国土交通大学校への現地ヒアリングの結果、いまだ過剰な設備や余剰人員を抱える実態が指摘されており、事業仕分け第1弾の議論を踏まえた見直しが十分に行われているとは言い難い。</td> </tr> </table>	事業名等	国土交通大学校	指摘内容	研修・施設の在り方等については、コースの統合・再編や研修期間の短縮を図ることにより、全体で10コース、研修員数約180名、約3,300人日数の削減を図っている一方、民主党行政刷新P.Tによる国土交通大学校への現地ヒアリングの結果、いまだ過剰な設備や余剰人員を抱える実態が指摘されており、事業仕分け第1弾の議論を踏まえた見直しが十分に行われているとは言い難い。
事業名等	国土交通大学校			
指摘内容	研修・施設の在り方等については、コースの統合・再編や研修期間の短縮を図ることにより、全体で10コース、研修員数約180名、約3,300人日数の削減を図っている一方、民主党行政刷新P.Tによる国土交通大学校への現地ヒアリングの結果、いまだ過剰な設備や余剰人員を抱える実態が指摘されており、事業仕分け第1弾の議論を踏まえた見直しが十分に行われているとは言い難い。			

(注) 内閣府行政刷新会議の資料に基づき当省が作成した。

表1-(1)-①

件名	稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、研修施設を廃止又は廃止を決定しているもの	
研修施設名	財務総合政策研究所北九州研修支所（中比恵分室）	財務総合政策研究所南九州研修支所 九州財務局分室
所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	熊本県熊本市千葉城町3-25
設置根拠	財務省組織令（平成12年政令第250号）第66条	
主な研修対象者	福岡財務支局、佐賀財務事務所、長崎財務事務所、小倉出張所及び佐世保出張所の職員	九州財務局、大分財務事務所、宮崎財務事務所、鹿児島財務事務所及び名瀬出張所の職員
定員	2人（財務総合政策研究所北九州研修支所の定員）	2人（財務総合政策研究所南九州研修支所の定員）
敷地	平成20年3月に廃止	1961.16 m ²
主な施設の設置状況	教室等	教室1室（定員25人） 建て面積286.94 m ² 延べ床面積683.57 m ² (宿泊施設と一体)
	宿泊施設	7室（定員15人） (教室等と一体)
	体育施設	—
予算（平成21年度）	平成20年3月に廃止	—(南九州研修支所九州財務局分室に係る予算は、南九州研修支所において一括で計上している。)
研修実施状況（平成21年度）	研修数	19研修（南九州研修支所実施分）
	受講者数	延べ668人（南九州研修支所実施分）
	宿泊者数	延べ126人
	稼働率	施設全体9.1% 教室平均9.1% 宿泊施設4.5%

[説明]

財務総合政策研究所北九州研修支所（以下「北九州研修支所」という。）及び財務総合政策研究所南九州研修支所（以下「南九州研修支所」という。）は、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、研修施設の稼働率が低調となっていた研修施設を廃止又は廃止を決定し、研修施設の効率的な運用を図っている。

1 財務総合政策研究所の支所の設置状況等

財務総合政策研究所は、財務省組織令（平成12年政令第250号）第66条に基づき、財務省の施設等機関として設置されている。また、同令第67条第2項において、財務大臣は、財務総合政策研究所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、研修支所を設置することができるとしており、これに基づき、財務省組織規則（平成13年財務省令第1号）第56条において、北海道研修支所（札幌市）、東北研修支所（仙台市）等11か所の支所が設置されている。

2 北九州研修支所

北九州研修支所は、福岡財務支局が入居している福岡合同庁舎内に事務室を置いており、研修

については、合同庁舎内にある福岡財務支局の会議室を利用して実施している。このほか、平成19年度までは、合同庁舎付近に教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設として「中比恵分室」を設置し、同分室においても研修を実施していたが、施設の稼働率が低調となっていたことから、平成20年3月に同分室を廃止している。

また、平成19年度における同分室の宿泊延べ人数は62人にとどまっており、宿泊施設の利用実績も低調となっていた。

なお、同分室廃止後は、合同庁舎内にある福岡財務支局の会議室を利用して研修を実施している。

3 南九州研修支所

南九州研修支所は、九州財務局が入居している熊本合同庁舎内に事務室を置いており、研修については、合同庁舎内にある九州財務局の会議室を利用して実施しているほか、合同庁舎付近に設置している教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設である「九州財務局分室」で実施している。

しかし、九州財務局分室の平成21年度の施設全体の稼働率をみると、研修実施日数が22日、稼働率は9.1%と（平均で週1日未満）と極めて低調となっていることから、平成22年度末に同分室を廃止することとしている。

また、平成21年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率（注）も4.5%にとどまっており、研修施設として極めて非効率な利用状況となっている。

（注）宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \frac{\text{年間宿泊人日}}{\text{年間利用可能人日}} \times 100\%$$

年間宿泊人日：平成21年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（126人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（15人）×186日（平成21年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

なお、同分室廃止後は、合同庁舎内にある九州財務局の会議室を利用して研修を実施することとしている。

4 行政財産（土地）の使用状況実態監査

九州財務局分室については、財務省理財局が、国有財産の適正かつ効率的な使用、不要又は余剰となる財産の処分の促進等の観点から平成20年2月以降に実施している「行政財産（土地）の使用状況実態監査」の結果、使用を効率化することが適当であると判断されている。

主な資産等	【北九州研修支所（中比恵分室）】		
	○ 廃止した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、84,765千円である。		
表1 「中比恵分室」の主な資産 (単位: m ² 、千円)			
区分	面積	資産価値	
土地	465	58,688	
主な建物	531	26,077	
合計	—	84,765	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した（以下同じ。）。
 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した（以下同じ。）。

- 中比恵分室を廃止したことにより、人件費（1,973千円）及び維持管理経費（538千円）（平成19年度分）を削減

(注) 人件費及び維持管理経費は平成19年度の額を記載した。

【南九州研修支所九州財務局分室】

- 廃止した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、194,251千円である。

表2 「九州財務局分室」の主な資産 （単位：m²、千円）

区分	面積	資産価値
土地	1,961	167,247
主な建物	684	27,004
合計	—	194,251

(注) 当省の調査結果による。

- 九州財務局分室を廃止することにより、人件費（1,931千円）及び維持管理経費（1,357千円）を節減することが可能である。

(注) 人件費及び維持管理経費は平成21年度の額を記載した。

表1-(1)-②

件名	敷地の利用度が低いとの指摘を受け、施設を集約化・高層化し、敷地の縮小を決定しているもの	
研修施設名	税務大学校大阪研修所	
所在地	大阪府枚方市香里ヶ丘 10-1-11	
設置根拠	財務省組織規則（平成13年財務省令第1号）第438条	
主な研修対象者	大阪国税局管内の職員	
定員	24人	
敷地	48,317 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	教室10室（定員939人） 建て面積1,767 m ² 、延べ床面積3,819 m ²
	宿泊施設	104室（定員368人） 建て面積2,559 m ² 、延べ床面積7,426 m ²
	体育施設	グラウンド（約10,100 m ² ） テニスコート（約1,500 m ² ） バレーコート（約1,000 m ² ） バスケットコート（約700 m ² ） プール（約1,300 m ² ）（閉鎖中）
予算（平成21年度）	338,106千円	
研修実施状況（平成21年度）	研修数	28研修
	受講者数	延べ33,677人
	宿泊者数	延べ15,579人
	稼働率	施設全体95.0%、教室平均47.2%、宿泊施設22.8%

[説明]

税務大学校大阪研修所（以下「大阪研修所」という。）は、財務省による監査において敷地の利用度が低い旨の指摘を受け、施設を集約化・高層化し、敷地の縮小を図ることとしている。

1 税務大学校地方研修所の設置状況等

税務大学校は、財務省組織令（平成12年政令第250号）第95条第1項に基づき、国税庁の施設等機関として設置されており、同条第2項において、財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修を行うこととされている。また、同条第3項において、財務大臣は、税務大学校の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、税務大学校の地方研修所を設けることができるとしており、これに基づき、財務省組織規則（平成13年財務省令第1号）第438条において、札幌研修所（札幌市）、仙台研修所（仙台市）等12か所の地方研修所が設置されている。

税務大学校で実施する研修については、税務大学校研修要綱（昭和40年国税庁訓令第6号）において、その種類、目的、研修期間等が定められ、研修を実施するに当たっての運営方法等については、税務大学校において、税務大学校研修実施規程の制定について（昭和41年税務大学校訓令特第1号）を定めており、税務大学校本校及び地方研修所においては、これらの規程に基づき研修を実施している。

2 大阪研修所の施設の概要等

大阪研修所は、48,317 m²の敷地内に、校舎（教室、研修所の事務室等が置かれている棟）や学寮とともに、体育施設を設置している。

大阪研修所の平成 21 年度の稼働状況をみると、教室全体としては、普通科（国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）採用者に対する 1 年間の新規採用時研修及び国家公務員中途採用者選考試験（税務）採用者に対する 1 か月間の研修）、初任者基礎研修（普通科終了後、税務署に配属されて 1 年間の実務経験期間を経た後、事務系統（個人課税、資産課税、法人課税及び管理・徴収）別に、各々の分野に必要な知識、技能等を習得するための 3 か月間の研修）での長期間利用などから、教室の平均稼働率は 47.2% となっており、一定程度の稼働率となっている。

しかしながら、①地方研修所における主要な研修である普通科の受講者が近年 70 人程度、初任者基礎研修の受講者が 70 人程度であり、200 人以上の収容力を持つ教室が 2 教室ありながら、必ずしもその収容力を生かせていない状況となっている（注）、②学寮 4 棟のうちの 2 棟の稼働率が 1 割程度となっている、③バスケットコートの稼働率が 1 割程度にとどまっているほか、プールは閉鎖中で使用していない状況等がみられた。

（注）普通科及び初任者基礎研修以外の 2 週間程度の研修等による利用は除いている。

表 大阪研修所の施設の概要

施設名		概要	稼働率 (%)
校舎	旧校舎	昭和 34 年 11 月築 教室：224 人収容教室(1)、80 人収容教室(2)、30 人収容教室(2)、15 人収容教室(1)	37.4
	新校舎	昭和 54 年 6 月築 教室：240 人収容教室(1)、80 人収容教室(3)	62.0
		平均稼働率	47.2
学寮	西寮	昭和 40 年 3 月築（女子寮） 宿泊可能人数 54 人（1 室 3 人 × 18 室）	12.2
	北寮	昭和 42 年 3 月築（女子寮） 宿泊可能人数 90 人（1 室 3 人 × 30 室）	26.3
	中寮	昭和 46 年 3 月築 宿泊可能人数 92 人（1 室 4 人 × 23 室）	14.2
	南寮	昭和 53 年 12 月築 宿泊可能人数 132 人（1 室 4 人 × 33 室）	30.6
		宿泊施設全体	22.8
体育施設	グラウンド	1 面、約 10,100 m ²	28.9
	テニスコート	2 面、約 1,500 m ²	27.7
	バレーコート	2 面、約 1,000 m ²	29.8
	バスケットコート	1 面、約 700 m ²	12.4
	プール	1 面、約 1,300 m ² （閉鎖中）	—

（注）1 財務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「校舎」及び「体育施設」の「稼働率 (%)」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242 日（平成 21 年度））に対する研修利用日数の割合を示している。

3 「学寮」の「稼働率 (%)」欄の計算は、次のとおり。

$$\text{学寮の稼働率} = \text{年間宿泊人日} \div \text{年間利用可能人日} \times 100\%$$

年間宿泊人日：平成 21 年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（15,579 人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（368 人）×186 日（平成 21 年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

3 財務省による監査の指摘

大阪研修所については、平成 10 年の財務省近畿財務局による監査の際に、敷地の利用度が低い旨の指摘を受けており、これを踏まえ、施設の集約化・高層化について検討を行った。

その結果、平成 21 年 4 月の「特定国有財産整備計画」において、大阪研修所について、現有の敷地面積の約 44% を処分し、必要な施設は集約化・高層化することが盛り込まれたところである。

参考 「特定国有財産整備計画」について

- 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第 115 号）第 5 条に基づき、財務大臣が、国有財産の使用の効率化及び配置の適正化を図るため、取得及び処分を定める計画
- 概要
 - (1) 集約立体化
 - (取得) 耐火構造の高層な建物
 - (処分) これに伴って不用となる庁舎等
 - (2) 移転再配置
 - (処分) 他の用途に供することが適當なもの（市街地に設置する必要がないなど）
 - (取得) これに代わる施設
 - (3) 地震防災機能強化
 - (取得) 地震防災機能を発揮するために必要な建物（国土交通大臣の定める耐震性能を有し、必要な備蓄倉庫を備えた合同庁舎
 - (処分) これに伴って不用となる庁舎等（使用調整・監査等を行うことにより不用となる財産を含む

（注）財務省の資料に基づき当省が作成した。

主な資産

- 処分を決定している土地の資産価値は、2,010,321 千円である。

表 大阪研修所の主な資産 (単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
施設全体の土地	48,317	4,574,661
処分を決定している土地	21,232	2,010,321

（注）1 当省の調査結果による。

2 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

なお、処分を計画している土地の資産価値は、面積按分により算出した。

表 1－(1)－③

件名	研修施設を廃止することが可能とみられるもの	
研修施設名	沖縄総合事務局研修所	
所在地	沖縄県名護市喜瀬部瀬名原 1980-11	
設置根拠	なし	
主な研修対象者	沖縄総合事務局職員	
定員	0 人 (非常勤職員 8 人)	
敷地	6,168 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	教室 2 室 (定員 60 人) 建て面積 872 m ² 、延べ床面積 1,439 m ² (教室・宿泊施設一体)
	宿泊施設	13 室 (定員 37 人)
	体育施設	テニスコート (616 m ²)、プール (487 m ²)
予算 (平成 21 年度)	54,688 千円	
研修実施状況 (平成 21 年度)	研修数	12 研修
	受講者数	延べ 766 人
	宿泊者数	延べ 314 人
	稼働率	施設全体 : 15.3%、教室平均 : 9.1%、宿泊施設 : 4.6%

〔説明〕

沖縄総合事務局は、同局内（那覇市）に定員 40 人程度の研修室（以下「局研修室」という。）を設置しているほかに、名護市内に沖縄総合事務局研修所「群星荘」（以下「研修所」という。）を所有し、主に同局職員を対象とした年間 12 研修の宿泊研修を実施している。

研修所の平成 21 年度の稼働状況等をみると、施設の稼働率は 15.3%（平均で週 1 日未満）と極めて低調となっており、また、研修所で実施している研修を局研修室等で実施することが可能であると考えられることから、研修所を廃止することが必要であると考えられる。

1 沖縄総合事務局における研修施設の設置状況等

沖縄総合事務局は、同局内（那覇市）に局研修室を設置しているほかに、名護市内に研修所を所有し、主に同局職員を対象として研修を実施している。

当該研修所の主な施設は、研修室（2 室（注））、宿泊室（定員 37 人。4 人部屋 8 室、1 人部屋 5 室）、食堂等となっており、体育施設としてテニスコートとプールが設置されている。

なお、沖縄総合事務局では、研修所が研修で利用されていない場合に限り、当該施設を同局職員及びその家族を対象に福利厚生の観点から利用を認めており、宿泊者（中学生以上の大入）から一泊 1,400 円を徴収している（研修利用の場合は、500 円を徴収している。）。

（注） 2 つの研修室のうち、第 1 研修室は定員 50 人であり、パーテーションにより定員 20 人と定員 30 人の部屋に分割できるものとなっている。また、第 2 研修室は、15 階の和室である。

2 研修所の研修での利用状況等

研修所の研修での利用状況（稼働率）をみると、施設全体の稼働率が 15.3%（平均で週 1 日未満）、教室の平均稼働率が 9.1%、宿泊施設の稼働率（注）が 4.6% と低く、研修施設として極めて非効率な利用状況となっている。

（注） 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \frac{\text{年間宿泊人日}}{\text{年間利用可能人日}} \times 100\%$$

年間宿泊人日：平成 21 年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（314 人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（37人）×186日（平成21年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

表1 研修所の研修での施設及び各教室の稼働状況（平成21年度）(単位：日、%、人)

区分	利用可能日 A	利用日 B	稼働率 B/A	最大利用人数
施設全体	242	37	15.3	—
教室	第1研修室	242	37	15.3
	第2研修室	242	7	2.9
	教室平均	242	22	9.1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「教室平均」の「利用日」欄（22日）は、「第1研修室」の「利用日」欄（37日）と「第2研修室」の「利用日」欄（7日）を合計（44日）して部屋数（2室）で除したものである。

また、研修所には、体育施設としてプール及びテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。また、平成21年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、研修では全く利用されていない。

一方、沖縄総合事務局は、前述のとおり、同局内（那覇市）に定員40人程度の局研修室を設置しており、語学研修やパソコン研修（情報化研修）等の研修に使用しているが、稼働率は17.8%となっており、研修所の研修を局研修室で実施するのに十分可能な状況となっている。

表2 局研修室の稼働状況（平成21年度）(単位：日、%)

区分	利用可能日 A	利用日 B	稼働率 B/A
局研修室	242	43 (39)	17.8 (16.1)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数値は、研修を局研修室のみで実施しているのみの値であり、内数である。

3 研修所での研修の実施状況等

研修所での研修の実施状況をみると、平成21年度においては12研修を実施している（いずれも研修所に宿泊して実施）が、別々の研修を同時に開催することではなく、1研修当たり受講者も最大は45人である（表1参照）。

なお、研修所における研修数及び受講者数の推移をみると、この5年間で研修数は10研修から13研修、受講者数は155人から214人と大幅な変化はない。

表3 研修所の研修数実績及び受講者数の推移(単位：研修、人)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	伸び率
研修数	11	13	13	10	12	109
受講者数	200	195	194	155	214	107

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「伸び率」欄は、平成17年度実績を100とした場合の21年度実績の指標である。

3 「研修数」欄及び「受講者数」欄とともに、他の機関が研修所の施設内で実施した研修も含んでいる。

これら研修所で実施している研修では、いったん、沖縄総合事務局（那覇市）に集合してから、局研修室でオリエンテーションや研修（幹部講話等）を実施した上で、同局のマイクロバスで研修所（名護市）に一時間かけて移動する日程としているものが 12 研修中 7 研修あり、また、これらの 7 研修の内容をみるといずれも座学形式となっており、移動せずに局研修室において連続して実施することが可能なものとみられる。

なお、沖縄総合事務局では、研修所において宿泊方式の研修を実施する必要性について、研修への専念及び同局職員としての一体感の醸成等のためとしている。

4 研修所を維持する費用

研修所を維持する費用は、次のとおり、人件費が 15,569 千円、維持管理経費等が 16,476 千円の合計 32,045 千円となり、少なく見積もっても一人一泊当たり 17 千円となる。

表 4 研修所の維持管理経費等（平成 21 年度）(単位：千円、人)

研修所の維持管理経費等				延べ宿泊者数			一人一泊当たりの国費 (A/B)
人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計 (A)	研修	その他	合計 (B)	
15,569	9,915	6,561	32,045	314	1,574	1,888	17.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、管理人、調理人及び賄い人の人件費を示している。

3 「維持管理経費」欄は、当該施設を維持する費用として支出された光熱水料（電気、ガス、水道、下水道等）、警備費、清掃費等の合計を示している。

なお、研修所には、プールが附帯施設として設置されているが、当該施設を維持するための費用（清掃費等：409 千円）は含まれていない。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47 年）で除した額を示している。

5 研修に係る旅費

研修に関する出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）や各府省の旅費規程等に基づき、日額旅費（注 1）が支給されており、各府省が所有する宿泊施設へ宿泊する場合は 2,080 円（注 2）、一般の宿泊施設を利用する場合は 5,910 円が支給される。

沖縄総合事務局の石垣市内の職員が 3 泊 4 日（注 3）の研修に参加すると仮定した場合に、研修所に宿泊する場合と一般の宿泊施設を利用する場合に要する旅費をそれぞれ試算し、これらを比較すると、表 5 のとおり、一般の宿泊施設を利用する場合の方が 14,220 円多く要することとなる。

(注 1) 日額旅費の構成要素は、運賃、日当、宿泊料等であり、規定されている日額旅費を超える場合は、その差額が合わせて支給される。

(注 2) 研修所に宿泊する場合は、宿泊料を徴収しているため 1 泊 2,800 円が支給されることとなるが、沖縄総合事務局では宿泊中の移動がない場合は減額調整（210 円）を行っており、1 泊当たり 2,590 円を支給している。

(注 3) 研修所で平成 21 年度に実施された研修のうち最も研修期間が長い（3 泊 4 日）もので試算した。

なお、2 泊 3 日及び 1 泊 2 日の宿泊研修を同様に試算した場合、一般の宿泊施設を利用する場合の方が 2 泊 3 日の場合 11,110 円、1 泊 2 日の場合 8,000 円それ多く要することとなる。

表5 研修に係る旅費の支給（試算例）

(単位：円)

区分	日額 単価	旅費の支給例（算定根拠）			
		日額旅費 A	運賃 B	その他 C	計 (A+B+C)
研修所に宿泊する場合 (D)	2,800	5,180	31,720	6,200	43,100
		滞在2日分 ・(2,800-210) ×2	飛行機往復 ・15,600×2 モノレール代 ・260×2	移動日(2日)分 ・日当2,200×2 ・初日宿泊1,800(宿泊料500、 夕食800、朝食500)	—
一般の宿泊施設を利用する場合 (30日未満) (E)	5,910	11,400	31,720	14,200	57,320
		滞在2日分 ・(5,910-210) ×2	同上	移動日(2日)分 ・日当2,200×2 ・初日宿泊9,800	—
差 (D-E)		—	—	—	▲14,220

(注) 1 内閣府の資料等を基に当省が試算した。

2 本表は、石垣市内の職員が研修所の3泊4日の研修に参加する場合について試算したものである。

3 「旅費の支給例（算定根拠）」欄は、上段が合計額、下段がその内訳を示す。

しかし、上記4のとおり、研修所の維持管理経費等は、一人一泊当たり少なくとも17,000円の国費を要することから、この場合の国費は51,000円（1人当たりの国費17,000円×3泊）支出されるため、これを表5の試算に含めると、表6のとおり、研修所を利用する場合の方が国費は36,780円多く要することとなる。

表6 石垣市内の職員が研修所3泊4日の研修に参加した場合の国費の支出額（試算）（単位：円）

区分	旅費	維持管理経費等	合計
研修所に宿泊する場合 F	43,100	51,000	94,100
一般の宿泊施設を利用する場合 G	57,320	—	57,320
差 (F-G)	▲14,220	51,000	36,780

(注) 1 内閣府の資料等を基に当省が試算した。

2 「旅費」欄は、表5を参照されたい。また、「維持管理経費等」欄は、表4により算出した一人一泊当たりの国費17,000円に泊数（3泊）を乗じたものである。

3 2泊3日及び1泊2日の研修を同様に試算した場合、研修所に宿泊する場合の方が2泊3日の場合39,890円、1泊2日の場合43,000円それぞれ多く要することとなる。

6 国の支出全体からみた研修費用（民間の貸会議室を利用した場合の費用との比較）

研修所を廃止し、局研修室において研修を実施した場合、表6のとおり、旅費の支出は多くのもの、宿泊施設の維持管理経費等が節約されるため、国の支出全体からみた研修費用は安くなると考えられる。

他方、研修所を廃止し、民間の貸会議室で研修を実施する方法も考えられる。

仮に研修所で実施されているすべての研修を民間の貸会議室で実施した場合に要する費用（概算）を次の①から④までの条件の下で試算すると、3,049千円の費用を要する。

- ① 平成21年度の研修所の延べ教室利用日数（室日）は、44室日
- ② 研修所の最多定員の教室は第1研修室で、定員は50人
- ③ ①、②を踏まえ、60人収容可能な民間の貸会議室を44日（1日9時間）利用
- ④ 沖縄総合事務局から30分圏内で貸会議室を利用（1日の利用料金は69.3千円）

また、内閣府所管旅費取扱規則（昭和 27 年總理府令第 12 号）によると、研修所の宿泊施設を利用しなかった場合は、5,910 円の日額旅費が研修受講者に支給されることとなっているため、研修所を利用した場合に支給される日額旅費（2,800 円）と比べ、日額旅費の支給額が 3,110 円割高となり、平成 21 年度の研修所の延べ宿泊利用者数（314 人）分で計算した場合では、約 98 万円割高となる。

以上を基に研修所を利用する場合の費用（維持管理経費等）と研修所を廃止し民間の貸会議室で研修を実施した場合の費用を比較すると、次の表のとおり、研修所を利用する場合が少なくとも 32,054 千円、民間の貸会議室を利用するなど研修所を利用しない場合が 4,026 千円となり、研修所を利用せずに民間の貸会議室を利用する方が年間で 28,019 千円安くなっている。

なお、民間の貸会議室を利用する場合のほかに公的機関の施設を利用したり、庁舎の会議室を活用することにより、民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用の節約が可能となると考えられる。

表 7 研修所の利用の有無による費用比較（平成 21 年度）(単位：千円)

区分	維持管理経費等	貸会議室利用料	追加的に発生する旅費支給額	合計	差 (A-B)
研修所利用	32,045	—	—	32,045 (A)	28,019
研修所未利用	—	3,049	977	4,026 (B)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「維持管理経費等」欄は、表 4 による。

7 研修所に関する動向

沖縄総合事務局長が国有財産の売却・有効活用について、同局管内における民間からの知見を活用するため開催している「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議」において、研修所については、利用実績等の推移を見て廃止の判断を行うこととされている。

表 8 「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議」（沖縄総合事務局財務部）等

- 第 3 回「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議」の開催結果（要旨）：平成 20 年 4 月 14 日〈抜粋〉
 - 廃止の検討対象とした庁舎（分室、倉庫、研修所）について
 - 沖縄総合事務局研修所
 - 現時点で廃止の判断を行うことは適当ではなく、20 年度以降、利用実績等の推移を見て判断する。
 - 理由：当該施設は沖縄総合事務局職員の研修のほか、沖縄振興計画に基づく事業に関連する会議・研修及び「万国津梁館」で開催される諸国際会議の準備室等としても使用している。
 - また、今後、県内国家機関による共同利用も進めるとしており、必要性及び利用効率の向上が見込まれるため、20 年度以降、利用実績等を見ながら、引き続き調整を行っていく。
- 第 27 回国有財産沖縄地方審議会議事録（平成 20 年 8 月 6 日）〈抜粋〉
 - 名護の沖縄総合事務局研修所は、利用実績が低いという問題がある一方、万国津梁館近くに位置しており、国際会議の準備室等としても使用されている事情もあり、双方を勘案し、廃止するか有効調整を図るか、引き続き検討を進めていくということにしております。

8 他の研修施設の動向

今回、調査した研修施設の中には、教室、宿泊施設等を備えた単独の施設を設置していたが、稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設を廃止又は廃止を決定しているものがみられた。

9 沖縄総合事務局の今後の取組

以上の状況を踏まえると、沖縄総合事務局は、研修所で実施している研修を局研修室等で実施することにより、研修所を廃止することが可能と考えられる。

主な資産等	○ 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、380,248千円である。													
	<p style="text-align: center;">表 研修所の主な資産 (単位: m²、千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>面積</th><th>資産価値</th></tr></thead><tbody><tr><td>土地</td><td>6,168</td><td>217,613</td></tr><tr><td>主な建物</td><td>1,439</td><td>162,635</td></tr><tr><td>合計</td><td>—</td><td>380,248</td></tr></tbody></table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。</p>			区分	面積	資産価値	土地	6,168	217,613	主な建物	1,439	162,635	合計	—
区分	面積	資産価値												
土地	6,168	217,613												
主な建物	1,439	162,635												
合計	—	380,248												
	○ 研修所を廃止することにより、人件費と維持管理経費（年間で25,484千円）を節減することが可能である。													

表 1-(1)-④

件名	研修施設を廃止することが可能とみられるもの	
研修施設名	厚生労働省白金台分室	
所在地	東京都港区白金台 2-6-21	
設置根拠	なし	
主な研修対象者	厚生労働省本省職員	
定員	0人(非常勤職員2人)	
敷地	950 m ²	
研修施設の設置状況	教室等	教室5室(定員200人) 建て面積:484 m ² 、延べ床面積:1,415 m ²
	宿泊施設	—
	体育施設	—
予算(平成21年度)	11,871千円	
研修実施状況(平成21年度)	研修数	8研修
	受講者数	延べ1,251人
	宿泊者数	—
	稼働率	施設全体:16.5%、教室平均:13.8%

[説明]

厚生労働省は、厚生労働省職員を対象とした、職員の資質向上のための研修を実施するための施設として、白金台分室を所有している。

白金台分室の平成21年度の稼働状況等をみると、施設全体の稼働率は16.5%(平均で週1日未満)と極めて低調となっており、また、実施している研修は白金台分室以外で実施することが可能であると考えられる。

仮に民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用を試算すると約10,080千円となり、白金台分室の年間の維持管理経費等約13,698千円よりも3,618千円安くなることから、民間の貸会議室等を活用することにより、白金台分室を廃止することが必要であると考えられる。

1 白金台分室の設置概要

厚生労働省は、厚生労働省職員を対象とした、職員の資質向上のための研修を実施するための施設として、白金台分室を所有している。

2 白金台分室の稼働状況

白金台分室の平成21年度の施設全体の稼働状況をみると、研修の実施日数は40日、施設全体の稼働率は16.5%(平均で週1日未満)と極めて低調となっている。

また、平成21年度の教室の稼働状況をみると、表1のとおり、教室の平均稼働率は13.8%にとどまっており、教室の稼働は非効率なものとなっている。

表1 白金台分室の各教室の研修利用実績及び稼働率(平成21年度) (単位:人、日、%)

区分	大会議室	中会議室	小会議室1	小会議室2	特別会議室	平均
定員	72	48	30	30	20	—
研修利用日数	40	40	40	40	7	—
稼働率	16.5	16.5	16.5	16.5	2.9	13.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242日（平成21年度））に対する研修の利用日数の割合を表す。

3 白金台分室の維持管理経費等

白金台分室の平成21年度の維持管理経費等は、表2のとおり、少なく見積もっても13,698千円となっている。

表2 白金台分室の維持管理経費等（平成21年度）

（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
5,113	4,975	3,610	13,698

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、職員の人事費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人事費を示している。

3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47年）で除した額を示している。

4 白金台分室の研修の実施状況

白金台分室の平成21年度の研修の実施状況をみると、表3のとおり、新規採用職員研修、語学研修、本省初任係長研修など8研修（すべて大臣官房人事課が主催）を実施しており、いずれも座学形式の講義やグループ討議等の演習形式による研修を実施していることから、白金台分室で実施されているすべての研修は、必ずしも白金台分室でなければ研修が実施できないものではない。

表3 白金台分室における研修の実施状況（平成21年度）

（単位：人、日）

研修名	対象者	受講者数	利用実績
新規採用職員研修	国家公務員II・III種試験合格者	73	9
語学研修	業務で語学力を必要とする職員、海外派遣制度への希望をする職員	26	7
本省初任係長研修	本省内部部局に勤務する係長（相当職含む）で経験年数3年未満の職員	12	5
本省係長研修	本省内部部局に勤務する係長（相当職含む）で経験年数3年以上の職員	13	5
地方支分部局及び施設等機関係長研修	地方支分部局及び施設等機関に勤務する係長（相当職含む）	16	5
本省課長補佐研修	本省内部部局に勤務する課長補佐等で、相当職昇任3年以内の職員	13	3
中堅係員研修	国家公務員II・III種試験によって採用され、行（一）2級の職員で係長昇任直前の者	18	3
初任者フォローアップ研修	国家公務員II種試験によって採用され、採用後概ね2～3年の職員	38	3
合 計		209	40

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

5 白金台分室以外で研修を実施する場合の費用

白金台分室以外で研修を実施する場合、既存の合同庁舎内の会議室や民間の貸会議室等で実施する方法が考えられる。

仮に、民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用（概算）を次の①から④までの条件の下で試算すると、10,080千円の費用を要する。

- ① 平成21年度における白金台分室の延べ教室利用日数（室日）は63室日（注）
- ② 白金台分室の最多定員の教室は大会議室で、定員は72人
- ③ ①、②を踏まえ、72人以上収容可能な民間の貸会議室を63日（1日9時間）利用
- ④ 霞が関近郊で貸会議室（定員96人）を利用（1日の利用料金は160千円）

（注） 厚生労働省は、各教室を研修で表1のとおり利用しているとしているが、実際に研修に必要な教室利用日数の合計は63室日である。

6 民間の貸会議室を利用する場合の費用との比較

白金台分室の平成21年度の維持管理経費等と上記5で算出した白金台分室以外で研修を実施した場合の費用を比較すると、白金台分室を利用する場合の維持管理経費等が少なく見積もっても13,698千円、民間の貸会議室を利用するなど白金台分室を利用しない場合の費用が10,080千円となり、白金台分室を利用せずに民間の貸会議室を利用する方が年間3,618千円安くなっている。

なお、民間の貸会議室を利用するほかに、公的機関の施設を利用したり、庁舎内の会議室を活用することにより、民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用を節約することが可能である。

7 研修以外の利用

白金台分室は、厚生労働省大臣官房会計課が庁舎管理の一環として施設の管理を行っており、原則的には研修業務で利用させることとしているが、厚生労働省本庁舎内では、慢性的に会議室が不足している状態にあるとして、省内において行われる各種会議等で適宜同分室を活用することとしている。

白金台分室については、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成19年6月15日国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議）において、西ヶ原（農林水産省西ヶ原分室等の跡地に建設予定の共同研修所）が移転候補地として提示されているところであり、厚生労働省は、移転した際は各種会議等を厚生労働省本庁舎内の会議室又は他省庁の共用会議室等を確保の上、実施することとしていることから、現在、白金台分室を活用して実施されている各種会議等については、白金台分室以外での実施が可能であると考えられる。

8 他の研修施設の動向

今回、調査した研修施設の中には、教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施する施設を設置していたが、稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設を廃止又は廃止を決定しているものがみられた。

9 厚生労働省の今後の取組

仮に民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用の方が、白金台分室の年間の維

持管理経費等よりも割安となることから、民間の貸会議室等を活用することにより、白金台分室を廃止することが必要であると考えられる。

- | | |
|-------|--|
| 主な資産等 | <input type="radio"/> 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、537,516千円である。 |
|-------|--|

表 白金台分室の主な資産 (単位 : m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	950	470,245
主な建物	1,415	67,271
合計	—	537,516

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。
3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

- | |
|---|
| <input type="radio"/> 民間施設等で研修を実施することにより、維持管理経費等（年間で10,088千円）を節減することが可能である。 |
|---|

表 1-(1)-⑤

件名	研修施設を縮小することが可能とみられるもの
研修施設名	農林水産研修所つくば館水戸ほ場
所在地	茨城県水戸市鯉淵町 5930- 1
設置根拠	農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程(平成 15 年 6 月 30 日付け 15 農修第 157 号) 第 2 条
主な研修対象者	農林水産省職員、都道府県・市町村、農業団体職員等
定員	7 人
敷地	406, 108 m ²
主な施設の設置状況	教室等 鉄筋コンクリート 2 階建て (建て面積 : 731 m ² 、延べ床面積 : 1, 184 m ²) 鉄筋コンクリート 1 階建て (建て面積 : 647 m ² 、延べ床面積 : 647 m ² (閉鎖中)) 教室 2 室 (ほか 4 室閉鎖中)、全天候型練習ほ場、運転コースなど
	宿泊施設 鉄筋コンクリート 3 階建て (建て面積 : 535 m ² 、延べ床面積 : 1, 461 m ² (閉鎖中))、定員 45 人
	体育施設 グラウンド (10, 800 m ²)
予算 (平成 21 年度)	154, 377 千円
研修実施状況 (平成 21 年度)	研修数 25 研修
	受講者数 延べ 1, 617 人
	宿泊者数 —
	稼働率 施設全体 : 55. 4%

〔説明〕

農林水産研修所つくば館水戸ほ場 (以下「水戸ほ場」という。) は、農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象に農業機械の操作等の実技を伴う農業機械化のための研修 (以下「農業機械化研修」という。) 等を実施している。

水戸ほ場の敷地面積は約 40 ヘクタールと広大であるが、このうち、少なくとも約 11 ヘクタールが現在研修では全く使用されていないほか、設置している施設についても、老朽化等に伴い全く使用されていないものもみられた。

また、平成 21 年度の研修の実施状況をみると、農業機械化研修については、需要の把握を行わず研修計画を策定しているため、受講者がおらず複数の研修が未実施となっており、また、農業機械化研修以外に実施している研修 (実施研修数の 52. 0%、延べ受講者数の 81. 9%。以下「特別研修」という。) については、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施し、水戸ほ場の本来の設置目的外のものとなっている。

以上のとおり、水戸ほ場は、広大な土地を保有し、多数の施設を設置しているものの、土地や施設の未利用が多く、非効率な状況になっていることなどから、使用されていない敷地及び施設を廃止するとともに、実施している研修について廃止を含めた抜本的な見直しを行うことにより、研修施設の規模を大幅に縮小する必要があると考えられる。

1 水戸ほ場の概要

(1) 研修施設の設置概要

農林水産研修所は、農林水産省組織令 (平成 12 年政令第 253 号) 第 86 条において、施設等

機関として農林水産省本省に置くこととされ、同令第 88 条において、「農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体の職員に対し、その職務を行うのに必要な研修（森林技術総合研修所の所掌に属するものを除く。）を行う」こととされている。また、農林水産省組織規則（平成 13 年農林水産省令第 1 号）第 142 条の規定に基づき、農業の機械化及び農業に関する普及事業についての研修を実施することとされ、これらの研修を実施するための施設として、「農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程」（平成 15 年 6 月 30 日付け 15 農修第 157 号）第 2 条の規定により、つくば館及び水戸ほ場が置かれている。

農林水産研修所本所は、「農林水産省職員研修要領」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 秘第 602 号）に基づき、農林水産省職員（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和 29 年法律第 141 号）の適用者を除く。）を対象として、①計画的養成研修（職員の段階に応じて実施する研修）、②能力開発研修（農林水産行政に求められる特定の能力を向上させるための研修）を実施している。

つくば館は、①食品表示の適正化及び安全性の確保に関する技術についての研修、②農業機械化及び農業に関する普及事業についての研修、③農林漁業従事者の生活に関する知識及び技術並びに農林漁業従事者の生活に関する普及事業についての研修等を実施するための研修施設として設置され、これらのうち、農業機械の操作等の実技を伴わない座学形式の講義やグループ討議等の演習を、農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象として実施している。

また、水戸ほ場は、つくば館が実施する研修のうち、ほ場を活用した研修を実施するための研修施設として設置され、トラクター、田植機、コンバイン等の農業機械（以下単に「農業機械」という。）の操作等の実技を伴う研修を実施している。

（2）水戸ほ場における研修の実施状況

水戸ほ場においては、表 1 のとおり、農業機械化研修及び特別研修の 2 種類の研修が行われている（それぞれの実施状況の詳細については、表 2-（4）参照。）。

表 1 水戸ほ場における研修の実施体系（平成 21 年度）

研修種類	対象者	研修内容
農業機械化研修	農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等	・農業機械の操作等の実習
特別研修	独立行政法人職員、近隣の財団法人が運営する農業専門学校の学生等	・同上 ・農業機械の分解、組立及び調整等の実習

（注） 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

農業機械化研修は、農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）第 3 条において、国又は都道府県において積極的に行わなければならないものとされており、これに基づき、平成 21 年度においては「平成 21 年度農業機械化研修計画」（以下「研修計画」という。）を策定し実施して

いる。

平成 21 年度における農業機械化研修の実施状況をみると、年度当初の研修計画では 18 研修が計画されていたものの、実際には受講希望者が集まらなかつたことから 7 研修（全体の 38.9%）が実施されていないほか、「新技術機械化体系導入研修（露地野菜作における肥料・農薬施用量削減技術導入コース）」については、募集定員 10 人に対し受講者数が 2 人と著しく少なくなっている。

これらの状況について、つくば館では、従来は、実施予定の研修について事前に都道府県等関係機関に需要調査（アンケート調査）を実施し、研修計画に反映していたが、実際には受講者が集まらなかつた経緯があつたため、現在、需要調査は行つてないとしている。

また、特別研修は、研修計画において、「農林水産研修所つくば館長が特に実施する必要があると認めたもの」とされているのみで、実際に実施することとするための要件、基準等に関する具体的な規定等はない。

実際の特別研修の実施状況としては、水戸ほ場において、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（茨城県つくば市）、財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校（茨城県水戸市）、専修学校日本農業実践学園（茨城県水戸市）及び社団法人国際農業者交流協会（東京都大田区）の 4 団体等からの個別の依頼に応じて、当該法人等の職員、学生等一部の特定の者のみを対象として実施し、研修施設の本来の設置目的外のものとなっており、これら特別研修が水戸ほ場で実施されている研修に占める割合は、研修実施日数において 74.6%、延べ受講者数において 81.9% と太宗を占めている。

なお、農林水産省では、農業機械による事故が減少していない状況において、農作業安全対策は重要な課題となっていることから、今後、特別研修については、農作業安全の観点で、特定の者を対象とするのではなく、地域の指導者である農業者を主たる対象者として直接指導する仕組みを検討することを考えているとしている。

2 水戸ほ場の稼働状況

(1) 施設全体の稼働状況

水戸ほ場の施設全体の稼働状況（注）について、平成 21 年度の実績をみると、研修実施日数は 134 日で、施設全体の稼働率は 55.4% となっているものの、特別研修を除くと、研修実施日数は 34 日のみで、施設の稼働率は 14.0% にとどまっている。

（注） 水戸ほ場は、平成 20 年度までは「農業技術研修館」として、農業機械の操作等の実技を伴う研修だけでなく座学形式の講義等も実施し、設置されている教室及び宿泊施設が利用されていたが、21 年度から研修体系を変更し、座学形式の講義等はつくば館で実施し、水戸ほ場では農業機械の操作等の実技を伴う研修に特化することとしたことから、水戸ほ場に設置されている教室は 2 室を除いて閉鎖されている。

また、延べ受講者数は 1,617 人となっているものの、特別研修の延べ受講者数が 1,325 人で全体の 81.9% と太宗を占めており、農業機械化研修の延べ受講者数は 292 人で全体の 18.1% にとどまっている。

表2 水戸ほ場の施設の利用実績及び稼働率（平成21年度）（単位：日、%、人）

研修の種類	研修実施日数	稼働率	延べ	割合
			受講者数	
農業機械化研修	34	14.0	292	18.1
特別研修	100	41.3	1,325	81.9
合 計	134	55.4	1,617	100.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「特別研修」の「研修実施日数」欄は、特別研修のみが実施された日数であり、同日に農業機械化研修が実施されている場合は「農業機械化研修」の「研修実施日数」に計上した。

3 「稼働率」欄の数値は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日数（242日（平成21年度））に対する研修で利用された日数の割合を表す。

4 「延べ受講者数」の「割合」欄は、全研修の延べ受講者数に対する「農業機械化研修」及び「特別研修」それぞれの延べ受講者数の割合を表す。

(2) 土地・設備の利用状況

水戸ほ場は、水田ほ場、全天候型練習ほ場、トラクター運転コースなどの施設を整備し、敷地面積が約40ヘクタールあるが、このうち、友部ほ場（約2ヘクタール。湿地のため研修での利用が困難）、旭ヶ丘ほ場（約9ヘクタール。牧草地）の少なくとも約11ヘクタールについては、現在研修では全く使用していない状況となっている。

また、農業機械を操作する際の危険を実地に実体験するための施設として、傾斜路・傾斜面で農業機械の運転ができる設備を整備しており、このような設備があるのは日本国内で水戸ほ場だけであるとしているが、当該設備を使用して実施している研修は4研修にすぎず、使用日数は4日間（施設利用率1.7%（注））のみとなっており、日本国内で唯一とされている設備が遊休化している。

(注) 施設利用率は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日数（242日（平成21年度））に対する研修利用日数の割合を示す。

その他、研修施設の敷地内には、ガラス張りの研修温室（3棟）、牧草乾燥舎（1棟）などの施設があるが、研修温室については、設備が老朽化しており、中で作業等を行うことは危険であることに加え、現人員では同設備を利用した研修への対応ができないとして現在は使用していない。また、牧草乾燥舎については、以前は畜産関係の機械化研修を実施し、そのために牛を飼育しサイロを使用していたが、現在はこのような研修は実施しておらず、サイロも使用していない。

3 水戸ほ場の維持管理経費等

平成21年度における、水戸ほ場の維持管理経費等は、少なく見積もっても、表3のとおり、28,964千円となっている。

表3 水戸ほ場の維持管理経費等（平成21年度）（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	23,876	5,088	28,964

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費である。

- 3 「維持管理経費」欄は、施設を維持する費用として支出された光熱水料、警備費、清掃費等の合計額である。
- 4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、水戸ほ場の主な建物の取得額、模様替え等による価格増の合計額を、耐用年数（47年）で除した額である。

4 水戸ほ場の今後の取組

以上の状況を踏まえると、水戸ほ場については、使用されていない敷地及び施設を廃止するとともに、実施している研修について廃止を含めた抜本的な見直しを行うことにより、研修施設の規模を大幅に縮小する必要があると考えられる。

- 主な資産等 ○ 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、382,096千円である。

表 水戸ほ場の主な資産 (単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	406,108	188,999
主な建物	7,343	193,097
合計	—	382,096

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「主な建物」欄には、計上した建物の延べ床面積の合計値を記載した。
 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

- 水戸ほ場を大幅に縮小することにより、維持管理経費（年間で23,876千円）を節減することが可能である。

表 1-(1)-⑥

件名		研修施設を縮小することが可能とみられるもの
研修施設名		国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園附属保護指導職員養成所（研修棟、宿舎棟）
所在地		埼玉県所沢市北原町 860
設置根拠		厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）第 672 条
主な研修対象者		知的障害児施設における知的障害の児童の保護及び指導に当たる職員その他社会福祉に従事する職員
定員		3 人
敷地		91,394 m ² （施設全体）
主な施設の設置状況	教室等	教室 7 室（定員 234 人） 建て面積 560 m ² 、延べ床面積 976 m ²
	宿泊施設	宿泊室 30 室（定員 30 人） 建て面積 624 m ² 、延べ床面積 1,033 m ²
	体育施設	—
予算（平成 21 年度）		39,191 千円
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	18 研修
	受講者数	延べ 2,299 人
	宿泊者数	延べ 796 人
	稼働率	施設全体：26.0%、教室平均：7.9%、宿泊施設：14.3%

[説明]

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園（以下「秩父学園」という。）に附置されている附属保護指導職員養成所（以下「養成所」という。）は、知的障害児施設における知的障害の児童の保護及び指導に当たる職員その他社会福祉に従事する職員の研修を実施するに当たり、研修棟及び宿舎棟を設置している。

研修棟の平成 21 年度の稼働状況等をみると、稼働率は 26.0%（平均で週 2 日未満）と低調となっており、また、実施している研修のほとんどは当該施設以外で実施することが可能であると考えられる。

仮に民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用を試算すると 7,182 千円となり、研修棟等の年間の施設維持管理費等 8,900 千円よりも 1,718 千円安くなることから、近隣の民間の貸会議室等を活用する方が経済的であると考えられる。

今後、平成 22 年 1 月に設置した「障がい者制度改革推進会議」における議論等により、障害児の入所施設の在り方が見直され、秩父学園において新たな施設が必要となることが想定され、研修棟等の研修施設を新たに必要となる施設の用途に変更し、研修機能を縮小することが可能であると考えられる。

1 養成所の概要

(1) 研修施設の設置概要

秩父学園は、厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）第 649 条に基づき、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局に置かれている。秩父学園の所掌事務については、同規則第 664 条により、i) 知的障害児の保護及び指導を行うこと、ii) 全国の知的障害児施設における知的障害児の保護及び指導の向上に寄与するための事業を行うこと等とさ

れている

また、厚生労働省組織規則第 672 条第 1 項及び第 2 項において、秩父学園に養成所を置くことが規定され、養成所の所掌事務として、同条第 3 項において「知的障害児施設における知的障害の児童の保護及び指導に当たる職員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修を行うこと」をつかさどるとされており、このうち、研修を実施するに当たって、秩父学園の敷地内に研修棟及び宿泊棟を設置している。

(2) 養成所における研修の実施状況

養成所で平成 21 年度に実施された 18 研修の実施状況をみると、「自閉症トレーニングセミナー」(第 1 回、第 2 回)における各 1 時間 40 分の実習カリキュラム以外は、座学形式の講義やグループ討議等の演習であり、必ずしも養成所でなければ実施できない内容のものではない。

2 養成所の稼働状況

養成所の施設全体の稼働状況について、平成 21 年度の実績をみると、研修実施日数は 63 日で、施設全体の稼働率は 26.0% (平均で週 2 日未満) と低く、研修施設として非効率な利用状況となっている。

また、養成所の教室の稼働状況について、平成 21 年度の実績をみると、表 1 のとおり、教室の平均稼働率は 7.9% と低調であり、小研修室の稼働率は 1.7% となっているほか、最も稼働率が高い大研修室でも 26.0% の稼働率にとどまっており、極めて非効率な利用状況となっている。

表 1 養成所の各教室の利用実績及び稼働率 (平成 21 年度) (単位 : 人、日、%)

区分	大研修室	中研修室 1	中研修室 2	小研修室 1	小研修室 2	小研修室 3	小研修室 4	平均
定員	126	30	30	12	12	12	12	—
研修利用日数	63	27	27	4	4	4	4	—
稼働率	26.0	11.2	11.2	1.7	1.7	1.7	1.7	7.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日 (242 日 (平成 21 年度))) に対する研修利用日数の割合を表す。

さらに、養成所の宿泊施設の稼働状況について、平成 21 年度の実績をみると、宿泊施設の稼働率 (注) は 14.3% にとどまっているほか、年間利用可能日 (186 日) のうち宿泊者のいない日が 142 日に上っており、非効率な利用状況となっている。

なお、養成所は、宿泊施設は遠方からの研修の受講者の利便性のために設置しているもので、必ずしも当該宿泊施設に宿泊しなければならないものではないとしている。

(注) 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \frac{\text{年間宿泊人日}}{\text{年間利用可能人日}} \times 100\%$$

年間宿泊人日 : 平成 21 年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数 (796 人日) (ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日 (金曜日等) に宿泊した者は除く。)

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（30人）×186日（平成21年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

3 養成所の維持管理経費等

平成21年度における、養成所の維持管理経費等は、少なく見積もっても、表2のとおり、8,900千円となっている。

表2 養成所の維持管理経費等（平成21年度）

（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	2,231	6,669	8,900

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費である。

3 「維持管理経費」欄は、研修施設を維持するために支出された光熱水料等の合計額である。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額等を耐用年数（47年）で除した額である。

4 養成所以外の場所で研修を実施した場合に要する費用

養成所以外の場所で研修を実施する場合、秩父学園内の会議室や民間の貸会議室で実施するなどの方法が考えられる。

仮に民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用（概算）を次の①から④までの条件の下で試算すると、7,182千円の費用を要する。

① 平成21年度の養成所の延べ教室利用日数（室日）は、133室日

② 養成所の最多定員の教室は大研修室で、定員は126人。養成所で実施している研修のうち、同規模の研修室が必要なものは1研修（計2日間）のみであり、そのほかの研修は定員80人規模で実施可能。

③ ①、②を踏まえ、定員80人規模の民間の貸会議室を133日（1日9時間）利用

④ 最寄りの航空公園駅周辺には同規模の貸会議室がないため、近郊の貸会議室（川越駅徒歩1分、定員90人）を利用（1日の利用料金は54千円）

5 民間の貸会議室を利用する場合の費用との比較

平成21年度における養成所の維持管理経費等と、上記4で算出した養成所以外の場所で研修を実施した場合に要する費用を比較すると、平成21年度における養成所の維持管理経費等が少なく見積もっても8,900千円、民間の貸会議室を利用するなど養成所以外の場所で研修を実施した場合の費用の試算が7,182千円となり、民間の貸会議室を利用するなど養成所以外の場所で研修を実施する方が、年間1,718千円安くなっている。

なお、民間の貸会議室を利用するほかに、公的機関の施設を利用したり、国立リハビリテーションセンター学院（注）や近隣に所在する他府省の研修施設を活用することにより、民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用を節約することが可能である。

(注) 国立リハビリテーションセンター学院は、国立障害者リハビリテーションセンターに設置された部門であり、厚生労働省組織規則第695条（学院の所掌事務）で「学院は、障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を行うことをつかさどる」とされており、研修施設として、教室1

室（定員 100 人）、宿泊施設 20 室（定員 40 人）を設置しており、平成 21 年度の施設の稼働状況は、施設全体の稼働率 37.2%、教室の平均稼働率 37.2%、宿泊施設の稼働率 13.5% となっている。

秩父学園は、平成 22 年度から国立障害者リハビリテーションセンターの組織改正により同センター自立支援局部門の内部組織に位置付けられている。

6 障害児支援施策の見直しによる秩父学園の今後の動向

上記 1 のとおり、秩父学園は、知的障害児を入所させて、その保護及び指導等を行う施設として設置されているが、近年の障害児を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成 20 年 3 月に厚生労働省に置かれた検討会において「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」（平成 20 年 7 月 22 日）が取りまとめられ、障害児施設の一元化の方向性が示されたほか、同年 10 月に厚生労働省に置かれた検討会において取りまとめられた「国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会報告書」（平成 21 年 3 月 25 日）においては、秩父学園について、入所対象者の範囲を拡大するとともに、障害児支援プログラムの開発・普及等を行うべき等とされた。

今後は、平成 22 年 1 月に設置した「障がい者制度改革推進会議」における議論等を踏まえ、障害児の入所施設の在り方が見直され、秩父学園において新たな施設が必要となることが想定される。

7 養成所の今後の取組

以上の状況を踏まえると、養成所については、研修棟等の研修施設を新たに必要となる施設の用途に変更し、研修機能を縮小することが可能であると考えられる。

主な資産 ○ 指摘した研修施設の建物の資産価値の合計は、260,808 千円である。

表 養成所の主な資産 (単位 : m²、千円)

区分	面積	資産価値
主な建物	2,009	260,808

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「主な建物」欄には、計上した建物の延べ床面積の合計値を記載した。

3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

表 1-(1)-⑦

件名	研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが可能とみられるもの		
研修施設名	情報通信政策研究所		統計研修所
所在地	東京都国分寺市泉町2-11-16		東京都新宿区若松町19-1
設置根拠	総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第96号 総務省組織令（平成12年政令246号）第126条		総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第96号 総務省組織令（平成12年政令246号）第126条
主な研修対象者	総務省の職員のうち、情報通信国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局、総合通信局、沖縄総合通信事務所及び情報通信政策研究所の者		国家公務員及び地方公務員
定員	18人		51人（研修以外の業務に従事している統計図書館等の職員の分も含む。）
敷地	14,546 m ²		24,276 m ² （総務省第二庁舎全体の敷地面積。統計研修所はこの敷地内に設置。宿泊施設は別地に設置）
主な施設の設置状況	教室等	教室6室（定員143人） 建て面積2,843 m ² 延べ床面積5,752 m ²	教室4室（定員165人。総務省第二庁舎別館内） 建て面積1,080 m ² 延べ床面積2,781 m ²
	宿泊施設	78室（定員78人） 建て面積649 m ² 延べ床面積1,915 m ²	19室（定員38人） 建て面積206 m ² 延べ床面積617 m ²
	体育施設	体育館（707 m ² ） テニスコート1面（918 m ² ）	—
予算（平成21年度）	293,604千円		369,538千円（研修以外の業務に従事している統計図書館等の職員の分も含む。）
研修実施状況（平成21年度）	研修数	29研修	23研修
	受講者数	延べ4,058人	延べ5,106人
	宿泊者数	延べ2,659人	延べ547人
	稼働率	施設全体：57.0% 教室平均：10.4% 宿泊施設：18.3%	施設全体：51.2% 教室平均：18.6% 宿泊施設：7.7%
〔説明〕			
情報通信政策研究所（以下「情政研」という。）は、総務省の職員のうち、情報通信国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局、総合通信局、沖縄総合通信事務所及び情報通信政策研究所の者を対象として、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修を実施している。			
情政研の平成21年度の施設の稼働状況をみると、施設全体の稼働率は57.0%と極端に低くはないものの、教室の平均稼働率は10.4%と低調となっており、教室の稼働状況は非効率なものとなっていることから、効率的に教室を運用する余地があると考えられる。			
また、情政研の宿泊施設についてみると、受講者一人一泊当たりに要する宿泊施設の維持管理経			

費等と国の機関が所有する施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費の合計金額が、民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費よりも 1,822 円割高になっている。

さらに、情政研には、体育施設として体育館及びテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。

一方、同省の同一ブロック内に所在する統計研修所の平成 21 年度の施設の稼働状況をみると、施設全体の稼働率は 51.2% と、教室の平均稼働率は 18.6% と低調となっており、施設の稼働が非効率なものとなっている。

また、統計研修所は、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成 19 年 6 月 15 日）において、西ヶ原（東京都北区）に建設予定の共同研修所（以下単に「共同研修所」という。）に移転することとされている（共同研修所の設計は、平成 22 年度末から実施する予定）。

総務省においては、非効率な状況となっている情政研について、i) 教室等は、研修施設の共同利用による省内での一体的な運用を図る等により有効活用を図ること、ii) 研修を実施するに当たって必ずしも設置する必要がないと考えられる体育施設は、種類や形状を踏まえ廃止等すること、iii) 国が維持管理することが割高となっている宿泊施設は、経費の節減、他機関への施設の貸出しなどの有効活用方策を講じた上で、依然として国費の支出が割高になる場合は、宿泊施設を廃止・縮小することが必要であると考えている。

また、非効率な状況となっている統計研修所については、国の予算の効率的・効果的な執行を図る観点から、情政研への研修機能の移転等に要する経費と共同研修所への移転等に要する経費とを比較するなど、移転について総合的に比較検討する必要があると考えられる。

1 情政研

（1）情政研の設置概要

情政研は、総務省組織令（平成 12 年政令 246 号）第 130 条で「総務省の職員に対して、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修を行うこと」とされ、総務省の職員のうち、情報通信国際戦略局、情報流行政局、総合通信基盤局、総合通信局、沖縄総合通信事務所及び情政研の者を対象に情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修を実施している。

（2）情政研の研修実績や稼働状況等

情政研は、平成 21 年度に年間 29 研修を実施し、473 人が受講しており、平成 16 年度に東京都目黒区から現在地（国分寺市）に移転しているが、研修数及び受講者数に大幅な変化はない。

表 1 情政研の研修数及び受講者数の推移

（単位：研修、人）

区分	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	伸び率
研修数	24	28	28	30	29	120.8
受講者数	469	549	502	528	473	100.9

（注）1 当省の調査結果による。

2 「伸び率」欄は、平成 17 年度実績を 100 とした場合の 21 年度実績の指標である（以下同じ。）。

また、情政研で実施している研修内容をみると、座学形式や演習形式による研修を実施しているほか、情政研に設置している通信機器等を使用した実習形式による研修を実施しており、通信機器等を使用する研修については、他の施設で実施することは困難であるとしている。

情政研の平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 10.4%と低くなっています。また教室ごとの稼働率をみると、第 5 教室が 42.6%となっているものの、それ以外の教室では 0 から 13.2%と低く、研修施設として非効率な状況となっています。

なお、研修所において、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた 242 日（平成 21 年度）のうち教室を全く使用していない日は 104 日（43.0%）ある。

表 2 情政研の各研修室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度）（単位：人、日、%）

区分	第 1 教室	第 2 教室	第 3 教室	第 4 教室	第 5 教室	視聴覚室	平均
定員	20	20	20	20	50	13	—
研修利用日数	32	0	8	8	103	0	—
稼働率	13.2	0.0	3.3	3.3	42.6	0.0	10.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242 日（平成 21 年度））に対する研修利用日数の割合を示す（以下同じ。）。

この点について情政研では、第 5 教室は 50 人程度の収容人数となっているが、これ以外の教室は収容人数が 20 人から 13 人と少なく、受講者数、研修の内容や実施方法等を勘案した結果として第 5 教室（50 人程度）を多く使用するためであるとしている。

平成 21 年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率（注 1）は 18.3%（実質 13.5%（注 2））と教室の稼働状況と同様に低く、研修施設として極めて非効率な利用状況となっている。さらに、一年間で最も宿泊者数が多かった日（以下「年間最多宿泊日」という。）の利用人数は、45 人（実質 42 人）であり、宿泊者率（宿泊可能人数に対する宿泊者数の割合）は 57.7%（実質 53.8%）と半分程度となっている。ちなみに年間最多宿泊日（利用人数 45 人（実質 42 人））は、8 日となっている。

(注 1) 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり（以下同じ。）。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \frac{\text{年間宿泊人日}}{\text{年間利用可能人日}} \times 100\%$$

年間宿泊人日：平成 21 年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（2,659 人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、日曜日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（78 人）×186 日（平成 21 年度）（土曜日、日曜日及び年末年始並びに土曜日、日曜日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

(注 2) 宿泊している受講者のうち 3 人ないし 5 人は係員研修科（1 年間の研修）の職員であり、研修開始の 8 月上旬の 1 週間と 10 月中旬から 11 月上旬にかけての 4 週間の情政研での研修以外は実務研修として、本省で業務を実施しており、その間も公務員宿舎は貸与されず情政研の宿泊施設から千代田区霞が関へ通勤していることから、情政研が実施する研修の宿泊者数から除いて計算した。

表3 情政研の宿泊施設の稼働状況（平成21年度）				(単位：人日、%、人、日)		
区分	宿泊施設の稼動状況			年間最多宿泊日の状況		
	年間利用可能人日(A)	年間宿泊人日(B)	稼動率(B)/(A)×100	利用人数(C)	利用期間	宿泊者率(C)/78×100
定員78人	14,508	2,659	18.3	45	8	57.7
実質	14,508	1,954	13.5	42	8	53.8

(注) 当省の調査結果による。

各研修の研修対象人数や研修内容について、研修施設の基本設計当時（平成13年）の計画（基本設計書）をみると、研修実施の見込みについて定量的な記述はないものの、規模に関する大きな変更はないことから勘案すると設計段階において過剰なものとなっていたことが伺われる。

表4 情政研の基本設計書〈抜粋〉 (単位：m²、人)

区分	当初計画	基本設計(平成13年)	現状
事務棟(含む体育館)	5,779	5,657	5,752
宿泊棟	2,071	1,922	1,915
定員	—	78	78
計	7,850	7,579	7,667

(注) 1 電気通信研修所基本設計書(2001年3月30日)等を基に当省が作成した。

2 「当初計画」欄は、基本設計に記載されたものを記載した(年度不明)。

3 基本設計段階では、研修室7室(定員146人)及び実験・試験室4室、視聴覚教室、LL教室の計13室を設置する計画となっており、現状の間取り(計12室)とは一致しない。

(3) 宿泊施設の維持管理経費等

情政研の平成21年度の宿泊施設の維持管理経費等をみたところ、受講者一人一泊当たりに要する宿泊施設の維持管理経費等と国の機関が所有する施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費1,450円との合計金額が、民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費5,910円よりも、約1,822円割高になっており、延べ宿泊者数(注)分で合計約7,590千円割高になっている。

(注) 「延べ宿泊者数」は、平成21年度における当該宿泊施設の延べ宿泊者数(土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始に宿泊している者も含んでいる。(4,166人日))を示している。

表5 情政研の宿泊施設の維持管理経費等(平成21年度) (単位：千円、人日)

維持管理経費(A)	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額(B)	延べ宿泊者数(C)	一人一泊当たりの維持管理経費等((A+B)÷C)	一人一泊当たりの割高分(D)	延べ宿泊者数における割高分(C×D)
17,110	9,062	4,166	6.282	1.822	7,590

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「維持管理経費」欄は、宿泊施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等をいう。なお、宿泊施設の維持管理経費がその他の施設・設備と一体となっている場合は、宿泊施設分を按分している。

3 「宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、宿泊施設の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数(47年)で除した額を示している。

4 「一人一泊当たりの割高分」欄は、一人一泊当たりの維持管理経費等(6,282円)と国の機関が所有する場合に支給される一泊当たりの旅費(1,450円)との合計金額から民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費5,910円を除いた額との差額を示している。

(4) 体育施設の設置状況等

情政研には、体育施設として体育館及びテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。また、平成 21 年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、研修では全く利用されていなかった。

なお、体育館については講堂として研修の入所式等に利用されており、また、テニスコートについては休日に地元自治体に有料で開放している。

2 統計研修所

(1) 統計研修所の設置概要

統計研修所は、総務省組織令第 131 条で「国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修を行うこと」とされ、国家公務員及び地方公務員を対象に統計に関する研修等を実施している。

(2) 統計研修所の研修実績や稼働状況等

統計研修所は、平成 21 年度に年間 23 研修を実施し、937 人（うち国家公務員 320 人）が受講しており、最近の研修数及び受講者数に大幅な変化はない。

表 6 統計研修所の研修数及び受講者数の推移

（単位：研修、人）

区分	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	伸び率
研修数	20	21	23	22	23	115.0
受講者数	764	961	958	982	937	122.6
うち国家公務員	311	298	308	286	320	102.9

（注） 当省の調査結果による。

また、統計研修所で実施している研修内容をみると、すべての研修が座学形式や演習形式により実施されており、必ずしも当該施設でなければ研修が実施できないものではないと考えられる。

統計研修所の平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 18.6% と低く、教室の稼働率は第 1 教室が 34.7%、第 2 教室が 23.6% となっているものの、それ以外の教室では大会議室 8.7%、演習室 7.4% と低く、教室の稼働が非効率な状況となっている。

なお、統計研修所において、土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除いた 242 日（平成 21 年度）のうち教室を全く使用していない日は 118 日（48.8%）ある。

表 7 統計研修所の各研修室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度）

（単位：人、日、%）

区分	第 1 教室	第 2 教室	演習室	大会議室	平均
定員	36	39	10	80	—
研修利用日数	84	57	18	21	—

稼働率	34.7	23.6	7.4	8.7	18.6
-----	------	------	-----	-----	------

(注) 当省の調査結果による。

平成 21 年度の宿泊施設の稼働状況をみると、稼働率は 7.7% と教室の稼働状況と同様に低く、宿泊施設として極めて非効率な利用状況となっている。また、研修による年間最多宿泊日の利用人数は 15 人であり、当該日の宿泊者率（宿泊可能人数に対する宿泊者数の割合）は 39.5% となっている。ちなみに年間最多宿泊日（利用人数 15 人）は、4 日となっている。

表 8 統計研修所の宿泊施設の稼働状況（平成 21 年度） （単位：人日、%、人、日）

区分	宿泊室の稼働状況			年間最多宿泊日の状況		
	年間利用可能人日（A）	年間宿泊人日（B）	稼働率（B）/（A） ×100	利用人数（C）	利用期間	宿泊者率（C）/38 ×100
定員 38 人	7,068	547	7.7	15	4	39.5

(注) 当省の調査結果による。

（3）研修施設の維持管理経費等

統計研修所の平成 21 年度の施設の維持管理経費等は、少なく見積もっても 12,067 千円となっている。

表 9 統計研修所の維持管理経費等（平成 21 年度） （単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	8,887	3,180	12,067

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費を示している。

3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47 年）で除した額を示している。

3 共同研修所への移転計画

統計研修所は、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成 19 年 6 月 15 日）において、西ヶ原（東京都北区）に建設予定の共同研修所に移転することとされており、統計研修所以外の入居予定官署は、国家公務員研修センター、財務総合政策研究所本所、会計センター、厚生労働省白金台分室（研修機能部分）となっている。

共同研修所（平成 26 年度完成予定）の設計は、平成 22 年度末から実施する予定となっており、設計業務の中で入居予定官署へのヒアリング等を実施し状況の変化に応じて必要な見直しを行い、平成 23 年度中に設計を完了する予定である。

そのため、共同研修所の規模を変更することは可能であると考えられる。

4 総務省の今後の取組

以上の状況を踏まえると、総務省においては、非効率な状況となっている情政研について、i) 教室等は、研修施設の共同利用による省内での一体的な運用を図る等により有効活用を図ること、ii) 研修を実施するに当たって必ずしも設置する必要がないと考えられる体育施設は、種類

や形状を踏まえ廃止等すること、iii) 国が維持管理することが割高となっている宿泊施設は、経費の節減、他機関への施設の貸出しなどの有効活用方策を講じた上で、依然として国費の支出が割高になる場合は、宿泊施設を廃止・縮小することが必要であると考える。

また、非効率な状況となっている統計研修所については、国の予算の効率的・効果的な執行を図る観点から、情政研への研修機能の移転等に要する経費と共同研修所への移転等に要する経費とを比較するなど、移転について総合的に比較検討する必要があると考えられる。

主な資産等	○ 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、7,688,917千円である。																							
	<p style="text-align: center;">表 指摘した研修施設の主な資産</p> <p style="text-align: right;">(単位 : m²、千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>面積</th><th>資産価値</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">情政研</td><td>土地</td><td>14,546</td><td>4,435,390</td></tr><tr><td>主な建物</td><td>7,667</td><td>1,708,572</td></tr><tr><td rowspan="2">統計研修所</td><td>土地</td><td>1,286</td><td>1,407,542</td></tr><tr><td>主な建物</td><td>3,398</td><td>137,413</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>—</td><td>7,688,917</td></tr></tbody></table>			区分		面積	資産価値	情政研	土地	14,546	4,435,390	主な建物	7,667	1,708,572	統計研修所	土地	1,286	1,407,542	主な建物	3,398	137,413	合計		—
区分		面積	資産価値																					
情政研	土地	14,546	4,435,390																					
	主な建物	7,667	1,708,572																					
統計研修所	土地	1,286	1,407,542																					
	主な建物	3,398	137,413																					
合計		—	7,688,917																					
(注) 1 当省の調査結果による。 2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。																								
○ 統計研修所の研修機能を情政研等へ移転することにより、維持管理経費（年間で8,887千円）を節減することが可能である。																								

表 1－(1)－⑧

件名		研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが可能とみられるもの	
研修施設名		法務総合研究所 札幌支所	
所在地		札幌市東区北 28 条東 3-3-1	宮城県仙台市青葉区川内瀬橋通 12-5
設置根拠		法務省組織令（平成 12 年政令第 248 号）第 62 条	
主な研修対象者		法務省職員（ただし、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員は除く。）	
定員		5 人（すべて兼務）	5 人（すべて兼務）
敷地		2,728 m ²	3,198 m ²
主な施設の設置状況	教室等	教室 3 室、ゼミナール室 1 室（定員 140 人） 建て面積 711 m ² 、延べ床面積 1,836 m ²	教室 2 室、ゼミナール室 1 室（定員 150 人） 建て面積 1,376 m ² 、延べ床面積 4,049 m ²
	宿泊施設	宿泊室 44 室（定員 44 人） 建て面積 604 m ² 、延べ床面積 1,978 m ²	宿泊室 60 室（定員 60 人） (研修施設と一体)
	体育施設	体育館（432 m ² ：研修施設と一体）	体育館（366 m ² ：研修施設と一体）
予算（平成 21 年度）		46,953 千円	39,005 千円
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	3 研修	7 研修
	受講者数	延べ 1,232 人	延べ 1,372 人
	宿泊者数	延べ 932 人	延べ 1,022 人
	稼働率	施設全体：16.9%、教室平均：4.2%、宿泊施設：11.4%	施設全体：20.7%、教室平均：6.9%、宿泊施設：9.2%
研修施設名		法務総合研究所 名古屋支所	
所在地		名古屋市北区浪打町 2-7-1	福岡市中央区小笹 1-22-47
設置根拠		法務省組織令（平成 12 年政令第 248 号）第 62 条	
主な研修対象者		法務省職員（ただし、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員は除く。）	
定員		5 人（すべて兼務）	5 人（すべて兼務）
敷地		4,398 m ²	4,979 m ²
主な施設の設置状況	研修施設等	教室 4 室（定員 105 人） 建て面積 350 m ² 、延べ床面積 1,046 m ²	教室 2 室、ゼミナール室 1 室（定員 120 人） 建て面積 629 m ² 、延べ床面積 1,241 m ²
	宿泊施設	宿泊室 54 室（定員 54 人） 建て面積 1,021 m ² 、延べ床面積 3,618 m ²	宿泊室 37 室（定員 74 人） 建て面積 373 m ² 、延べ床面積 1,117 m ²
	体育施設	体育館（510 m ² ：研修施設と一体） テニスコート（656 m ² ）	体育館（744 m ² ）
予算（平成 21 年度）		45,446 千円	39,342 千円
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	12 研修	14 研修
	受講者数	延べ 4,798 人	延べ 3,511 人
	宿泊者数	延べ 3,609 人	延べ 2,484 人
	稼働率	施設全体：54.5%、教室平均：21.0%、宿泊施設：35.9%	施設全体：32.6%、教室平均：12.1%、宿泊施設：18.0%

[説明]

法務省法務総合研究所（以下「法総研」という。）は、本所と8支所（札幌、仙台、牛久、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）を設け、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く法務省職員に対して研修を実施している。各支所で行う研修（本所が定める「検察事務官研修要綱」（平成21年12月18日付け法研修2部第2007号）等の研修要綱に基づく地方研修。以下「要綱研修」という。）は、事務及び予算の効率的な実施・執行を図る観点から、各支所の施設内容や研修の実施状況等を年度ごとに勘案して本所の指示により、特定の支所に集約化して実施されている。

一方、法総研の各支所の研修施設や宿泊施設等の平成21年度の稼働状況をみると、要綱研修を集約化して実施することにより稼働率にばらつきがみられ、単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所においては、教室平均稼働率が20%未満と低調になっているなど、研修施設として非効率な利用状況となっている。また、単独で研修施設を設けている各支所の平成21年度の維持管理経費等と、同支所で実施している研修を民間の施設（貸会議室、宿泊施設）で行った場合に要する費用を試算し、比較すると、研修施設を維持するよりも民間施設を利用した方が国の支出全体が安くなる場合がみられた。

他方、単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所においては、体育施設として体育館やテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。

法務省においては、研修を実施するに当たって、必ずしも設置する必要がない法総研の各支所の体育施設について、種類や形状を踏まえて廃止等すること、また、法総研支所の研修施設について、事務及び予算の効率的な実施・執行、国有財産の有効活用を図る観点から、要綱研修の集約化の取組を推進するとともに、矯正研修所支所との共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが必要であると考えられる。

1 各支所の研修施設の設置状況

法総研は、本所と8支所（札幌、仙台、牛久、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）を設け、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く法務省職員に対して研修を実施している。各支所の施設の設置状況をみると、支所が単独で研修施設を設置しているものが札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所、合同庁舎に入所しているものが大阪、広島及び高松の各支所、研修以外の機能を有する建物等に研修を実施するための教室等を設置しているものが牛久支所となっている。

各支所とも研修施設に宿泊する施設を設置しており、このうち高松支所では矯正研修所高松支所と合同で宿泊施設を設置・運営している。

支所名	研修施設の設置形態			教室数	宿泊定員	体育施設	設置形態等に関する特記事項
	単独	合併	複合				
札幌	○			4	44	体育館	研修室、宿泊室及び体育施設が一体の施設（平成7年度竣工）
仙台	○			3	60	体育館	同上（平成13年度竣工）
牛久			○	6	80	体育館	入国管理関係の研修のみ実施 東日本入国管理センターと合築
名古屋	○			4	54	体育館 テニスコート	研修室と宿泊施設は一体の施設（平成6年度竣工）
大阪		○		2	62	体育館 グラウンド	
広島		○		1	40	—	宿泊施設は合同庁舎敷地内
高松		○		1	38	—	宿泊施設は矯正研修所高松支所と合同設置・運営
福岡	○			3	74	体育館	研修室と宿泊施設が一体の施設 体育施設は別棟（昭和63年度竣工）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修施設の設置形態」欄の「単独」は支所が単独で研修施設を設置している場合、「合併」は支所が合同庁舎に入居している場合、「複合」は研修以外の機能を有する建物等に研修を実施するための教室等を設置している場合（ただし、合同庁舎を除く。）を示す。

2 支所における研修の実施体系等

(1) 支所における研修体系

支所では、法務総合研究所組織規則（平成13年法務省令第7号）第20条に基づき、研修の実施に関する事務をつかさどることとされており、要綱研修や、各地方支分部局が独自に実施する研修を実施している。

なお、要綱研修は、研修要綱により原則として全寮制で行うこととされている。

表2 要綱研修の種類等

研修区分	研修実施根拠	左記に基づく研修				
		初等科	初任科	中等科	専修科	特別科
検察事務官研修	検察事務官研修要綱（平成21年12月18日付け法研修2部第2007号）	○	—	○	○	○
保護局関係職員研修	保護局関係職員研修要綱（平成20年5月20日付け法研修2部第893号）	○	—	—	—	—
法務局・地方法務局職員研修要綱	法務局・地方法務局職員研修要綱（平成21年3月3日付け法研修3部第243号）	○	—	○	○	—
入国管理局関係職員研修	入国管理局関係職員研修要綱（平成22年3月29日付け法研修3部第465号）	○	○	○	—	—

(注) 当省の調査結果による。

(2) 支所における研修の集約化

要綱研修については、昭和48年度以降、順次、本所の指示により、研修及び研修事務の効率化の観点から、研修を集約して実施している（注1）。例えば、平成21年度に仙台支所管内においては、5研修（注2）の予定であったものを、3研修に集約化して他の支所で行っている。

なお、入国管理局関係職員研修については、牛久支所や浦安総合センターで実施していたが、

入国管理関係職員の採用数が増加し、両施設では手狭となつたため、平成 22 年度においては、研修の一部を大阪支所で実施している。

(注 1) 檢察事務官初等科研修は平成 10 年度、検察事務官中等科研修は 9 年度、検察事務官専修科研修は 14 年度、保護局関係職員初等科研修は昭和 48 年度、法務局・地方法務局職員初等科研修は平成 5 年度、法務局・地方法務局職員中等科研修は昭和 49 年度、法務局・地方法務局職員専修科研修は平成 15 年度に、本所から集約して実施するよう指示がなされている。

(注 2) 檢察事務官研修の特別科、専修科、中等科及び初等科並びに法務局・地方法務局職員研修の専修科の 5 研修

表 3 地方研修の集約化状況

(単位：回)

研修区分	地方研修名	年度	研修開催支所等										計
			札幌	仙台	牛久	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	関東	東京	
検察事務官研修	特別科研修	平成 20	1	1		1	1	1	1	1		1	8
		21	1	1		1	1	1	1	1		1	8
	専修科研修	20	1			1	1	1				2	6
		21				1	1					1	3
	中等科研修	20		1		1	1			1		2	6
		21	1			1	1			1		2	6
	初等科研修	20				1	1	1				1	5
		21		1		1	1			1		1	5
	保護局関係職員研修	初等科研修	20								1		1
		21									1		1
法務局・地方法務局職員研修	専修科研修	20		1		1	1			1		2	6
		21				1	1					2	4
	中等科研修	20										1	1
		21										1	1
	初等科研修	20										0	0
		21											0
入国管理局関係職員研修	中等科研修	20			3								3
		21			3								3
	初任科研修	20			2								2
		21			2								2
	初等科研修	20			4								4
		21			4								4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修開催支所等」欄は、法総研の支所名称を示す。ただし、「関東」は関東地方更生保護委員会を、「東京」は、浦安総合センターを示す。

3 単独の研修施設を有する各支所の研修施設及び宿泊施設の稼働率等

(1) 単独の研修施設を有する各支所の研修施設及び宿泊施設の稼働率

単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所における平成 21 年度の稼働状況をみると、次のとおり、低調であり、研修施設として極めて非効率な利用状況となっている。

i 研修実施日数でみると、札幌及び仙台の各支所が 50 日以下（平均で週 1 日未満）となっており、また、福岡支所が 79 日（平均で週 2 日未満）となっている。さらに、要綱研修だけみると、いずれの支所も平均で週 2 日未満となっている。

ii 教室の平均稼働率でみると、札幌、仙台及び福岡の各支所が 20% 未満となっている。また、要綱研修だけでみると、いずれの支所も 12% 以下となっている。

iii 宿泊施設の稼働率をみると、札幌、仙台及び福岡の各支所が 20% 未満となっている。また、

要綱研修だけでみると、いずれの支所も 21%以下となっている。

表 4 法総研の各支所の施設稼動状況（平成 21 年度）
(単位：日、人日、%)

支 所 名	施設全体		教室（平均）		宿泊施設	
	研修実施日数	稼働率	延べ利用人日	稼働率	延べ利用人日	稼働率
札幌	41 (33)	16.9 (13.6)	41 (33)	4.2 (3.4)	932 (740)	11.4 (9.0)
仙台	50 (27)	20.7 (11.2)	50 (27)	6.9 (3.7)	1,022 (563)	9.2 (5.0)
名古屋	132 (75)	54.5 (31.0)	203 (111)	21.0 (11.5)	3,609 (2,059)	35.9 (20.5)
福岡	79 (56)	32.6 (23.1)	88 (56)	12.1 (7.7)	2,484 (1,900)	18.0 (13.8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「施設全体」及び「教室（平均）」の「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242 日（平成 21 年度））に対する割合を示す。「宿泊施設」の「稼働率」は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日（186 日（平成 21 年度））に対する割合を示す。

3 「宿泊施設」の「延べ利用人日」欄は、年間の宿泊可能日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日並びに年末年始開始日の前日を除いた日（186 日（平成 21 年度））を基に算出している。

4 () 内は、要綱研修として支所が実施すべき研修のみの値である。

(2) 単独の研修施設を有する各支所の体育施設の設置状況及び稼働状況

単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所における体育施設の設置状況をみると、体育館を 4 つの支所すべてで、テニスコートを名古屋支所で設置しているが、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。

また、平成 21 年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、テニスコートは研修では全く利用されておらず、体育館の研修での利用は、札幌支所が 1 日、仙台支所が 4 日、名古屋支所が 6 日、福岡支所が 6 日となっている。

なお、札幌、仙台及び名古屋の各支所の体育館は、研修室及び宿泊施設と構造が一体となっている。

(3) 研修施設を維持している支所における研修の実施状況及び施設の稼働状況

研修の実施状況や施設の稼働状況等について仙台支所を例に詳細にみると、次のとおりである。

ア 研修の実施状況

仙台支所の研修数及び受講者数をみると、要綱研修の集約化の影響から、研修数は 2 から 4 研修と少なく、受講者数は 40 人弱から 100 人弱と年により大幅に変化している。

表 5 仙台支所の研修数及び受講者数の推移
(単位：研修、人)

区分	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
研修 数	仙台支所 4	3	2	4	2
その他機関 数	—	2	5	4	5

	合計	—	5	7	8	7
受講者数	仙台支所	85	98	37	97	39
	その他機関	—	66	124	109	123
	合計	—	164	161	206	162

(注) 1 当省の調査結果による。

2 仙台支所以外の研修（仙台法務局主催）も毎年、仙台支所で実施されているが、平成 17 年度実績は文書保存期間が満了しているため不明であることから「—」とした。

3 札幌、名古屋及び福岡の各支所においても本件と同様の状況がみられた。

イ 施設の稼働状況

仙台支所の平成 21 年度の各教室の稼働状況をみると、仙台支所が実施している研修のみによる教室の平均稼働率は 3.7%、その他の機関（仙台法務局）が仙台支所を利用した研修を含めても 6.9% と低く、第 1 教室及びゼミナール室は全く利用されていない等、研修施設として極めて非効率な利用状況となっている。

また、仙台支所における土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた 242 日（平成 21 年度）のうち教室を全く使用していない日は 192 日（79.3%）となっている。

表 6 仙台支所の各研修室の利用日数、稼働率等（平成 21 年度）（単位：人、日、%）

区分	第 1 教室	第 2 教室	ゼミナール室	計
教室定員	30	60	60	150
仙台支所	日数	0	27	0
	稼働率	0.0	11.2	0.0
その他の機関 (仙台法務局)	日数	0	23	0
	稼働率	0.0	9.5	0.0
合計	日数	0	50	0
	稼働率	0.0	20.7	0.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242 日（平成 21 年度））に対する研修利用日数の割合を示す。

3 札幌、名古屋及び福岡の各支所においても本件と同様の状況がみられた。

また、宿泊施設の平成 21 年度の稼働状況をみると、仙台支所が実施する研修のみによる稼働率は 5.0%、その他の機関（仙台法務局）が研修で利用した場合を含めても 9.2% と教室の稼働状況と同様に低いものとなっている。また、平成 21 年度において研修による宿泊者数が最多となった日（年間で 7 日）の利用人数は、28 人であり、宿泊者率（宿泊可能人数 60 人に対する宿泊者数の割合）は 46.7% と半分程度となっている。

表 7 仙台支所の宿泊施設の稼働状況（平成 21 年度）（単位：人日、%、人、日）

利用機関	宿泊施設の稼働状況			宿泊者数の最多日の状況		
	年間利用可能人日 (A)	年間宿泊人日 (B)	稼働率 (B) / (A) × 100	利用人数 (C)	利用期間	宿泊者率 (C) / 60 × 100
仙台支所	11,160	563	5.0	28	7	46.7
その他の機関	11,160	459	4.1	27	4	45.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄の計算は、表 4 による。

なお、「年間利用可能人日」欄の 11,160 人日は、宿泊部屋定員（60 人）に 186 日を乗じたものである。

3 札幌、名古屋及び福岡の各支所においても本件と同様の状況がみられた。

さらに、仙台支所では、体育館を設置しているが、研修による利用は年間4日間のみであり、稼働率は1.7%と極端に低くなっている。

表8 仙台支所の体育館の稼働状況（平成21年度）(単位：人日、日、%)

利用機関	利用可能日 (A)	年間利用日 (B)	稼働率 (B)/(A) × 100	利用研修名（科目）
仙台支所	242	4	1.7	検察事務官初等科研修（体育）
その他の機関	242	0	0.0	
合計	242	4	1.7	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 札幌、名古屋及び福岡の各支所においても本件と同様の状況がみられた。

他方、仙台支所では、研修施設の有効活用のため、表5のとおり、その他の機関（仙台法務局）の研修に貸し出しており（平成21年度は年間5研修で23日利用）、さらに、会議室としての活用等も検討しているとしているが、仙台支所が庁舎（仙台高等検察庁や仙台法務局等）から離れたところに存在しているため、有効に活用されるまでには至っていないとしている。

なお、仙台支所では、宿泊研修の必要性について、法務省関係職員としての一体感を醸成するためとしている。

ウ 研修の実施内容

仙台支所で実施されている研修の内容をみると、ほとんどが座学形式の講義や演習であり、一部「体育」を実施している研修がみられるものの、必ずしも支所でなければ研修が実施できないものではない。

なお、その他の機関（仙台法務局）の研修内容（5研修）をみると、初日と最終日は仙台法務局の会議室を利用する場合もあり、研修を実施するに当たり、仙台支所の研修施設（教室）を確保しなくとも自局の会議室でも実施が可能なものとなっていると考えられる。

表9 仙台支所で実施されている研修及びその研修に係る研修会場(単位：人、日)

区分	研修名称	参加 人数	研修会場利用日数			
			仙台支所	法務局会議室	その他	計
要綱研修	検察事務官初等科研修	28	※19	0	1	20
	検察事務官特別科研修	11	8	0	0	8
その他の機関 (法務局) の研修	新任登記官研修	34	3	2	0	5
	人権実務研修	26	4	1	0	5
	戸籍・国籍実務研修	24	5	0	0	5
	測量講習会	12	11	2	2	15
	中間監督者研修	27	2	2	0	2

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「検察事務官初等科研修」の「仙台支所」欄の19日のうち3日は、体育（6単位）を実施している。また、同研修の「その他」欄の1日は、施設見学である。

3 「測量講習会」の「仙台支所」欄の11日のうち4日は、法総研と実習場の双方で研修を実施している。

4 札幌、名古屋及び福岡の各支所においても本件と同様の状況がみられた。

4 各支所の研修施設に係る維持管理経費等

単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所における施設の維持管理経

費等をみると、表 10 のとおり、おおむね 37,000 千円から 58,000 千円となっている。

表 10 支所が単独で設置している研修施設の維持管理経費等（平成 21 年度）（単位、千円、人）

支所名	人件費 A	維持管理経費 B	建物の取得額等を耐用年数で除した額 C	延べ受講者数 D	受講者一人当たりの維持管理経費等 (A+B+C)/D
札幌	0	34,053	23,867	1,232	47.0
仙台	0	26,105	13,410	1,372	28.8
名古屋	0	30,992	18,059	4,798	10.2
福岡	0	26,442	10,858	3,511	10.6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、職員の人事費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人事費である。

3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している（以下同じ。）。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47 年）で除した額を示している（以下同じ。）。

5 法総研の各支所以外で研修を実施した場合の費用との比較

単独で研修施設を設けている札幌、仙台、名古屋及び福岡の各支所については、支所以外で研修を実施する場合、合同庁舎内の会議室や民間の貸会議室で実施するなどの方法が考えられる。

仮に支所で実施されているすべての研修を民間の貸会議室で実施した場合に要する費用（概算）と、支所で実施する場合の費用について、平成 21 年度の受講者一人当たりの維持管理経費等が最も高い札幌支所の例で比較すると以下のとおりになる。

（試算 1）

札幌支所で実施されているすべての研修を民間の貸会議室で実施した場合に要する費用（概算）を次の①から⑥までの条件の下で試算すると、15,372 千円を要する。

- ① 平成 21 年度の札幌支所の延べ教室利用日数（室日）は、41 室日
- ② 札幌支所の最多定員の教室は第 2 教室で、定員は 60 人
- ③ ①、②を踏まえ、60 人収容可能な民間の貸会議室を 41 日（1 日 9 時間）利用
- ④ 研修の準備及び研修関係資料の保管場所として貸会議室を③と同じ日数（1 日 24 時間）利用
- ⑤ 札幌駅徒歩 20 分圏内で貸会議室を利用（1 日の利用料金は 104 千円）
- ⑥ その他研修を実施する上での追加費用（パソコン賃貸料等 377 千円）

また、法務省所管内国旅費取扱規程（昭和 62 年 9 月 16 日付け会訓第 650 号）によると、札幌支所の宿泊施設を利用しなかった場合は、5,910 円の日額旅費が研修受講者に支給されることになっている。このため、支所が設置している宿泊施設を利用した場合に支給される日額旅費（1,550 円）と比べ、4,360 円割高となり、平成 21 年度の札幌支所の延べ宿泊利用者数（1,824 人）分では、7,953 千円割高となる。

以上を基に、札幌支所を利用する場合の費用（維持管理経費等）と札幌支所以外で研修を実施した場合の費用を比較すると、次の表のとおり、札幌支所を利用する場合が少なくとも 57,920 千円、民間の貸会議室を利用するなど札幌支所を利用しない場合が 23,325 千円となり、札幌支所を利用せずに民間の貸会議室を利用する方が年間で約 34,595 千円安くなっている。

表 11 札幌支所の利用の有無による費用比較（平成 21 年度）

(単位：千円)

区分	維持管理経費等	貸会議室等利用料	追加的に発生する旅費支給額	合計	差 (A-B)
札幌支所利用	57,920	—	—	57,920 (A)	
札幌支所未利用	—	15,372	7,953	23,325 (B)	34,595

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「維持管理経費等」欄は、維持管理経費ほか、建物の取得額等を耐用年数で除した額を加えたものである（以下同じ。）。

なお、民間の貸会議室を利用する場合のほかに、公的機関の施設を利用したり、庁舎の会議室を活用することにより、民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用の節約が可能となると考える。

一方、宿泊を伴う研修を実施するに当たって、自ら宿泊施設を設置せずに、民間の宿泊施設を活用することにより研修を実施する方法が考えられる。

仮に支所で実施されている研修の宿泊場所を民間の宿泊施設等に変更した場合における国の支出について、平成 21 年度の受講者一人当たりの維持管理経費等が最も高い札幌支所の例で比較すると以下のとおりになる。

(試算 2)

札幌支所における研修の受講者一人一泊当たりに要する宿泊施設の維持管理経費等は、次の表のとおり、14,631 円の費用がかかっており、法総研の各支所に宿泊する場合に受講者に支給される一泊当たりの旅費が 1,550 円となっていることから、札幌支所を利用した場合の宿泊施設の一人当たりの国の支出額は、16,181 円となっている。

一方、研修の受講者が民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費は、5,910 円（注）となっており、民間宿泊施設を利用するよりも札幌支所に宿泊する方が一人一泊当たり 10,271 円割高になっている。

（注）国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等により、民間の宿泊施設を利用する 30 日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費

表 12 札幌支所の宿泊施設の一人当たりの国の支出額

(単位：千円、人日)

区分	宿泊施設の維持管理経費 a	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額 b	延べ宿泊者数 c	一人一泊当たりの維持管理経費等 (a+b) ÷ c = d	日額旅費 e	宿泊施設の一人当たりの国の支出額 d + e = f	民間宿泊施設に宿泊する場合の支給額との差 (f - 5.91)
札幌支所	16,693	9,994	1,824	14.631	1.550	16.181	10.271

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「宿泊施設の維持管理経費」欄は、平成 21 年度における宿泊施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等をいう。

3 「宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、宿泊施設の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47 年）で除した額を示している。

4 「延べ宿泊者数」欄は、平成 21 年度における当該宿泊施設の延べ宿泊者数（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始に宿泊している者も含む。）を示している。

5 日額旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律等により、法総研の各支所の宿泊施設を利用する場合に支給している旅費を示す。

なお、民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高となっている支所（宿泊施設）は、次のとおりである。

表13 国費の支出が割高となっている法総研の支所

(単位：千円、人日)

区分	宿泊施設の維持管理経費 a	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額 b	延べ宿泊者数 c	一人1泊当たりの維持管理経費等 (a+b)÷c=d	日額旅費 e	宿泊施設の一人当たりの国の支出額 d+e=f	民間宿泊施設に宿泊する場合の支給額との差 (f-5.91)
仙台支所	6,047	1,212	1,448	5.013	1.550	6.563	0.653
名古屋支所	23,183	14,327	6,489	5.781	1.550	7.331	1.421

(注) 当省の調査結果による。

6 他の施設の動向

今回、調査した研修施設の中には、教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設を設置していたが、稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設を廃止又は廃止を決定しているものがみられた。

一方、法総研の各支所管内の他施設の中には、施設稼働率は一定程度あるものの、施設規模が大きいため教室の平均稼働率が低調となっており、国有財産の有効活用の観点から共同利用を積極的に推進すべき施設（注1）や、耐震工事等の大規模修繕を必要としている等、今後、施設を維持管理し使用続けるには相当程度の国費の支出が見込まれる施設（注2）もみられる。

(注1) 説明図表1-（4）-③等参照

(注2) 仙台支所と同じ市内にある法務省矯正研修所仙台支所は、昭和46年3月に竣工したものであり、近年、各所修繕を重ねてきていたが、耐震構造とはなっていないことから、仙台地方整備局営繕部による各所修繕を予定している等当該施設を維持管理し、使用し続けるには今後も相当程度の支出が必要となっている。

7 法務省の今後の取組

以上の状況を踏まえると、法務省においては、研修を実施するに当たって必ずしも設置する必要がない法総研の各支所の体育施設について、種類や形状を踏まえて廃止等すること、また、法総研の各支所において実施している要綱研修の集約化の取組を推進するとともに、矯正研修所支所との共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、法総研支所の研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが必要であると考えられる。

主な資産等	○ 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、3,178,188千円である。		
	表 単独の施設となっている各支所の主な資産価値等 (単位: m ² 、千円)		
	区分	面積	資産価値
	札幌支所	土地	2,728
		主な建物	4,246
	仙台支所	土地	3,198
		主な建物	4,049
	名古屋支所	土地	4,398
		主な建物	4,664
	福岡支所	土地	4,979
		主な建物	3,102
	合計		—
			3,178,188

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。
 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

表1-(1)-⑨

件名	研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが可能とみられるもの	
研修施設名	農林水産研修所（本所）	農林水産研修所つくば館
所在地	東京都八王子市廿里町36-1	茨城県つくば市榎戸748-1
設置根拠	農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第86条	農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程（平成15年6月30日付け15農修第157号）第2条
主な研修対象者	農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員	
定員	17人	14人
敷地	16,699m ²	2,188m ²
主な施設の設置状況	教室等	教室10室（定員347人） 建て面積708m ² 延べ床面積1,433m ² (一部宿泊施設に併設)
	宿泊施設	50室（宿泊定員200人） 建て面積1,239m ² 延べ床面積3,317m ²
	体育施設	多目的コート（1,270m ² ） テニスコート（806m ² ）
予算（平成21年度）	605,354千円（うち耐震工事に伴う施設整備費319,874千円）	
研修実施状況（平成21年度）	研修数	31研修
	受講者数	延べ10,037人
	宿泊者数	延べ7,017人
	稼働率	施設全体：69.4% 教室平均：14.5% 宿泊施設：18.9%

〔説明〕

農林水産研修所本所（以下「本所」という。）は、主に農林水産省職員（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用者を除く。）を対象として、計画的養成研修（職員の段階に応じて実施する研修）等を実施している。

本所の平成21年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は14.5%と低調であることから、効率的に教室を運用する余地があると考えられる。

また、本所には、体育施設（多目的コート及びテニスコート）が設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。

一方、農林水産研修所では本所とは別に、食品の表示の適正化及び安全性の確保に関する技術についての研修などを実施するための研修施設として、農林水産研修所つくば館（以下「つくば館」という。）が置かれているが、教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は16.6%と低調となっており、研修施設を効率的に運用する余地があると考えられる。

他方、同一ブロック内には、同一省内の複数の研修施設（植物防疫所研修センター（神奈川県横浜市）、関東農政局土地改良技術事務所（埼玉県川口市）、森林技術総合研修所（東京都八王子市）、森

林技術総合研修所林業機械化センター（群馬県沼田市）が所在しており、中には稼働率が低調となっている研修施設もみられる。

農林水産省においては、本所について、施設の一部（体育施設）の廃止や、非効率となっている同一ブロック内に所在する他の研修施設を含め、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用などにより、研修施設の規模の縮小又は有効活用等を図る必要があると考えられる。さらに、このような取組を継続的に実施しても依然として非効率な状況となる場合は、研修施設の廃止も含めた見直しを行う必要があると考えられる。

1 農林水産研修所の設置概要及び研修の実施状況

農林水産研修所は、農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号）第 88 条で「農林水産研修所は、農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員に対し、その職務を行うのに必要な研修（森林技術総合研修所の所掌に属するものを除く。）を行う事務をつかさどる」とされ、農林水産省の職員及び農林水産行政を担当する地方公共団体等の職員を対象に研修を実施するため、東京都八王子市内に「本所」を設置している。

一方、農林水産研修所では本所とは別に、茨城県つくば市に農林水産省組織規則第 142 条に規定される食品の表示の適正化及び安全性の確保に関する技術についての研修などを実施するための研修施設として、「農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程」（平成 15 年 6 月 30 日付け 15 農修第 157 号）第 2 条の規定により「つくば館」が設置されている。

なお、農林水産省では、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成 19 年 6 月 15 日付け国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議）に基づき、平成 20 年度末に食料消費技術研修館を廃止し、21 年度からその機能を本所へ移転する研修施設の見直しを行なっている。

また、本所では、施設が耐震構造となっていなかったことから、平成 21 年度に大規模修繕を実施している。

（1）本所における研修の実施状況

ア 本所における研修の概要

本所で行う研修は、「農林水産省職員研修要領」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 秘第 602 号）に基づき、主に農林水産省職員（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法適用者を除く。）を対象として、①計画的養成研修（職員の段階に応じて実施する研修）、②能力開発研修（農林水産行政に求められる特定の能力を向上させるための研修）を実施している。

イ 本所の施設の稼動状況等

i 教室の稼働状況

本所の平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 14.5% となっており、個々の教室の稼働率をみると、10% 未満の教室が 6 室あり、教室の稼働が非効率なものとなっていることから、効率的に教室を運用する余地があると考えられる。

なお、第 5 教室は、研修生の集会室としているが、教室として使用することは十分可能とみられる。

表1 本所の各教室の利用実績及び稼働率（平成21年度）
(単位：人、日、%)

区分	第1教室	第2教室	第3教室	第4教室	第5教室	第1演習室	第2演習室	第3演習室	第4演習室	第5演習室	平均
定員	112	48	64	24	24	15	15	15	15	15	—
研修利用日数	149	56	49	21	0	24	25	14	8	5	—
稼働率	61.6	23.1	20.2	8.7	0.0	9.9	10.3	5.8	3.3	2.1	14.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242日（平成21年度））に対する研修利用日数の割合を表す（以下同じ。）。

3 本所庁舎耐震工事に伴う仮庁舎使用期間（平成21年9月から22年2月まで）の教室の稼働状況は本所施設に当てはめて算出している（仮庁舎の教室名→本所の教室名：講堂→第1教室、第1教室→第2教室、第2教室→第1演習室、第3教室→第2演習室、第4教室→第4教室）。

ii 宿泊施設の稼働状況

本所は、遠方からの受講者の利便性等のために宿泊施設（宿泊室50室、定員200人）設置しており、平成21年度の宿泊施設の稼働状況をみると宿泊施設の稼働率（注）は18.9%となっている上、最多宿泊人数115人（計4日）にとどまっており、施設の稼働が非効率なものとなっていることから、効率的に運用する余地があると考えられる。

(注) 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \frac{\text{年間宿泊人日}}{\text{年間利用可能人日}} \times 100\%$$

年間宿泊人日：平成21年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（7,017人日）
(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。)

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（200人）×186日（平成21年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

なお、本所では、一つの宿泊室に2段ベッドを2台設置し定員200人で運営していたが、2段ベッドが昭和30年代に設置されたもので老朽化しており、昇降時に危険が伴うこと等のため、現在、2段ベッドの上段を使用せずに1室2人として運用しているとしており、宿泊部屋定員を100人で計算すると、宿泊施設の稼働率は、37.7%となるとしている。

iii 体育施設の設置状況等

本所では、体育施設（多目的コート及びテニスコート）を設置しているが、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考える。

なお、平成21年度の体育施設の稼動状況をみると、研修では全く利用されていない。

ウ 本所の維持管理経費等

本所の平成21年度の施設の維持管理経費等は、少なく見積もっても29,095千円となっている。

表2 本所の維持管理経費等（平成21年度）

(単位：千円)

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	23,331	5,764	29,095

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「人件費」欄は、職員の人事費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人事費を示している（以下同じ。）。
- 3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している（以下同じ。）。
- 4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47年）で除した額を示している（以下同じ。）。

（2）つくば館の研修の実施状況

ア つくば館における研修の概要等

つくば館で行う研修は、農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象として、農林水産省組織規則第142条に規定された①食品の表示の適正化及び安全性の確保に関する技術についての研修、②農業の機械化及び農業に関する普及事業についての研修、③農林漁業従事者の生活に関する知識及び技術並びに農林漁業従事者の生活に関する普及事業についての研修等を実施している。

つくば館の平成21年度の研修の実施状況をみると、座学形式の講義やグループ討議等の演習形式で研修が実施されており、つくば館で実施されているすべての研修は、必ずしもつくば館でなければ研修が実施できないものではないと考えられる。

なお、つくば館では、筑波農林研究団地の研究機関等や先進的な経営・技術導入に取り組む農業生産者との連携を行うため、当該地が選定された経緯があり、周囲の筑波農林研究団地等に所在する多くの研究機関から講師を呼びやすいなど、つくば館の立地が研修を実施する上で必要であるとしている。

イ つくば館の稼動状況

つくば館の平成21年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は16.6%となっており、個々の教室の稼働率をみると、10%未満の教室が2室あり、施設の稼働が非効率なものとなっている。

表3 つくば館庁舎の各教室の利用実績及び稼働率（平成21年度） （単位：人、日、%）

区分	講義室	情報技術実習室	第1演習室	第2演習室	第3演習室	第1研修室	第2研修室	平均
定員	40	40	10	10	10	10	10	—
研修利用日数	102	43	38	37	33	16	12	—
稼働率	42.1	17.8	15.7	15.3	13.6	6.6	5.0	16.6

（注）当省の調査結果による。

つくば館は宿泊施設を設置していないが、研修の受講生は、筑波農林研究団地に所在する研究機関等が共同利用している農林水産技術会議事務局筑波事務所が管理する研修生宿泊施設を利用することができます。

なお、当該施設への宿泊を強制しているものではないとしている。

ウ つくば館の維持管理経費等

つくば館の平成21年度の施設の維持管理経費等は、少なく見積もっても22,619千円となっている。

表4 つくば館の維持管理経費等（平成21年度）

(単位：千円)

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	15,025	7,594	22,619

(注) 当省の調査結果による。

2 同一のブロック内に設置されている同一府省の研修施設の稼動状況等

本所及びつくば館の同一のブロック内には、同一省内の研修施設として、本所の近隣（約600メートル圏内）に森林技術総合研修所が所在しているほか、植物防疫所研修センター（神奈川県横浜市）、関東農政局土地改良技術事務所（埼玉県川口市）、森林技術総合研修所林業機械化センター（群馬県沼田市）が所在しており、中には稼働率が低調となっている研修施設もみられる。

表5 同一省のその他の施設の研修に係る稼動状況

(単位：日、%、室)

研修施設名	所在地	設置形態	施設の稼動率		教室数	教室平均稼働率		
			施設全体の稼動日数	施設稼働率		各教室の年間利用日数	教室平均稼動日数	教室平均稼働率
植物防疫研修センター	神奈川県横浜市	単独施設	136	56.2	2	259	129.5	53.5
関東農政局土地改良技術事務所	埼玉県川口市	合同庁舎	83	34.3	2	96	48.0	19.8
森林技術総合研修所	東京都八王子市	単独施設	233	96.3	5	588	117.6	48.6
森林技術総合研修所林業機械化センター	群馬県沼田市	単独施設	117	48.3	1	117	117.0	48.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 施設全体の稼働率は、研修実施可能日数（242日）に対する施設全体の稼動日数の割合を示す。

3 関東農政局土地改良技術事務所の研修室は、合同庁舎内にあることから研修以外にも会議室として利用されている。

3 他府省の研修施設の動向

今回、調査した研修施設の中には、教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設を設置していたが、稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設を廃止又は廃止を決定しているものがみられた。

他方、今回調査した研修施設のうち、同一府省が複数の研修施設を設置しているものの中には、研修施設の効率的な運用を図るため、別々の機関が同一施設に入居し、教室、宿泊室等を共同利用している例や単独の宿泊施設を共同利用しているなどの例がみられた。

4 農林水産省の今後の取り組み

以上の状況を踏まえると、農林水産省においては、本所について、施設の一部（体育施設）の廃止や、非効率となっている同一ブロック内に所在する他の研修施設を含め、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用などにより、研修施設の規模の縮小又は有効活用等を図る必要があると考えられる。さらに、このような取組を継続的に実施しても依然として非効率な状況となる場合は、研修施設の廃止も含めた見直しを行う必要があると考えられる。

主な資産

- 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、1,210,488千円である。

表 指摘した研修施設の主な資産

(単位：m²、千円)

区分		面積	資産価値
本所	土地	16,699	656,699
	主な建物	4,762	150,245
つくば館	土地	2,188	46,624
	主な建物	1,917	356,920
合計		—	1,210,488

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。

3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

表 1－(1)－⑩

件名		研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが可能とみられるもの	
研修施設名	国土技術政策総合研究所研修センター	関東地方整備局関東技術事務所（研修施設）	
所在地	神奈川県横須賀市神明町 1－12	千葉県松戸市五香西 6－12－1	
設置根拠	国土交通省組織令(平成 12 年政令第 255 号) 第 193 条	地方整備局組織規則(平成 13 年国土交通省令第 21 号) 第 140 条第 1 項	
主な研修対象者	国土交通省職員	関東地方整備局職員	
定員	2 人 (うち 1 人は兼務)	1 人 (兼務)	
敷地	10,014 m ²	1,044 m ² (研修施設部分)	
主な施設の設置状況	教室等	教室 4 室 (定員 98 人) 建て面積 1,034 m ² 延べ床面積 2,082 m ²	教室 2 室 (定員 72 人) ゼミナール棟 (定員 48 人) 建て面積 793 m ² 、延べ床面積 793 m ²
	宿泊施設	38 室 (定員 38 人) 建て面積 549 m ² 延べ床面積 1,390 m ²	26 室 (定員 51 人) 建て面積 251 m ² 延べ床面積 903 m ²
	体育施設	テニスコート (1,444 m ²)	—
予算 (平成 21 年度)	15,852 千円	13,254 千円	
研修実施状況 (平成 21 年度)	研修数	31 研修	37 研修
	受講者数	延べ 2,210 人	延べ 3,177 人
	宿泊者数	延べ 1,105 人	延べ 1,896 人
	稼働率	施設全体: 40.1%、教室平均: 11.8%、宿泊施設 : 15.6%	施設全体: 46.3%、教室平均: 23.1%、宿泊施設 : 20.0%
研修施設名	国土交通大学校小平本校	国土交通大学校柏研修センター	
所在地	東京都小平市喜平町 2－2－1	千葉県柏市柏の葉 3－11－1	
設置根拠	国土交通省組織令(平成 12 年政令第 255 号) 第 199 条	国土交通省組織令(平成 12 年政令第 255 号) 第 199 条	
主な研修対象者	国土交通省職員、国土交通行政を担う地方公共団体職員等	国土交通省職員、国土交通行政を担う地方公共団体職員等	
定員	83 人	16 人	
敷地	61,920 m ²	37,828 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	教室 14 室 (定員 810 人) ゼミ室 30 室 (定員 336 人) 建て面積 2,925 m ² 延べ床面積 10,472 m ²	教室 7 室 (定員 360 人) ゼミ室 6 室 (定員 56 人) 建て面積 2,283 m ² 延べ床面積 4,334 m ²
	宿泊施設	352 室 (定員 352 人) 建て面積 2,533 m ² 延べ床面積 11,387 m ²	170 室 (定員 170 人) 建て面積 1,603 m ² 延べ床面積 4,806 m ²
	体育施設	体育館 (2,059 m ²) テニスコート (1,292 m ²)	体育館兼講堂 (1,204 m ²) グラウンド兼調整池 (5,200 m ²) テニスコート (1,444 m ²)
予算 (平成 21 年度)	1,027,724 千円	362,705 千円	
研修実施状況 (平成 21 年度)	研修数	83 研修	79 研修
	受講者数	延べ 31,430 人	延べ 13,966 人
	宿泊者数	延べ 25,439 人	延べ 10,840 人
	稼働率	施設全体: 97.9%、教室平均: 37.1%、宿泊施設 : 38.9%	施設全体: 74.8%、教室平均: 30.1%、宿泊施設 : 34.3%

〔説明〕

国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）は、国土交通省の職員を対象とする港湾及び空港整備等に係る運輸行政の研修を実施するに当たり、国土技術政策総合研究所研修センター（以下「国総研研修センター」という。）を設置しており、平成 21 年度の稼働状況等をみると、施設全体の稼働率は 40.1%（平均で週 2 日程度）と低調となっており、また、実施している研修は、必ずしも国総研研修センターでなければ実施できないとは考えられず、国総研研修センターの近隣に所在する国総研の横須賀庁舎の会議室や同一ブロック内に所在する国土交通大学校等で研修を実施する余地があると考えられる。

また、国総研研修センターには、体育施設としてテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。

他方、関東地方整備局は、関東地方整備局の職員を対象とする階層別研修や地域性を加味した専門的・実務的な研修を実施するに当たり、関東技術事務所内に研修施設（以下「関技研修施設」という。）を設置しており、平成 21 年度の稼働状況等をみると、施設全体の稼働率は 46.3%（平均で週 2 日程度）と低調となっており、また、実施している研修のうち、関東技術事務所内の設備を用いた実習を除く研修については、関技研修施設以外で実施することが可能であり、同一ブロック内に所在する国土交通大学校等で研修を実施する余地があると考えられる。

国土交通省においては、i) 非効率な状況となっている国総研研修センターについて、施設の一部（体育施設）を廃止し、国総研横須賀庁舎や国土交通大学校等を活用するなどにより、施設の大規模修繕時等を契機として、研修施設の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと、ii) 非効率な状況となっている関技研修施設について、例えば、関技研修施設で実施している研修を国土交通大学校等で実施することにより、関技研修施設の規模・機能の縮小又は有効活用すること、iii) 国土交通大学校について、研修を実施するに当たって必ずしも設置する必要がないと考えられる体育施設を種類や形状を踏まえ廃止等することなど、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うことなどにより、府省全体として、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが必要であると考えられる。

1 国総研研修センター

（1）国総研研修センターの設置概要

国総研は、国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 193 条で「国土交通省の職員に対し、法第 4 条第 57 号及び第 61 号（港湾に係るものに限る。）、第 101 号、第 102 号並びに第 109 号（空港等の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に関する研修を行うこと」とされ、主に国土交通省の職員を対象に、港湾及び空港整備等に係る運輸行政の研修を実施しており、研修を実施するに当たり、国総研研修センターを設置している。

なお、国総研研修センターは、平成 19 年度及び 20 年度に施設の大規模修繕を実施している。

（2）国総研研修センターの研修の実施状況

国総研研修センターの平成 21 年度の研修の実施状況をみると、座学形式や演習形式の研修に

については国総研研修センターの教室で実施しているほか、実習を伴う研修については近隣の研究所等に移動して実施していることから、国総研研修センターで実施しているすべての研修は、必ずしも当該施設でなければ研修が実施できないとは考えられない。

これに対し、国総研は、国総研研修センターで実施している研修については、i) 近隣の横須賀地区に所在する国総研及び独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「港空研」という。）の研究者による研修、ii) 国総研及び港空研の研究施設を活用した実習、iii) 横須賀地区周辺に集積する港湾・空港インフラ（横浜港、横須賀港、東京国際空港等）を活用した研修のそれぞれを実施しているものであることから、利便性・効率性の観点から、横須賀地区で研修を行うことが望ましいとしている。しかし、国総研研修センターで実施している31研修のうち5研修については、国総研及び港空研の研究者による研修が実施されていないなどから、国総研研修センターで実施している研修については、横須賀地区でなくても十分に研修が可能であると考えられる。

（3）国総研研修センターの稼働状況

国総研研修センターの平成21年度の施設の稼働状況をみると、研修の実施日数は97日、施設全体の稼働率は40.1%（平均で週2日程度）と低調となっている。

平成21年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は11.8%となっており、また、研修の受講状況をみると、受講者数が一度に30人を上回るものは2研修のみで、当該研修の実施日数は合計8日となっている。

表1 国総研研修センターの各教室の利用実績及び稼働率（平成21年度）（単位：人、日、%）

区分	第一教室	第二教室	第三教室	実習室	平均
定員	20	20	40	18	—
研修利用日数	65	11	32	6	—
稼働率	26.9	4.5	13.2	2.5	11.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242日（平成21年度））に対する研修利用日数の割合を表す（以下同じ。）。

また、平成21年度の宿泊施設（宿泊室38室、定員38人）の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率は15.6%となっており、1日の最多宿泊者数は37人（年間2日）で、宿泊者数が30人以上の期間は年間5日のみとなっている上、宿泊者のいない日が年間利用可能日（186日）の半分程度の91日となっており、施設の稼働状況が非効率なものとなっている。

(注) 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり（以下同じ。）。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \frac{\text{年間宿泊人日}}{\text{年間利用可能人日}} \times 100\%$$

年間宿泊人日：平成21年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（1,105人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（38人）×186日（平成21年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

（4）体育施設の稼働状況

国総研研修センターには、体育施設としてテニスコートが設置されているものの、業務の遂

行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。また、平成 21 年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、研修で全く利用されておらず、そもそもテニスコートの使用自体を自粛しており、研修以外でも全く利用されていない。

(5) 国総研研修センターの維持管理経費等

国総研研修センターの平成 21 年度の施設の維持管理経費等は、少なく見積もっても 15,155 千円となっている。

表 2 国総研研修センターの維持管理経費等（平成 21 年度）

（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	4,481	10,674	15,155

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費を示している（以下同じ。）。

3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している（以下同じ。）。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47 年）で除した額を示している（以下同じ。）。

(6) 予算執行調査の概要

財務省の平成 20 年度予算執行調査において、国総研研修センターについて、次のとおり、指摘されている。

表 3 予算執行調査の概要

調査結果及びその分析	今後の改善点・検討の方向性
<p>① 國土技術政策総合研究所研修センターの研修施設の稼働状況は年間70日余りにとどまっており、國土交通大学校（本校、柏研修センター）と比較し著しく低い状況となっている。</p> <p>② また、同研修施設は未だOA化の対応が不十分など施設が旧いこと、また具体的な研修内容や活動実績を表すHPも未整備な状況となっている。</p> <p>③ 國土技術政策研究所研修センターは港湾・空港整備に特化した研修を実施する施設として國土交通大学校との住み分けがなされているが、実態としては、港湾・空港整備に係る一部の研修は國土交通大学校に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 國土交通省の研修内容の充実のため、國土交通大学校と國土技術政策総合研究所の連携を強化し、研修方針の共有化、研修計画の一本化等、横断的な体制へと見直しを図るべき。 ○ 現在の國土技術政策総合研究所研修センターの施設については将来的には廃止し、近接する國土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）や國土交通大学校を活用すべき。 ○ 國土交通大学校については、21年度から実施する大学校施設の管理の市場化テストも踏まえ、研修施設全体の効果的・効率的

<p>おいても実施されている。</p> <p>⇒ 國土技術政策総合研究所研修センターについては、港湾・空港に特化した研修施設として國土交通大学校と別個に運営する意味合いは薄れている。</p> <p>國土交通大学校（本校、柏研修センター）の稼働状況を勘案し、研修施設全体としての検討が必要。</p>	<p>活用に向けた検討を行うべき。</p>
--	-----------------------

(注) 平成 20 年度予算執行調査資料（総括調査表（平成 20 年 7 月））を基に当省が作成した。

国総研は、当該指摘を受け、國土交通大学校柏研修センターとの間に、研修方針の共有化、研修計画の一本化等、横断的な体制へと見直すための連絡会議を設け、重複した研修を実施しないなどの取組を図っているとしている。

また、国総研は、国総研研修センターの老朽化度、次期大規模修繕が必要となる時期及びそのコスト、国総研横須賀庁舎における会議室等の既存施設を活用する場合のその他業務等との調整等、横須賀地区で研修機能を確保する方法を含む将来的な研修施設の在り方について検討し、その結果を踏まえて、適切な時期に所要の措置を行うとしている。

2 関技研修施設

(1) 関技研修施設の設置概要

関東技術事務所の所掌事務は、地方整備局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 21 号）別表第 4 で「土木工事の施工技術の改善に関する調査及び試験施工」、「建設機械類の改良に関する調査及び試験並びに試作及び修理」、「土木工事用材料及び水質等の調査及び試験」、「土木技術に関する情報の収集及び管理」、「建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。）」とされ、関東地方整備局の職員を対象に、職員の各階層に必要な基礎的な能力等を習得させるための階層別研修、地域性を加味した専門的・実務的な研修を実施しており、研修を実施するに当たり、関技研修施設を設置している。

(2) 関技研修施設の研修の実施状況

関技研修施設の平成 21 年度の研修の実施状況をみると、座学形式や演習形式で実施されているものや関東技術事務所で技術に関する調査に使用している試験室等で実施される実習などがある。

関東地方整備局は、座学形式や演習形式で実施されている研修については、必ずしも関技研修施設でなければ研修が実施できないものではなく、関東技術事務所にある試験室等で実施される実習を含む研修については、他の施設で実施することは困難であるとしている。

関技研修施設で実施されている 37 研修のうち、関東技術事務所にある試験室等で実施される実習を含む研修は 9 研修で、当該研修の実施日数は合計で 26 日となっているが、実習を含む研修であっても、現地に移動して実習を実施しているものもあることから、試験室等の利用が必要な実習であっても、実習実施の際に試験室等に移動して実習を実施することが可能であると

考えられる。

なお、関東地方整備局は、一部の研修において、本局が所在しているさいたま新都心合同庁舎内の会議室や国土交通大学校小平本校を活用して、研修を実施している。

(3) 関技研修施設の稼働状況

関技研修施設の平成 21 年度の施設の稼働状況をみると、研修の実施日数は 112 日、施設全体の稼働率は 46.3%（平均で週 2 日程度）と低調となっている。

平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室等の平均稼働率は 23.1%となつており、研修の受講状況をみると、受講者数が一度に 40 人を上回るものは 2 研修のみで、当該研修の実施日数は合計 5 日となつておる。

表 4 関技研修施設の各教室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度）（単位：人、日、%）

区分	第一教室	第二教室	ゼミナール棟	平均
定員	48	24	48	—
研修利用日数	104	29	35	—
稼働率	43.0	12.0	14.5	23.1

（注） 当省の調査結果による。

また、関東地方整備局は、遠方からの研修の受講生の利便性等のために宿泊施設（宿泊室 26 室、定員 51 人）を設置しており、平成 21 年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率は 20.0%となつており、1 日の最多宿泊者数は 48 人（年間 1 日）で、宿泊者数が 40 人以上の日は年間 7 日となつておる上、宿泊者のいない日が年間利用可能日（186 日（平成 21 年度））の半分以上の 108 日となつており、施設の稼働状況が非効率なものとなつておる。

(4) 関技研修施設の維持管理経費等

関技研修施設の平成 21 年度の施設の維持管理経費等は、表 5 のとおり、少なく見積もつても約 9,433 千円となつておる。

表 5 関技研修施設の維持管理経費等（平成 21 年度）（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	6,115	3,318	9,433

（注） 当省の調査結果による。

3 同省のその他の施設の稼働状況

国総研研修センターの近隣には、国総研研修センター横須賀庁舎が所在しており、その庁舎内には研修実施可能な 50 人及び 20 人が収容できる会議室があるほか、同一ブロック内には同省の研修施設（国土交通大学校小平本校（東京都小平市）（以下「小平本校」という。）、国土交通大学校柏研修センター（千葉県柏市）（以下「柏研修センター」という。）及び気象大学校（千葉県柏市））が所在しており、例えれば、以下のとおり、国土交通大学校では稼働率の低調な教室等があるなど、効率的に施設を運用する余地があるものもみられた。

(1) 小平本校の稼働状況等

ア 稼働状況

小平本校は、国土交通省の職員及びその他の者に対し、主に建設行政に係る研修を実施しており、平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 32.3% となっており、平均化すると稼働率自体は極端に低くはないものの、個々の教室の稼働率をみると 10%未満の教室が 1 室、10%以上 20%未満の教室が 3 室みられ、このほかに 30 室あるゼミ室の平均稼働率は 39.3% となっており、効率的に教室やゼミ室を運用する余地があると考えられる。

表 6 小平本校の各教室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度） (単位：人、日、%)

区分	101 教室	102 教室	201 教室	202 教室	203 教室	204 教室	205 教室
定員	20	20	150	100	80	40	60
研修利用日数	65	215	74	54	90	51	115
稼働率	26.9	88.8	30.6	22.3	37.2	21.1	47.5

301 教室	302 教室	303 教室	304 教室	305 教室	401 教室	402 教室	平均
40	40	60	40	60	40	60	—
34	32	83	24	84	44	130	—
14.0	13.2	34.3	9.9	34.7	18.2	53.7	32.3

(注) 当省の調査結果による。

また、小平本校は、宿泊施設（宿泊室 352 室、定員 352 人）を設置しており、平成 21 年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率は 38.9% となっており、稼働率自体は極端に低くはないものの、宿泊者数が 300 人以上となる日はなく、効率的に宿泊施設を運用する余地があると考えられる。

さらに、小平本校には、体育施設として体育館及びテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。また、平成 21 年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、体育館及びテニスコートの稼働率は 4.5%（年間で 11 日間）しか利用されておらず、稼働率が極めて低調となっている。

イ 小平本校の維持管理経費等

小平本校の平成 21 年度の施設の維持管理経費等は、表 7 のとおり、少なく見積もっても 228,337 千円となっている。

表 7 小平本校の維持管理経費等（平成 21 年度）

(単位：千円)

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	96,939	131,398	228,337

(注) 当省の調査結果による。

(2) 柏研修センター

ア 稼働状況

柏研修センターは、国土交通省の職員及びその他の者に対し、主に運輸行政（港湾・空港整備を除く。）に係る研修を実施している。平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室の平均稼働率は 39.5% となっており、稼働率自体は極端に低くはないものの、このほかに 6 室あるゼミ室の平均稼働率は 19.1% となっており、効率的に教室やゼミ室を運用する余地があると考えられる。

表 8 柏研修センターの各教室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度）（単位：人、日、%）

区分	第一教室	第二教室	第三教室	第四教室	第五教室	第六教室	O A 教室	平均
定員	120	60	60	30	30	30	30	—
研修利用日数	146	134	110	84	83	74	38	—
稼働率	60.3	55.4	45.5	34.7	34.3	30.6	15.7	39.5

(注) 当省の調査結果による。

また、柏研修センターは、宿泊施設（宿泊室 170 室、定員 170 人）を設置しており、平成 21 年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率は 34.3% となっており、稼働率自体は極端に低くはないものの、宿泊者数が 130 人以上となるのは 4 日のみであり、効率的に宿泊施設を運用する余地があると考えられる。

さらに、柏研修センターには、体育施設として体育館、グラウンド及びテニスコートが設置されているものの、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施していないことから、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられる。また、平成 21 年度の体育施設の研修による稼働状況をみると、体育館が年間で 1 日のみ利用されているだけで、グラウンド及びテニスコートは、研修で全く利用されておらず、稼働率が極めて低調となっている。

なお、施設建設に当たって、千葉県流山市の要望により調整池を設置することとされ、通常時は、調整池をグラウンドとして利用している。

イ 柏研修センターの維持管理経費等

柏研修センターの平成 21 年度の施設の維持管理経費等は、表 9 のとおり、少なく見積もっても 121,679 千円となっている。

表 9 柏研修センターの維持管理経費等（平成 21 年度）

（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等を耐用年数で除した額	合計
0	64,460	57,219	121,679

(注) 当省の調査結果による。

4 国土交通省の今後の取組

以上の状況を踏まえると、国土交通省においては、i) 非効率な状況となっている国総研研修センターについて、施設の一部（体育施設）を廃止し、国総研横須賀庁舎や国土交通大学校等を

活用するなどにより、施設の大規模修繕時等を契機として、研修施設の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと、 ii) 非効率な状況となっている関技研修施設について、例えば、関技研修施設で実施している研修を国土交通大学校等で実施することにより、関技研修施設の規模・機能の縮小又は有効活用すること、 iii) 国土交通大学校について、研修を実施するに当たって必ずしも設置する必要がないと考えられる体育施設を種類や形状を踏まえ廃止等することなど、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うことなどにより、府省全体として、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等をすることが必要であると考えられる。

主な資産等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値の合計は、19,767,314 千円である。 <p style="text-align: center;">表 指摘した研修施設の土地及び主な建物の資産価値等 (単位: m²、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th><th style="width: 30%;">面積</th><th style="width: 40%;">資産価値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国総研研修センター</td><td>土地</td><td>10,014</td><td>630,920</td></tr> <tr> <td>主な建物</td><td>3,642</td><td>241,800</td></tr> <tr> <td rowspan="2">関技研修施設</td><td>土地</td><td>1,044</td><td>94,158</td></tr> <tr> <td>主な建物</td><td>1,696</td><td>82,835</td></tr> <tr> <td rowspan="2">小平本校</td><td>土地</td><td>61,920</td><td>9,055,826</td></tr> <tr> <td>主な建物</td><td>29,605</td><td>4,419,057</td></tr> <tr> <td rowspan="2">柏研修センター</td><td>土地</td><td>37,828</td><td>3,658,428</td></tr> <tr> <td>主な建物</td><td>12,908</td><td>1,584,290</td></tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td><td style="border-top: 1px solid black;">—</td><td style="border-top: 1px solid black;">19,767,314</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国総研研修センターを廃止等することにより、維持管理経費(年間で4,481千円)を、関技研修施設の規模・機能を縮小等することにより、維持管理経費(年間で6,115千円)を節減することが可能である。 	区分	面積	資産価値	国総研研修センター	土地	10,014	630,920	主な建物	3,642	241,800	関技研修施設	土地	1,044	94,158	主な建物	1,696	82,835	小平本校	土地	61,920	9,055,826	主な建物	29,605	4,419,057	柏研修センター	土地	37,828	3,658,428	主な建物	12,908	1,584,290	合計	—	19,767,314	
区分	面積	資産価値																																		
国総研研修センター	土地	10,014	630,920																																	
	主な建物	3,642	241,800																																	
関技研修施設	土地	1,044	94,158																																	
	主な建物	1,696	82,835																																	
小平本校	土地	61,920	9,055,826																																	
	主な建物	29,605	4,419,057																																	
柏研修センター	土地	37,828	3,658,428																																	
	主な建物	12,908	1,584,290																																	
合計	—	19,767,314																																		

表1-(1)-⑪

件名	研修以外の機能の移転が可能となった場合は、研修施設を廃止する必要があるもの	
研修施設名	水鳥救護研修センター	
所在地	東京都日野市南平2-35-2	
設置根拠	油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）	
主な研修対象者	獣医師、ボランティア、地方公共団体等	
定員	0人	
敷地	992 m ² （日野市から貸与）	
主な施設の 設置状況	教室等	教室1室（定員30人） 建て面積151 m ² 、延べ床面積255 m ²
	宿泊施設	—
	体育施設	—
予算（平成21年度）	8,437千円	
研修実施状況 (平成21 年度)	研修数	2研修
	受講者数	延べ98人
	宿泊者数	—
	稼働率	施設全体：2.5%、教室平均：2.5%

[説明]

水鳥救護研修センター（以下「救護研修センター」という。）は、国際条約に基づく研修・危機管理機能を有する施設であり、水鳥救護のための研修の実施、情報収集、油汚染鳥の治療・リハビリの二次処理等の拠点施設（以下「危機管理施設」という。）として整備されたものである。このうち研修については、都道府県の鳥獣保護行政担当者、獣医師等を対象に油汚染事故で負傷した水鳥の救護手法等の研修を実施している。

救護研修センターの平成21年度の稼働状況等をみると、施設全体の稼働率は2.5%（年間の研修実施日数が6日）と極めて低調で、受講者数も毎年度減少しており、また、研修の実施方法を見直すことにより、救護研修センター以外でも研修を実施することが可能であると考えられる。

救護研修センターは、研修以外に水鳥救護に関する情報収集及び普及啓発（以下「情報収集・普及啓発業務」という。）、危機管理施設としての機能を有している。しかし、情報収集・普及啓発業務は救護研修センター以外でも実施が可能であり、また、危機管理施設としては、施設の竣工以後、油汚染事故による水鳥への被害が発生しておらず、利用実績がない。

救護研修センターは、研修の充実等により研修施設として有効活用を図るとともに、危機管理施設については、利用実績がないことなどを踏まえ、施設の次期大規模修繕時までに近隣の他施設等への機能移転について検討し、移転が可能となった場合は、研修業務及び情報収集・普及啓発業務の実施方法を見直し、研修施設を速やかに廃止する必要があると考えられる。

1 救護研修センターの設置概要

救護研修センターは、「油による汚染に関する準備、対応及び協力に関する国際条約」（平成7年条約第20号。通称OPRC条約）に基づく「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成9年12月19日閣議決定）（注）により、「環境庁及び水産庁等は、油汚染事件発生時に

おける環境影響調査、野生生物の保護、漁場等の保全等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、各行政分野における体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努める。」とされており、国自らが責任を持つ拠点施設の設置が体制整備の一環として必要であるとして、水鳥救護のための研修の実施、情報収集、危機管理施設として整備されたものである。

救護研修センターは、平成 12 年（築約 10 年）に東京都日野市に設置されており、治療・リハビリ活動の中心となる獣医師が所属する特定非営利活動法人、救護ボランティアを要請する野鳥の会及び当該施設のみでは収容や対応が困難な際に協力が得られる東京都野生生物保全センター（多摩動物公園内）と隣接しており、緊急時の対応の観点から、優れた立地条件であるとしている。

研修については、都道府県の鳥獣保護行政担当者、獣医師等を対象に油汚染事故で負傷した水鳥の救護手法について、研修を実施している。

（注） 平成 9 年 12 月 19 日閣議決定の計画は廃止され、新たに 18 年 12 月 8 日に「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」が閣議決定されている。

2 救護研修センターの稼働状況

救護研修センターの平成 21 年度の研修による施設の稼働率をみると、研修は 6 日しか実施されておらず、施設全体の稼働率は 2.5% と極めて低調となっている。

また、平成 21 年度の教室の稼働状況をみると、教室は 1 室のみで、教室の稼働率（注）も 2.5% と極めて低調であり、施設の稼働が極めて非効率となっている。

（注） 稼働率は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242 日（平成 21 年度））に対する研修利用日数の割合を示している。

3 救護研修センターの維持管理経費等

救護研修センターの平成 21 年度の施設維持管理費等は、表 1 のとおり、少なく見積もっても 3,344 千円となっている。

表 1 救護研修センターの維持管理経費等（平成 21 年度）（単位：千円）

人件費	維持管理経費	建物の取得額等 を耐用年数で除 した額	借地料	合計
0	1,979	767	598	3,344

（注） 1 当省の調査結果による。

2 「人件費」欄は、職員の人件費のうち、管理人、調理人及び賄い人の人件費を示している。

3 「維持管理経費」欄は、研修施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等の合計を示している。

4 「建物の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の主な建物の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47 年）で除した額を示している。

4 研修の実施状況

（1） 研修の受講状況等

救護研修センターは、都道府県の鳥獣保護行政担当者、獣医師等を対象に油汚染事故で負傷した水鳥の救護手法についての研修を実施しており、平成 21 年度の研修の実施状況をみると、当該施設で水鳥救護研修（鳥獣行政担当者向け）、水鳥救護研修（現場救護リーダー向け）の 2

研修（計6日）を実施している。

このうち、水鳥救護研修（鳥獣行政担当者向け）の受講者数は、毎年度減少しており、今年度の受講率は31.7%となっている。

表2 救護研修センターの研修の実施状況

(単位：人、%)

研修名	平成19年度			20年度			21年度		
	募集定員 (A)	受講者数 (B)	受講率 (B ÷ A) ×100	募集定員 (A)	受講者数 (B)	受講率 (B ÷ A) ×100	募集定員 (A)	受講者数 (B)	受講率 (B ÷ A) ×100
水鳥救護研修 (鳥獣行政担当者向け)	60	36	60.0	60	27	45.0	60	19	31.7
水鳥救護研修 (現場救護リーダー向け)	30	29	96.7	30	26	86.7	30	30	100

(注) 当省の調査結果による。

(2) 研修内容等

救護研修センターで実施している研修内容をみると、講義形式の研修のほか、汚染鳥の洗浄法の実習が行われており、施設内には実習専用の廃液処理設備が設置されている。環境省は、油汚染鳥の洗浄法の実習で実際に油にまみれたアイガモを実習に使用しており、その際に発生する廃液を処理するための設備が必要不可欠とし、また、実習で油にまみれた水鳥を使用することの必要性について、油にまみれていない水鳥とでは動きが違い、扱いが異なること、どこに油が残りやすく、油を洗浄することにどれくらいの時間と労力を要するのかを分かってもらうためとしている。

なお、油汚染鳥の洗浄法を習得するためには反復して実習を行う必要があるものの、現在実施している油汚染鳥の洗浄法の実習時間は、1コース1回（90分から120分）のみしか実施していない。

5 研修方法の代替措置の検討

救護研修センターでは、現地研修として、出張形式の水鳥救護研修を福島県や静岡県の財団法人の貸会議室等において実施しているが、この内容をみると、講義形式で研修が実施されており、油汚染鳥の洗浄法の実習は実施されず、油等汚染鳥救護法のビデオを上映することで対応している例がみられる。

また、民間のボランティア団体が、民間の専門学校の教室を借りて実施している油汚染鳥救護の講習会をみると、油汚染鳥の洗浄法の実習が行われているものの、動物愛護の観点から油にまみれていない水鳥を実習に使用し、水鳥の死がいかから採取した羽に廃液処理の必要のない油を付着させて実習に活用することにより対応している例がみられる。

表3 油汚染鳥救護に係る研修例

研修名	油等汚染事故対策水鳥救護研修(現地研修)	油汚染鳥救護講習会
実施機関	水鳥救護研修センター	民間ボランティア団体
実施場所	財団法人等の貸会議室	専門学校
研修内容	講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護について ・ 鳥について ・ 油汚染事故対応の事前準備 ・ 油について ・ 油等汚染鳥の救護法(ビデオ上映) 	講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 油汚染とボランティア活動 ・ 水鳥の生態 ・ 救護技術 実習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 油にまみれていないアイガモを使用した洗浄実習 ・ 水鳥の死体から採取した羽に廃液処理の必要のない油を付着させた洗浄実習

(注) 当省の調査結果による。

環境省は、油汚染鳥の洗浄法の実習には油にまみれた水鳥を使用することが必要であるとしているものの、ビデオ上映による対応や油にまみれていない水鳥を使用することなどで対応している例もあり、実習に必ずしも油にまみれた水鳥を使用する必要はないと考えられる。

また、実施場所においても、実習に油にまみれていない水鳥や廃液処理の必要のない油を使用することで、必ずしも廃液処理設備を有している場所である必要はないと考えられる。

6 研修以外の業務等

(1) 情報収集・普及啓発業務等

救護研修センターは、水鳥救護の研修のほか、情報収集・普及啓発業務等を行っており、これらの業務については外部に委託している。前述の「油等汚染事故対策水鳥救護研修」以外の業務内容は、表4のとおりであり、必ずしも救護研修センターの設備等を使用しなければ実施できないものとは考えられない。

表4 平成21年度水鳥救護研修・情報整備事業委託契約の内容（業務内容）

1 油等汚染事故対策水鳥救護研修
(1) 水鳥救護研修センターにおける研修
(2) 現地研修
2 水鳥救護に関する情報収集及び普及啓発
(1) 油等汚染事故に係る文献や人材等の情報の収集
・ 国内外における油汚染事故及び水鳥救護に関する文献を収集し、文献目録を作成
・ 過去の油汚染事故の際に活躍した獣医師及び環境N G O等の関係者等の一覧名簿の作成
(2) 油等汚染事故発生時等の情報収集及び支援
・ 油等汚染事故発生時に、行政機関、任意団体等から油等に汚染された鳥の種類、漂着場所等の情報収集
・ 都道府県から水鳥救護に関する照会があった場合に、技術的助言、現場調査等、必要資機材の貸し出しを実施
(3) 水鳥救護に関する普及啓発
・ 2 (1) (2) で得られた情報をとりまとめ、環境省へ報告
・ ホームページを使って一般向けに水鳥救護に関する活動等の情報提供

3 水鳥救護研修運営協議会の開催

水鳥救護研修の実施及び運営方針について検討を行うため、環境省水鳥救護研修センターで運営協議会を開催

(注) 当省の調査結果による。

なお、環境省は、油等汚染事故発生時等の情報収集及び支援等の水鳥救護に関する情報収集・普及啓発業務を実施するために、年間 230 日救護研修センターを稼働させているとしている。

(2) 危機管理施設

救護研修センターは、危機管理施設としての機能も有しており、小規模ではあるが治療・リハビリのできる設備が設置されているが、危機管理施設としては、施設の竣工以降、油汚染事故による水鳥への被害が発生しておらず、利用実績がない。

環境省によると、救護研修センター以外には、全国 12 都府県に油汚染鳥の受入れ対応可能な救護施設が所在しているとし、このうち救護研修センターの近隣に所在する東京都野生生物保全センター（多摩動物公園内）においては、油汚染鳥の受入れの支援が可能であるとしている。

7 救護研修センターの今後の取組

救護研修センターは、研修の充実等により研修施設として有効活用を図るとともに、危機管理施設については、利用実績がないことなどを踏まえ、施設の次期大規模修繕時までに近隣の他施設等への機能移転について検討し、移転が可能となった場合は、研修業務及び情報収集・普及啓発業務の実施方法を見直し、研修施設を速やかに廃止する必要があると考えられる。

主な資産等

- 指摘した研修施設の建物の資産価値の合計は、43,709 千円である。

表 救護研修センターの主な資産 (単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	992	借地
主な建物	255	43,709
合計	—	43,709

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「主な建物」欄には、延べ床面積を記載した。

3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。

- 救護研修センターが廃止された場合は、維持管理経費（年間で 1,979 千円）と借地料（年間で 598 千円）を節減することが可能である。

表1-(2)-①-i

民間宿泊施設に宿泊する場合との費用比較の考え方

○ 研修参加の際に宿泊する場合の一泊当たりの日額旅費については、国の機関が所有する宿泊施設に宿泊する場合は2,080円、民間宿泊施設に宿泊する場合は5,910円が支給されるのが基本である。

このため、研修の受講者一人一泊当たりの維持管理経費等が両者の差額である3,830円を上回る場合は、民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高となる。

国
の
機
関
が
所
有
す
る
宿
泊
施
設
に
宿
泊
す
る
場
合



差額 3,830 円

国費の支出が
割高となる額

民
間
宿
泊
施
設
に
宿
泊
す
る
場
合



(注) 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）等を基に当省が作成した。

表1-(2)-①-ii

民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設（平成21年度）
(単位：円、人目)

府省名	研修施設名	宿泊施設の維持管理経費(A)	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額(B)	延べ宿泊者数(C)	一人一泊当たりの維持管理経費等(A+B)÷(C)	備考
内閣府	沖縄総合事務局研修所	20,031,461	1,313,039	1,888	11,305	注6
総務省	情報通信政策研究所	17,110,008	9,061,562	4,166	6,282	注6
法務省	法務総合研究所札幌支所	16,693,170	9,994,375	1,824	14,631	注6
	法務総合研究所仙台支所	6,046,702	1,212,135	1,448	5,013	注6
	法務総合研究所名古屋支所	23,183,400	14,327,386	6,489	5,781	注6
財務省	財務総合政策研究所南九州研修支所九州財務局分室	2,599,566	110,050	126	21,505	注7
農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	714,000	1,083,782	393	4,575	注7
	関東農政局土地改良技術事務所	2,410,000	978,423	435	7,789	
	北陸農政局土地改良技術事務所	2,011,000	635,662	420	6,302	注7
	東海農政局土地改良技術事務所	1,009,000	857,202	121	15,423	注7
	近畿農政局土地改良技術事務所	1,072,312	1,098,349	145	14,970	注7
	中国四国農政局土地改良技術事務所	1,369,000	1,224,574	197	13,165	注7
	九州農政局土地改良技術事務所	3,740,000	741,113	387	11,579	注7
経済産業省	経済産業研修所	46,425,835	16,726,835	11,668	5,412	
国土交通省	北海道開発局研修センター	14,561,696	5,432,361	2,312	8,648	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成21年度における一人一泊当たりの宿泊施設の維持管理経費等と国の機関が所有する施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費の合計金額が、民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費よりも割高となっているものを記載している。

なお、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）等により、国の機関が所有する宿泊施設を利用する30日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費2,080円、民間宿泊施設を利用する30日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費5,910円を基本とし、各府省の旅費規程等に基づき算出している。

3 「宿泊施設の維持管理経費」は、平成21年度における宿泊施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等をいう。なお、宿泊施設の維持管理経費がその他の施設・設備と一体となっている場合は、宿泊施設部分を按分している。

4 「宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額」は、宿泊施設の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数（47年）で除した額を示している。

5 「延べ宿泊者数」は、平成21年度における当該宿泊施設の延べ宿泊者数（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始に宿泊している者も含む。）を示している。

6 項目1(1)で廃止、縮小等することが可能と指摘したもの。

7 宿泊施設を廃止することが決定又は計画されているもの。

表 1-(2)-②

件名	安価な民間宿泊施設を活用することにより研修を実施していたもの
調査対象機関名	総務省大臣官房秘書課
所在地	東京都千代田区霞が関 2-1-2
設置根拠	総務省組織令（平成 11 年法律第 91 号）第 2 条
主な研修対象者	総務省職員
体制	3 人

〔説明〕

総務省大臣官房秘書課（以下「秘書課」という。）は、総務省職員に対し、現在就いている官職又は将来就くことが予想される官職の職務と責任の遂行に必要な知識・技能等を修得させ、その他その遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させることを目的に研修を実施している。

このうち、新規に採用されたⅡ種・Ⅲ種職員に対して実施する宿泊を伴う「Ⅱ種・Ⅲ種新規採用職員研修」において、研修受講者のうち通勤が困難な地方支分部局の職員の一部について、近隣の安価な民間宿泊施設（一人一泊当たりの料金は 2 人部屋で 3,500 円、3 人部屋で 3,300 円）を活用することにより研修を実施していた。

なお、平成 22 年度以降は、通勤が困難な地方支分部局の職員全員が情報通信政策研究所の宿泊施設を利用することとしている。

1 秘書課実施の研修の概要

秘書課は、「総務省職員研修実施要領」（平成 13 年 1 月 6 日付け総官秘 2-6 号）に基づき、総務省職員に対し、現在就いている官職又は将来就くことが予想される官職の職務と責任の遂行に必要な知識・技能等を修得させ、その他その遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させることを目的に研修を実施している。

2 公共の宿泊施設の活用

秘書課は、総務省に新規に採用されたⅡ種・Ⅲ種職員に対して実施する宿泊を伴う「Ⅱ種・Ⅲ種新規採用職員研修」において、受講者のうち通勤が困難な地方支分部局の職員の一部について、近隣の安価な民間宿泊施設を活用していた。

なお、平成 22 年度以降は、通勤が困難な地方支分部局の職員全員が情報通信政策研究所の宿泊施設を利用することとしている。

表 公共の宿泊施設の活用状況（平成 21 年度）

事項	内容
宿泊料（一人一泊当たり）	2 人部屋 3,500 円 3 人部屋 3,300 円
宿泊期間	15 泊
宿泊人数	10 人

（注）当省の調査結果による。

表1-(3)-①

体育施設の設置状況

(単位：人)

府省名	研修施設名	業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的に設置	長期間の研修の有無	うち受講者数が最多の研修の受講者数	設置体育施設	備考
内閣府	沖縄総合事務局研修所	×	×	—	テニスコート プール	
警察庁	警察大学校	○	○	255	体育館・道場 グラウンド テニスコート	
	科学警察研究所法科学研修所	○	○	13	体育館 グラウンド テニスコート	
	皇宫警察本部皇宫警察学校	○	○	19	体育館 テニスコート	
	東北管区警察学校	○	×	—	体育館 道場 グラウンド テニスコート	
	関東管区警察学校	○	○	6	体育館・道場 グラウンド	
	中部管区警察学校	○	×	—	体育館 道場 グラウンド 球技コート	
	近畿管区警察学校	○	×	—	道場・体育館 グラウンド バレー・テニス兼用コート	
	中国管区警察学校	○	×	—	体育館 グラウンド 道場	
	四国管区警察学校	○	×	—	体育館 道場 グラウンド	
	九州管区警察学校	○	×	—	体育館 道場 グラウンド	
総務省	自治大学校	×	○	153	グラウンド 体育館 テニスコート	
	情報通信政策研究所	×	×	—	体育館 テニスコート	
消防庁	消防大学校	○	×	—	体育館 グラウンド プール	
法務省	法務総合研究所浦安総合センター	×	○	135	体育館 テニスコート	
	法務総合研究所札幌支所	×	×	—	体育館	
	法務総合研究所仙台支所	×	×	—	体育館	
	法務総合研究所牛久支所	○	×	—	体育館	
	法務総合研究所名古屋支所	×	×	—	体育館 テニスコート	
	法務総合研究所大阪支所	○	×	—	体育館 グラウンド	
	法務総合研究所福岡支所	×	×	—	体育館	
	矯正研修所	○	○	64	体育館 グラウンド テニスコート	
	矯正研修所札幌支所	○	○	30	体育館	
	矯正研修所仙台支所	○	×	—	体育館 グラウンド	
	矯正研修所東京支所	○	○	38	体育館 グラウンド	
	矯正研修所名古屋支所	○	○	30	体育館 グラウンド	
	矯正研修所大阪支所	○	○	35	体育館 グラウンド	
	矯正研修所広島支所	○	○	30	体育館	

府省名	研修施設名	業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的に設置	長期間の研修の有無	うち受講者数が最多の研修の受講者数	設置体育施設	備考
	矯正研修所福岡支所	○	×	—	体育館 グラウンド	
外務省	外務省研修所	×	○	135	グラウンド テニスコート	グラウンドは雨水調整池を兼ねている。
財務省	財務総合政策研究所 会計センター	×	○	136	体育館 多目的コート	
	税関研修所	○	○	69	体育館 グラウンド テニスコート プール	
国税庁	税務大学校	×	○	1,146	体育館 多目的室 卓球場 道場 プール グラウンド テニスコート	
	税務大学校札幌研修所	×	○	15	体育館 グラウンド テニスコート	体育施設の廃止が決定されている。
	税務大学校仙台研修所	×	○	56	体育館 グラウンド テニスコート	体育施設の廃止が決定されている。
	税務大学校関東信越研修所	×	○	118	グラウンド テニスコート バレーコート プール	
	税務大学校東京研修所	×	○	326	体育館 グラウンド テニスコート 卓球場 道場	
	税務大学校名古屋研修所	×	○	248	体育館 グラウンド テニスコート プール	
	税務大学校大阪研修所	×	○	72	グラウンド テニスコート バレーコート バスケットコート プール	財務省による監査の指摘を受け、施設を集約化・高層化し、体育施設を含む敷地の縮小が決定されている。また、研修実施場所の見直し等により、平成24年度から、長期間の研修のうち受講者数が最多の研修の受講者数が、200人を超える計画となっている。
	税務大学校広島研修所	×	○	23	グラウンド テニスコート バレーコート バスケットコート プール	体育施設の廃止が決定されている。
農林水産省	農林水産研修所	×	×	—	多目的コート テニスコート	
	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	×	×	—	グラウンド	
林野庁	森林技術総合研修所	×	○	10	テニスコート	
経済産業省	経済産業研修所	×	×	—	体育館 グラウンド テニスコート	平成21年度は、耐震改修工事のため使用不可
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	×	×	—	テニスコート	
	国土交通大学校	×	○	5	体育館 テニスコート	
	国土交通大学校柏研修センター	×	×	—	体育館 グラウンド テニスコート	グラウンドは雨水調整池を兼ねている。
	航空保安大学校	×	○	146	体育館 グラウンド テニスコート	当該研修の受講者数は、通常で実施している課程の合計の受講者数となっている。

府省名	研修施設名	業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的に設置	長期間の研修の有無	うち受講者数が最多の研修の受講者数	設置体育施設	備考
	航空保安大学校岩沼研修センター	×	×	—	体育館 テニスコート	
	北海道開発局研修センター	×	×	—	体育館 グラウンド テニスコート	
気象庁	気象大学校	×	○	60	体育館 グラウンド テニスコート	当該研修の受講者数は、通年で実施している課程の合計の受講者数となってい る。 文部科学省令の大学設置基準に準じて大学を設置
海上保安庁	海上保安大学校	○	○	181	体育館 グラウンド テニスコート 潜水訓練用 プール 野球場	当該研修の受講者数は、通年で実施している課程の合計の受講者数となってい る。 文部科学省令の大学設置基準に準じて大学を設置
	海上保安学校	○	○	252	体育館 道場 グラウンド プール	当該研修の受講者数は、通年で実施している課程の合計の受講者数となってい る。
	海上保安学校門司分校	○	○	60	体育館 グラウンド	
環境省	環境調査研修所	×	×	—	グラウンド テニスコート	
防衛省	防衛大学校	○	○	1,663	体育館 屋内プール 武道館 グラウンド テニスコート 野球場 陸上競技場 弓道場 屋外プール	当該研修の受講者数は、通年で実施している課程の合計の受講者数となってい る。 文部科学省令の大学設置基準に準じて大学を設置
	防衛医科大学校	○	○	418	体育館 グラウンド テニスコート 野球場 武道館 屋内プール	当該研修の受講者数は、通年で実施している課程の合計の受講者数となってい る。 文部科学省令の大学設置基準に準じて大学を設置

(注) 1 当省の調査結果による。

2 長期間の研修は、3か月（研修実施日数が60日）以上の研修をいう。

3 研修の入所式や修了式等のみでの使用は、研修での利用日数から除いている。

表1-(3)-②

体育施設を廃止等することが可能とみられるもの

(単位：研修施設、%)

区分	体育施設を設置しているもの	体育施設を設置する必要がないと考えられるもの		
		体育館を設置しているもの	体育館以外を設置しているもの	
研修施設数等	58	19 (1.3)	12 (2.4)	16 (0.8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「体育施設を設置する必要がないと考えられるもの」欄の数値は、体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者（研修実施日数が60日以上かつ当該研修の最大受講者数が100人以上）を対象とした研修を実施していないなどの研修施設数を記載している。

3 () 内の数値は、体育施設の研修による稼働率の平均を表している。

4 研修の入所式や修了式、受講者の健康維持による課外での利用等は、研修による稼働には含めていない。

5 体育館と体育館以外の体育施設の両方を設置している研修施設があるため、「体育館を設置しているもの」と「体育館以外を設置しているもの」の合計が「体育施設を設置する必要がないと考えられるもの」の数値とは一致しない。

表1-(3)-③

体育施設（体育館）を廃止等することが可能とみられるもの

(単位：日、%)

府省名	研修施設名	設置体育施設	竣工年度	研修での稼働状況			備考
				研修での利用可能日数(A)	利用日数(B)	稼働率(B÷A)×100	
総務省	情報通信政策研究所	体育館	平成15年度	242	0	0.0	注4
法務省	法務総合研究所札幌支所	体育館	平成7年度	242	1	0.4	注4
	法務総合研究所仙台支所	体育館	平成13年度	242	4	1.7	注4
	法務総合研究所名古屋支所	体育館	平成6年度	242	6	2.5	注4
	法務総合研究所福岡支所	体育館	平成12年度	242	6	2.5	注4
	税務大学校札幌研修所	体育館	昭和42年度	242	2	0.8	体育施設の廃止が決定されている。
財務省 (国税庁)	税務大学校仙台研修所	体育館	昭和55年度	242	3	1.2	体育施設の廃止が決定されている。
	経済産業研修所	体育館	昭和46年度	—	—	—	平成21年度は、耐震改修工事のため使用不可
国土交通省	国土交通大学	体育館	平成11年度	242	11	4.5	注4
	国土交通大学柏研修センター	体育館	平成8年度	242	1	0.4	注4
	航空保安大学校岩沼研修センター	体育館	昭和53年度	242	24	9.9	
	北海道開発局研修センター	体育館	平成4年度	242	6	2.5	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表1-(3)-②の「体育館を設置しているもの」を記載している。

3 研修の入所式や修了式、受講者の健康維持による課外での利用等は、「利用日数」から除いている。

4 項目1(1)で廃止、縮小等することが可能と指摘した研修施設を示している。

表1-(3)-④

体育施設（体育館以外）を廃止等することが可能とみられるもの

(単位：日、%)

府省名	研修施設名	設置体育施設	研修での稼働状況			備考
			研修での利用可能日数(A)	利用日数(B)	稼動率(B÷A)×100	
内閣府	沖縄総合事務局研修所	テニスコート プール	242 190	0 0	0.0 0.0	注4
総務省	情報通信政策研究所	テニスコート	242	0	0.0	注4
法務省	法務総合研究所名古屋支所	テニスコート	242	0	0.0	注4
財務省 (国税庁)	税務大学校札幌研修所	グラウンド テニスコート	242 242	1 0	0.4 0.0	体育施設の廃止が決定されている。
	税務大学校仙台研修所	グラウンド テニスコート	242 242	3 3	1.2 1.2	体育施設の廃止が決定されている。
	税務大学校広島研修所	グラウンド テニスコート バレーコート バスケットコート プール	242 242 242 242 閉鎖中	3 2 1 1 —	1.2 0.8 0.4 0.4 —	体育施設の廃止が決定されている。
農林水産省	農林水産研修所	多目的コート テニスコート	242 242	0 0	0.0 0.0	注4
	農林水産研修所つくば館 水戸ほ場	グラウンド	242	0	0.0	注4
林野庁	森林技術総合研修所	テニスコート	242	0	0.0	
経済産業省	経済産業研修所	グラウンド テニスコート	— —	— —	— —	平成21年度は、耐震改修工事のため使用不可であったが、研修での利用予定はない。
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	テニスコート	242	0	0.0	注4
	国土交通大学学校	テニスコート	242	11	4.5	注4
	国土交通大学学校柏研修センター	グラウンド	242	0	0.0	注4
		テニスコート	242	0	0.0	グラウンドは雨水調整池を兼ねている。
	航空保安大学校岩沼研修センター	テニスコート	242	24	9.9	
	北海道開発局研修センター	グラウンド テニスコート	242 242	2 0	0.8 0.0	
環境省	環境調査研修所	グラウンド テニスコート	242 242	0 0	0.0 0.0	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表1-(3)-②の「体育館以外を設置しているもの」を記載している。

3 研修の入所式や修了式、受講者の健康維持による課外での利用等は、「利用日数」から除いている。

4 項目1(1)で廃止、縮小等することが可能と指摘した研修施設を示している。

表1-(3)-⑤

件名	利用実績が低くなつており、外部の体育施設で研修を実施することにより、体育施設を廃止したもの	
研修施設名	税務大学校熊本研修所	
所在地	熊本県熊本市東本町16-1	
設置根拠	財務省組織規則（平成13年財務省令第1号）第438条	
主な研修対象者	熊本国税局管内の職員	
定員	14人	
敷地	14,297 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	7教室（収容人数344名） 建て面積712 m ² 、延べ床面積2,186 m ²
	宿泊施設	93室（定員210人） 建て面積1,670 m ² 、延べ床面積4,636 m ²
	体育施設	平成21年11月に廃止 グラウンド（ソフトボール場）：1面、バレーコート：1面、バスケットコート：1面、テニスコート：2面、プール：25m×7コース（計18,217 m ² ）
予算（平成21年度）	177,708千円	
研修実施状況（平成21年度）	研修数	53研修
	受講者数	延べ11,870人
	宿泊者数	延べ3,419人
	稼働率	施設全体：74.4%、教室平均46.6%、宿泊施設17.5%

[説明]

税務大学校熊本研修所（以下「熊本研修所」という。）は、外部の体育施設で研修を実施することにより、利用実績が低くなっていた体育施設を廃止し、研修施設の効率的な運用を図っている。

1 税務大学校地方研修所の設置状況等

税務大学校は、財務省組織令（平成12年政令第250号）第95条第1項に基づき、国税庁の施設等機関として設置されており、同条第2項において、財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修を行うこととされている。また、同条第3項において、財務大臣は、税務大学校の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、税務大学校の地方研修所を設けることができるとしており、これに基づき、財務省組織規則（平成13年財務省令第1号）第438条において、札幌研修所（札幌市）、仙台研修所（仙台市）等12か所の地方研修所が設置されている。

税務大学校で実施する研修については、税務大学校研修要綱（昭和40年国税庁訓令第6号）において、その種類、目的、研修期間等が定められ、研修を実施するに当たっての運営方法等については、税務大学校において、税務大学校研修実施規程の制定について（昭和41年税務大学校訓令特第1号）を定めており、税務大学校本校及び地方研修所においては、これらの規程に基づき研修を実施している。

2 熊本研修所の施設の概要等

熊本研修所は、32,514 m²の敷地内に、校舎（教室、研修所の事務室等が置かれている棟）や学寮とともに、体育施設を設置していたが、平成14年度以降、普通科（国家公務員採用III種試験（税務）採用者に対する新規採用時研修）の受講者を名古屋研修所において受講させることとなった

ことから、これらの体育施設をほとんど使用しない見込みのため廃止することとし、平成21年11月に九州財務局への引継ぎを行っている。

また、熊本研修所では、「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」のそれぞれの研修の最後の1か月間の課程を実施しており、そのカリキュラムの中には「体育・文化活動」が3日間（各2時間）含まれているが、この時間帯のみ近隣の民間体育施設を借りることにより対応している（平成21年度の利用料金は合計13,440円）。

3 その他の地方研修所における体育施設の廃止状況

今回、調査を行った熊本研修所のほか、税務大学校の札幌研修所、仙台研修所及び広島研修所においても、利用実績が低くなつた体育施設の廃止を行うことにより、研修施設の効率的な運用を図つている。

主な資産	○ 廃止した熊本研修所の体育施設部分の土地（18,217 m ² ）の資産価値（注）は、1,391,579千円である。 (注) 資産価値は、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。														
<p style="text-align: center;">表 その他の地方研修所における体育施設の資産価値（参考） (単位: m²、%、千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>体育施設部分の 土地の面積</th><th>資産価値</th></tr></thead><tbody><tr><td>札幌研修所</td><td>22,483 (64)</td><td>1,084,578</td></tr><tr><td>仙台研修所</td><td>6,202 (57)</td><td>387,618</td></tr><tr><td>広島研修所</td><td>11,307 (69)</td><td>1,071,897</td></tr></tbody></table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「体育施設部分の土地の面積」欄の（ ）内は、敷地全体の面積に対する体育施設部分の土地の面積の割合を記載している。 3 「資産価値」欄には、直近の国有財産台帳の現在額を記載した。</p>				区分	体育施設部分の 土地の面積	資産価値	札幌研修所	22,483 (64)	1,084,578	仙台研修所	6,202 (57)	387,618	広島研修所	11,307 (69)	1,071,897
区分	体育施設部分の 土地の面積	資産価値													
札幌研修所	22,483 (64)	1,084,578													
仙台研修所	6,202 (57)	387,618													
広島研修所	11,307 (69)	1,071,897													

表1-(3)-⑥

件名	研修で利用していなかった体育施設を廃止したものの、跡地が効率的に活用されておらず、これを処分する必要のあるもの
研修施設名	東北地方整備局東北技術事務所
所在地	宮城県多賀城市桜木3丁目6-1
設置根拠	地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第140条第1項
主な研修対象者	東北地方整備局職員
体制	5人
敷地	42,071 m ² （東北技術事務所全体の敷地）
主な施設の設置状況	教室等 教室2室（定員60人） 建て面積828 m ² 、延べ床面積1,456 m ² （宿泊施設と一体）
	宿泊施設 30室（定員60人） (教室等と一体)
	体育施設 (平成20年度にテニスコート(1,300 m ²)を廃止)
予算（平成21年度）	404,422千円
研修実施状況（平成21年度）	研修数 56研修
	受講者数 延べ3,896人
	宿泊者数 延べ2,853人
	稼働率 施設全体：64.0%、教室平均：50.0%、宿泊施設：25.6%

[説明]

東北地方整備局東北技術事務所（以下「東北技術事務所」という。）では、研修に利用していなかったことから、体育施設としてのテニスコートを廃止し、テニスコートの跡地（以下「旧テニスコート」という。）に平成22年6月より体験型土木構造物実習施設を設置している。

しかしながら、東北技術事務所敷地内には、ほかにも空きスペースが多くみられ、必ずしも旧テニスコートに当該体験型土木構造物実習施設を設置しなければ研修を実施できないとは考えられず、旧テニスコートが効率的に活用されていないことから、旧テニスコートについては処分する必要があると考えられる。

1 東北技術事務所の所掌事務

東北技術事務所の所掌事務は、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）別表第4で「土木工事の施工技術の改善に関する調査及び試験施工」、「建設機械類の改良に関する調査及び試験並びに試作及び修理」、「土木工事用材料及び水質等の調査及び試験」、「土木技術に関する情報の収集及び管理、建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。）」とされ、東北地方整備局の職員を対象に、職員の各階層に必要な基礎的な能力等を習得させるための階層別研修、地域性を加味した専門的・実務的な研修を実施している。

2 テニスコートの廃止

東北技術事務所は、研修を実施するために研修・宿泊棟（鉄筋コンクリート2階建て）を所有しているが、平成19年度まではこのほかに体育施設として、研修・宿泊棟の前面にテニスコート(1,300 m²)を所有していた。しかし、同研修施設での研修は、短期の宿泊による集合研修であり、研修で利用しないことなどを理由に、テニスコートを廃止している。

3 旧テニスコートの利用状況

東北技術事務所では、工事監督・検査における対応技術の向上等を目的として、「見て・触って・考えてもらう」ために、体験型土木構造物実習施設を専用の設置場所 2か所と試験棟の横の空いているスペースに設置している。

今後、これとは別に、新たに劣化構造物の体験型土木構造物実習施設を設置することを予定しており、当該劣化構造物を設置するスペースがないとして、順次、旧テニスコートに設置することを予定している。その際、研修の効率的な実施の観点から、体験型土木構造物実習施設の集約化を図るために、試験棟の横の空いているスペースに設置されていた体験型土木構造物実習施設を旧テニスコートに設置し、平成 22 年 6 月からは旧テニスコートで研修を実施している。

しかしながら、東北技術事務所敷地内には、ほかにも空きスペースが多くみられ、必ずしも旧テニスコートに当該体験型土木構造物実習施設を設置しなければ研修を実施できないとは考えられず、旧テニスコートが効率的に活用されていないことから、旧テニスコートについては処分する必要があると考えられる。

主な資産	<p>○ 指摘した旧テニスコート ($1,300\text{ m}^2$) の土地の資産価値（注）は、59,541 千円である。</p> <p>（注）直近の国有財産台帳の現在額から、当該部分を按分して算出している。</p>
------	--

表 1-(4)-①

件名	同一府省の異なる研修機関が施設を共同利用しているもの	
研修施設名	財務総合政策研究所	会計センター
所在地	東京都新宿区市谷本村町 8-1	
設置根拠	財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 66 条	
主な研修対象者	財務省職員	国の職員（政府関係機関の職員を含む。）
定員	7 人	8 人
敷地	10,813 m ²	
主な施設の設置状況	教室等	教室 8 室（定員 734 人） 建て面積 1,272 m ² 、延べ床面積 4,932 m ²
	宿泊施設	138 室（定員 372 人） 建て面積 1,190 m ² 、延べ床面積 5,856 m ²
	体育施設	体育館（576 m ² ） 多目的コート（965 m ² ）
予算（平成 21 年度）	201,418 千円	145,645 千円
研修実施状況（平成 21 年度）	研修数	75 研修
	受講者数	延べ 16,908 人
	宿泊者数	延べ 8,085 人
	稼働率	施設全体：62.0% 教室平均：17.1% 宿泊施設：21.7% (単独利用 11.7%)

〔説明〕

財務省総合政策研究所は、財務省又は財務局の職員に対し、所掌事務に従事するために必要な研修を実施しており、また、会計センターは、国の職員（政府関係機関の職員を含む。）に対して、会計事務に従事するために必要な研修を実施している。

両機関は、本館（研修棟）、セミナー棟、管理棟、寄宿舎（北棟及び南棟）及び体育施設を有した施設内に同居し、本館 1 階に事務室を置き、本館 2 階から 5 階までの教室及び会議室は各機関に割り当てて利用するとともに、セミナー棟、管理棟、寄宿舎及び体育施設は共同で利用している。

表 施設の概要

建物	概要
本館（研修棟）	教室 8 室（定員 734 人） 地上 5 階（建て面積 1,272 m ² 、延べ床面積 4,932 m ² ）
セミナー棟	セミナー室等 11 室（定員 228 人） 地上 2 階地下 1 階（建て面積 511 m ² 、延べ床面積 1,584 m ² ）
管理棟	体育室、食堂 地上 3 階（建て面積 734 m ² 、延べ床面積 2,186 m ² ）
寄宿舎	北棟：68 室（定員 204 人） 南棟：70 室（定員 168 人） 地上 5 階（建て面積 1,190 m ² 、延べ床面積 5,856 m ² ）

（注） 当省の調査結果による。

表 1-(4)-②

件名	同一府省の異なる研修機関が宿泊施設を共同利用しているもの		
研修施設名	法務総合研究所高松支所		矯正研修所高松支所
所在地	香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎		
設置根拠	法務省組織令(平成 12 年政令第 248 号) 第 62 条 法務総合研究所組織規則(平成 13 年法務省令第 7 号) 第 19 条		法務省組織令(平成 12 年政令第 248 号) 第 63 条 矯正研修所組織規則(平成 13 年法務省令第 8 号) 第 6 条
主な研修対象者	法務省職員(ただし、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員は除く。)		法務省職員(ただし、高松矯正管区所管の矯正の事務に従事する職員)
定員	6 人(すべて兼務)		2 人
敷地	972.9 m ² (宿泊施設分)		
主な施設の設置状況	教室等	教室 1 室(定員 28 人) (高松法務合同庁舎内)	教室 2 室(定員 30 人) (高松法務合同庁舎内)
	宿泊施設	19 室(定員 38 人) 建て面積 223.8 m ² 、延べ床面積 659.5 m ²	
	体育施設	—	—
予算(平成 21 年度)	16,856 千円		—(予算は、矯正研修所本所において、一括で計上)
研修実施状況(平成 21 年度)	研修数	10 研修	24 研修
	受講者数	延べ 634 人	延べ 3,580 人
	宿泊者数	延べ 305 人	延べ 2,452 人
	稼働率	施設全体 : 14.9% 教室平均 : 14.9% 宿泊施設 : 39.0% (単独利用 4.3%)	施設全体 : 61.6% 教室平均 : 36.8% 宿泊施設 : 39.0% (単独利用 34.7%)

〔説明〕

法務総合研究所高松支所は、法務省職員のうち矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く職員に対して、矯正研修所高松支所は、法務省職員のうち矯正の事務に従事する職員に対して研修を実施しているが、両機関では双方の研修の受講者の宿泊のために、宿泊施設を共同で利用している。

表 宿泊施設の概要

名称	法務総合研究所高松支所及び矯正研修所高松支所寮		
所在地	香川県高松市高松町 2106-20	竣工年度	昭和 52 年 11 月
土地	972.9 m ²	建物	鉄筋コンクリート 3 階建 建て面積 223 m ² 、延べ面積 659 m ²
宿泊定員	38 人	稼働率	39.0%(うち法務総合研究所高松支所分 4.3%、うち矯正研修所高松支所分 34.7%)
施設管理	法務総合研究所高松支所(高松高等検察庁)	宿泊施設から研修所まで時間等	JR 古高松南駅から高松駅まで乗車して、徒歩を含め 30 分程度を要する。

(注) 当省の調査結果による。

法務総合研究所高松支所及び矯正研修所高松支所では、昭和 52 年以前に別々に研修施設を所有し

ていたものを現在地（高松市高松町）へ移転するに当たり共同で設置しているが、設置経緯については不明であるとしている。

施設の維持・補修や各種契約関係事務は、法務総合研究所高松支所（注）が実施し、施設の運営・管理は当該施設を主に利用する矯正研修所高松支所が行っている。

（注） 法務総合研究所高松支所は、会計機関がないため併設されている高松高等検察庁（検事長が支所長を兼務）が契約等を実施

表1-(4)-③

同一ブロック内の研修施設の設置状況

府省名	所在地									
	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
総務省			<input type="checkbox"/> 情報通信政策研究所 <input type="checkbox"/> 統計研修所 <input type="checkbox"/> 自治大学校 <input type="checkbox"/> 消防大学校							
法務省	<input type="checkbox"/> 法務総合研究所札幌支所 <input type="checkbox"/> 矯正研修所札幌支所	<input type="checkbox"/> 法務総合研究所仙台支所 <input type="checkbox"/> 矯正研修所仙台支所	<input type="checkbox"/> 法務総合研究所牛久支所 <input type="checkbox"/> 矯正研修所東京支所 <input type="checkbox"/> 公安調査庁研修所 <input type="checkbox"/> 矯正研修所 <input type="checkbox"/> 法務総合研究所浦安総合センター <input type="checkbox"/> 法務総合研究所		<input type="checkbox"/> 法務総合研究所名古屋支所 <input type="checkbox"/> 矯正研修所名古屋支所	<input type="checkbox"/> 法務総合研究所大阪支所 <input type="checkbox"/> 矯正研修所大阪支所	<input type="checkbox"/> 法務総合研究所広島支所 <input type="checkbox"/> 矯正研修所広島支所	<input type="checkbox"/> 法務総合研究所高松支所 <input type="checkbox"/> 矯正研修所高松支所	<input type="checkbox"/> 法務総合研修所福岡支所 <input type="checkbox"/> 矯正研修所福岡支所	
財務省	<input type="checkbox"/> 税關研修所函館支所 <input type="checkbox"/> 税務大学校札幌研修所	<input type="checkbox"/> 財務総合政策研究所東北研修支所 <input type="checkbox"/> 税務大学校仙台研修所	<input type="checkbox"/> 税關研修所横浜支所 <input type="checkbox"/> 財務総合政策研究所関東研修支所 <input type="checkbox"/> 財務総合政策研究所 <input type="checkbox"/> 税關研修所東京支所 <input type="checkbox"/> 税關研修所 <input type="checkbox"/> 会計センター <input type="checkbox"/> 税務大学校関東信越研修所 <input type="checkbox"/> 税務大学校 <input type="checkbox"/> 税務大学校東京研修所		<input type="checkbox"/> 財務総合政策研究所東海研修支所 <input type="checkbox"/> 税關研修所名古屋支所 <input type="checkbox"/> 税務大学校名古屋研修所	<input type="checkbox"/> 税關研修所神戸支所 <input type="checkbox"/> 税關研修所大阪支所 <input type="checkbox"/> 財務総合政策研究所近畿研修支所 <input type="checkbox"/> 税務大学校大阪研修所	<input type="checkbox"/> 財務総合政策研究所中国研修支所 <input type="checkbox"/> 税務大学校広島研修所		<input type="checkbox"/> 税務大学校福岡研修所 <input type="checkbox"/> 税關研修所門司支所 <input type="checkbox"/> 税關研修所長崎支所 <input type="checkbox"/> 税務大学校熊本研修所	
厚生労働省			<input type="checkbox"/> 国立きぬ川学院(研修棟) <input type="checkbox"/> 秩父学園附属保護指導職員養成所(研修棟、宿舎棟) <input type="checkbox"/> 国立児童自立支援施設国立武藏野学院附属児童自立支援専門員養成所 <input type="checkbox"/> 国立障害者リハビリテーションセンター学院 <input type="checkbox"/> 国立保健医療科学院							

府省名	所在地									
	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
農林水産省			<input type="checkbox"/> 農林水産研修所つくば館水戸ほ場 <input type="checkbox"/> 農林水産研修所つくば館 <input type="checkbox"/> 農林水産研修所 <input type="checkbox"/> 関東農政局土地改良技術事務所 <input type="checkbox"/> 森林技術総合研修所 <input type="checkbox"/> 森林技術総合研修所林業機械化センター <input type="checkbox"/> 植物防疫所研修センター							
国土交通省		<input type="checkbox"/> 航空保安大学校岩沼研修センター <input type="checkbox"/> 東北地方整備局東北技術事務所 <input type="checkbox"/> 海上保安学校宮城分校	<input type="checkbox"/> 国土技術政策総合研究所研修センター <input type="checkbox"/> 関東地方整備局関東技術事務所 <input type="checkbox"/> 気象大学校 <input type="checkbox"/> 国土交通大学校 <input type="checkbox"/> 国土交通大学校柏研修センター		<input type="checkbox"/> 近畿地方整備局近畿技術事務所 <input type="checkbox"/> 航空保安大学校 <input type="checkbox"/> 海上保安学校	<input type="checkbox"/> 中国地方整備局中國技術事務所 <input type="checkbox"/> 海上保安大学校		<input type="checkbox"/> 九州地方整備局九州技術事務所 <input type="checkbox"/> 海上保安学校門司分校		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同一府省の複数の研修機関が同一ブロック内に研修施設を設置している場合にこれらの研修施設名を記載している。ただし、同一ブロック内に設置しているすべての研修施設の教室の平均稼働率が50%以上となっているものは除いている。

3 項目1(1)で廃止することが可能と指摘したもの及び研修専用の教室等を設置せずに会議室等で研修を実施しているものは記載していない。

4 各欄は、教室の平均稼働率が低い研修施設から順に記載している。

なお、教室の稼働率は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242日（平成21年度）））に対する研修利用日数の割合により算出した。

表 1-(4)-④

件名	近隣に所在する研修施設等との施設の共同利用を推進する余地があるもの	
研修施設名	環境調査研修所	国立障害者リハビリテーションセンター学院
所在地	埼玉県所沢市並木3-3	埼玉県所沢市並木4-1
設置根拠	環境省組織令（平成12年政令第256号）第42条	厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第149条
主な研修対象者	環境省の職員、地方公共団体等の職員	障害者のリハビリテーションに関する事業に従事している各種専門職員
定員	18人	3人
敷地	20,000 m ²	8,421 m ²
主な施設の設置状況	教室等	教室8室（定員382人） 実験室6室（分析研修専用の教室） 建て面積2,972 m ² 延べ床面積8,025 m ²
	宿泊施設	122室（定員122人） 建て面積982 m ² 延べ床面積4,300 m ²
	体育施設	グラウンド（2,214 m ² ） テニスコート（875 m ² ）
予算（平成21年度）	466,346千円	73,728千円
研修実施状況（平成21年度）	研修数	47研修
	受講者数	延べ9,905人
	宿泊者数	延べ7,379人
	稼働率	施設全体：69.0% 教室平均：10.2%（分析研修（17研修）専用の教室（実験室）6室を除く。以下同じ。） 宿泊施設：32.5%

[説明]

環境調査研修所は、環境省の職員、他省庁及び地方公共団体等の職員を対象に、職務遂行に必要な専門的知識及び技術を習得させるとともに、行政的視野の拡大及び行政的識見の向上を図るために研修を実施している。

環境調査研修所の平成21年度の稼働状況をみると、施設全体の稼働率は69.0%あるものの、教室の平均稼働率は10.2%、宿泊施設の稼働率は32.5%となっており、研修施設を効率的に運用する余地があることから、近隣に所在する研修施設等との施設の共同利用を推進する余地があると考えられる。

1 環境調査研修所の設置概要

環境調査研修所は、環境省組織令（平成12年政令第256号）第42条第2項第1号で「環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行うこと。」とされ、環境省の職員、他省庁及び地方公共団体等の職員を対象に、職務遂行に必要な専門的知識及び技術を習得させるとともに、行政的視野の拡大及び行政的識見の向上を図るため、行政研修、国際研修、分析研修及び職員研修を実施している。

2 環境調査研修所の稼働状況

環境調査研修所の平成 21 年度の稼働状況をみると、施設全体の稼働率は 69.0%あるものの、教室の平均稼働率は 10.2%と低調となっており、個々の教室の稼働率をみると、稼働率が 10%未満の教室が 5 室あり、教室の稼働状況が非効率なものとなっていることから、効率的に教室を運用する余地があると考えられる。

なお、第 6 教室と中セミナー室は、OA 室となっており、受講者がレポートの取りまとめ等のために利用しており、研修の講義等には利用していないとしているが、教室として使用することが十分可能とみられる。

表 1 環境調査研修所の各研修室の利用実績及び稼働率（平成 21 年度）（単位：人、日、%）

区分	講堂	第 1 教室	第 4 教室	第 5 教室	第 6 教室（OA 室）	大セミナー室	中セミナー室（OA 室）	小セミナー室	平均
定員	120	60	20	20	50	72	20	20	—
研修利用日数	77	43	35	10	0	22	0	10	—
稼働率	31.8	17.8	14.5	4.1	0	9.1	0	4.1	10.2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「稼働率」欄は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日（242 日（平成 21 年度））に対する研修利用日数の割合を表す。

3 分析研修（17 研修）専用の教室（実験室）6 室は記載していない。

一方、環境調査研修所は、遠方からの受講者の利便性等のために宿泊施設（宿泊室 122 室、定員 122 人）を設置しており、平成 21 年度の宿泊施設の稼働状況をみると、宿泊施設の稼働率（注）は、32.5%となっている。また、宿泊人数が 100 人を上回るのは年間 7 日にとどまっており、宿泊施設を効率的に運用する余地があると考えられる。

(注) 宿泊施設の稼働率の計算は、次のとおり。

$$\text{宿泊施設の稼働率} = \frac{\text{年間宿泊人日}}{\text{年間利用可能人日}} \times 100\%$$

年間宿泊人日：平成 21 年度に当該宿泊施設に宿泊した人の延べ宿泊日数（7,381 人日）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）に宿泊した者は除く。）

年間利用可能人日：宿泊部屋定員（122 人）×186 日（平成 21 年度）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日の前日（金曜日等）を除いた日）

3 環境調査研修所の施設の貸出し状況

環境調査研修所は、他の機関に自施設を貸し出すことについて、研修の実施に支障がなければ問題がないとしているが、他の機関に貸し出した実績はないとしている。

また、近隣に所在する国立障害者リハビリテーションセンター学院は、「サービス管理責任者指導者養成研修会」の開催に当たって、研修会場が不足する可能性があったため、環境調査研修所に借用の可否について問い合わせたが、環境調査研修所は、貸出しのための環境整備がなされなかったことを理由に、自施設の貸出しをしていない。

4 国立障害者リハビリテーションセンター学院の設置概要

国立障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第149条第1項第1号で「技術者の養成及び訓練を行うこと。」とされ、センターに置かれる学院については、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第695条で「学院は、障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を行うことをつかさどる。」とされている。

5 国立障害者リハビリテーションセンター学院の稼働状況

国立障害者リハビリテーションセンター学院の平成21年度の施設の稼働状況をみると、受講者数が一度に教室の定員100人を上回るもののが3研修あり、同学院の教室で研修の実施が困難な場合は、センター内の養成部門で使用している教室等を使用することもあるとしている。

また、国立障害者リハビリテーションセンター学院では、受講者が一度に同学院の宿泊施設の定員40人を上回る研修が8研修あるが、宿泊については、事前に宿泊施設への宿泊希望を確認し、希望者が40人を超える場合は抽選により選出しており、抽選に外れた受講者は近隣のホテル等を探してもらっているとしている。

表2 国立障害者リハビリテーションセンター学院の受講者数の状況（平成21年度）

受講者数	研修数
100人超	3
40人超～100人	5
40人以下	15
合計	23

（注） 当省の調査結果による。

6 他府省の動向

国家公安委員会（警察庁）及び防衛省においては、研修施設等の貸出しに係る規程等を整備するなどし、他府省との間で研修施設の共同利用を行っているものの、これら以外の府省にあっては、府省全体として、他府省との間で研修施設の共同利用を行っているものはみられなかった。

（注） 内閣府においては、項目1(1)で廃止することが可能とみられると指摘した沖縄総合事務局研修所のほかに、主として研修を実施するための教室を設置している研修施設はない。

表1-(5)

地方研修支所等の研修担当職員の業務実施体制等

(単位：人、日)

府省名	地方研修支所等	地方支分部局等	専任職員数	兼務職員数	研修実施日数	平均研修実施日数
警察庁	東北管区警察学校	東北管区警察局	19	1	212	212.9
	関東管区警察学校	関東管区警察局	34	0	242	
	中部管区警察学校	中部管区警察局	20	0	223	
	近畿管区警察学校	近畿管区警察局	21	0	222	
	中国管区警察学校	中国管区警察局	17	1	208	
	四国管区警察学校	四国管区警察局	19	0	168	
	九州管区警察学校	九州管区警察局	20	0	215	
法務省	法務総合研究所札幌支所	札幌高等検察庁等	0	5	41	81.0
	法務総合研究所仙台支所	仙台高等検察庁等	0	5	50	
	法務総合研究所牛久支所	東日本入国管理センター	0	11	148	
	法務総合研究所名古屋支所	名古屋高等検察庁等	0	5	132	
	法務総合研究所大阪支所	大阪高等検察庁等	0	5	128	
	法務総合研究所広島支所	広島高等検察庁等	0	5	35	
	法務総合研究所高松支所	高松高等検察庁等	0	6	36	
	法務総合研究所福岡支所	福岡高等検察庁等	0	5	78	
	矯正研修所札幌支所	札幌矯正管区	0	3	200	
	矯正研修所仙台支所	仙台矯正管区	0	3	180	
	矯正研修所東京支所	東京矯正管区	0	5	210	
	矯正研修所名古屋支所	名古屋矯正管区	0	2	201	
	矯正研修所大阪支所	大阪矯正管区	0	3	201	
	矯正研修所広島支所	広島矯正管区	0	2	148	
	矯正研修所高松支所	高松矯正管区	0	2	149	
	矯正研修所福岡支所	福岡矯正管区	0	3	168	
財務省	財務総合政策研究所北海道研修支所	北海道財務局	1	3	51	47.8 (51.6)
	財務総合政策研究所東北研修支所	東北財務局	1	3	56	
	財務総合政策研究所関東研修支所	関東財務局	2	2	51	
	財務総合政策研究所北陸研修支所	北陸財務局	1	3	39	
	財務総合政策研究所東海研修支所	東海財務局	2	2	53	
	財務総合政策研究所近畿研修支所	近畿財務局	2	2	70	
	財務総合政策研究所中国研修支所	中国財務局	2	2	68	
	財務総合政策研究所四国研修支所	四国財務局	1	3	43	
	財務総合政策研究所北九州研修支所	福岡財務支局	1	3	40	
	財務総合政策研究所南九州研修支所	九州財務局	1	3	45	
	財務総合政策研究所沖縄研修支所	内閣府沖縄総合事務局財務部	0	3	10	
	税関研修所函館支所	函館税関本関	1	2	105	100.4
	税関研修所東京支所	東京税関本関	1	24	146	
	税関研修所横浜支所	横浜税関本関	1	24	92	
	税関研修所名古屋支所	名古屋税関本関	1	35	81	
	税関研修所大阪支所	大阪税関本関	1	13	99	
	税関研修所神戸支所	神戸税関本関	1	25	91	
	税関研修所門司支所	門司税関本関	1	21	148	
	税関研修所長崎支所	長崎税関本関	1	2	78	
	税関研修所沖縄支所	沖縄税関本関	1	2	64	
国税庁	税務大学校札幌研修所	札幌国税局	7	0	153	156.6
	税務大学校仙台研修所	仙台国税局	7	0	171	
	税務大学校関東信越研修所	関東信越国税局	9	5	228	
	税務大学校東京研修所	東京国税局	11	17	227	
	税務大学校金沢研修所	金沢国税局	3	1	83	
	税務大学校名古屋研修所	名古屋国税局	10	10	230	
	税務大学校大阪研修所	大阪国税局	10	3	230	
	税務大学校広島研修所	広島国税局	8	0	165	
	税務大学校高松研修所	高松国税局	3	1	74	
	税務大学校福岡研修所	福岡国税局	3	1	70	
	税務大学校熊本研修所	熊本国税局	8	0	180	
	税務大学校沖縄研修所	沖縄国税事務所	3	1	68	
農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	東北農政局	0	3	76	54.6
	関東農政局土地改良技術事務所	関東農政局	0	3	83	
	北陸農政局土地改良技術事務所	北陸農政局	0	3	38	
	東海農政局土地改良技術事務所	東海農政局	0	3	31	
	近畿農政局土地改良技術事務所	近畿農政局	0	3	37	
	中国四国農政局土地改良技術事務所	中国四国農政局	0	3	63	
	九州農政局土地改良技術事務所	九州農政局	0	3	54	

府省名	地方研修支所等	地方支分部局等	専任職員数	兼務職員数	研修実施日数	平均研修実施日数
国土交通省	北海道開発局研修センター	北海道開発局	7	0	106	133.3 (136.0)
	東北地方整備局東北技術事務所	東北地方整備局	5	0	155	
	関東地方整備局関東技術事務所	関東地方整備局	0	1	112	
	北陸地方整備局北陸技術事務所	北陸地方整備局	1	0	136	
	中部地方整備局中部技術事務所	中部地方整備局	1	0	129	
	近畿地方整備局近畿技術事務所	近畿地方整備局	1	0	167	
	中国地方整備局中国技術事務所	中国地方整備局	2	0	141	
	四国地方整備局四国技術事務所	四国地方整備局	4	0	121	
	九州地方整備局九州技術事務所	九州地方整備局	3	0	133	

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「専任職員数」欄は、地方研修支所等に配置された専任の研修担当職員(受講者の教授等を行う教官等を除く。)の人数を示す。
- 3 「兼務職員数」欄は、地方研修支所等に配置された兼務の職員(受講者の教授等を行う教官等を含む。)の人数を示す。
- 4 「研修実施日数」欄は、地方研修支所等が実施した研修の実日数を示す。
- 5 「平均研修実施日数」欄は、それぞれの地方研修支所等の研修実施日数の平均を示す。なお、()内の数値は、専任職員がいない地方研修支所等を除く平均研修実施日数を示す。

2 効率的な研修実施の推進

説明図表番号	告	勧
	【背景事情等】	(研修施設における研修の実施状況) 研修施設において実施されている研修は、語学研修、簿記研修、パソコン研修等の一般的な知識を付与するための研修、職員の職務経験年数等の各段階に応じた知識・技能を付与するための階層別研修、業務遂行のための専門的・実務的な知識・技能を付与するための専門研修等があり、その種類は多岐にわたっている。また、研修の実施方法についても、研修施設において合宿形式により実施する方法、研修施設の教室等で集合形式により実施する方法、民間事業者が実施する研修等に通学する方法、通信講座を受講する方法、職場の自席のパソコンを用いてe-ラーニング形式により実施する方法等多様な方法が採用されている。
	(研修の実施方法等の見直しによる効率的かつ効果的な実施) これらの研修については、現下の極めて厳しい財政状況を踏まえ、研修経費の削減等により予算を効率的に執行するとともに、効果的に職員の知識・技能の向上を図る観点から、個々の研修の必要性の検証や実施方法等の不断の見直しを行うことにより、効率的かつ効果的に実施することが求められている。	
	【調査結果】	今回、12府省121研修施設における研修の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。
	(1) 独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの	<p>ア 業務に直接関係しない内容の研修</p> <p>研修施設において実施される研修は、職員に対し、業務を遂行する上で必要となる知識・技能を付与することが目的であることから、国が研修に係る費用を全額負担して、業務に直接関係しない内容の研修を実施する必要がないのは当然のことであるが、今回調査した12府省121研修施設の中には、次のとおり、国が費用を負担して業務に直接関係しない内容の研修を実施しているものが1府省1研修施設の1研修でみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身赴任者のために、調理実習やウォーキングなど、業務に直接関係しない内容の研修を実施している。【沖縄総合事務局研修所】 <p>イ 業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的として行っている研修</p> <p>今回調査した12府省121研修施設の中には、研修効果を客観的に把握するなどの目的で、研修の受講に併せて各種の資格試験等の受験を奨励するなどしているもの(注)がみられた。</p> <p>(注) 研修 자체は、飽くまでも職員に対し業務を遂行する上で必要となる知識・技能を付与することを目的として実施しており、その受講内容の習得の程度を各種資格試験の点数や合</p>
		表2-(1)-①
		表2-(1)-②

<p>否で客観的に把握するなどの目的で、研修の受講に併せて、各種の資格試験等の受験を奨励し、又は義務付けているものが7府省33研修施設の109研修でみられた。具体例としては、財務総合政策研究所で実施されている「宅地建物取引理論」の受講後に宅地建物取引主任者の資格の取得を奨励しているものや、東北農政局土地改良技術事務所で実施されている「施工管理I研修」の受講後に1級土木工事施工管理技士の資格の取得を奨励しているものなどがある。</p>	
<p>研修受講後に各種の資格を取得する場合、当該資格は自己啓発の成果として個人に帰属するものであり、今回調査した民間企業においても、資格は社員個人で取得するものであるとの考え方に対し、各種の資格の取得に結び付くような研修については、職場研修ではなく通信講座を用意して希望する社員に受講させているなどの例がみられた。</p>	表2-(1)-③
<p>一方、研修施設の中には、次の事例のように、業務遂行のために有資格者を配置する必要があるなど、職員が資格を保有していかなければならない理由があるわけではないにもかかわらず、業務に活用することができる知識・技能を付与するためとして、国が研修に係る費用を負担して、資格の取得を目的とした研修を実施しているもののがみられた。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気工事士（第一種、第二種）の資格を取得するための筆記及び実技の研修を、それぞれのコースを設けて実施している。【関東農政局土地改良技術事務所】 	表2-(1)-④
<p>上記の事例の場合、土地改良事業において造成された電気工作物の保安業務に活用することができるとして当該資格を取得するための研修を実施しているが、同様の業務を実施している国土交通省の研修施設においては、同資格の取得を目的とした研修を実施していない。</p>	
<p>また、上記の事例と同様に、業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的として行っている研修は、1府省8研修施設の21研修でみられた。</p>	表2-(1)-⑤
<p>なお、今回調査した各府省の地方支分部局の中には、業務遂行上保有することが必須ではない森林インストラクターの資格の取得を目的とした研修を実施しているものがみられた。【四国森林管理局】</p>	表2-(1)-⑥
<p>ウ パソコンのソフトウェアの操作及び簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修</p>	
<p>今回、12府省121研修施設におけるパソコンのソフトウェア（以下「パソコンソフト」という。）の操作及び簿記に関する知識を付与するための研修の実施状況を調査した結果、次のとおり、パソコンソフトの操作に関する基礎的な知識を付与するための研修を廃止等しているものがみられた。</p>	
<p>i) パソコンソフト（ワード及びエクセル）の操作に関する基礎的な知識を付与するための研修について、職員自身で学習することとして廃止した。【財務総合政策研究所北九州研修支所】</p>	表2-(1)-⑦
<p>ii) パソコンソフト（パワーポイント）の操作に関する知識を付与する</p>	表2-(1)-⑧

<p>ための研修について、職場において、操作することができる職員が指導することとして廃止した。【農林水産省本省】</p> <p>iii) 集合形式により実施していたパソコンソフト（ワード及び一太郎）の操作に関する基礎的な知識を付与するための研修について、職員への浸透が図られ受講者が減少してきているとして休止した。【厚生労働省本省】</p> <p>iv) パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講対象者を中級程度以上の知識・技能を有する者に限定して実施することとした。【税関研修所沖縄支所】</p> <p>上記の事例のとおり、これらの研修については、所期の実施目的が既に達成されており実施する必要がなくなったとの判断の基に廃止等されている。なお、今回調査した民間企業においても、これらの知識の習得は社員自らが行うものとして、職場研修ではなく通信講座を用意して希望する社員に受講させているなどの例がみられた。</p> <p>一方、研修施設の中には、基礎的な知識を付与するための研修が必要であるとして、国が研修に係る費用を全額負担して、簿記に関する研修を実施しているものが3府省3研修施設の3研修でみられた。</p> <p>パソコンソフトの操作及び簿記に関する基礎的な知識については、職員自身の過去の学習経験等により既に習得している内容が多く含まれていると考えられ、また、自習や職場でのOJT (On the Job Training) により習得することも十分可能であると考えられる。</p>	<p>表2-(1)-⑨</p> <p>表2-(1)-⑩</p> <p>表2-(1)-③</p> <p>表2-(1)-⑪、⑫</p>
<p>(2) 府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの等</p> <p>研修施設において実施される研修については、効率的な実施の確保を図る観点から、常に見直しを行うことが重要である。特に、講師依頼の回数の減少等による研修経費の節減や、研修実施回数の減少等による事務負担の軽減などに配慮することが必要である。</p> <p>今回調査した12府省121研修施設の中には、次のとおり、異なる職種の受講者を対象とした別個の研修の課程の一部を合同で実施するなど、研修を効率的に実施しているものがみられた。</p> <p>ア 異なる職種の受講者を対象とした別個の研修について、両研修に共通する一部の課程を合同で実施している。【法務総合研究所牛久支所、矯正研修所東京支所】</p> <p>イ 複数の支所で実施していた研修を集約して実施している。【税務大学校地方研修所】</p> <p>一方、調査した研修施設の中には、次のとおり、同一府省の複数の研修施設において重複した内容の研修を実施しているなどのものがみられた。</p> <p>ア 同じ職務経験を有する職員を対象として実施する階層別研修を、省内の</p>	<p>表2-(2)-①、②</p> <p>表2-(2)-③</p> <p>表2-(2)-④</p>

<p>複数の研修施設それぞれにおいて実施している。【国土交通大学校と地方整備局】</p> <p>イ 研修施設の支所が企画して集合形式による語学研修を実施しているにもかかわらず、別途、より高額な経費（一人当たり 30 万円程度）を要する語学学校に通学する同程度の内容の語学研修を実施している。【税関研修所名古屋支所】</p> <p>ウ 講義中心の研修について、その内容上特段の必要性がないにもかかわらず他の研修施設で実施している。【国立武蔵野学院児童自立支援専門員養成所】</p>	<p>表 2－(2)－⑤</p> <p>表 2－(2)－⑥</p>
<p>(3) 研修の実施方法を見直す必要があるとみられるもの</p> <p>今回、12 府省 121 研修施設におけるパソコンソフトの操作及び簿記に関する知識を付与するための研修の実施状況を調査した結果、次のとおり、応用的なパソコンソフト（パワーポイント、アクセスなど、業務遂行上習得することが望ましいパソコンソフトではあるが、活用できる職員が比較的少ないと考えられるもの）の操作に関する知識及び簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修について、通信講座の受講、e－ラーニングの導入により、研修を効率的に実施するための工夫をしているものがみられた。</p>	<p>表 2－(3)－①</p>
<p>ア パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講機会の拡大及び研修経費の縮減の観点から、e－ラーニング形式により実施している。【財務総合政策研究所近畿研修支所】</p> <p>イ 集合形式で実施していた簿記研修について、効率的に実施するため通信講座を受講する方法に変更した。【金融庁】</p>	<p>表 2－(3)－②</p>
<p>上記の事例のとおり、これらの研修について、効率的かつ効果的な研修の実施のため実施方法の見直しが行われているものなどがみられる。なお、今回調査した民間企業においても、これらの知識の習得は社員自らが行うものとして、職場研修ではなく通信講座を用意して希望する社員に受講させていく例がみられた。</p>	<p>表 2－(1)－③</p>
<p>また、今回調査した都道府県の中には、県職員と市町村職員が合同で受講する研修について、県内 7 か所にある県合同庁舎を会場として実施することにより、県庁本庁舎から遠方にある市町村の受講者でも容易に研修を受講することができるようになるとともに、研修に参加するための旅費等の負担の軽減を図っている例がみられた。</p>	<p>表 2－(3)－③</p>
<p>一方、調査した研修施設の中には、次のとおり、簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修について、合宿形式により実施しているもののがみられた。</p>	<p>表 2－(3)－④</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 級相当の簿記研修について、研修施設において合宿形式により実施している。【経済産業研修所】 	<p>表 2－(3)－⑤</p>

<p>上記の事例のように研修施設において合宿形式で実施しているものは少なく、簿記研修では2府省2研修施設の2研修、応用的なパソコンソフトの操作に関する知識を付与するための研修では1府省1研修施設の1研修のみとなっている。</p> <p>これらの研修については、受講者がこれらの知識を習得することが研修の目的であり、合宿形式以外の方法であってもその目的を達成することは十分可能であると考えられる。</p> <p>(4) 研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの</p> <p>研修施設においては、自らが実施する必要がある研修を適切に実施するよう、常に、求められる研修の種類、内容等を把握するとともに、把握した情報を基に研修の必要性の検証、実施方法等の見直しを行うことが重要であるが、今回調査した12府省121研修施設の中には、次のとおり、実施している研修の在り方を見直す必要があるものがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業機械化研修については、①需要の把握を行わずに研修計画を策定しているため、複数の研修コースで受講者が集まらず未実施となっていること、②農業機械化研修以外に実施している研修（当該研修施設の実施研修数の52.0%、延べ受講者数の81.9%）については、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施し、研修施設の本来の設置目的外のものとなっていることから、研修の在り方の抜本的な見直しが必要とみられる。【農林水産研修所つくば館水戸ほ場】 <p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、研修の効率的、効果的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研修施設において実施している次の研修については、廃止すること。 <ol style="list-style-type: none"> i) 業務に直接関係しない内容の研修 ii) 業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的として行っている研修 iii) 簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修 (内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省) ② 府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの等については、研修の集約化、共通課程の合同実施など、実施方法等の見直しにより、研修経費の縮減を推進すること。(財務省、厚生労働省、国土交通省) ③ 応用的なパソコンソフトの操作に関する知識及び簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修を合宿形式で実施しているものについては、研修に係る経費、研修効果等を勘案した上で、集合形式、事業者が実施する研修への通学、通信教育の受講への移行などの見直しを行うこと。(内閣府、経済産業省、国土交通省) 	<p>表2-(4)</p>
--	---------------

④ 農林水産省は、農林水産研修所つくば館水戸ほ場で行う研修について、需要を的確に把握するとともに、研修コースや研修内容等を点検し、抜本的な見直しを行うこと。

なお、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施している研修については、廃止すること。

表2-(1)-①

件名	単身赴任者のために、調理実習やウォーキングなど、業務に直接関係しない内容の研修を実施しているもの
研修施設名	沖縄総合事務局研修所
所在地	沖縄県名護市喜瀬部瀬名原 1980-11
設置根拠	なし
主な研修対象者	沖縄総合事務局職員
定員	0人（非常勤職員8人）

〔説明〕

沖縄総合事務局研修所（以下「研修所」という。）で実施している、単身赴任者の健康管理を目的とした「単身赴任者研修」については、①職員の健康管理に関する啓発や注意喚起を行うことは必要であるものの、具体的な取組は職員個人が勤務時間以外の場面で行うものであり、勤務時間内に職務命令により健康管理の方法（調理実習やウォーキング）を具体的に指導する必要性は乏しいと考えられ、また、②他の研修施設において同様の研修を実施している例はなく、沖縄への単身赴任者に限って、国が研修費用を負担して勤務時間を費やすしてこのような研修を実施する必要性は乏しいと考えられる。

1 沖縄総合事務局における単身赴任者研修の実施状況

沖縄総合事務局は、同局内（那覇市）に定員40人程度の研修室（以下「局研修室」という。）を設置しているほかに、名護市内に研修所を所有し、主に同局職員を対象として研修を実施しており、平成21年度においては12研修を実施している（いずれも研修所に宿泊して実施）。

これら12研修の中には、単身赴任中の職員を対象として、日常生活の安定・向上を図るとともに、公務能率の維持増進を図ることを目的に、調理実習やウォーキングなどを実施しているものがみられた。

表1 第16回単身赴任者研修の概況

1 研修目的	単身赴任中の職員に対し、生活管理面（心身の健康、食生活）を中心に専門家の講義、職員の体験談・意見交換を通じて、単身赴任中の健康管理、精神的不安の除去の方策を習得させ、日常生活の安定・向上を図るとともに、公務能率の維持増進を図ることを目的とする。								
2 研修実施機関	沖縄総合事務局								
3 研修期間	平成21年5月28日（木）～5月29日（金）								
4 研修場所	沖縄総合事務局（本局6階 局研修室） 5月28日（木） 沖縄総合事務局研修所 5月28日（木）～5月29日（金）								
5 対象者	単身赴任中の者								
6 研修人員	8人								
7 研修内容	<table border="1"> <tr> <td>第一日目（5月28日（木））</td> <td colspan="2">第二日目（5月29日（金））</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9：00</td> <td>科目「手軽に作れる家庭料理」</td> </tr> </table>			第一日目（5月28日（木））	第二日目（5月29日（金））			9：00	科目「手軽に作れる家庭料理」
第一日目（5月28日（木））	第二日目（5月29日（金））								
	9：00	科目「手軽に作れる家庭料理」							

	11：00	開講式（局研修室） オリエンテーション等	12：00	(調理実習) 引き続き昼食	
	13：30	移動（マイクロバス⇒研修所）	13：00	準備時間	
	14：30	入所手続	13：30	科目「単身赴任者のためのメンタルヘルス」	
	15：00	科目「 <u>ウォーキングで健康作り</u> 」	15：00	講師との意見交換	
			15：30	アンケート	
			16：00	閉講式	
8	17：00	自由時間	16：15	移動（マイクロバス⇒局）	
	18：00	夕食 意見交換会	17：15	局到着 解散	

8 その他

研修旅費は、局総務部が負担する。

(注) 沖縄総合事務局の資料を基に当省が作成した。

同研修は、沖縄総合事務局の研修計画に基づき実施されているもので、国が研修に係る費用を負担して勤務時間内に実施されている。平成 21 年度に実施された同研修の実施に要した費用は、表 2 のとおりである。

表 2 平成 21 年度単身赴任者研修の支出済額

(単位：円)

経費区分	研修旅費	講師謝金	燃料費	計
金額	222,430	89,000	1,770	313,200

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修旅費」欄の金額は、受講者及び研修担当者に係る旅費である。

3 「燃料費」欄の金額は、受講者が沖縄総合事務局から研修所に移動するためのマイクロバスの燃料代である。

このような研修を実施している理由について、沖縄総合事務局では、離島への転勤や本土からの出向者等については、人事管理上の都合で職員の生活を一変させていることから、健康管理やメンタル面に配慮する必要があることを挙げている。

しかし、職員の健康管理は、職員の生活形態の別（単身赴任者、独身者等）、性別等を問わず必要なことであり、個々の職員に対する健康管理上の情報提供や注意喚起等を行うことは必要であるものの、具体的な取組については、個々の職員が勤務時間外に本人の生活スタイルに合わせて行うべきものであり、職員のうち単身赴任者に限って国が費用を負担し勤務時間内に職務命令により健康管理の方法（調理実習やウォーキング）を具体的に指導する必要性は乏しいもの考えられる。

なお、同研修を廃止することにより、研修所の教室（2 教室）の平均稼働率は、同研修を実施している現状の 9.1% から 8.7% に低下する（注）こととなる。

(注) 教室の稼働率は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除いた日数（242 日（平成 21 年度））に対する研修利用日数の割合で表し、複数の教室を保有している場合は、すべての教室の稼働率の平均値で平均稼働率を算出している。

2 他の研修施設における単身赴任者に対する研修の実施状況等

今回調査した研修施設（121 研修施設）、地方公共団体（3 団体）及び民間企業（8 企業）において、単身赴任者を対象として上記研修と同様の研修を行っている事例はみられなかった。

また、国家公務員の職員健康管理をつかさどる総務省人事恩給局に確認したところ、単身赴任

者に対するケアの必要性については、国家公務員健康週間の中でうたっているものの、調理実習やウォーキングなどの研修を実施することを意図するものではないとしている。

効果	当該研修を中止した場合、研修経費として支出していた費用 313,200 円が節減できることとなる。
----	---

表2-(1)-② 研修受講に併せて各種の資格試験等の受験を奨励するなどしているもの

(単位：人)

府省名	研修施設名	研修名	平成21年度受講者数	受験を奨励等している資格試験等名
警察庁	警察大学校	財務検査中級①	14	日商簿記検定2級
		財務検査上級	11	日商簿記検定1級
		財務検査中級②	18	日商簿記検定2級
法務省	公安調査庁研修所	第一部研修	51	TOEIC
		第二部研修	48	TOEIC
外務省	外務省研修所	第2・3部夏期英語集中研修	19	TOEFL、IELTS
		第4部初任研修	49	TOEIC/IP
		第4部二期研修	37	TOEIC/IP
		第5部研修	135	TOEIC/IP
		警備対策官研修	72	TOEIC/IP
外務省研修所本省分室	外交実務研修（語学）	36	TOEIC/IP	
		官房要員語学研修	118	TOEIC/IP
財務総合政策研究所	財務I種基礎研修	財務I種基礎研修	8	日商簿記検定3級以上
		II種基礎研修	141	日商簿記検定3級以上
		III種基礎研修	7	日商簿記検定3級以上
		配置転換事前研修	15	日商簿記検定3級以上
		不動産鑑定理論研修	7	不動産鑑定士試験
		簿記（日商簿記2級コース）	24	日商簿記検定2級
		簿記（日商簿記3級コース）	17	日商簿記検定3級
		宅地建物取引理論	71	宅地建物取引主任者資格試験
		土地調査（測量士補コース）	2	測量士補国家試験
		ファイナンシャル・プランナー（FP技能検定2級コース）	38	ファイナンシャル・プランニング技能検定（2級）
		ファイナンシャル・プランナー（FP技能検定3級コース）	61	ファイナンシャル・プランニング技能検定（3級）
財務総合政策研究所関東研修支所	不動産鑑定理論基礎	4	不動産鑑定士資格試験	
財務総合政策研究所南九州研修支所	宅地建物取引理論（面接授業）	7	宅地建物取引主任者資格試験	
税関研修所	I種職採用職員研修	5	TOEIC	
		II種職採用職員研修	218	TOEIC
		新規採用特別研修	3	TOEIC
		基礎科研修	69	実用英語技能検定、日商簿記検定
		中等科研修（第1期、第2期）	299	TOEIC
		上級英語委託研修	6	TOEIC、実用英語技能検定
		第2外国語委託研修（上級）	6	中国語検定2級程度、ハングル能力検定準2～2級程度
		第2外国語委託研修（中級）	18	中国語検定3級程度、ハングル能力検定3級程度、ロシア語能力検定2～3級程度
		配転者特別研修	40	TOEIC
税関研修所函館支所	ロシア語委託研修（函館支所）	4	ロシア語能力検定	
税関研修所東京支所	韓国語研修（初級）	9	ハングル能力検定5級以上	
	中国語委託研修	1	中国語検定3級以上	
	簿記研修（3級レベルコース）	9	日商簿記検定3級	

府省名	研修施設名	研修名	平成21年度受講者数	受験を奨励等している資格試験等名
財務省	税関研修所横浜支所	韓国語会話委託研修	2	ハングル能力検定3級以上
		中国語研修（初級）	9	中国語検定準4級
	税関研修所名古屋支所	韓国語会話研修（福島空港出張所）（初級コース）	2	ハングル能力検定
		英語研修	10	TOEIC
		韓国語研修	8	ハングル能力検定5級
		中国語研修	7	中国語検定準4級
		外国語委託研修	5	ハングル能力検定4級、中国語検定3級
		英語委託研修	6	TOEIC
		韓国語委託研修（入門）	10	ハングル能力検定4級程度
		韓国語委託研修（応用）	5	ハングル能力検定3級程度
税関研修所大阪支所	税関研修所神戸支所	ロシア語委託研修（入門）	10	ロシア語能力検定4級
		ロシア語委託研修（応用）	9	ロシア語能力検定3級
		中国語委託研修（入門）	10	中国語検定4級程度
		中国語委託研修（応用）	5	中国語検定3級程度
		英語委託研修	5	TOEIC
		第2外国語（中国語・初級）研修	9	中国語検定4級
		第2外国語（中国語・中級）研修	8	中国語検定3級
		第2外国語（中国語・上級）研修	5	中国語検定2級
		第2外国語（韓国語・初級）研修	8	ハングル能力検定4級程度
		第2外国語（韓国語・中級）研修	4	ハングル能力検定3級程度
税関研修所門司支所	税関研修所長崎支所	第2外国語（ロシア語・中級）研修	3	ロシア語能力検定3級
		韓国語（ファーストステップ）研修	8	ハングル能力検定4級程度
		韓国語（セカンドステップ）研修	2	ハングル能力検定3級程度
		中国語（ファーストステップ）研修	9	中国語検定準4級
		中国語（セカンドステップ）研修	8	中国語検定3級
		英会話（ファーストステップ）研修	5	実用英語技能検定
		外国語会話（英語）委託研修	4	実用英語技能検定
		中国語（基礎）研修	5	中国語検定準4級程度以上
		中国語（初級）研修	1	中国語検定4級程度以上
		韓国語（基礎）研修	4	ハングル能力検定5級程度以上
税関研修所沖縄支所	農林水産研修所つくば館	韓国語（初級）研修	3	ハングル能力検定4級程度以上
		中国語会話委託研修	1	中国語検定3級
農林水産研修所つくば館 水戸ほ場	農林水産研修所つくば館 水戸ほ場	乾燥貯蔵施設研修	5	酸素欠乏危険作業主任者・乾燥設備作業主任者
		乾燥貯蔵施設コース	5	酸素欠乏危険作業主任者・乾燥設備作業主任者
		トラクタエンジン高度整備技術コース	5	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士資格
		大型特殊自動車及びけん引操作基礎研修I～IV	92	大型特殊自動車運転免許又は牽引（農耕車限定）免許資格
		施工管理I研修	18	1級土木施工管理技士

府省名	研修施設名	研修名	平成21年度受講者数	受験を奨励等している資格試験等名
農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	第二種電気工事士講習会	9	第二種電気工事士試験
		技術士技能 I 講習会	7	技術士補
		技術士技能 II 講習会	5	技術士
		実践技術研修(施工管理コース)	21	1級土木施工管理技士試験
		VE技術講習会	10	VEリーダー試験
	関東農政局土地改良技術事務所	第一種電気工事士技能講習会(前期)	5	第一種電気工事士試験
		第一種電気工事士技能講習会(後期)	5	第一種電気工事士試験
		第二種電気工事士技能講習会(前期)	10	第二種電気工事士試験
		第二種電気工事士技能講習会(中期)	3	第二種電気工事士試験
		第二種電気工事士技能講習会(後期)	5	第二種電気工事士試験
北陸農政局土地改良技術事務所	施工管理 II	17	2級土木施工管理技士	
	技術士技能	4	技術士	
	実践技術研修(施工管理 I)	9	1級土木施工管理技士	
	実践技術研修(施工管理 II)	(9)	2級土木施工管理技士	
東海農政局土地改良技術事務所	設計 VE 講習会	8	VEリーダー	
	電気工事技能講習会 II	9	第二種電気工事士	
	施工管理 I	16	1級土木施工管理技術検定試験	
	施工管理 II		2級土木施工管理技術検定試験	
中国四国農政局土地改良技術事務所	施工管理 I	18	1級土木施工管理技士	
九州農政局土地改良技術事務所	施工管理 I	10	日商簿記検定、実用英語技能検定、日本漢字能力検定	
国土交通省	国土交通大学校柏研修センター	簿記	35	全国経理『簿記能力検定試験』
		航空管制科(本科1年)	10	TOEIC
		航空情報科(本科1年)	20	TOEIC
		航空電子科(本科1年)	20	陸上無線技術士国家試験 TOEIC
		航空管制科(本科2年)	10	TOEIC
	航空保安大学校	航空情報科(本科2年)	20	TOEIC
		航空電子科(本科2年)	25	陸上無線技術士国家試験 TOEIC
		航空交通管制職員基礎研修(1年間)	40	TOEIC
		大学部	60	TOEIC
		専攻科	45	TOEIC等
海上保安大学校	特修科	60	TOEIC等	
	海上保安学校	本科船舶運航システム課程	110	TOEIC等
	防衛大学校	本科	1,663	TOEIC
防衛省	防衛医科大学校	医学科	418	TOEIC
7府省	33研修施設	109研修	4,719	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数値は、廃止はしていないが平成21年度には実施されなかった研修の20年度の受講者数を参考に記載しているものであり、合計には含めていない。

表 2-(1)-③

件名	民間企業における語学、パソコン及び簿記に係る研修の実施例							
〔説明〕								
民間企業において実施されている語学、パソコンソフトの操作及び簿記に関する知識を付与するための研修には、以下のような実施例がある。								
〔事例 1〕 A 株式会社の実施例								
<p>勉強は自分のために行うものであるという認識のもと、社員が受講することができる通信教育講座を用意し、当該通信講座を受講した社員に対し、研修修了後、受講料の一部（3 分の 1 から 2 分の 1 の金額）を修了補助金として受講者に支給している。語学、パソコンソフトの操作及び簿記に関する知識を付与するための研修は、以下のような研修を採用している。</p>								
表 A 株式会社における語学、パソコンソフトの操作及び簿記に関する研修								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">種別</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">通信講座名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">簿記関係</td> <td style="padding: 10px;"> 「日商簿記 1 級コース」等 5 講座 ※日商簿記 1 級コース：受講料 45,000 円、修了補助金 23,000 円 日商簿記 2 級コース：受講料 28,000 円、修了補助金 14,000 円 日商簿記 3 級コース：受講料 15,000 円、修了補助金 8,000 円 等 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">パソコン関係</td> <td style="padding: 10px;"> 「Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす」等 10 講座 ※Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす : 受講料 11,550 円、修了補助金 3,000 円 CD-ROM で学ぶ Word&Excel コース:受講料 10,500 円、修了補助金 3,000 円 等 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">語学関係</td> <td style="padding: 10px;"> 「TOEICR (350 点コース)」等 6 講座 ※TOEICR (350 点コース)：受講料 19,950 円、修了補助金 6,000 円 ハングル講座初級コース：受講料 28,350 円、修了補助金 9,000 円 中国語会話（初級）コース：受講料 36,750 円、修了補助金 12,000 円 等 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	通信講座名	簿記関係	「日商簿記 1 級コース」等 5 講座 ※日商簿記 1 級コース：受講料 45,000 円、修了補助金 23,000 円 日商簿記 2 級コース：受講料 28,000 円、修了補助金 14,000 円 日商簿記 3 級コース：受講料 15,000 円、修了補助金 8,000 円 等	パソコン関係	「Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす」等 10 講座 ※Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす : 受講料 11,550 円、修了補助金 3,000 円 CD-ROM で学ぶ Word&Excel コース:受講料 10,500 円、修了補助金 3,000 円 等	語学関係	「TOEICR (350 点コース)」等 6 講座 ※TOEICR (350 点コース)：受講料 19,950 円、修了補助金 6,000 円 ハングル講座初級コース：受講料 28,350 円、修了補助金 9,000 円 中国語会話（初級）コース：受講料 36,750 円、修了補助金 12,000 円 等
種別	通信講座名							
簿記関係	「日商簿記 1 級コース」等 5 講座 ※日商簿記 1 級コース：受講料 45,000 円、修了補助金 23,000 円 日商簿記 2 級コース：受講料 28,000 円、修了補助金 14,000 円 日商簿記 3 級コース：受講料 15,000 円、修了補助金 8,000 円 等							
パソコン関係	「Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす」等 10 講座 ※Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす : 受講料 11,550 円、修了補助金 3,000 円 CD-ROM で学ぶ Word&Excel コース:受講料 10,500 円、修了補助金 3,000 円 等							
語学関係	「TOEICR (350 点コース)」等 6 講座 ※TOEICR (350 点コース)：受講料 19,950 円、修了補助金 6,000 円 ハングル講座初級コース：受講料 28,350 円、修了補助金 9,000 円 中国語会話（初級）コース：受講料 36,750 円、修了補助金 12,000 円 等							
(注) 当省の調査結果による。								
〔事例 2〕 B 株式会社の実施例								
<p>社員個人の能力向上、資格取得のために 200 コース以上の通信講座を用意している。業務に直結する講座の修了者には受講料の全額を、部分的に業務に関係する講座の修了者には受講料の半額をそれぞれ支給し、業務に関係しない講座の受講については、受講料は全額個人負担することとしている。</p>								

表2-(1)-④

件名	電気工事士（第一種、第二種）の資格を取得するための筆記及び実技の研修を、それぞれのコースを設けて実施している例
研修施設名	関東農政局土地改良技術事務所
所在地	埼玉県川口市南町2-5-3
設置根拠	農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）第285条
主な研修対象者	関東農政局管内の職員、管内の地方公共団体の職員、土地改良区等の職員
定員	2人

〔説明〕

関東農政局土地改良技術事務所において、研修に準じた位置付けで独自に実施している第一種電気工事士及び第二種電気工事士の資格取得を目的とした講習会については、①業務を遂行する上で保有していることが必須ではない資格を取得するためのものであり、国が費用を負担して実施する必要性は乏しいと考えられること、②他の地方農政局土地改良技術事務所で、電気工事士の資格取得を目的とした研修や講習会は、東北及び東海の各地方農政局土地改良技術事務所において第二種に係る資格取得のための講習会を実施しているのみであること、③これらの講習会には国の職員以外の者も参加しており、これらの者に対しても、国が研修に係る費用を負担して講習会を受講させていることとなることから、単独の研修コースとして実施する必要性は乏しいと考えられる。

1 関東農政局土地改良技術事務所における研修の実施状況

関東農政局土地改良技術事務所では、農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）第285条第6項において、「技術基準に関する研修の実施に関する事務」をつかさどることとされており、これに基づき、関東農政局管内の職員、関東農政局管内の地方公共団体の職員、土地改良区等の職員を対象として、農業農村整備事業に関する専門的・実務的な知識及び技術を付与するための研修を実施しており、平成21年度においては7研修を実施している。

関東農政局土地改良技術事務所では、国の職員以外の者についても研修の受講対象者としている理由について、農業農村整備事業は、国だけで完結するものではなく、例えば大きな幹線水路は国で管理を行うが、支線水路については地方自治体が管理しており、実施主体が異なるが一体的に行っていく必要があることから、国の技術基準を学ぶことが必要であるとしている。

2 関東農政局土地改良技術事務所で実施している資格取得を目的とした研修

上記1のとおり、関東農政局土地改良技術事務所においては、平成21年度に7研修を実施しているが、このほかに、業務上必要なものとして、研修に準じた位置付けで講習会を実施しており、これらの講習会の中には、次の表のとおり、電気工事士試験対策を内容とするなど、電気工事士の資格取得を目的として実施しているものがみられた。

表 関東農政局土地改良技術事務所で実施している電気工事士の資格取得を目的とした
講習会の概要

(単位：日、人)

講習会名	目的	対象者	取得資格	資格取得を目的とすることを示す内容等	日数	受講者数
第一種電気工事士技能講習会（前期）	自家用電気工作物の工事、維持・管理及び運用に必要な技術職員を養成する。	関東農政局及び管内の都県、機構、土地改良区等の農業土木技術者で施設機械の計画・設計・施工等に従事する者	第一種電気工事士	[使用教材] ・前期用：「平成 21 年度版 第一種電気工事士筆記試験模範回答集」 ・後期用：「平成 21 年度版 第一種電気工事士技能試験候補問題できた！」 ・持参する工具は（財）電気技術者試験センターが配布する受験案内による。	2	3 (2)
第一種電気工事士技能講習会（後期）		第一種電気工事士技能講習会（前期）受講者			3	3 (2)
第二種電気工事士技能講習会（前期）	一般用電気工作物の工事、維持・管理及び運用に必要な技術職員を養成する。	関東農政局及び管内の都県、機構、土地改良区等の農業土木技術者で施設機械の計画・設計・施工等に従事する者	第二種電気工事士	[使用教材] ・前期用：「平成 21 年度版 第二種電気工事士筆記試験模範解答集」 ・後期用：「平成 21 年度版 第二種電気工事士技能試験受験テキスト」 ・持参する工具は（財）電気技術者試験センターが配布する受験案内による。	2	4 (6)
第二種電気工事士技能講習会（中期）		第二種電気工事士の筆記試験免除者			2	2 (1)
第二種電気工事士技能講習会（後期）		第二種電気工事士技能講習会（前期）受講者			3	2 (3)

(注) 1 農林水産省からの提出資料に基づき当省が作成した。

2 「受講者数」欄の上段の数値は、国の職員（関東農政局及び管内の出先機関に勤務する職員）の受講者数を、下段の数値は、国の職員以外の受講者数（外数）を表す。

上表のとおり、これらの講習会は、テキストとして電気工事士の資格試験用の問題集を使用するとともに、実習で使用する工具は資格試験の受験案内に示されたものを使用して実施しており、電気工事士（第一種及び第二種）の資格取得を目的とした講習会となっている。

このことについて、関東農政局土地改良技術事務所では、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条に基づき、農業農村整備事業で造成される自家用電気工作物について保安規程を定めて適切な保安業務を行うこととされていることから、当該電気工作物に関する知識の習得が必要であるとしている。

3 他の研修施設における電気工事士の資格取得を目的とした研修の実施状況

① 地方農政局土地改良技術事務所における実施状況

関東農政局土地改良技術事務所のほかに、電気工事士の資格取得を目的とした研修や講習会

を実施している土地改良技術事務所は、東北及び東海の各地方農政局土地改良技術事務所のみとなっていることから、土地改良技術事務所において、必ずしも電気工事士の資格取得を目的とした研修を実施する必要はないものと考えられる。

なお、関東農政局土地改良技術事務所が実施している講習会には、国の職員以外の者も参加しており、これらの者に対しても国が研修に係る費用を負担して講習会を受講させている状況となっている。

② 他府省の研修施設における実施状況

関東農政局土地改良技術事務所では、土地改良事業において造成された電気工作物の保安業務に活用することができるとして、電気工事士の資格を取得するための研修を実施しているが、同様の業務を実施している国土交通省の研修施設においては、同資格を取得するための研修を実施していない。

効果	関東農政局土地改良技術事務所において独自に実施している電気工事士の資格取得を目的とした講習会を廃止することにより、当該研修に係る経費が 800,645 円削減されることとなる。
----	--

表2-(1)-⑤

件名	研修施設において、業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的とした研修を実施しているもの
----	---

〔説明〕

研修施設において実施している研修の中には、当該研修の受講に併せて各種の資格試験等の受験を奨励等しているものが7府省33研修施設の109研修でみられた。これらの大部分は、業務遂行上活用することができる知識・技能を付与するために実施され、その研修の効果を客観的に測定するなどの目的でこのような方法がとられているが、中には、業務遂行のために職員が資格を保有していることが必須ではないにもかかわらず、業務に活用することができる知識・技能を付与するためとして、資格取得そのものを目的とした研修を実施している例がみられる。

研修施設において、業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的とした研修を実施しているものは、次の表のとおり、1府省8研修施設の21研修となっている。

表 研修施設で実施している業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的とした研修（平成21年度）

(単位：人)

府省名	研修施設等名	研修名	資格取得を目的とする内容等	受講者数	取得資格
農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	施工管理Ⅰ研修	〔対象者〕 東北農政局の職員及び県、森林農地整備センター、土地改良事業団体連合会の職員で、1級土木工事施工管理技術検定の受験者	18	1級土木施工管理技士
		第二種電気工事士講習会	〔対象者〕 東北農政局の職員及び県、森林のうち整備センター、土地改良事業団体連合会の職員で、第二種電気工事士の受験者	9	第二種電気工事士
		技術士技能Ⅰ講習会	〔対象者〕 東北農政局の職員で、専門官クラス以上又はこれと同等の知識を有する者で技術士第一次試験の受験者	7	技術士補
		技術士技能Ⅱ講習会	〔対象者〕 東北農政局の職員で、専門官クラス以上又はこれと同等の知識を有する者で技術士第一次試験の合格者	5	技術士
	関東農政局土地改良技術事務所	実践技術研修 (施工管理コース)	〔研修内容〕 土木施工管理全般にかかる講義及び土木施工管理技術検定の受験対策	21	1級土木施工管理技士
		第一種電気工事士技能講習会(前期)	〔使用教材〕 ・前期用：「平成21年度版第一種電気工事士筆記試験模範解答集」	5	第一種電気工事士(筆記)
		第一種電気工事士技能講習	・後期用：「平成21年度版	5	第一種電気工事士(実技)

		会（後期）	第一種電気工事士技能試験候補問題できた！」 ・持参する工具は財団法人電気技術者試験センターが配布する受験案内による。		
		第二種電気工事士技能講習会（前期）	[使用教材] ・前期用：「平成 21 年度版第二種電気工事士筆記試験模範解答集」 ・後期用：「平成 21 年度版第二種電気工事士技能試験受験テキスト」	10	第二種電気工事士（筆記）
		第二種電気工事士技能講習会（中期）	・持参する工具は財団法人電気技術者試験センターが配布する受験案内による。	3	第二種電気工事士（実技） ※筆記試験免除者
		第二種電気工事士技能講習会（後期）	・持参する工具は財団法人電気技術者試験センターが配布する受験案内による。	5	第二種電気工事士（実技）
	東海農政局土地改良技術事務所	実践技術研修（施工管理 I）	[対象者] 北陸・東海・近畿農政局の職員並びに北陸・東海・近畿農政局管内の農村振興施策に携わる府県、土地改良事業団体連合会及び独立行政法人の職員で、当該年度の 1 級土木施工管理技士試験の受験願書提出者で、受験資格がある技術者	9	1 級土木施工管理技士
		電気工事技能講習会 II	[対象者] ①東海農政局職員で、施設機械設備の計画・設計・施工・維持及び管理に従事している職員、②東海農政局管内で機械設備の維持管理及び運用に従事している県及び土地改良事業団体連合会の職員、③①及び②の者で第二種電気工事士試験の受験願書提出を原則とする。	9	第二種電気工事士
	北陸農政局土地改良技術事務所	実践技術研修（施工管理 II）	[対象者] 北陸・東海・近畿農政局の職員並びに北陸・東海・近畿農政局管内の農村振興施策に携わる府県、土地改良事業団体連合会及び独立行政法人の職員で、当該年度の 2 級土木施工管理技士試験の受験願書提出者で、受験資格がある技術者	17	2 級土木施工管理技士
		技術士技能	[研修内容] 技術士試験制度について	4	技術士
	中国四国農政局土地改良技術事務所	実践技術研修（施工管理 I）	[対象者] 中国四国農政局の職員及び中国四国農政局管内の県、独立行政法人、土地改良事業団体連合会の職員であって、1 級土木施工管	16	1 級土木施工管理技士

			理技士の受験資格がある技術者で、本年度受験予定者		
	実践技術研修 (施工管理Ⅱ)		[対象者] 中国四国農政局の職員及び中国四国農政局管内の県、独立行政法人、土地改良事業団体連合会の職員であって、2級土木施工管理技士の受験資格がある技術者で、本年度受験予定者		2級土木施工管理技士
九州農政局土地改良技術事務所	実践技術研修 (施工管理Ⅰ)		[対象者] 九州農政局及び沖縄総合事務局の職員並びに管内の県、独立行政法人及び土地改良事業団体連合会の職員で、1級土木施工管理技士の受験資格のある農業土木技術者 [研修内容] 1級土木施工管理技術検定試験の出題範囲を中心とする科目の講義、演習	18	1級土木施工管理技士
農林水産研修所つくば館	乾燥貯蔵施設研修(*)		[実施要領] 乾燥設備作業主任者技能講習の受講資格は、労働安全衛生規則別表第6の規定による ※ 本研修は、乾燥設備作業主任者の資格取得要件となる技能講習として実施されているもの	5	乾燥設備作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者
農林水産研修所つくば館水戸ほ場	乾燥貯蔵施設コース(*)		[研修内容] トラクタエンジン高度整備技術コース(*)	5	
	トラクタエンジン高度整備技術コース(*)		[研修内容] トラクタエンジンのより高度な技能（三級整備士クラス）の修得のための構造・機能及び分解・組立技術の総合的、体系的な講義及び実習	5	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	大型特殊自動車及びけん引操作基本研修(*)		[研修内容] トラクター、ホイルローダー及びトレーラーの操作に係る基本技能と安全知識等の講義及び実習	92	大型特殊自動車免許、牽引（農耕車限定）免許

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修名」欄に「(*)」を付した4研修は、本項目(4)において、「近隣の専門学校等からの要請に応じて実施し、研修施設の本来の設置目的外のものとなっている研修」として掲記している研修である。

表2-(1)-⑥

件名	森林インストラクターの資格を取得するための研修を実施しているもの
調査対象機関名	農林水産省四国森林管理局
所在地	高知県高知市丸ノ内 1-3-30
設置根拠	農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第33条
主な研修対象者	国有林野事業に従事する職員

〔説明〕

四国森林管理局が実施している森林インストラクターの資格取得のための研修については、取得した資格は個人に帰属するものであるが、林野庁が策定した「資格取得促進対策実施要領」（平成6年7月22日付け林野管人第84号）において、職員が取得しようとする場合に、資格を取得することを促すための措置（以下「資格取得促進措置」という。）を講ずる対象資格として挙げられている。また、同局及び管内森林管理署等において森林環境教育の指導者を養成することとして、受講者に研修テキストを配布して自習させる通信方式で研修を実施している。

しかしながら、森林インストラクターの資格取得のための研修については、①業務を遂行する上で保有していることが必須ではない資格を取得するためのものであること、②森林インストラクターの資格取得のための研修を実施しているのは四国森林管理局のみであることから、国が研修に係る費用を全額負担して実施する必要性は乏しいと考えられる。

1 林野庁における国有林野事業に従事する職員に対する研修の実施体制

農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第33条の規定に基づき、林野庁の地方支分部局として7森林管理局が置かれている。林野庁は、国有林野事業に従事する職員の研修の実施について定めた国有林野事業職員研修規程（昭和44年林野庁訓令第1号）において、研修の種類、課程及び実施機関を表1のとおり規定しており、各森林管理局においては、新規採用研修、養成研修の一部、業務研修の一部及び技能研修を実施することとされている。

表1 国有林野事業職員研修規程（昭和44年林野庁訓令第1号）（抜粋）

（研修の種類、課程及び実施機関）

第3条 研修の種類、課程及び実施機関は、次のとおりとする。

種類	課程	実施機関
新規採用研修	II種研修	森林管理局
	III種研修	森林管理局
養成研修	森林官養成科	森林管理局
	専攻科	森林技術総合研修所
業務研修	署長研修	森林技術総合研修所
	次長等研修	森林技術総合研修所
	課長等研修	森林技術総合研修所
	専門業務研修	森林技術総合研修所、森林管理局
	一般業務研修	森林技術総合研修所、森林管理局
技能研修	—	森林管理局

（注） 農林水産省の資料による。

また、林野庁では、森林空間総合利用、林野・土地売払い、森林土木及び経理の業務分野において専門家の育成を図るため、職員の自己啓発を促進する必要があるとして、「資格取得促進対策実施要領」を定め、業務上の必要性が高いと認められる資格を取得しようとする職員について、表2のとおり、資格取得促進措置を講ずることとしている。

表2 資格取得促進対策実施要領の概要

事項	内容
対象とする資格	森林インストラクター 宅地建物取引主任者 土木施工管理技士1級及び2級 商業簿記2級及び3級（日本商工会議所検定試験）
資格取得促進措置	資格取得のための試験については、出張等により受験させる。 受験手数料、資格登録手数料等については、国費支弁とする。 上記の措置については、個々の職員につき一度の資格取得試験の機会に限り実施する。
資格を取得させる職員の決定	過去に本対策による資格取得促進措置を受けたことのない職員の中から森林管理局長が、取得させる資格の種類及び当該資格を取得するために受験すべき試験等の時期を指定して、決定するものとする。

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

上表のとおり、資格取得促進措置の内容としては、個々の職員につき一度の資格取得試験に限り、受験手数料、資格登録手数料等について国費支弁とするものとなっているが、資格取得のための研修の実施については記載されていない。

2 四国森林管理局における資格取得のための研修の実施状況

四国森林管理局では、「平成21年度四国森林管理局職員研修基本方針」において、資格取得を目指す職員を対象として実施する通信研修について、他の研修とともに重点事項として位置付けており、具体的には、「測定（通信研修）」（測量士補の資格取得のための研修）及び「森林インストラクター（通信研修）」（森林インストラクターの資格取得のための研修）の2研修を実施することとしている。

当該2研修の概要は表3のとおりである。

表3 四国森林管理局で実施している資格取得のための研修の概要

事項	森林インストラクター（通信研修）	測定（通信研修）
目的	森林環境教育の知識を習得させるとともに、森林インストラクターの資格取得を目指す。	測定業務全般についての必要な知識を習得させるとともに、測量士補の資格取得を目指す。
形態	通信研修（一部、内部講師によるスクーリング）	通信研修（一部、内部講師によるスクーリング）
内容	森林、林業、森林内の野外活動、安全及	測量の基礎知識、規程、国有林野境界管

	び教育	理、測量機材の取扱い及び測量、測量土補試験対策
期間	9か月	9か月
経費	152,720円 ※受講者旅費：68,000円 講師謝金額：4,900円 参考書代金：79,820円	134,100円 ※受講者旅費：100,800円 参考書代金：21,700円 測量土補受験申請代金：11,600円
受講者数	平成20年度：3人 平成21年度：5人	平成20年度：5人 平成21年度：4人

(注) 1 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 森林インストラクターとは、森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林で野外活動指導を行う者としての資格であり、昭和62年に設立された農林水産省所管の公益法人である社団法人全国森林レクリエーション協会が同資格に係る認定試験を実施している。

四国森林管理局では、「森林インストラクター（通信研修）」について、「資格取得促進対策実施要領」において、職員が取得しようとする場合に資格取得促進措置を講ずる資格として掲記されていることから、同局及び管内森林管理署等において森林環境教育の指導者を養成するためとして、研修テキストを購入し受講者に配布して自習させる通信方式で実施しており、平成20年度の同研修の受講者数は3人、21年度の受講者数は5人となっている。

このような、森林インストラクターの資格を取得するための研修を実施しているのは、林野庁に置かれている7森林管理局のうち四国森林管理局のみとなっている。

また、四国森林管理局で実施している「森林インストラクター（通信研修）」については、国が受講に係る費用を全額負担しているほか、各研修の受講後1回分の各資格試験の受験料を国が全額負担している。

一方、平成20年度及び21年度における、林野庁全体での森林インストラクターの資格試験の合格者は表4のとおりである。

表4 林野庁における森林インストラクター資格試験の合格状況

(単位：人)

森林管理局	20年度	21年度	計
北海道森林管理局	2	0	2
東北森林管理局	0	3	3
関東森林管理局	2	4	6
中部森林管理局	0	2	2
近畿中国森林管理局	6	2	8
四国森林管理局	1	1	2
九州森林管理局	0	0	0
計	11	12	23

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の太線で囲んだ森林管理局は、森林インストラクターの資格を取得することを目的とした研修を実施している森林管理局である。

3 平成21年度における四国森林管理局の合格者1名は、19年度の「森林インストラクター（通信研修）」を受講した者である。

効果

四国森林管理局が実施している森林インストラクターの資格取得のための研修を廃止することにより、研修実施に要した経費 152,720 円が削減されることとともに、事務負担の軽減につながる。

表 四国森林管理局が実施した資格取得のための研修に要した経費
(平成 21 年度)

研修名	研修経費
森林インストラクター (通信研修)	<ul style="list-style-type: none">・受講生旅費 : 68,000 円・講師謝金額 : 4,900 円・参考書代金 : 79,820 円
	152,720 円

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-⑦

件名	パソコンソフト（ワード及びエクセル）の操作に関する基礎的な知識を付与するための研修について、職員自身で学習することとして廃止したもの
研修施設名	財務省財務総合政策研究所北九州研修支所
所在地	福岡市博多区博多駅東2-11-1
設置根拠	財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第66号 財務省組織令（平成12年政令第250号）第67条第1項第5号
主な研修対象者	財務省の職員（沖縄総合事務局において、財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）
定員	2人

〔説明〕

財務総合政策研究所北九州研修支所（以下「北九州研修支所」という。）では、ワード及びエクセルの操作に関する基礎的な知識については職員自身で学習することとして、それらの研修を廃止し、事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 北九州研修支所におけるパソコン研修の実施状況

北九州研修支所では、財務総合政策研究所研修規則（平成13年財務総合政策研究所訓令第3号）第3条第1項に基づいて財務総合政策研究所研修部が毎年度策定する「地方研修計画基準」に沿って、「地方研修計画」を策定して研修を実施しており、平成21年度においては25研修を実施している。このうち、パソコンソフトの操作に関する知識を付与する研修については、表1のとおり4研修を実施している。

表1 北九州研修支所におけるパソコン研修の実施状況（平成21年度）

(単位：日、人、円)

研修名	実施内容	実施方法	研修期間	受講者数	研修経費
Word応用	Wordに係る知識・操作を習得	研修実施委託先の教室で実施	1	10	95,025
Excel応用	Excelに係る知識・操作を習得		1	13	120,240
Power Point	Power Pointに係る知識・操作を習得		1	9	90,440
Access	Accessに係る知識・操作を習得		2	9	172,580

(注) 財務省の資料に基づき当省が作成した。

これら4研修は、平成21年度においては、A社のインストラクターに講師を依頼し、同社の教室を会場として実施しており、講師謝金を支出している。

一方、北九州研修支所では、上記のパソコン研修とは別に、職員に対するアンケート調査において要望があったことを受けて、平成20年度に、ワード及びエクセルの基礎的な知識、操作方法を習得する研修として、「Word基礎」と「Excel基礎」の2研修を新設することとした。しかし、

パソコンが広く普及し、これらのパソコンソフトを操作することができる職員が多いことから、職員自身で学習することで足りると判断し、同年度の研修の実施を見送るとともに、21年度以降、両研修を廃止している。

2 パソコン研修の廃止に係る経費の試算

上記1のとおり、北九州研修支所においては、平成20年度に新設した「Word基礎」及び「Excel基礎」の2研修について、平成20年度に中止したまま21年度に廃止しているが、廃止したことにより削減された研修経費を試算すると、212,682円（注）となる。

（注） 上記の平成21年度に実施したパソコン研修4研修の実施経費を基に、同年度に廃止した「Word基礎」及び「Excel基礎」について、1研修当たりの経費を試算すると、以下のとおりである。

表2 平成21年度に廃止したパソコン研修1研修当たりの経費（試算）

（単位：円）

項目	試算額	試算内容
1日当たり 講師謝金額	52,920	平成21年度実施の4研修の1日当たりの講師謝金額
受講生に係 る旅費	28,221	平成21年度実施の4研修の受講生に係る旅費の平均額 $(35,820+16,905+43,640+16,520) \div 4$
その他経費	25,200	平成21年度実施の4研修の講師謝金及び旅費以外に要 した経費の平均額 $(31,500+25,200+23,100+21,000) \div 4$
計	106,341	—

（注）当省の調査結果による。

効果	基礎的な内容のパソコン研修2研修を廃止したことにより、それらの研修に係る 経費212,682円（試算）が削減されることとなる。
----	--

表2-(1)-⑧

件名	パソコンソフト(パワーポイント)の操作に関する知識を付与するための研修について、職場において、操作することができる職員が指導することとして廃止したもの
調査対象機関名	農林水産省本省
所在地	東京都千代田区霞が関 1-2-1
設置根拠	—
主な研修対象者	農林水産省本省の職員
体制	農林水産省大臣官房秘書課

〔説明〕

農林水産省本省では、活用できる職員が比較的少ないと考えられるパソコンソフトの操作方法に関する知識・技能を付与するためのパソコン研修について、職員自身による習得が可能との判断から廃止し、OJTにより実施するよう見直しを行っており、事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 農林水産省本省におけるパソコン研修の実施状況

農林水産省本省では、大臣官房秘書課において、「農林水産省職員研修要領」(平成17年3月11日付け16秘第602号。以下「研修要領」という。)を策定しており、研修要領に基づき毎年度の研修計画及び個別の研修の実施要領を作成して、農林水産省職員(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用者を除く。)に対する研修を実施している。

研修要領においては、研修の種類として「計画的養成研修」(職員の段階に応じて実施する研修)及び「能力開発研修」(農林水産行政に求められる特定の能力を向上させるための研修)の2種類を位置付けており、平成21年度においては、両研修を合わせて18研修を実施している。

2 「IT能力向上研修」について

研修要領において「能力開発研修」に位置付けられている「IT能力向上研修」は、パワーポイントの操作に関する知識を付与するための研修で、平成19年度まで、省内の会議室において集合形式により実施していた。

平成19年度における「IT能力向上研修」の概要は次の表のとおりである。

表 「IT能力向上研修」の概要

事項	概要
研修目的	アプリケーションソフトの更なる利用による、ITを活用した職員の業務遂行の能力向上を目的とする。
研修内容	省内のレクチャー用資料等の作成に用いるパワーポイントについて、効果的な文書作成スキルを付与する。
研修対象者	原則として本省庁に勤務する課長補佐以下の者
研修場所	大臣官房秘書課研修室
研修実施期間	平成19年度：1日

研修受講者数	平成 19 年度 : 20 名
研修費用	平成 19 年度 : 201, 600 円

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

しかし、農林水産省では、パワーポイントの基本的操作を行うことができる職員が増えてきたとの判断から、平成 20 年度以降、省内の会議室において集合形式により実施する方法を見直し、職場内において、パワーポイントの操作を行うことができる職員が、操作を行うことができない職員に対して指導を行う OJT により実施することとして、同研修を廃止している。

なお、上記のとおり、「IT 能力向上研修」は平成 20 年度以降廃止されているが、21 年度における研修要領には記述された状態となっている。その内容をみると、「業務遂行上必要な情報システム等のより高度な IT スキルや知識を習得させる。」とされており、難易度として初歩的な内容の研修とは位置付けられていない（研修要領における「IT 能力向上研修」に関する記述は、平成 22 年度以降削除されている。）。

効果	平成 20 年度以降、「IT 能力向上研修」を廃止したことで、研修に要していた経費 201, 600 円が削減されている。
----	---

表2-(1)-⑨

件名	集合形式により実施していたパソコンソフト（ワード及び一太郎）の操作に関する初歩的な知識を付与するための研修について、職員への浸透が図られ受講者が減少してきているとして休止したもの
調査対象機関名	厚生労働省本省
所在地	東京都千代田区霞が関 1-2-2
設置根拠	—
主な研修対象者	厚生労働省本省の職員
体制	厚生労働省統計情報部企画課

〔説明〕

厚生労働省本省では、パソコン研修を実施するに当たり、省内インターネットを活用したオンライン研修（e-ラーニング）を取り入れて効率的に研修を実施している。さらに、パソコン研修のうち、活用することができる職員が多くなってきたパソコンソフトの操作に関する知識を付与する研修で受講者が減少してきたものについては、実施方法の見直しを行い、集合研修で実施していたものはオンライン研修に移行することにより、事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 厚生労働省本省におけるパソコン研修の実施状況

厚生労働省本省では、職員が情報システム等を活用して事務・事業の効率化を進めていくために、職員の情報処理能力を高めることを目的として、統計情報部企画課において、職員を対象とした情報処理研修を実施している。

研修の実施に当たっては、統計情報部企画課が毎年度研修方針を策定しており、平成21年度においては、「平成21年度情報処理研修方針」に基づき、表1のとおり、パソコンソフトの操作方法を習得するための研修を実施している。

表1 パソコンソフトの操作方法を習得するための研修の実施状況（平成21年度）

(単位：人、円)

研修名	日数等	受講者数	研修経費
集合研修	MS-Excel2007 基礎（1回目）*	3時間	16
	MS-Excel2007 基礎（2回目）*	3時間	4
	MS-Excel2007 応用①（1回目）	1日	17
	MS-Excel2007 応用②（1回目）	1日	13
	MS-Excel2007 応用①（2回目）	1日	7
	MS-Excel2007 応用②（2回目）	1日	7
	MS-Excel2007 関数	1日	8
	MS-Excel2007 関数	1日	9
	MS-Excel2007 データ分析機能（1回目）	3時間	11
	MS-Excel2007 データ分析機能（2回目）	3時間	8
	MS-Excel2007VBA	2日	12
	MS-Word2007 応用①（1回目）	3時間	14
	MS-Word2007 応用②（1回目）	3時間	12

	MS-Word2007 応用①（2回目）	3時間	6	94,080
	MS-Word2007 応用②（2回目）	3時間	8	78,488
	MS-Word2007 書式設定	3時間	12	95,413
	MS-Word2007 差込印刷	3時間	6	83,695
	一太郎 2009 応用（1回目）	3時間	8	94,542
	一太郎 2009 応用（2回目）	3時間	2	78,487
	MS-PowerPoint2007 基礎（1回目）	1日	10	127,827
	MS-PowerPoint2007 基礎（2回目）	1日	10	120,057
	MS-PowerPoint2007 応用（1回目）	1日	8	95,813
	MS-PowerPoint2007 応用（2回目）	1日	6	11,020
	MS-Access2007 基礎①・②	2日	14	241,668
	MS-Access2007 基礎①・②	2日	4	216,804
	MS-Access2007 応用	2日	8	230,842
	小計	—	240	3,292,335
オンライン研修	一太郎 2009 *	—	40	※厚生労働省ネットワークシステム調達の一部として実施しており、個々の研修経費は不明
	MS-Word2007 基礎 *	—	90	
	MS-Excel2007 基礎 *	—	61	
	一太郎 2009 応用	—	40	
	MS-Word2007 応用	—	45	
	MS-Excel2007 応用	—	42	
	MS-Excel2007 マクロ・VBA	—	43	
	MS-Access2007	—	39	
	MS-PowerPoint2007 基礎	—	49	
	MS-PowerPoint2007 応用	—	23	
	MS-Visio2007	—	22	
	小計	—	494	
合計		—	734	

- (注) 1 厚生労働省の提出資料に基づき当省が作成した。
 2 「研修名」欄に「*」を付した研修は、「平成 21 年度情報処理研修方針」において、「基礎研修」と位置付けられている研修であり、それ以外の研修は「専門研修」と位置付けられている研修である。
 3 「集合研修」の各研修に係る経費は、いずれも各研修の実施に係る委託契約額となっている。

厚生労働省本省では、平成 19 年度から、パソコン研修の基礎コースの一部（一太郎 2009 基礎及び MS-Word2007 基礎）について集合研修を休止し、「平成 21 年度情報処理研修方針」においても「集合研修においては、アプリケーションソフトウェアの基礎・応用相当の研修のほか、引き続き項目別に特化し、より細かな機能紹介を行う研修を実施し、職員の一層のスキルアップを目指す。なお、Word 基礎・一太郎基礎コースについては、職員への浸透が図られ、受講者が減少してきているため、集合研修に換えて自習室（注）の利用を促す事とし、前年度に引き続き研修を休止とする。」と明記している。

(注) 「平成 21 年度情報処理研修方針」に記載されている「自習室」とは、厚生労働省内のインターネット上に設けられたオンライン研修システムであり、一太郎 2009 基礎及び MS-Word2007 基礎の 2 研修については、集合研修は休止しているが、「自習室」での受講（e-ラーニング）は可能となっている。

2 厚生労働省本省におけるパソコン研修でのオンライン研修システムの活用状況

上記 1 のとおり、厚生労働省本省では、情報処理研修にオンライン研修システムによる研修を取り入れているが、平成 21 年度における集合研修及びオンライン研修システムを活用した研修それぞれの実績をみると、表 2 のとおりである。

表 2 パソコン研修の実施方法等別受講実績（平成 21 年度）

(単位：研修、人)

区分	集合研修	オンライン研修	計
研修数	26	11	37
受講者総数	240	494	734
1 研修当たり 受講者数	9.2	44.9	19.8
研修経費	3,292,335	※厚生労働省ネットワークシステム調達の一部として実施	—

(注) 当省の調査結果による。

上表のとおり、集合研修で実施したパソコン研修 26 研修の 1 研修当たりの受講者数は 9.2 人であるのに対し、オンライン研修システムを活用した研修 11 研修の 1 研修当たりの受講者数は 44.9 人であり、平均受講者数において 4 倍以上となっている。これは、職員が自席でいつでも研修を受講することができるとともに、一人で複数の研修を自由に受講することができるなどによるものと考えられる。

また、当該 26 研修については、それぞれの研修の実施について民間事業者と委託契約を締結しており、研修に係る委託契約額の総額は 3,292,335 円に上っている（集合研修受講者一人当たりの研修経費は 13,718 円）。一方、オンライン研修システムを活用した研修については、厚生労働省ネットワークシステム調達の一部として実施しており個別の研修に係る経費は不明であるものの、研修ごとに委託契約を締結することなく、業務遂行上必要となるネットワークシステムの調達の一部として実施することが可能となっている。

効果	1 研修当たりの受講者数は、集合研修 9.2 人に対し、オンライン研修 44.9 人となっており、オンライン研修の導入は受講機会の拡大につながっている。 また、研修ごとに実施委託契約を締結することなく、業務遂行上必要となるネットワークシステムの調達の一部として実施しており、事務の効率化にもつながっている。
----	--

表2-(1)-⑩

件名	パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講対象者を中級程度以上の知識・技能を有する者に限定して実施することとしたもの
研修施設名	税関研修所沖縄支所
所在地	沖縄県那覇市通堂町4-17（沖縄地区税関内本関内） 沖縄県浦添市沢崎1-45-9（沖縄地区税関浦添分室）
設置根拠	財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第66号 財務省組織令（平成12年政令第250号）第66条
主な研修対象者	財務省の職員（税関行政に従事する職員）
定員	1人

〔説明〕

税関研修所沖縄支所（以下「沖縄支所」という。）において実施している「パソコン研修」（年2回実施。1回目はエクセルの応用操作、2回目はパワーポイントの操作）については、既に職員はパソコン操作の基礎的な技能に習熟しているものと判断し、募集人員を減少させて受講する必要がある職員に絞り込んで実施することとして、研修の効率的な実施が図られている。

○ 沖縄支所におけるパソコン研修の実施状況

沖縄支所では、沖縄地区税関本関内に事務室を置いて、沖縄地区税関及びその下部機関（支署、出張所等）に勤務する職員を主な対象として研修を実施しており、平成21年度においては14研修を実施している。このうち、パソコンソフトの操作に関する知識を付与するための研修では、次の表のとおり、基礎的な知識を付与するための研修は実施しておらず、中級程度以上の知識・技能を有する者のみを対象とした研修を実施している。

表 沖縄支所におけるパソコン研修の実施状況（平成21年度）

研修名	目的	受講対象者等
第1回パソコン研修	Excel2007での様々なデータ分析やデータ管理の応用を修得	エクセル操作に関する中級程度以上の知識・技能を有する者（5名）
第2回パソコン研修	パワーポイントの技能を修得することにより、会議、研修等の資料作成、プレゼンテーションを行えるようにし、効率的な事務処理を図る。	ワード、エクセル等のパソコン操作に関する中級程度の知識・技能を有する者（5名）

（注）財務省の資料に基づき当省が作成した。

沖縄支所では、上表のとおり、パソコン研修の募集人員をそれぞれ5人に限定していることについて、数年前までは年5回実施し、総受講者数は40人程度いたが、年を追うごとに、職員はパソコン操作の基礎的な技能に習熟してきているものと判断し、広範囲の職員に受講させるということではなく、受講する必要がある職員に絞り込んで実施することとして、最低限の人員を募集することとしたとしている。

また、これにより、受講者が多すぎるという状況がなくなり、研修効果を上げることも期待できるとしている。

効果	沖縄支所において実施している「パソコン研修」について、募集人員を減少させて受講する必要がある職員に絞り込んで実施することとして、研修の効率的な実施を図っている。
----	--

表2-(1)-II

件名	簿記研修（3級レベルコース）を実施している例
研修施設名	税関研修所東京支所
所在地	東京都江東区青海2-7-11
設置根拠	財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第66号 財務省組織令（平成12年政令第250号）第66条
主な研修対象者	財務省の職員（税関行政に従事する職員）
定員	3人

〔説明〕

税関研修所東京支所（以下「東京支所」という。）において実施している「簿記研修（3級レベルコース）」については、i) 税関研修所本所（以下「本所」という。）において「自己啓発研修」という位置付けで受講を奨励している通信講座「日商簿記検定講座3級コース」、「日商簿記検定3級受験」と同様の内容のものを、各支所のうち東京支所のみが独自に集合研修として実施していること、ii) 基礎的な知識を付与するための研修であることから、集合形式で行わなければその目的が達せられないものではないこと、iii) 各研修施設において簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を実施しているものは少ない一方、各府省や民間企業において、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修について通信講座を採用して受講させている例がみられること等を踏まえ、本所の自己啓発研修にゆだねることとしても支障はないものと考えられる。

1 東京支所における簿記研修の実施状況

東京支所では、東京税関及びその下部機関（東京都、山形県、新潟県、群馬県、埼玉県及び山梨県の1都5県と千葉県の一部（新東京国際空港とその周辺地域等）に所在する支署、出張所等）に勤務する職員を主な対象として研修を実施しており、平成21年度においては51研修を実施している。

東京支所では、平成21年度において、表1のとおり、簿記の基礎的な知識を付与するための研修を、国が研修に係る経費を全額負担して実施しており、同研修の実施に要した経費は、表2のとおりである。

表1 東京支所で実施している簿記の基礎的な知識を付与するための研修（平成21年度）

(単位：日、人)

研修名	受講対象者	日数	研修方法等	受講者数
簿記研修（3級レベルコース）	職務上、会計帳票等を使用して調査を行う部門等に所属する者（輸出入事後調査、審理、保税、収納及び閑税評価事務等に従事する者）	7	講師を依頼し、東京支所研修教室で実施 簿記検定3級を受験	9

(注) 財務省の資料に基づき当省が作成した。

表2 「簿記研修（3級レベルコース）」の実施に係る経費（平成21年度）

(単位：円)

受講者に 係る旅費	研修委託 契約額	講師 謝金額	講師等に 係る旅費	簿記検定 受験料	その他 の経費	計
48,560	0	362,880	0	20,000	18,000	449,440

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「その他の経費」の18,000円は、研修に係るテキスト代金である。

また、「簿記研修（3級レベルコース）」は、1日6時間・6日間の講義の後、最終日は3時間かけて模擬試験を実施するとともに、研修受講後、簿記検定3級の受験を義務付け、合格者に対し、その受験料を東京支所が全額負担することとしている。

簿記検定3級の受験を義務付けていることについて、東京支所では、研修はその効果を上げる必要があり、検定試験等は効果を測定する最も明確な指標として用いることができるこことを挙げている。

なお、東京支所では、研修終了後、指定した簿記検定に合格できなかった者に対しては受験料を負担しておらず、当該職員がその後再度同一の検定試験等を受験して合格した場合でも、受験料は自己負担させることとしている。

2 本所及び各支所における簿記研修の実施状況

本所では、毎年度、「研修計画大綱」、「本所研修実施計画」及び「支所研修実施計画策定基準」を策定しており、平成21年度は、「平成21年度研修計画大綱」において、幅広い知識の習得を図る研修等の充実を図る観点から「自己啓発研修」を実施することとしている。本所では、自己啓発研修のメニューとして、語学44講座、電算機24講座、簿記5講座等、計143講座の通信講座を指定して受講を奨励しており、所定の受講期限までに受講を終了した職員に対しては、助成金として、受講料の半額を受講者に支給することとしているほか、優良な成績で終了した場合は、受講料の全額を支給することとしている。また、「平成21年度支所研修計画策定基準」の別紙「自己啓発支援実施要領」により、各支所においても「支所の実情に応じ適宜指定する。」として、自己啓発研修を実施することとしている。

本所が指定している通信講座のうち、簿記に関する知識を付与するためのものは、上記のとおり5講座であり、その概要は表3のとおりである。

表3 本所が自己啓発研修として指定している簿記に関する通信講座（平成21年度）

(単位：月、円)

研修名	受講期間	受講料	助成予定額
日商簿記検定3級受験	3	14,700	7,300
日商簿記検定講座3級コース	4	16,000	8,000
日商簿記検定2級受験	4	16,800	8,400
日商簿記検定講座2級コース	6	23,000	11,500
日商簿記検定1級受験	8	35,700	17,800

(注) 財務省の資料に基づき当省が作成した。

以上のとおり、本所においては簿記研修を「自己啓発研修」と位置付けて通信講座を指定しているが、それぞれの通信講座の受講後、簿記検定の受験を義務付けておらず、受験料を負担することともしていない。また、指定している通信講座の中には、簿記3級程度の講座も含まれているにもかかわらず、東京支所においては、同様の研修を集合形式で実施している。

さらに、税関研修所には、函館支所（函館市）、東京支所（東京都）等9支所が設置されているが、平成19年度から21年度までに、支所において、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を、国が研修に係る経費を全額負担して実施しているのは東京支所のみとなっている。

なお、東京支所においては、平成22年度から、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を廃止している。

3 各府省等における、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修の実施状況

簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修は、3府省3研修施設の3研修で実施されている一方、各府省の中には、表4のとおり、このような知識を付与する研修については、研修経費の縮減、研修事務負担の軽減など効率的な研修の実施の観点から、各職員の都合に合わせて自ら学習することができる通信研修等を採用しているものがみられた。

表4 各府省における簿記に関する知識を付与する研修の実施状況及び考え方

府省名	実施方法等
金融庁	<p>職員の能力向上のため、平成20年度においては6研修について民間業者が実施している通信研修を活用している。受講の際に必要な費用について、従来は全額公費負担していたが、平成20年度より半額の自己負担を求めることとしている。</p> <p>※ 簿記研修については、「簿記1級コース」（日商簿記2級既取得者等を対象として日商簿記1級レベル相当の知識の付与）及び「簿記2級コース」（受講希望者に対して日商簿記2級レベルの知識の付与）の2種類の講座を準備しており、集合研修等では実施していない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

なお、表5のとおり、民間企業においても、これらの知識を付与する研修について、通信講座を採用している例がみられる。

表5 民間企業における簿記研修の実施例

企業名	実施方法等
A株式会社	<p>勉強は自分のために行うものであるという認識のもと、通信講座を用意し、受講した社員に対し、研修が修了すると、修了補助金を支給している。</p> <p>※ 簿記研修については、「日商簿記3級コース」（受講料15,000円、修</p>

	了補助金 8,000 円) など 5 研修を採用している。
--	-------------------------------

(注) 当省の調査結果による。

効果	東京支所が実施している「簿記研修（3級レベルコース）」を廃止することにより、研修経費 449,440 円が削減されることとなる。
----	--

表 2-(1)-⑫

件名	国が研修に係る費用を全額負担して、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を実施しているもの									
〔説明〕										
研修施設において、平成 21 年度に、国が研修に係る費用を全額負担して、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を実施しているものは、次のとおり、3 府省 3 研修施設の 3 研修となっている。										
表 国が研修に係る費用を全額負担して、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を実施しているもの										
(単位：人)										
府省名	研修施設名	研修名	主な内容	受講者数	研修経費					
財務省	税関研修所東京支所	簿記研修（3級レベルコース）	・簿記 3 級程度の会計帳票の見方	9	449,440 円 ※講師謝金（362,880 円）、受講者の旅費（48,560 円）、教材費（18,000 円）及び日商簿記検定受験料（20,000 円）					
経済産業省	経済産業研修所	簿記会計基礎研修（3 級簿記相当）	・簿記の全体像 ・取引、仕訳、勘定 ・有価証券、有形固定資産 ・決算整理 ・財務分析の基礎 等	23	1,604,157 円 ※講師謝金（1,431,000 円）、受講者の旅費（124,740 円）、教材費（48,417 円）					
国土交通省	四国地方整備局四国技術事務所	企業会計基礎	・複式簿記の概要と原則 ・営業取引における会計処理 ・決算手続 等	15	516,590 円 ※委託契約額（346,500 円）、受講者の旅費（170,090 円）					
計				96	2,570,187 円					
(注) 1 当省の調査結果による。 2 税関研修所東京支所の「簿記研修（3 級レベルコース）」については、平成 22 年度に廃止されている。										
効果	国が研修に係る費用を全額負担して実施している、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を廃止すると、これらの研修に係る経費 2,570,187 円を削減することが可能となる。									

表2-(2)-①

件名	異なる職種の受講者を対象とした別個の研修について、両研修に共通する一部の過程を合同で実施しているもの
研修施設名	法務総合研究所牛久支所
所在地	茨城県牛久市久野町1766
設置根拠	法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条 法務総合研究所組織規則（平成13年法務省令第7号）第19条
主な研修対象者	法務省職員（ただし、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員は除く。）
定員	0人

〔説明〕

法務省法務総合研究所牛久支所（以下「法総研牛久支所」という。）では、公安職や行政職のように異なる職種を対象として実施している研修であっても、それぞれの研修に共通する科目については合同で実施することにより、事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 法総研牛久支所における研修の実施状況

法総研牛久支所では、全国の入国者収容所又は地方入国管理局に新たに採用された入国警備官を対象とする初任科研修、入国管理局、入国者収容所又は地方入国管理局（以下「入国管理官署」という。）に新たに採用された法務事務官を対象とする初等科研修、入国管理官署の中堅係員を対象とする中等科研修を合宿形式で実施している。

このうち、初任科研修及び初等科研修の科目として設定している「国家公務員法」や「入国管理法」など、入国管理官署の職員として必修である共通のものについては、双方の受講者が一緒に受講するようにしており、例えば、平成21年5月から実施した研修においては、表1のとおり、初任科研修の全科目数のうち34.2%の科目、初等科研修の全科目数のうち77.1%の科目を、両研修で合同実施している。

表1 異なる職種であっても共通科目を合同で実施している例

(単位：単位数、%)

区分	研修名	対象者	科目名	単位数
個別実施	初任科	新規採用の入国警備官	警備総論、違反調査、令書執行、警備処遇（含む救急法）、指紋鑑識、服務規律、点検式、逮捕術、けん銃操法、文書鑑識、英会話、基礎語学、文書実務、接遇、OA講座、班別討議、教養講座、見学、体育	246 (65.8)
	初等科	新規採用の法務事務官	英会話、基礎語学、文書実務、接遇、教養講座、（見学、体育）	38 (22.9)
合同実施		訓話、講話、入国管理行政一般、法務省の組織、憲法、民法、刑法、国家公務員法、行政法、国際法、国籍法（含む国際私法）、出入国管理及び難民認定法（総論、上陸・在留、退去強制、難民認定）、外国人登録法、考查、打ち合わせ座談会、開・閉校式		128 (37.5) (77.1)

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 本表の初任科及び初等科は、次のとおりである。

初任科：第75次入国警備官初任科研修（平成21年5月10日～7月24日実施）

初等科：第33回入国管理局関係職員初等科研修（平成21年5月10日～6月11日実施）

なお、初任科の実施期間中（同年6月22日～7月24日）に第34回入国管理局関係職員初等科研修を実施しており、打ち合わせ座談会及び閉校式は、合同で実施している。

3 「単位数」欄の〈 〉内及び()内は、実施した全単位に対する初任科及び初等科のそれぞれの割合を示す。

初任科研修は年間2回に分けて実施しているが、いずれの場合でも、必ず初等科研修をそれと同時期に実施し、入国警備官と法務事務官が合同で共通する科目を受講できるように設定している。平成21年度における各研修の実施期間、合同実施している単位数等の実績は、表2のとおりである。

表2 平成21年度における共通科目の合同実施の状況

(単位：人、単位数、%、円)

研修名		実施期間	受講者数	合同実施単位数 A	単独実施単位数 B	合計 A+B	合同実施科目に係る研修講師等年間費用
1	第75次入国警備官初任科研修	平成21年5月10日～7月24日	57	128 (34.2)	246 (65.8)	374 (100)	0
	第33回入国管理局関係職員初等科研修	平成21年5月10日～6月11日	23	128 (77.1)	38 (22.9)	166 (100)	0
2	第76次入国警備官初任科研修	平成21年10月5日～12月24日	58	131 (35.0)	243 (65.0)	374 (100)	0
	第35回入国管理局関係職員初等科研修	平成21年10月5日～11月10日	22	131 (78.9)	35 (21.1)	166 (100)	0

(注) 1 法務省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 「合同実施単位数」、「単独実施単位数」及び「合計」欄の()内は、合計に占める割合を示す。

法総研牛久支所では、このように異なる職種を対象として研修を合同で実施することによるメリットとして、i) 講師の派遣回数を減少することができるなどの事務及び経費の効率化を図ることができること、ii) 行政職と公安職が同時に研修を受講することで入国管理業務を実施する法務省職員としての一体感を醸成することができることを挙げている。

実際、これらの研修で合同実施している科目は、いずれも、職員（教官等）が講師として受講者に対する講義等を行っており、講師謝金などの費用は要していないものの、これらの職員は、東日本入国管理センター等と併任となっていることを踏まえると、共通する科目を合同で実施することにより、事務負担の軽減につながっていると考えられる。

効果	異なる職種であっても共通の科目を合同で実施することにより、講師の派遣回数を減少することができるなど、別々に実施する場合に比べ、事務及び経費の効率化を図ることが可能となっている。
----	--

表2-(2)-②

件名	異なる職種の受講者を対象とした別個の研修について、両研修に共通する一部の過程を合同で実施しているもの
研修施設名	矯正研修所東京支所
所在地	東京都中野区新井3-37-3
設置根拠	法務省組織令（平成12年政令第248号）第63条 矯正研修所組織規則（平成13年法務省令第8号）第6条
主な研修対象者	法務省職員（ただし、矯正の事務に従事する職員）
定員	5人

[説明]

法務省矯正研修所東京支所（以下「矯正研修所東京支所」という。）では、刑務官、法務教官、法務技官のように、異なる職種を対象として実施している研修であっても、それぞれの研修に共通する科目については合同で実施することにより、事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 矯正研修所における研修の実施状況

矯正研修所では、刑務官等を対象とする初等科研修及び中等科研修、法務教官を対象とする基礎科研修及び応用科研修、法務技官を対象とする基礎科研修及び応用科研修、矯正管区官署の職員を対象とした専門研修を実施している。このうち、矯正総論や刑法など、矯正管区官署の職員として必修である共通の科目については、初等科研修の受講者と基礎科研修の受講者が、又は中等科研修の受講者と応用科研修の受講者が、それぞれ一緒に受講するようにしている。例えば、平成21年4月から実施した刑務官等初等科研修、法務教官基礎科研修及び法務技官基礎科研修においては、表1のとおり、それぞれ42.6%、73.1%、59.9%の科目で合同実施している。

表1 異なる職種であっても共通科目を合同で実施している例

(単位：単位数、%)

研修名	対象者	科目名	個別実施 単位数	合同実施 単位数	全単位数
各研修の実施状況	刑務官等初等科	刑務官 話し方とコミュニケーション、保安事故事例、職員事故事例、刑事施設における矯正指導など	135 (57.4)	100 (42.6)	235 (100.0)
	法務教官基礎科	面接指導、集会指導、体育指導、集団管理、集団行動指導法、少年指導基礎原則など	64 (26.9)	174 (73.1)	238 (100.0)
	法務技官基礎科	処遇調査、カウンセリング、知能検査、鑑別留意点、薬物犯、精神医学、個別調査実習など	116 (40.1)	173 (59.9)	289 (100.0)
合同実施の状況	2つの研修（法務教官基礎科及び法務技官基礎科）の科目を合同実施	公用文の表記、少年院法、少年法、少年司法と国際通則、被収容者の人権、処遇演習、集団行動訓練、被収容体験学習、実力行使、手	—	74 (31.1) [25.6]	—

		錠使用法、消防、救急法、教育原理、矯正社会学、SST、矯正心理学、人格理解と倫理実際、性問題			
	3つの研修（刑務官等初等科、法務教官基礎科及び法務技官基礎科）の科目を合同実施	職業倫理、矯正総論、憲法、成人矯正法、法学概論、個人情報保護、矯正護身術、矯正医学、刑事訴訟法、刑事政策、刑法、国家公務員法、術科総合訓練、セクシユルハラスメント、犯罪被害者の視点、情報処理（セキュリティ）、人権問題	—	100 ⟨42.6⟩ (42.0) [34.6]	—

(注) 1 法務省の資料を基に当省で作成した。

2 本表の刑務官等初等科、法務教官基礎科及び法務技官基礎科の実施時期は、次のとおりである。

刑務官等初等科：第1回（平成21年4月14日～6月30日）

法務教官基礎科：第1回（平成21年4月14日～6月30日）

法務技官基礎科：第1回（平成21年4月14日～7月14日）

3 「各研修の実施状況」における「合同実施単位数」欄の（ ）内の数値は、刑務官等初等科、法務教官基礎科及び法務技官基礎科の各研修の全単位数に対する、他研修と合同で実施した単位数の割合を示す。

4 「合同実施の状況」における「合同実施単位数」欄の〈 〉内、（ ）内及び〔 〕内の数値は、それぞれ、以下のとおりである。

〈 〉：刑務官等初等科研修の全単位数に対する、3研修で合同実施した単位数の割合

（ ）：法務教官基礎科研修の全単位数に対する、2研修又は3研修で合同実施した単位数の割合

〔 〕：法務技官基礎科研修の全単位数に対する、2研修又は3研修で合同実施した単位数の割合

矯正研東京支所では、このように、異なる職種を対象として実施している研修に共通する科目を合同で実施することによるメリットとして、i) 講師の派遣回数を軽減できるなどの経費の効率化を図ることができること、ii) 刑務官等と法務教官及び法務技官が同時に研修を行うことで矯正業務を実施する法務省職員としての一体感が醸成できることを挙げている。

平成21年度における異なる職種の職員に対する研修の合同実施の状況は、表2のとおりである。

表2 平成21年度における異なる職種の職員に対する研修の合同実施の状況

(単位：人、単位数、円)

研修名		実施期間	受講者数	合同実施単位数A	単独実施単位数B	合計A+B	共同実施科目に係る研修講師等年間費用
1 刑務官等初等科第1回研修	法務教官基礎科第1回研修	平成21年4月14日～6月30日	52	100 (29)	135	235	830,550
	前期後期	平成21年4月14日～6月30日	18		64	164	
	後期のみ	平成21年6月8日～6月30日	4		54	154	
	前期後期	平成21年4月14日～7月14日	23		116	216	

		後期のみ	平成 21 年 6 月 8 日～7 月 14 日	5		106	206	
2	中等科研修		平成 21 年 9 月 24 日～12 月 22 日	30		185	251	140, 430
法務教官 応用科	前期後期		平成 21 年 9 月 24 日～12 月 22 日	33	66 (10)	68	134	
	後期のみ		平成 21 年 11 月 11 日～12 月 22 日	5		68	134	
法務技官 応用科	前期後期		平成 21 年 9 月 24 日～12 月 22 日	15		85	151	
	後期のみ		平成 21 年 11 月 11 日～12 月 22 日	5		85	151	
3	刑務官等初等科第 3 回研修		平成 22 年 1 月 5 日～3 月 18 日	33	103 (29)	134	237	830, 550
	法務教官基礎科第 2 回研修		平成 22 年 1 月 5 日～3 月 18 日	12		133	236	
	計			235	269	1, 233	2, 269	1, 801, 530

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「合同実施単位数」欄の()内は、講師謝金を支出した単位数を示す。

2 研修の実施方法による経費の比較

矯正研東京支所における平成 21 年度の合同実施分の講師派遣等の経費は、表 2 のとおり、1, 801, 530 円となっているが、合同実施したすべての科目を合同実施せずにそれぞれの研修において実施することとした場合の講師派遣等の経費を試算すると、表 3 のとおり 4, 574, 040 円の経費を要することとなる。

表 3 異なる職種の職員を対象として実施するそれぞれの研修のすべての科目を別々に実施した場合の講師派遣等経費の試算

(単位 : 円、課程)

課程名		合同実施の講師派遣等経費 A	課程数 B	別々に研修を実施した場合の講師派遣等経費の試算額 A×B
1	刑務官等初等科第 1 回研修	830, 550	3	2, 491, 650
	法務教官基礎科第 1 回研修			
	法務技官基礎科			
2	中等科研修	140, 430	3	421, 290
	法務教官応用科			
	法務技官応用科			
3	刑務等初等科第 3 回研修	830, 550	2	1, 661, 100
	法務教官基礎科第 2 回研修			
計		1, 801, 530	—	4, 574, 040

(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。

以上のとおり、異なる職種の職員を対象とした各研修の共通科目を合同実施している現行の状況における講師派遣等に係る年間経費 1, 801, 530 円と、すべての科目を別々に実施したと仮定した場合に要することとなる講師派遣等に係る年間経費 4, 574, 040 円とを比較すると、前者の方が

2,772,510円安価となる。	
効果	異なる職種であっても共通の科目を合同で実施した場合、別々に実施する場合に比べ、事務及び2,773千円の経費が節減されることとなる。 経費の軽減額（試算 2,772,510円=4,574,040円-1,801,530円）

表2-(2)-③

件名	複数の支所で実施していた研修を集約して実施しているもの
調査対象機関名	税務大学校地方研修所
設置根拠	財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第66号 財務省組織令（平成12年政令第250号）第95条第1項
主な研修対象者	財務省の職員

〔説明〕

税務大学校では、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下「国税局等」という。）ごとに設置された税務大学校地方研修所（沖縄支所を含む。以下「地方研修所」という。）において、国家公務員採用III種試験（税務）採用者（高等学校卒業程度）及び国家公務員中途採用者選考試験（税務）採用者（高等学校卒業程度）に対する新規採用時研修として実施している「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」（いずれも研修期間1年間）について、事務及び予算を効率的に実施・執行する観点から、複数の地方研修所で実施していた研修を集約して実施している。

1 税務大学校の研修実施体制

税務大学校は、財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修を行う研修施設として設置されており、本校及び12地方研修所が設置されている。各地方研修所の概要は、表1のとおりである。

表1 各地方研修所の概要

地方研修所名	定員	主な施設規模						
		敷地面積 (m ²)	教室 (人)	宿泊施設 (人)	体育館 (棟)	グラウンド (面)	テニスコート (面)	プール (面)
東京	42	31,181	1,548	628	1	1	2	—
関東信越	23	23,477	763	220	—	1	2	(1)
名古屋	34	34,531	1,090	420	1	1	4	1
大阪	24	48,317	939	368	—	1	2	(1)
札幌	14	35,061	262	106	1	1	1	—
仙台	14	10,791	220	92	1	1	2	—
広島	14	16,373	358	120	—	1	2	(1)
熊本	14	14,297	344	210	—	—	—	—
金沢	5	—	(60)	—	—	—	—	—
高松	5	—	(116)	—	—	—	—	—
福岡	5	—	(48)	—	—	—	—	—
沖縄	4	—	(35)	—	—	—	—	—

(注) 1 財務省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 表中の網掛けを施した部分は、当該施設を処分又は処分を予定しているものである。

3 「敷地面積 (m²)」が「—」となっている金沢、高松、福岡及び沖縄の各地方研修所については、単独の施設を有さず合同庁舎等に入居し、事務室、教室等の割り当てを受けているものである。

4 「教室 (人)」欄の()内の数値は、合同庁舎等内に研修教室として割り当てられた教室の収容人員を表す。

5 「プール (面)」欄の()内の数値は、プール施設は有しているものの、使用を停止しており、維持管理経費が掛かっていない状態であることを表す。

税務大学校本校及び地方研修所において実施する研修については、税務大学校研修要綱（昭和40年国税庁訓令第6号）において、種類、目的、研修期間等が定められ、これに基づき、税務大学校において、税務大学校研修実施規程の制定について（昭和41年税務大学校訓令特第1号）を制定し、研修の実施に関する具体的な事項を定め、体系的に研修を実施している。

2 「普通科」の実施状況

税務大学校において実施している研修のうち、国家公務員採用III種試験（税務）採用者（高等学校卒業程度）に対する新規採用時研修として、地方研修所において「普通科第一コース」（研修期間1年間）を実施している。この研修は、高等学校卒業直後の未成年者を対象とするものであることから、国税庁の施策として、社会人に必要な人格形成から教育するために全寮制とし、居室については、受講者同士が相互に尊重し合い、人格の陶冶に努めるなどの趣旨で1室に複数名入居することとしたり、日常生活面での規則を遵守させるなどの方法により、研修効果を確保することとしている。

また、平成20年度から、国家公務員中途採用者選考試験（税務）採用者（高等学校卒業程度）に対する新規採用時研修として、同じく地方研修所において実施する「普通科第二コース」（研修期間1年間）についても、「普通科第一コース」と同様の方法により実施している。

地方研修所は、国税局等ごとに設置されており、本来的には、税務という専門的な業務を遂行する上で地域の事情等に応じた指導を行う観点から、採用国税局等の単位で「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」が行われるものであるが、上記のとおり、これらの研修は全寮制が大前提であることから、平成13年度までは、地方研修所のうち宿泊施設を保有している8地方研修所において集約して実施していた。また、平成14年度以降は、国家公務員採用III種試験（税務）採用者（高等学校卒業程度）が減少傾向にあったことを踏まえ、さらに効率的に実施する観点から、東京、名古屋及び大阪の3地方研修所に集約して実施することとしたものである（18年度以降は、再び国家公務員採用III種試験採用者数が増加傾向となってきたことから、上記の3地方研修所に関東信越研修所を加えた4地方研修所で実施することとし、現在に至っている。）。

平成21年度における「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」の対象職員の採用国税局と研修実施場所は、表2のとおりである。

表2 「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」の実施状況

（単位：人）

採用国 税局	研修実施地方研修所				
	普通科第一コース		普通科第二コース		初任者基礎研修 (研修期間3か月間)
	11か月	1か月	11か月	1か月	
札幌	東京(286)	札幌(26)	東京(40)	札幌(2)	札幌(15)
仙台		仙台(49)		仙台(4)	仙台(56)
東京		東京(211)		東京(23)	東京(161)
沖縄				関東信越(11)	関東信越(75)
関東信越	関東信越(118)	関東信越(118)			
金沢	名古屋(219)	名古屋(125)	名古屋(29)	名古屋(12)	名古屋(72)
名古屋					

広島		広島(29)		広島(3)	広島(23)
福岡		熊本(65)		熊本(6)	熊本(57)
熊本					
大阪		大阪(70)	大阪(70)		
高松				大阪(8)	大阪(72)

(注) 1 財務省の資料に基づき当省が作成した。

2 表中の()内の数値は、各研修の平成 21 年度の受講者数を表す。

3 「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」は、最初の 11 か月と残りの 1 か月の 2 期に分けて実施している。

4 「初任者基礎研修」とは、「普通科第一コース」終了後、1 年間の実務経験期間を経た後、事務系統（個人課税、資産課税、法人課税及び管理・徴収）別に、各々の分野に必要な知識、技能等を習得するために実施している。

3 研修を集約して実施したことによるメリット

上記のとおり、税務大学校では、「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」について、効率的な実施の観点から、複数の地方研修所で実施していた研修を集約して実施したことによる効果として、①人員面では、地方研修所の定員を 5 人削減したこと、②経費面では、集約元の地方研修所における外部講師に対する諸謝金等の支出のうち普通科に係る金額が皆減されたことを挙げているが、具体的な金額等については、行政文書の保存期間の経過等により不明であるとしている。

そこで、当省において、普通科を集約して実施した場合と集約せずに実施した場合それぞれの経費について試算したところ、表 3 のとおりとなった。

表 3 普通科の集約実施に関する試算

区分	集約して実施（現行）	各地方研修所で実施した場合
受講者に係る旅費	2,012,400 円 運賃：1,850,160 円 (35,580 円 × 2 × 26 人) 初日宿泊：162,240 円 (6,240 円 × 26 人)	0円
諸謝金	15,037,000 円 東京：12,383,000 円 札幌：2,654,000 円	24,766,000 円 東京：12,383,000 円 札幌：12,383,000 円
人件費	292,051,794 円 東京：199,126,223 円 (406,463 円 × 16.33 か月 × 30 人) 札幌：92,925,571 円 (406,463 円 × 16.33 か月 × 14 人)	298,689,334 円 東京：199,126,223 円 (406,463 円 × 16.33 か月 × 30 人) 札幌：99,563,111 円 (406,463 円 × 16.33 か月 × 15 人)
計	309,101,194 円	323,455,334 円

(注) 1 本表は、「普通科第一コース」の 11 か月間の課程について、東京研修所と札幌研修所を集約している現行の実施状況と、それぞれの地方研修所で実施したと仮定した場合について、研修に係る経費を試算し、比較したものである。

2 「受講生に係る旅費」欄

運賃：札幌一船橋法典（東京研修所の最寄り駅）間の一般的な運賃を使用して、平成 21 年度の札幌国税局採用職員の普通科受講者数（実績）をもとに算出

初日宿泊料：法定単価に平成 21 年度の札幌国税局採用職員の普通科受講者数（実績）を乗じて算出
なお、研修期間中の宿泊料については、全寮制で行われる新規採用職員研修であることから、財務省所管旅費支給規則（昭和 28 年大蔵省訓令特第 6 号）別表第 4 に基づき支給していない。

3 「諸謝金」欄

当該地方研修所で「普通科第一コース」を実施する場合に要する諸謝金額：「普通科第一コース」の全課程を実施している地方研修所における平成 21 年度における諸謝金予算額の平均額を使用

当該地方研修所で「普通科第一コース」の最後の1か月のみを実施する場合に要する諸謝金額：「普通科第一コース」の最後の1か月のみを実施している地方研修所における平成21年度における諸謝金予算額の平均額を使用

4 「人件費」欄

当該地方研修所で「普通科第一コース」を実施する場合に要する人件費額：平成21年国家公務員給与平均額に「普通科第一コース」の全課程を実施している地方研修所の定員の平均人数を乗じて算出

当該地方研修所で「普通科第一コース」の最後の1か月のみを実施する場合に要する人件費額（集約実施の場合）：平成21年国家公務員給与平均額に「普通科第一コース」の全課程を実施している地方研修所の定員の平均人数を乗じて算出

当該地方研修所で「普通科第一コース」の最後の1か月のみを実施する場合に要する人件費額（各地方研修所で実施した場合）：平成21年国家公務員給与平均額に、1研修所当たりの定員削減数を加算した人数を乗じて算出

以上のとおり、複数の地方研修所で実施していた研修を集約して実施することにより、受講者が研修実施場所に移動するための旅費が発生するものの、集約元の地方研修所における外部講師に対する諸謝金等の支出が削減されるなどにより、試算の結果14,354,140円が削減されることとなる。

4 税務大学校における旅費支給の合理化方策

国の職員が研修を目的として宿泊を要する日程で出張する場合、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）や各府省の旅費規程等に基づき、研修実施場所での滞在期間中の研修旅費として、日額旅費が支給されることとなっており、その場合の日額旅費は、各府省が所有する宿泊施設に宿泊する場合は2,080円、一般の宿泊施設を利用する場合は5,910円となっている。

しかし、「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」については、国税庁の施策として全寮制を前提とし、新規採用職員に対する研修であることから、財務省所管旅費支給規則別表第4に基づき、滞在期間中の研修等日額旅費を支給していない。

効果	複数の地方研修所で実施していた研修を集約して実施することにより、受講者が研修実施場所に移動するための旅費が発生するものの、集約元の地方研修所における外部講師に対する諸謝金等の支出が削減されるなどにより、試算の結果、14,354,140円が削減されることとなる。
----	--

表2-(2)-④

件名	同じ職務経験を有する職員を対象として実施する階層別研修を、省内の複数の研修施設それぞれにおいて実施しているもの	
研修施設名	国土交通大学校小平本校	国土交通大学校柏研修センター
所在地	東京都小平市喜平町2-2-1	千葉県柏市柏の葉3-11-1
設置根拠	国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第199条	
主な研修対象者	国土交通省職員、国土交通行政を担当する地方公共団体職員等	
定員	83人	16人

〔説明〕

国土交通大学校で策定している研修体系において、地方支分部局で実施することとされている「初任係長（地方ブロック）」研修を、地方運輸局と地方整備局が別個に実施していることについては、①同じく研修体系において地方支分部局で実施することとされている「新規採用職員（9ブロック）」研修は地方運輸局と地方整備局が合同で実施していること、②本省職員を対象とした「初任係長（本省）」研修は建設行政関係部局及び運輸行政関係部局が合同で研修を実施していること等を踏まえ、実施方法の見直しを図ることが必要であると考えられる。

1 国土交通大学校における研修体系

国土交通大学校は、国土交通省本省に施設等機関として設置され、国土交通省の職員及び国土交通行政を担う地方公共団体の職員等を対象に、国土交通行政を担う人材育成のための総合課程（公務員としての総合的識見・行政能力向上のための研修（階層別研修等））、専門課程（国土交通行政に必要な専門的な知識・技術の付与、行政能力養成の研修）及び特別課程（新たな行政課題に即応した研修）を実施している。

国土交通大学校は、小平本校（以下「本校」という。）及び柏研修センターから構成され、本校の専門課程においては主に建設行政に係る研修を、柏研修センターの専門課程においては主に運輸行政（港湾・空港を除く。）に係る研修をそれぞれ実施している（注）。

（注）本校：昭和32年4月に建設研修所（建設省の附属機関）が発足。その後、昭和40年9月に建設大学校に改組。平成13年1月の中央省庁再編に伴い、運輸研修所と統合されて、本校となっている。

柏研修センター：昭和45年5月に運輸研修所（運輸省の附属機関）が発足。その後、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、建設大学校と統合されて、国土交通大学校柏研修センターとなっている。

国土交通大学校では、毎年度研修コースの体系（以下「研修体系」という。）を示しており、平成21年度の研修体系によれば、21年度は階層別研修として38研修を実施している。国家公務員採用I種試験で採用された者に係る階層別研修は、本校及び柏研修センターで実施され、国家公務員採用II種試験及びIII種試験で採用された者に係る階層別研修は、本校、柏研修センター及び地方ブロック機関において実施されている。このうち、国家公務員採用II種試験及びIII種試験で採用された者に係る階層別研修の主なものは、表1のとおりである。

表1 国土交通大学における国家公務員採用Ⅱ種試験及びⅢ種試験で採用された者に係る階層別研修に関する研修体系（主なもの）

研修名	研修実施場所			対象者
	本校	柏研修センター	地方ブロック機関	
新規採用職員（本省）		○		本省内部部局、施設等機関等に採用された者すべて
新規採用職員（航空）		○		航空官署に採用された者すべて
新規採用職員（9ブロック）			○	地方整備局及び地方運輸局に採用された者すべて
行政基礎	○			本省で採用された2年目の職員
中堅事務	○			事務系職員のうち係長に準ずる程度の事務能力を有すると認められる者で、年齢が概ね27歳から37歳までの者
初任係長（本省）		○		本省等職員で21年度に係長に昇任した者すべて
初任係長（地方ブロック）			○	地方支分部局等の職員で平成20年度に係長に昇任した者
中堅係長		○		国土交通省職員で係長昇任後概ね5年以上の者
新任管理職	○	○		地方整備局事務所課長、出張所長等（国家公務員採用Ⅰ種試験で採用された者も含む）
地方課長級		○		地方支分部局の支局、事務所等に勤務する課長等
管区機関課長補佐級		○		国土交通省職員で施設等機関及び管区機関に勤務する課長補佐
管理指導	○			地方整備局課長、地方整備局事務所副所長等
地方部長級		○		地方支分部局の部長、支局長、事務所長等
本省課長補佐級		○		本省内部部局等の課長補佐、専門官及びこれと同等の職にある者

(注) 当省の調査結果による。

2 国土交通大学における階層別研修の実施状況

平成21年度において国土交通大学（本校及び柏研修センター）で実施された国家公務員採用Ⅱ種試験及びⅢ種試験で採用された者に係る階層別研修の受講者をみると、表2のとおり、建設行政関係部局の職員及び運輸行政関係部局の職員が合同で研修を受講しているものが大半を占めているが、運輸行政関係部局の職員しか受講していないもの、建設行政関係部局の職員しか受講していないもの並びに一部の課程のみ建設行政関係部局の職員及び運輸行政関係部局の職員が合同で研修を受講しているものもみられる。

表2 階層別研修の受講者の状況

研修名	受講者の種類			
	建設	運輸	建設と運輸	その他
本校	行政基礎		○	
	中堅事務		○	
	新任管理職		○	
	管理指導	○		

柏研修センター	新規採用職員（本省）			○	
	新規採用職員（航空）		○		
	初任係長（本省）			○	
	中堅係長			○	
	地方課長級		○		「新任管理職」研修と一部合同
	管区機関課長補佐級		○		
	地方部長級		○		
	本省課長補佐級			○	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「受講者の種類」欄の「建設」は、建設行政関係部局の職員を、「運輸」は、運輸行政関係部局の職員を表す。

3 地方支分部局における階層別研修の実施状況

上記1のとおり、国土交通大学校の研修体系においては、「新規採用職員（9ブロック）」及び「初任係長（地方ブロック）」の2研修が、地方支分部局で実施することとされている。

このうち、「新規採用職員（9ブロック）」については、その実施要領で受講対象者を「地方整備局及び地方運輸局に採用された者すべて」とされており、各地方ブロックにおいて地方整備局と地方運輸局合同で研修が実施されている（「新規採用職員（9ブロック）」に係る研修経費の合計金額は2,254,711円）。

一方、「初任係長（地方ブロック）」については、その実施要領で受講対象者が「地方支分部局等職員」とされているのみであり、実態上は、各地方運輸局において研修体系に沿った研修が実施されるとともに（各地方運輸局における研修経費の合計金額は2,604,150円）、各地方整備局においても同様に、係長に昇任した者を対象とした研修が独自に実施されている（注）。

（注）各地方整備局には、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第140条第1項に基づき技術事務所が設置され、建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。）を実施することとされており、各地方整備局の職員を対象とした研修を実施している。

「初任係長（地方ブロック）」研修及び各地方整備局が独自に実施している係長に昇任した者を対象とした研修の概要は、表3のとおりである。

表3 「初任係長（地方ブロック）」研修及び各地方整備局において実施されている係長に昇任した者を対象とした研修の概要（平成21年度）

（単位：人）

実施機関	研修名等	主な内容	受講者数	研修経費
柏研修センター	初任係長（地方ブロック）	講義（マネジメントの基本、リーダーシップの発揮、公務員倫理等） 特別科目（講話、班別討議、特別講義）	161	2,604,150円 受講者旅費 2,481,640円 講師等旅費 57,050円 講師謝金 65,460円
地方整備局	東北	新任係長等（I・II期）研修	41	※ 研修経費は不明
	関東	新任係長研修	138	

備 局			理・セクシュアルハラスメント防止、メンタルヘルス、マネジメント 等		
	北陸	新任係長研修	人権問題、防災体制について、不当要求への対応、調整能力育成・リーダーシップ論、メンタルヘルス 等	29	
	中部	新任係長研修(事務)	危機管理、公務員倫理、コンプライアンス、マネジメントの基本と実戦、リーダーシップの発揮、コミュニケーションの活用 等	25	
		新任係長研修(技術)	公務員倫理、「施工体制」・「施工管理」・「工事監督と検査」のあり方、現場における環境対策、土工の施工と品質管理、セクハラ・パワハラ防止等	30	
	近畿	新任係長研修	人権問題、不当要求対策、服務・倫理・セクハラ防止、係長の役割・責任、コミュニケーション(対外対応) 施工管理と検査、道路工事実務、河川工事実務 等	64	
	中国	新任係長研修	係長に期待される役割、組織と人を動かすコミュニケーション、服務・公務員倫理・セクシュアルハラスメント等	38	
	四国	新任係長研修	公務員倫理(服務・倫理・セクハラ防止)、人権問題について、不当要求対応について、コンプライアンス、メンタルヘルス 現場対応演習 等	50	
	九州	新任係長研修	コミュニケーション活性化、防災業務について、メンタルヘルス、高圧的要件への対応等	68	

(注) 1 國土交通省の資料に基づき当省が作成した。

2 柏研修センターが実施機関となっている「初任係長(地方ブロック)」研修は、各地方運輸局で実施されている。

以上のとおり、地方支分部局で実施することとして位置付けられている「新規採用職員(9ブロック)」研修は地方運輸局と地方整備局が合同で研修を実施しているのに対し、「初任係長(地方ブロック)」研修は地方運輸局と地方整備局が別個に実施している。また、本省職員を対象とした「初任係長(本省)」研修は建設行政関係部局及び運輸行政関係部局が合同で実施しているのに対し、「初任係長(地方ブロック)」研修は地方運輸局と地方整備局が別個に実施している状況となっている。

なお、各地方整備局においては、國土交通大学校が示している研修体系において、地方支分部局で実施する研修として位置付けられた研修以外にも、自局及び管内事務所等の職員を対象とした階層別研修を実施しており、その主なもの実施状況は表4のとおりとなっている。

表4 各地方整備局における階層別研修の実施状況（主なもの）

地方整備局名 研修名	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
中堅係員級	○	○						○
中堅係長級								○
事務所課長級	○	○	○	○			○	
事務所副所長級	○							

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「○」印は、各地方整備局において、「研修名」欄に記載した研修を実施していることを表す。

国土交通省は、毎年度末に、次年度において各地方整備局が実施することとする研修計画の提出を求めており、その際、「地方整備局研修実施計画策定要領」を示し、研修計画策定に当たっての基本的な考え方や研修テーマなどについて示している。しかし、具体的な研修内容を指示するものではないことから、表4のとおり、例えば階層別研修についてみると、中堅係長級の階層別研修については九州地方整備局以外では実施されていないなど、地方整備局の独自の判断により実施状況はまちまちとなっている。

また、柏研修センターでは、自らが実施している研修について各地方整備局に対し参加募集をかけ、応募があった場合には、当該地方整備局の職員を参加させている。

4 国土交通大学における研修体系の再構築の検討

以上のように、国土交通大学の研修体系において地方支分部局で実施することとされている研修のうち「初任係長（地方ブロック）」研修を、地方運輸局と地方整備局が別個に実施していることについては、i) 同じく研修体系において地方支分部局で実施することとされている「新規採用職員（9ブロック）」研修を地方運輸局と地方整備局が合同で実施していること、ii) 本省職員を対象とした「初任係長（本省）」研修は建設行政関係部局及び運輸行政関係部局が合同で研修を実施していること等を踏まえ、地方運輸局と地方整備局が合同で実施するよう見直す余地がある。

効果	平成21年度における「新規採用職員（9ブロック）」及び「初任係長（地方ブロック）」に係る研修経費は次の表のとおりとなっており、国土交通大学及び地方支分部局で実施している研修体系の見直しにより、地方支分部局で建設行政関係部局の職員及び運輸行政関係部局の職員が合同で研修を実施することとした場合、研修費用の削減が期待される。	
表 研修経費の比較（平成21年度実績）		(単位：円)
研修名		各地方運輸局で実施
新規採用職員（地方ブロック）		2,254,711
初任係長（地方ブロック）		2,583,510
（注）当省の調査結果による。		※ 研修経費は不明

表2-(2)-⑤

件名	研修施設の支所が企画して集合形式による語学研修を実施しているにもかかわらず、別途、高額な経費（一人当たり30万円程度）を要する語学学校に通学する同程度の内容の語学研修を実施しているもの
研修施設名	税関研修所名古屋支所
所在地	愛知県名古屋市東区泉1-22-27 名古屋税関泉分庁舎内
設置根拠	財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第66号 財務省組織令（平成12年政令第250号）第66条
主な研修対象者	財務省の職員（税関行政に従事する職員）
定員	3人

〔説明〕

税関研修所名古屋支所（以下「名古屋支所」という。）では、韓国語及び中国語に関する基礎及び初級の知識を付与するための研修について、税関研修所本所（以下「本所」という。）が示している「委託研修」と名古屋支所独自の研修をそれぞれ実施しているが、他支所においては「委託研修」を実施せず、双方の研修について支所独自に研修を実施し、名古屋支所よりも短時間で経済的に実施している例が見られる。また、短時間で経済的に実施している他支所では、研修受講後、難易度の高い検定試験に合格している者がおり、これと同程度の研修でも知識の習得が確保できると考えられる。これらのことから、名古屋支所における上記の両研修については、他支所の例を参考として、より効率的かつ効果的な研修を実施するよう、その実施方法を見直す余地があると考えられる。

1 税関研修所における語学研修の実施体制等

本所においては、税関研修所研修規則（平成13年税研訓令第2号。以下「訓令」という。）を定め、これに基づき研修を実施することとしており、訓令第3条第1項において、本所で「研修計画大綱」、「本所研修実施計画」及び「支所研修実施計画策定基準」を、支所で「支所研修実施計画」を策定することとしている。

本所で策定している「支所研修実施計画策定基準」においては、税関研修所の各支所が実施する外国語研修として「委託研修」（外国語学校に一定期間通学する方法により実施）を設け、英語については、「関税技術協力に従事する、又は従事させようとする職員に対し、必要とされる英語能力を修得させる」ものとし、また、第2外国語（英語以外の言語）については、「原則初級程度の能力を修得させることを目的とし、税関及び支所の実情に応じ、適宜、実施する」ものとしている。

一方、本所が策定した「平成21年度研修計画大綱」においては、幅広い知識の習得を図る研修等の充実を図る観点から「自己啓発研修」を実施することとし、本所で自己啓発研修のメニューとして、語学44講座、電算機24講座、簿記5講座等、計143講座の通信講座を指定して受講を奨励している。この通信講座においては、所定の受講期限までに受講を終了した職員に対しては、助成金として受講料の半額を受講者に支給することとしているほか、優良な成績で終了した場合は、受講料の全額を支給することとしている。また、「平成21年度支所研修計画策定基準」の別紙「自己啓発支援実施要領」により、各支所においても「支所の実情に応じ適宜指定する」として、自己啓発研修を実施することとしている。

2 名古屋支所における語学研修の実施状況

名古屋支所においては、毎年度本所から示される「支所研修実施計画策定基準」に基づき研修を実施しているが、表1のとおり、本所が「支所研修実施計画策定基準」に示している第2外国語の委託研修（原則初級程度の能力を修得させることを目的として、税関及び支所の実情に応じて適宜実施するもの。）を実施しつつ、別途、支所独自に当該委託研修と難易度が近似した語学研修を実施している。

表1 名古屋支所で実施している難易度が近似した語学研修

（単位：日、人）

研修名	受講対象者	内容等	研修期間	受講者数	研修経費
1 韓国語研修	監視取締、旅具通関、関税技術協力事務等に従事する、又は従事させようとする職員	・基礎的な韓国語能力の習得 ・名古屋支所で実施	10 (70時間)	8	558,260円 受講者旅費 56,500円 研修委託額 477,760円 ハングル能力検定受験料 24,000円
外国語（韓国語）委託研修*	監視取締、旅具通関、関税技術協力事務等に従事する、又は従事させようとする職員	・初級程度の韓国語能力の習得 ・委託研修機関に通学	14 (84時間)	2	628,700円 受講者旅費 10,880円 研修委託額 610,820円 ハングル能力検定受験料 7,000円
2 中国語研修	監視取締、旅具通関、関税技術協力事務等に従事する、又は従事させようとする職員	・基礎的な中国語能力の習得 ・名古屋支所で実施	10 (70時間)	7	545,885円 受講者旅費 80,410円 研修委託額 444,475円 中国語検定受験料 21,000円
外国語（中国語）委託研修*	監視取締、旅具通関、関税技術協力事務等に従事する、又は従事させようとする職員	・初級程度の中国語能力の習得 ・委託研修機関に通学	14 (84時間)	3	725,190円 受講者旅費 28,800円 研修委託額 682,290円 中国語検定受験料 14,100円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修名」欄に「*」を付した研修は、本所で策定された「研修計画大綱」及び「支所研修実施計画策定基準」において、「委託研修」と位置付けられている研修であることを表す。

表1のとおり、名古屋支所では、韓国語、中国語それぞれについて、委託研修及び名古屋支所独自の研修を実施しており、例えば韓国語の場合では、「韓国語研修」の受講後にはハングル能力検定5級の試験を、「外国語（韓国語）委託研修」の受講後にはハングル能力検定4級の試験をそれぞれ受験させており、その点からみれば、両研修が完全に重複しているものとはいえないが、難易

度としては近似したものとなっている。

また、一人一日当たりの研修に係る経費をみると、「委託研修」については、韓国語が 22,454 円、中国語が 17,226 円となっているが、名古屋支所独自の研修については、韓国語が 6,978 円、中国語が 7,798 円であり、「委託研修」の方が、韓国語で約 3.2 倍、中国語で約 2.2 倍と高額になっている。

3 税関研修所の他支所における語学研修の実施状況

上記 1 のとおり、「支所研修実施計画策定基準」において、第 2 外国語の「委託研修」については、「原則初級程度の能力を修得させることを目的とし、税関及び支所の実情に応じ、適宜、実施する」とされており、支所において必ず実施しなければならないものとは位置付けられていない。

したがって、各支所の中には、以下のとおり、「委託研修」を実施せず、基礎及び初級の研修の双方について支所独自に講師を依頼し、支所の教室を会場として名古屋支所よりも短時間で実施し、研修経費が安価になっているものがみられる。

表 2 長崎支所で実施している難易度が近似した語学研修

(単位：日、人)

研修名	受講対象者	内容等	研修期間	受講者数	研修経費
1 韓国語 (基礎) 研修	職務遂行上韓国語を必要とする職員等	・基礎的な韓国語能力の習得	20 (40 時間)	4	248,820 円 講師謝金 240,000 円 教材費 8,820 円
		・初級程度の韓国語能力の習得	20 (40 時間)	3	254,825 円 講師謝金 240,000 円 教材費 14,825 円
2 中国語 (基礎) 研修	職務遂行上中国語を必要とする職員等	・基礎的な中国語能力の習得	20 (40 時間)	5	392,220 円 講師謝金 360,000 円 教材費 18,900 円 中国語検定受験料 13,300 円
		・初級程度の中国語能力の習得	20 (40 時間)	1	372,260 円 講師謝金 360,000 円 教材費 7,560 円 中国語検定受験料 4,700 円

(注) 当省の調査結果による。

さらに、長崎支所における上記の 4 研修においては、例えば韓国語の場合では、「韓国語（基礎）研修」の受講後にはハングル能力検定 5 級以上の試験を、「韓国語（初級）研修」の受講後にはハングル能力検定 4 級以上の試験をそれぞれ受験させており、受験する試験の難易度を必ずしも限定していない。また、これまで当該研修を受講後、ハングル能力検定試験に合格している職員もいる

ことから、長崎支所が実施している外国語研修でも、研修目的を充足する程度の知識及び初級の外国語の必要かつ十分な知識が得られるものと考えられる。

効果	名古屋支所における第2外国語(韓国語及び中国語)の基礎及び初級の研修について、他の支所の例を参考としてその実施方法を工夫することにより、同様の内容の知識を習得することができる語学研修をより効率的かつ効果的に実施することが可能と考えられる。
----	---

表2-(2)-⑥

件名	講義中心の研修について、その内容上特段の必要性がないにもかかわらず他の研修施設で実施しているもの	
研修施設名	国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所	国立きぬ川学院（研修棟）
所在地	埼玉県さいたま市緑区大門 1030	栃木県さくら市押上 288
設置根拠	厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号) 第642条	—
主な研修対象者	全国の児童自立支援施設の職員	全国の児童自立支援施設の職員
定員	4人	3人

〔説明〕

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）では、研修機関を置くこととされていない国立きぬ川学院（研修棟）において一部の研修を実施しているが、i) 国立きぬ川学院（研修棟）で現在実施している研修の中には、その内容が児童自立支援に関する一般的な知識を講義形式で付与するものとなっており、きぬ川学院（研修棟）で実施する必要性が乏しいと考えられるものがみられること、ii) 養成所で実施している研修の日数は年間44日であり、また、養成所において研修に従事する職員一人当たりの研修受講者数は、同省の他の研修施設と比較して少ない状況となっていることから、きぬ川学院（研修棟）で実施している研修を養成所で実施することは十分可能と考えられることから、養成所の研修をきぬ川学院（研修棟）で実施することについては見直す余地があると考えられる。

1 養成所における研修の実施体制等

国立児童自立支援施設は、厚生労働省の施設等機関として設置されており、国立武蔵野学院（埼玉県さいたま市。男子の児童自立支援施設）及び国立きぬ川学院（栃木県さくら市。女子の児童自立支援施設）の2か所が設置されている（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第614条）。

また、養成所は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童自立支援専門員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修を行う施設として、国立武蔵野学院に置くこととされている（厚生労働省組織規則第616条及び第622条）。

養成所においては、毎年度、「研修日程」を策定し、これに基づき、児童自立支援施設の職員等に対する研修を実施しており、平成21年度においては、15研修を実施している。

2 養成所における研修の実施状況

上記1のとおり、養成所では平成21年度に15研修を実施しているが、これらの研修の一部（5研修）については、表1のとおり、国立きぬ川学院を会場として実施されている。

表1 国立きぬ川学院を会場として実施されている研修の状況（平成21年度）

(単位：人)

区分	研修名	対象者	期間	会場	募集人員
新任職員研修	全国児童自立支援施設新任施設長研修	平成20年4月以降に着任した施設長	前期：3日間（宿泊） 後期：3日間（宿泊）	前期：武藏野 後期：きぬ川	20
	全国児童自立支援施設新任職員研修 (1)短期コース	児童自立支援専門員・児童生活支援員の経験が3年未満である者	事前OJT：4週間 スクーリング：5日間（4回実施）（宿泊） 事後OJT：7週間	スクーリング：きぬ川	各回20
	全国児童自立支援施設新任職員研修 (2)実習コース		事前OJT：4週間 スクーリング：3週間（宿泊） 事後OJT：5週間	スクーリング：武藏野又はきぬ川	10
専門研修	全国児童自立支援施設スーパーバイザー研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者等	事前OJT：4週間 スクーリング：5日間（宿泊） 事後OJT：7週間	スクーリング：きぬ川	20
	学科指導関係職員研修	児童自立支援施設で学科指導に関わっている教員・職員等	事前OJT：4週間 スクーリング：3日間（宿泊） 事後OJT：11週間	スクーリング：きぬ川	20

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

これら5研修のうち、「全国児童自立支援施設新任職員研修(1)短期コース」、「全国児童自立支援施設スーパーバイザー研修」及び「学科指導関係職員研修」の3研修の内容は、表2のとおり、児童自立支援に関する一般的な知識を講義形式で付与するものとなっており、国立きぬ川学院で実施しなければならないものではないと考えられる。

表2 国立きぬ川学院を会場とする研修のうち同学院で実施しなければならない内容ではないと考えられる研修

研修名	テーマ	主な内容
全国児童自立支援施設新任職員研修 (1)短期コース	・児童自立支援事業の理念と歴史 ・児童自立支援施設における入所児童の理解とその実際等	・事前OJT（4週間） レポート課題「新任職員として困難に感じていること」 ・スクーリング（5日間） 講義「児童自立支援事業概論」 講義「子どもの問題行動等理解のための児童精神医学」

		<p>実習：児童寮舎実習 見学：国立きぬ川学院、少年院等 ・事後OJT（7週間） レポート提出</p> <p>・ケアマネジメントの重要性と具体的手法 ・施設におけるスーパービジョンの重要性 ・今後の児童自立支援施設のあり方等</p> <p>・事前OJT（4週間） レポート課題「支援における適切・不適切なアプローチ（エピソード）～子どもの権利擁護の観点から～」 ・スクーリング（5日間） 講義「児童家庭福祉行政」 講義「児童自立支援施設におけるケアマネジメント」 講義「リービングケアとアフターケア」 講義「スーパービジョン」 演習：「支援における適切・不適切なアプローチ（エピソード）～子どもの権利擁護の観点から～」から学ぶ 見学：国立きぬ川学院、社会福祉施設等</p>
全国児童自立支援施設スーパーバイザーレポート提出		<p>・児童自立支援事業の理念と歴史 ・児童自立支援施設における特別支援教育や情報教育の実践等</p> <p>・事前OJT（4週間） レポート課題「自立支援と情報教育の実際」 ・スクーリング（3日間） 講義「児童家庭福祉行政」 講義「児童自立支援事業概論」 講義「子どもの問題行動等理解のための児童精神医学」 講義「児童自立支援施設における特別支援教育」 演習：「自立支援と情報教育」 見学：国立きぬ川学院</p>
学科指導関係職員研修		

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

養成所では、これらの研修を国立きぬ川学院において実施している理由について、都道府県における自立支援事業に係る専門的な講師を養成することを目的として、平成21年度から、養成所において「全国研修指導者養成研修」として5研修を新たに開始したことから、養成所で上記の研修を実施することが困難となったため、国立きぬ川学院においてこれらの研修を実施することとしたもので、国立きぬ川学院は、その場所を提供しているのみであるとしており、国立きぬ川学院で実施しなければならない内容のものではないものとなっている。

また、i) 養成所の教室の稼働状況をみると、表3のとおり、研修で使用している日数はわずか44日となっており、上記3研修（合計日数28日間）を実施することは十分可能であること、ii) 表4のとおり、職員一人当たりの受講者数について、養成所と同じ厚生労働省所管の他の研修施設（各種入所施設と併設されたもの）とを比較すると、養成所の方が、研修に従事している職員一人当たりの受講者数は少ないことを踏まえると、養成所において上記3研修を実施することは十分可能であると考えられる。

表3 養成所の教室の稼働状況

(単位：日、%)

教室名	研修利用日数	利用可能日数	稼働率
講義室（定員60名）	44	242	18.2

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

表4 研修に従事する職員一人当たりの研修受講者数（平成21年度）

(単位：人)

研修施設名	研修に従事する職員数（a）	受講者数（b）	職員一人当たり受講者数（b/a）
養成所	2	282	141.0
国立秩父学園附属保護指導職員養成所	2	771	385.5
国立障害者リハビリテーションセンター学院	2	1,428	714.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修に従事する職員数」欄は、平成21年度において、専ら研修事務に従事している職員数を記載した。

3 「受講者数」欄は、平成21年度における各研修施設で実施された研修（他の研修機関が当該研修施設において実施している研修の受講者数を含む。）の受講者数の合計人数である。

厚生労働省では、表2の各研修に関し、近年の入所児童に対する処遇の課題を踏まえ、今後、研修カリキュラムについて、知識の伝達のみならず、実体験を通じて専門技術を習得できるよう、養成所及び国立きぬ川学院の両院をフィールドとして活用した実習を組み合わせて行うことを基本とした内容となるよう体制の整備を図るとしている。

なお、国立きぬ川学院で実施されている5研修のうち、残りの2研修については、表5のとおり、その性格及び内容からみて、国立きぬ川学院において実施する意義はあるものと考えられる。

表5 国立きぬ川学院で研修を実施する意義のある研修

研修名	国立きぬ川学院で実施する理由等
全国児童自立支援施設新任施設長研修	新任施設長に対する研修として、児童自立支援施設の機能と特性についての理解、社会ニーズに的確に対応した施設運営等に関する事項を学ぶ観点から、男子及び女子双方の児童自立支援施設における演習・見学を行う必要があるとしている。
全国児童自立支援施設新任職員研修 (2)実習コース	新任職員に対する研修であるため、長期間の実習を中心とした研修を実施することにより、研修受講者が今後の自らの進路を定めていくための理解を深めることを目的としていることから、①養成所で全課程を実施、②国立きぬ川学院で全課程を実施又は③養成所と国立きぬ川学院とを合わせて全課程を実施のいずれかを受講者が選択できる方法を採用しているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

効果	養成所が実施する研修のうち、現在国立きぬ川学院（研修棟）において開催している講義中心の研修については、研修機関である養成所の施設で実施することにより、当該研修に係る事務負担の軽減を図ることができ、効率的な研修の実施が可能となるものと考えられる。
----	--

表2-(3)-①

件名	パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講機会の拡大及び研修経費の縮減の観点から、e-ラーニング形式により実施しているもの
研修施設名	財務総合政策研究所近畿研修支所
所在地	大阪市中央区大手前4-1-76
設置根拠	財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第66号 財務省組織令（平成12年政令第250号）第67条第1項第5号
主な研修対象者	財務省の職員（沖縄総合事務局において、財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）
定員	2人

〔説明〕

財務総合政策研究所近畿研修支所（以下「近畿研修支所」という。）では、パソコン研修を実施するに当たり、受講機会の拡大と省コストの観点から実施方法について検討を行い、e-ラーニングとして実施することとしたことにより、研修に係る事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 近畿研修支所におけるパソコン研修の実施状況

近畿研修支所では、財務総合政策研究所研修規則（平成13年財務総合政策研究所訓令第3号）第3条第1項に基づいて財務総合政策研究所研修部が毎年度策定する「地方研修計画基準」に沿って、「地方研修計画」を策定して研修を実施しており、平成21年度においては25研修を実施している。このうち、パソコン研修については、表1のとおり3研修を実施している。

表1 近畿研修支所におけるパソコン研修の実施状況（平成21年度）

(単位：人)

研修名	内容	受講期間	受講者数
Excel 基礎	Excel2003 の基本操作の習得（簡単な表計算、グラフ等の作成）	平成22年2月1日～3月1日（e-ラーニング）	18
Excel 応用	Excel2003 の操作方法の理解、発展的な機能を活用した効率のよい作業テクニック習得		36
Power Point	Power Point2003 の操作方法を理解し、文字や写真、イラストの作成、スライドショーの実行などの基本操作から、アニメーション効果など特殊効果の設定などの知識を習得		58
計		—	112

(注) 財務省の資料に基づき当省が作成した。

近畿研修支所では、平成20年度までは全職員を対象とした独自のパソコン研修を実施せず、総務省が実施している「情報システム統一研修」（e-ラーニング形式）を受講する形で対応してきていたが、「情報システム統一研修」で使用されているOS（オペレーティング・ソフトウェア）がOffice2003からOffice2007にバージョンアップされ、近畿財務局で使用しているOffice2003と操作方法等が異なることとなつたため、やむを得ず21年度から独自にパソコン研修を実施する

こととしたものである。

近畿研修支所では、独自にパソコン研修を実施するに当たり、受講機会の拡大及び予算の効率的な執行を図る観点から実施方法等について検討を行い、e－ラーニングとして実施することとしたものである。

具体的には、パソコン研修のe－ラーニングによる実施及び教材提供等の業務について、民間事業者と単価契約を締結しており、3研修ともに、受講者一人当たり単価2,436円となっている。この単価は、近畿研修支所で新規採用職員研修の一科目として平成21年度まで実施していたパソコン研修と比較して、低減している。

表2 近畿研修支所におけるパソコン研修に要した経費の比較

実施方式	新規採用職員研修の一科目として平成21年度まで実施していたパソコン研修（2科目）	e－ラーニング	差額(a-b)
受講者一人当たり 経費	6,616円 テキスト代 4,200円 講師謝金 9,032円 計 13,232円 $13,232 \div 2\text{科目} = 6,616$	2,436円	4,180円

(注) 1 財務省の資料に基づき当省が作成した。

2 金額は、消費税を含めたものである。

3 e－ラーニングでは、テキストは配付されていない。

近畿研修支所では、平成21年度に初めてe－ラーニングにより研修を実施した結果について、表3のとおり説明している。近畿研修支所では、これらの点を踏まえて、平成22年度においてもe－ラーニングによるパソコン研修を実施していきたいとしている。

表3 平成21年度に実施したe－ラーニングによるパソコン研修の結果

- いつでも自席で受講できることから受講機会の拡大につながり、その結果として、経費的な面でスケールメリットがあった。
- 研修受講者に対するアンケートでは、e－ラーニングにより実施した場合、座学（集合）により実施する場合と同様の効果が上がらないとの結果が出ている。
- 平成21年度は、受講期間を1か月に設定して実施したが、総務省が実施している「情報システム統一研修」と同様、3か月程度の受講期間を設定して実施することを検討したい。

(注) 当省の調査結果による。

効果	パソコン研修をe－ラーニングで実施することにより、座学（集合）形式で実施した場合と比較して、一人当たりの研修に要する経費が4,180円（注）削減されている。 (注) 6,616円（座学（集合）研修） - 2,436円（e－ラーニング） = 4,180円
----	---

表2-(3)-②

件名	集合形式で実施していた簿記研修について、効率的に実施するため通信講座を受講する方法に変更したもの
調査対象機関名	金融庁総務企画局総務課
所在地	東京都千代田区霞が関 3-2-1
設置根拠	一
主な研修対象者	金融庁の職員
体制	総務企画局総務課（8人）

〔説明〕

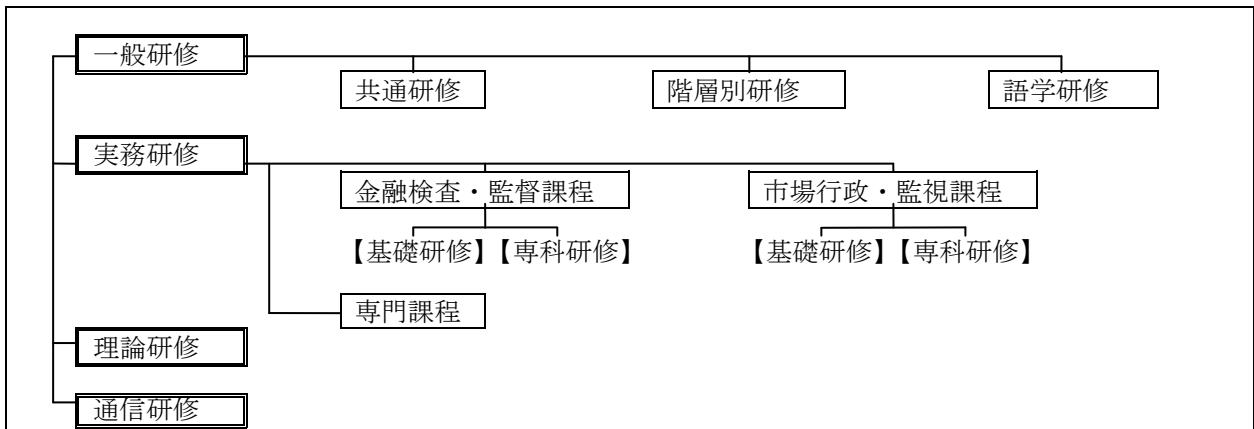
金融庁では、業務運営に必要となる基礎的な知識及び業務に特有な専門的知識・技能について習得させる研修について、研修の効率的な実施の観点から通信研修を導入し、さらに、当該通信研修の受講費用の半額を受講者の自己負担としたことにより、受講者一人当たりの研修経費を、平成19年度と比較して34,046円削減するとともに、研修に係る事務の効率化も図っている。

1 金融庁における研修実施体制

金融庁では、職員全体を対象とした研修の担当部署として、総務企画局総務課に開発研修室が置かれており、職員6名及び非常勤職員2名の体制で、金融庁職員研修に係る企画・立案等の業務を行っている。

総務企画局総務課開発研修室においては、毎年度、研修実施計画を策定し、表1のとおり、研修を実施している。平成21年度においては「一般研修」、「理論研修」及び「通信研修」を合わせて21研修、「実務研修」を47研修の計68研修を実施している。

表1 金融庁における研修体系



(注) 金融庁の資料に基づき当省が作成した。

表1のとおり、金融庁では、研修を、一般研修、実務研修、理論研修及び通信研修の4種類に大別して実施しているが、それぞれの研修の性格は表2のとおりである。

表2 金融庁における研修の種類及び性格

研修の種類	研修の性格
一般研修	公務員倫理などの共通研修、新規採用職員研修などの階層

	別研修及び語学研修	
実務研修	<ul style="list-style-type: none"> ・金融行政・検査・監督業務を担当する職員が必要とする知識・技能を習得させる金融検査・監督課程 ・市場行政・監視業務を担当する職員が必要とする知識・技能を習得させる市場行政・監視課程 ・保険数理など業務遂行のために必要な専門的知識・技能を習得させる専門研修 	
理論研修	金融庁の所掌事務に関する高度な理論的・体系的な知識を習得させる研修	
通信研修	業務運営に必要かつ基礎的な知識等について、通信教材等を用いて習得させる研修	

(注) 金融庁の資料に基づき当省が作成した。

2 金融庁における通信研修の実施状況

金融庁では、平成 21 年度において、表 3 のとおり、業務運営に必要となる基礎的な知識及び業務に特有な専門的知識・技能について習得させる研修として、通信研修 4 研修を実施している。

表 3 金融庁が実施している通信研修（平成 21 年度）

(単位：人)

研修名	対象者	目的	受講者数
簿記 1 級コース	日商簿記 2 級既取得者等	日商簿記 1 級レベル相当の知識の付与	12
簿記 2 級コース	受講希望者	日商簿記 2 級レベルの知識の付与	9
証券分析コース	受講希望者	証券アナリスト（1 次レベル）相当の知識の付与	9
金融内部監査コース	受講希望者	金融機関における内部監査の導入・実施にあたり不可欠な専門知識とスキルの付与	15

(注) 金融庁の資料に基づき当省が作成した。

3 研修方法の見直しによる効果等

金融庁では、上記「簿記 2 級コース」研修について、平成 17 年度までは、他の研修と同様集合形式により実施していたが、18 年度以降、研修の効率的な実施の観点から通信研修に移行し、さらに、19 年度までは受講者に対し受講料を全額負担することとしていたが、20 年度以降は、受講料の半額を受講者が負担することとしている。

金融庁では、これらの研修に関する見直しの経緯に関して、i) 集合形式の研修を通信教育の受講に移行したことについては、その当時の行政文書は保存年限が経過しているため、保有しておらず、実施方法の変更により研修に係る経費が削減できたかどうかは不明であるとしており、また、ii) 研修受講料の在り方については、業務に活用できるものではあるが、自己能力の向上のために行うものもあるとの考え方から、自己負担を求めるることは妥当であると判断し、半額を自己負担とすることとしたとしている。

なお、平成 19 年度から 21 年度までにおける通信研修に係る経費、受講者数等については、表 4 のとおりとなっている。

表4 通信研修に係る経費（平成19年度～21年度）

(単位：円、人)

研修名	19年度		20年度		21年度	
	研修経費	受講者数	研修経費	受講者数	研修経費	受講者数
簿記1級コース	2,546,000	64	269,500	13	231,000	21
簿記2級コース						
証券分析コース (証券アナリストコース)	910,000	13	131,400	4	295,650	9
金融内部監査コース	—	—	518,045	11	706,425	15
IT基本情報技術コース	—	—	—	—	—	—
中小企業診断士コース	840,000	7	49,350	2	—	—
不動産鑑定士コース	976,000	8	67,500	1	—	—
公認会計士コース	565,500	3	—	—	—	—
計	5,837,500	95	1,035,795	31	1,233,075	45
受講者一人当たり研修経費	61,447		33,412		27,401	

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「証券分析コース」については、平成20年度までは研修名が「証券アナリストコース」であったが、研修内容は同様である。
- 3 各欄において「—」を記載しているものについては、当該年度に実施されていないことを表す。
- 4 「受講者一人当たり研修経費」欄の数値は、当該年度の研修経費の合計金額を、受講者数の合計人数で除したものである。

上表のとおり、平成20年度以降通信研修の受講料の半額を自己負担としたことにより、平成20年度の通信研修全体でみた場合の受講者一人当たりに係る研修経費を、19年度のそれと比較すると54.4%となっており、研修経費の削減が図られている。

効果	通信研修の受講費用の半額を受講者の自己負担としたことにより、通信研修全体でみた場合の受講者一人当たりに係る研修経費は、次の表のとおり削減されている。			
	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	受講者一人当たり研修経費	61,447円	33,412円	27,401円
	平成19年度に対する削減額 (削減率%)	— (—)	28,035円 (54.4)	34,046円 (44.6)

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-③

件名	都道府県において、研修実施方法の工夫をしているもの									
[説明]										
A県では、県職員と市町村職員が合同で受講する研修について、県内各市町村からの要望に応じて、県内各市町村からの受講者が最寄りの県合同庁舎で受講することができるよう、県内7か所にある県合同庁舎を会場とした「サテライト研修」を導入することにより、受講者の利便の確保と受講機会の拡大を図るなど効率的な運営を行っている。										
1 A県における研修実施体制										
A県では、職員全体を対象とした研修の担当部署として、総務部人事課に自治研修センターが置かれている。自治研修センターにおいては、所長、次長及び研修係の職員7名の体制で、A県の職員研修に係る事務を実施している。										
自治研修センターでは、毎年度、「職員研修基本計画」及び具体的な研修コースを定めた「研修実施計画」を策定して研修を実施しており、①県職員を対象とした研修及び②県職員と県内市町村の職員を対象とした合同研修を実施している。平成20年度においては、県職員を対象とした研修の受講者数が延べ1,341人、県職員と県内市町村の職員を対象とした合同研修の受講者数が延べ1,216人となっている。										
2 A県における研修の効率化の方策										
A県では、平成20年度は計15コースの合同研修を実施している。合同研修は、①「基礎力養成研修」として「地方自治法コース」、「財務諸表基礎コース」等8研修、②「政策形成能力向上研修」として「法制執務コース」、「政策形成（データ活用）コース」等4研修、③「特別課題研修」として「政策課題特別コース（自治体訴訟）」等2研修及び④「特別研修」として「論理的プレゼンテーション」、「危機管理」等4研修を、それぞれ実施している。										
このうち、特別研修として実施している4研修については、県庁から遠方にある県内市町村から、研修受講のために県庁に出向くことが負担となっていることなどから近くで同様の研修を受講することができるようにしてほしいとの要望を受けて、県内7か所の県合同庁舎を用いて、サテライト研修を実施している。										
表 A県が実施している特別研修（平成20年度実績）					(単位：日、人)					
研修名	日数	修了者数			会場					
		県	市	町村						
論理的プレゼンテーション	3 (1日×3会場)	50	16	23	a 庁舎 b 庁舎 c 庁舎					
危機管理	1 (0.5日×2回)	71	30	21	d 庁舎					
クレーム対応	5 (1日×5会場)	233	100	93	b 庁舎 c 庁舎					

						e 庁舎 f 庁舎 g 庁舎	
折衝・交渉力向上	1 (1日×1会場)	13	3	5	5	a 庁舎	
計	10	367	149	142	76	7会場	

(注) A県の資料に基づき当省が作成した。

このように、県内市町村の要望を反映させた「サテライト研修」という方式を導入することにより、県内各市町村からの受講者は、最寄りの県合同庁舎で受講でき、受講者の利便の確保と受講機会の拡大を図る等効率的な運営となっている。

表2-(3)-④

件名	2級相当の簿記研修について、研修施設において合宿形式により実施しているもの
研修施設名	経済産業研修所
所在地	東京都東村山市富士見町5-4-36
設置根拠	経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第4条第63号 経済産業省組織令（平成12年政令第254号）第98条第1項
主な研修対象者	経済産業省の職員
定員	21人

〔説明〕

経済産業研修所において、国が費用を全額負担して、研修施設において合宿形式により実施している簿記に関する中級程度以上の知識を付与する研修（以下「簿記研修（中級程度以上）」という。）については、①合宿形式で行わなければその知識が得られないものではないこと、②各府省や民間企業等においては、簿記に関する知識を付与する研修については通信講座等を活用して修了者に対し受講料の一部を補助するなど、その性格に応じた実施方法を採用している例も多いこと、③簿記に関する知識の習得は、業務に活用することができるとともに、受講者自らの自己啓発としての性格も有しているものであることなどを踏まえると、経費面での合理化、職員の負担軽減等の観点から、民間で実施している研修への通学、通信講座の受講等の方法に移行し、受講料の一部を自己負担とするなど、実施方法の見直しを行う余地があると考えられる。

1 経済産業研修所における簿記研修（中級程度以上）の実施状況

経済産業研修所では、毎年度、研修実施計画を定めて各種研修を実施しており、平成21年度においては、i) 年次別・階層別研修（新規採用職員研修や管理職研修など）、ii) 基礎スキル研修（簿記会計基礎研修や英会話初級研修など）、iii) 政策分野別業務研修（知的財産研修や貿易管理普及研修など）及びiv) 特定業務研修（電力・ガス事業監査実務研修や火薬類取締法研修など）の4種類に大別して実施している。

このうち、基礎スキル研修に属する簿記研修（中級程度以上）研修については、表1のとおり、平成21年度において、経済産業研修所において合宿形式により実施している。

表1 簿記研修（中級程度以上）（平成21年度）

(単位：日、人)

研修名	日数	募集人員	受講者数	研修経費	受講者一人一日当たり経費
商業簿記会計研修（2級簿記相当）	5	15	5	735,360円 ※講師謝金（715,500円）、受講者の旅費（9,390円）、教材費（10,470円）	29,414円

(注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

2 「受講者一人一日当たり経費」欄は、研修経費 ÷ (受講者数 × 日数) により算出した。

経済産業研修所において、簿記研修（中級程度以上）を合宿形式により実施していることについて

て、例えば、経済産業省本省職員が経済産業研修所において 5 日間の研修を受講する場合、経済産業研修所の宿泊施設で合宿する方法により実施するときと、毎日経済産業研修所に通う方法により実施するときのそれぞれで、受講者一人当たり国が負担することとなる費用を比較（試算）してみると、表 2 のとおり、経済産業研修所の宿泊施設で合宿する方法の方が 18,556 円高額となる。

表 2 合宿形式と通学形式で国が負担することとなる費用（試算）

	合宿形式で実施する場合	毎日研修所に通う場合
旅費	7,220 円 • 初日及び最終日の交通費 $980 \text{ 円} = 490 \text{ 円} \times 2$ • 宿泊日の研修日額旅費 $6,240 \text{ 円} = 2,080 \text{ 円} \times 3 \text{ 日}$	4,900 円 • 交通費 $4,900 \text{ 円} = 490 \text{ 円} \times 2 \times 5 \text{ 日}$
宿泊施設維持管理経費	16,236 円 • 一人一泊当たりの維持管理経費 $5,412 \text{ 円} \text{ (注 4)}$ $\cdot 5,412 \times 3 \text{ 日} = 16,236 \text{ 円}$	0 円
計	23,456 円	4,900 円

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各欄の交通費の単価には、経済産業省本省（東京メトロ霞ヶ関駅）から経済産業研修所の最寄り駅（西武多摩湖線八坂駅）間の最も安価な金額を使用した。
 3 「毎日研修所に通う場合」欄の旅費については、「旅費業務に関する標準マニュアル」（平成 20 年 11 月各府省申合せ）によれば、2 日以上の研修で日帰りの旅行（行程 16km 以上）をする場合の日額旅費として 620 円が支給されることとされているが、経済産業省本省から経済産業研修所までの実際の交通費は当該日額旅費の金額を上回ることから、本試算では、実際の交通費を使用した。
 4 「合宿形式で実施する場合」欄に記載した一人一泊当たりの宿泊施設の維持管理経費は、以下の方法により算出した。
 （宿泊施設の維持管理経費 + 宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額） ÷ 延べ研修受講者数

2 各府省等における簿記研修（中級程度以上）の実施状況

各府省等における簿記研修（中級程度以上）の実施状況をみると、国が研修に係る経費の全額を負担して、研修施設で合宿形式で実施している研修は、2 府省 2 研修施設の 2 研修となっている。

また、各府省や民間企業の中には、表 3 のとおり、このような知識を付与する研修については、研修経費の縮減、研修事務の負担軽減など効率的な実施の観点から、各職員の都合に合わせて自ら学習することができる通信研修等を採用しているものがみられる。

表 3 各府省、民間企業における簿記会計、財務分析等の研修の実施状況及び考え方

府省名	実施方法等
金融庁	職員の能力向上のため、平成 20 年度においては 6 研修について民間業者が実施している通信研修を活用している。 受講の際に必要な費用について、従来は全額公費負担していたが、平成 20 年度より半額の自己負担を求めることとしている。 ※ 簿記研修については、「簿記 1 級コース」（日商簿記 2 級既取得者等を対象として日商簿記 1 級レベル相当の知識の付与）及び「簿記 2 級

	「コース」(受講希望者に対して日商簿記2級レベルの知識の付与)の2種類の講座を準備しており、集合研修等では実施していない。
A株式会社	勉強は自分のために行うものであるという認識のもと、通信講座を用意し、受講した社員に対し、研修が修了すると、修了補助金を支給している。 ※ 簿記研修としては、「日商簿記3級コース」(受講料15,000円)など5研修を採用している。
B株式会社	社員個人の能力向上、資格取得のために200コース以上の通信講座を用意している。業務に直結する講座の修了者には全額補助、一部業務に関係する講座については半額補助、業務に関係しないものは全額個人負担させている。

(注) 当省の調査結果による。

効果	経済産業研修所において合宿形式により実施している簿記研修(中級程度以上)について、他の実施方法と研修に係る経費を比較した場合、以下のとおり高額となっている。 ○ 合宿形式(現行)と集合形式(試算) 受講者一人当たり国が負担することとなる費用は、合宿形式による方が18,556円高額となる。 ※ 23,456円(合宿形式による研修経費) - 4,900円(集合形式による研修経費)
----	--

表2-(3)-⑤

件名	国が研修に係る経費の全額を負担して、簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修及び応用的なパソコンソフトの操作に関する知識を付与するための研修について、研修施設において合宿形式により実施しているもの
----	---

〔説明〕

国が研修に係る経費の全額を負担して、研修施設において合宿形式により実施しているものは、簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修は2府省2研修施設の2研修、応用的なパソコンソフトの操作に関する知識を付与するための研修は1府省1研修施設の1研修となっている。

表1 国が研修に係る経費の全額を負担して、簿記に関する中級程度以上の知識を付与する研修を研修施設において合宿形式で実施しているもの

(単位：日、人、円)

府省名	研修施設名	研修名	研修日数	受講者数	研修経費	一人一日当たり研修経費
経済産業省	経済産業研修所	商業簿記会計研修 (2級簿記相当)	5	5	735,360	29,414
国土交通省	国土交通大学(柏研修センター)	簿記 ※ 2級簿記レベルまでの研修を実施	13	35	1,083,662	23,810

(注) 当省の調査結果による。

表2 国が研修に係る経費の全額を負担して、応用的パソコンソフトの操作に関する知識を付与する研修を研修施設において合宿形式で実施しているもの

(単位：日、人、円)

府省名	研修施設名	研修名	研修日数	受講者数	研修経費	一人一日当たり研修経費
内閣府	沖縄総合事務局研修所	情報化研修	3	14	241,440	5,749

(注) 当省の調査結果による。

表2-(4)

件名	未実施の研修があり、かつ、研修施設の本来の設置目的外の研修を行っていること等のため、研修の在り方の抜本的な見直しが必要とみられるもの
研修施設名	農林水産研修所つくば館水戸ほ場
所在地	茨城県水戸市鯉淵町 5930-1
設置根拠	農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程（平成15年6月30日付け15農修第157号）第2条
主な研修対象者	農林水産省職員、都道府県・市町村・農業団体職員等
定員	7人

〔説明〕

農林水産研修所つくば館水戸ほ場（以下「水戸ほ場」という。）では、農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象に農業機械の操作等の実技を伴う研修を実施している。これらの研修については、①平成21年度に実施を計画していたものの希望者がおらず実施できなかった研修が約4割あること、②研修の内容をみると、水戸ほ場で国が直接行う必要性が低いものがみられ、また、日本国内で水戸ほ場だけとしている設備を使用した研修は4研修で4日間（施設利用率1.7%）のみとなっていること等から、これらの研修については、需要を的確に把握するとともに、研修コースや研修内容等を点検し、抜本的な見直しを行う必要があると考えられる。

なお、水戸ほ場で実施している農業後継者の育成の支援を目的とした特別研修については、当該研修を実施することとする具体的な基準等ではなく、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施しており、研修施設の本来の設置目的外のものとなっていることから、廃止する必要があると考えられる。

1 農林水産研修所の研修体系等

農林水産研修所は、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第86条において、施設等機関として農林水産省本省に置くこととされ、同令第88条において、「農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員に対し、その職務を行うのに必要な研修（森林技術総合研修所の所掌に属するものを除く。）を行う」こととされている。また、農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）第142条の規定に基づき、農業の機械化及び農業に関する普及事業についての研修を実施することとされ、これらの研修を実施するための施設として、「農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程」（平成15年6月30日付け15農修第157号）第2条の規定により、つくば館及び水戸ほ場が置かれている。

農林水産研修所本所は、「農林水産省職員研修要領」（平成17年3月11日付け16秘第602号）に基づき、農林水産省職員（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用者を除く。）を対象として、①計画的養成研修（職員の段階に応じて実施する研修）、②能力開発研修（農林水産行政に求められる特定の能力を向上させるための研修）を実施している。

つくば館は、①食品表示の適正化及び安全性の確保に関する技術についての研修、②農業機械化及び農業に関する普及事業についての研修、③農林漁業従事者の生活に関する知識及び技術並びに農林漁業従事者の生活に関する普及事業についての研修等を実施するための研修施設として設置

され、これらのうち、農業機械の操作等の実技を伴わない座学形式の講義やグループ討議等の演習を、農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象として実施している。

また、水戸ほ場は、つくば館が実施する研修のうち、ほ場を活用した研修を実施するための研修施設として設置され、トラクター、田植機、コンバイン等の農業機械（以下単に「農業機械」という。）の操作等の実技を伴う研修を実施している。

2 水戸ほ場における研修の実施状況

(1) 水戸ほ場における研修の実施概況

水戸ほ場では、「農業機械化研修」及び「特別研修」の2種類の研修が行われている。

農業機械化研修は、i) 農林水産省職員を対象とした「農林水産省職員研修」と、ii) 都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象とした「指導員養成研修」の2種類に区分されているが、「平成21年度農業機械化研修計画」（以下「研修計画」という。）において、農林水産省職員研修と一部の指導員養成研修とは合同で実施することとされている。

また、特別研修は、研修計画において、「農林水産研修所つくば館長が特に実施する必要があると認めたもの」とされ、独立行政法人、近隣の財団法人が運営する農業専門学校等からの個別の依頼に対応する形で、それら独立行政法人の職員や専門学校生等を対象として実施されており、その中には、資格取得のための研修も3研修用意されている。

表1 水戸ほ場における研修の実施体系（平成21年度）

研修種類	対象者	研修内容	資格取得のための講習 がある研修名（資格名）
農業機械化研修	農林水産省職員、都道府県・市町村・農業団体職員等	・農業機械の操作等の実習	—
特別研修	独立行政法人職員、近隣の財団法人が運営する農業専門学校の学生等	・同上 ・農業機械の分解、組立及び調整等の実習	・乾燥貯蔵施設コース（乾燥設備作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者） ・トラクタエンジン高度整備技術コース（整備士） ・大型特殊自動車及びけん引操作基本研修（大型特殊自動車）

（注） 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

水戸ほ場における平成21年度の研修の実施状況をみると、農業機械化研修及び特別研修の合計25研修が実施されており、研修実施日数は合計134日、受講者数は合計450人、延べ受講者数は合計1,617人となっている。

延べ受講者数1,617人を研修の種類別にみると、表2のとおり、特別研修の延べ受講者数が1,325人で全体の81.9%と太宗を占めており、農業機械化研修の延べ受講者数は292人で全体の18.1%にとどまっている。

表2 水戸ほ場の研修の実施状況（平成21年度）

(単位：研修、日、人、%)

研修の種類	研修数	研修実施日数	受講者数	延べ受講者数	割合
農業機械化研修	12	34	142	292	18.1
特別研修	13	100	308	1,325	81.9
合 計	25	134	450	1,617	100.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「延べ受講者数」欄は、各研修について受講者数に研修日数を乗じて研修ごとの延べ受講者数を算出したものを、研修の種類ごとに合計した数値である。

3 「特別研修」の「研修実施日数」欄は、特別研修のみが実施された日数であり、同日に農業機械化研修が実施されている場合は「農業機械化研修」の「研修実施日数」に計上した。

4 「延べ受講者数」の「割合」欄は、全研修の延べ受講者数に対する「農業機械化研修」及び「特別研修」それぞれの延べ受講者数の割合を表す。

また、水戸ほ場は、水田ほ場、全天候型練習ほ場、トラクター運転コースなどの施設を保有し、敷地面積が約40ヘクタールあるが、このうち、友部ほ場（約2ヘクタール。湿地のため研修での利用が困難）、旭ヶ丘ほ場（約9ヘクタール。牧草地）の少なくとも約11ヘクタールについては、現在研修では全く使用していない状況となっている。

なお、水戸ほ場では、これら農業機械の操作等の実技に関する研修を実施するために、コンバイン5台（物品台帳に記載された現在高1,655万円）、芝刈機1台（同56万円）、トラクター25台（同7,205万円）等を保有している。

(2) 農業機械化研修の実施状況

農業機械化研修については、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第3条において、国又は都道府県において積極的に行わなければならないものとされており、これに基づき、水戸ほ場において実施されているが、平成21年度における農業機械化研修の実施状況をみると、年度当初の研修計画では18研修が計画されていたものの、実際には受講希望者が集まらなかつたことから、表3のとおり7研修（全体の38.8%）が実施されていない。

この状況について、農林水産研修所つくば館では、従来は、実施予定の研修について事前に都道府県等関係機関に需要調査（アンケート調査）を実施し、研修計画に反映していたが、実際には受講者が集まらなかつた経緯があつたため、現在、需要調査は行っていないとしている。

表3 水戸ほ場での実施が計画されていたが、実施されなかつた農業機械化研修一覧

(単位：人、日)

研修名	対象者	募集定員	研修日数
農業技術基礎研修 (一般職員コースI)	農林水産省職員	5	2
農業技術基礎研修 (一般職員コースII)	農林水産省職員	5	3
新技術機械化体系導入研修	農林水産省、都道府県、市町	10	2

(ポジティブリスト制度に対応した農薬飛散防止技術導入コース)	村、農業者団体の職員等			
新技術機械化体系導入研修 (水田作における低コスト・省力化のための新技術導入コース)	農林水産省、都道府県、市町村、農業者団体の職員等	10	2	
新技術機械化体系導入研修 (自給飼料増産のための高品質飼料収穫機械化体系導入コース)	農林水産省、都道府県、市町村、農業者団体の職員等	10	2	
担い手育成支援研修 (労働安全環境整備コース)	都道府県、市町村、農業者団体の職員等	15	3	
担い手育成支援研修 (大型農業機械化体系導入支援コース)	都道府県、市町村、農業者団体の職員等	10	3	

(注) 当省の調査結果による。

農業機械化研修は、上記2(1)のとおり、農林水産省職員を対象とした「農林水産省職員研修」と、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象とした「指導員養成研修」の2種類に区分され、農林水産省職員研修と一部の指導員養成研修とは合同で実施することとされている。しかし、研修計画において「農林水産省職員研修」及び「指導員養成研修」の双方に位置付けられている「新技術機械化体系導入研修（ねぎの収穫・調製機械化体系導入コース）」及び「新技術機械化体系導入研修（露地野菜作における肥料・農薬施用量削減技術導入コース）」の2研修については、表4のとおり、受講者全員が農林水産省の職員以外の者となっている。

表4 平成21年度に水戸ほ場で実施された農業機械化研修の受講者

(単位：人)

研修名	対象者	募集定員	受講者数	
			農林水産省職員	左記以外
新技術機械化体系導入研修 (ねぎの収穫・調製機械化体系導入コース)	農林水産省、都道府県、市町村、農業者団体の職員等	10	0	12
新技術機械化体系導入研修 (露地野菜作における肥料・農薬施用量削減技術導入コース)	農林水産省、都道府県、市町村、農業者団体の職員等	10	0	2

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

また、「新技術機械化体系導入研修（露地野菜作における肥料・農薬施用量削減技術導入コース）」については、募集定員10名に対し受講者数が2名と著しく少なくなっている。

さらに、「新技術機械化体系導入研修（ねぎの収穫・調製機械化体系導入コース）」では、研修カリキュラムの一部について、水戸ほ場では実施せず、近隣の農業協同組合に協力を要請して、同組合の組合員である農家において現地研修を実施している。

一方、水戸ほ場では、農業機械を操作する際の危険を実地に実体験するための施設として、傾斜路・傾斜面で農業機械の運転ができる設備を整備しており、このような設備があるのは日本国内で水戸ほ場だけであるとしているが、当該設備を使用して実施している研修は4研修にすぎ

ず、使用日数は4日間（施設利用率1.7%（注））のみとなっている。

（注） 施設利用率は、利用可能日数（242日（平成21年度における研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日））に対する利用日数の割合を示す。

以上のとおり、我が国における農業の中央研修機関として位置付けられている農林水産研修所においては、平成21年度において計画していた研修が実施されなかつたり、日本国内で唯一とされている施設・設備が遊休化したりしている状況等となっている。

なお、当省が調査した県では、現在、農業機械を担当する職員は置いておらず、農業機械化研修については、以前に比べニーズは少ないと認識しており、県からは、同研修に職員を派遣させていないとのことである。ただし、普及指導員が持つべき知識を付与するためのこのような研修は、一定程度の必要性はあるのではないかとしている。

（3）特別研修の実施状況

農林水産研修所においては、上記1のとおり、農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員に対し、その職務を行うのに必要な研修を行うこととされているが、特別研修については、上記2(1)のとおり、研修計画において、「農林水産研修所つくば館長が特に実施する必要があると認めたもの」とされているのみで、実際に実施することとするための要件、基準等に関する具体的な規定等ではなく、実態上は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（茨城県つくば市）、財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校（茨城県水戸市）、専修学校日本農業実践学園（茨城県水戸市）及び社団法人国際農業者交流協会（東京都大田区）の4団体等からの個別の研修実施依頼に応じて、当該法人等の職員、学生等を対象として農業機械の操作等に関する研修¹¹研修を実施しており、社団法人国際農業者交流協会を除く3団体等は、いずれもつくば館及び水戸ほ場の近隣に所在している。

これらの特別研修を実施していることについて、農林水産研修所つくば館では、i) 農業機械の操作等を体感することにより、事故防止に役立てることができること、ii) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の職員を対象とした研修については、農業機械による農作業事故が多発している現状を踏まえ、同法人において農業機械や施設を操作する業務を実施している職員を対象として、農業機械の操作、保守管理、整備等の技能を取得させ、安全操作と事故防止を図ることを目的としており必要であること、iii) 財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校及び専修学校日本農業実践学園については、それらの学校等が農業後継者の育成を図る教育機関であること及び水戸ほ場に近接して立地していることから、農業後継者の育成を支援する観点から必要であることを挙げている。

しかし、i) 特別研修を実施することとする具体的な基準等ではなく、近隣の専門学校等からの要請に応じて一部の特定の者のみを対象として実施しており、研修施設の本来の設置目的外のものとなっている、ii) 農業機械の操作等を体感することにより、事故防止に役立てることを目的とするならば、実際に農業機械を操作する農業従事者がこれらの研修を受講することが必要であるにもかかわらず、実態上は個々の農業従事者を対象として研修を実施することは不可能であるとして、ごく一部の特定の者のみを対象として研修を実施している、iii) 農業機械の安全操作と事故防止、農業後継者の育成を支援することが目的であるとしているにもかかわ

らず、ホームページ等による受講者の募集等を行うなど全国的に農業機械による事故防止、農業後継者の育成の支援のための取組は行っていない。

また、水戸ほ場においては、特別研修の実施に当たっては、職員自らが実習の講師となつていることなどを理由として、上記4団体等の受講者から受講料を徴収していない。

なお、農林水産省では、農業機械による事故が減少していない状況において、農作業安全対策は重要な課題となっていることから、今後、特別研修については、農作業安全の観点で、特定の者を対象とするのではなく、地域の指導者である農業者を主たる対象者として直接指導する仕組みを検討することを考えているとしている。

効果	水戸ほ場で実施している農業機械化研修及び特別研修に要している研修経費は1,380,876円、研修に使用している主な農業機械の物品台帳に記載された現在高は89,168,677円となっており、これらを有効かつ効果的に実施・執行するため、研修コースや研修内容等の点検及び抜本的な見直しを行う必要があると考えられる。		
	項目	金額	備考
研修 経費	農業機械化研修	868,436円	平成21年度実施分の研修のうち、研修経費として国費が支出されている研修の研修経費合計額
特別研修	512,440円	—	
計	1,380,876円		
主な農業機械の現在高	89,168,677円	トラクター25台：72,054,407円 コンバイン5台：16,551,270円 芝刈機1台：563,000円	

(注) 当省の調査結果による。

3 研修に係る運営の適正化

(1) 研修施設における調達等の適正化

勧告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>研修施設における調達については、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」の申合せ（平成 18 年 2 月及び 19 年 11 月）、「行政効率化推進計画」（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。平成 20 年 12 月 26 日改定）等に基づき、競争性のない随意契約から一般競争契約への移行、一括調達の推進などについて各府省で取り組んできたところであるが、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、更なる徹底が求められている。</p> <p>また、役務契約により施設運営を外部の者に行わせる場合は、国の支出を抑える観点から、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）に基づく使用許可の検討が必要であり、さらに宿泊施設の使用許可について検討するに当たっては、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和 33 年 1 月 7 日付け蔵管第 1 号大蔵省管財局長通知）により、福利厚生事業の実施目的であることのみをもって、無償使用とするのではなく、有償による使用収益により、その目的を達することができないかの検討が不可欠であるとされている。</p>	表 3－(1)－①
<p>【調査結果】</p> <p>今回、12 府省 121 研修施設における役務・物品等の調達の実施状況等を調査した結果、以下のとおり、改善の余地のあるものがみられた。</p> <p>ア 公募による有償の使用許可等への移行</p> <p>国立保健医療科学院では、平成 14 年に現在地に移転以来、同学院が所有する宿泊施設の運営について、無償の運営業務委託契約を厚生労働省所管の公益法人である財団法人公衆衛生振興会と随意契約で締結している（注）。</p> <p>（注） 財団法人公衆衛生振興会は、国立保健医療科学院の宿泊施設を運営することを主たる目的として設立された公益法人であり、同法人が受講者から宿泊料を徴収し、その料金で運営する内容の委託契約を永年にわたり随意契約で締結している。平成 20 年度の宿泊料収入は 48,183 千円となっている。</p> <p>宿泊施設の運営を外部の者に行わせる場合は、国庫に使用料が入る有償の使用許可等への移行を検討することが必要であるものの、国立保健医療科学院では、これまでその検討を行っていない。当該契約による運営で財団法人が十分な収益を上げていることを踏まえると、公募での有償の使用許可等、競争性の高い方式への移行が可能と考えられる。</p>	表 3－(1)－②
<p>イ 一般競争契約への移行</p> <p>関東農政局土地改良技術事務所では、平成 17 年度以前から研修用宿泊施設兼独身者用宿舎（以下「寮」という。）の清掃請負契約及び家政業務請負契約並びに寮に隣接した本庁舎の清掃業務契約の各契約を別々に少額随意契約として締結している（平成 21 年度の契約金額の総額 3,114 千円）。これらは、</p>	表 3－(1)－③
	表 3－(1)－④

<p>役務の内容が同じであるため、契約を一括することで一般競争入札に付すことが可能と考えられる。</p> <p>ウ 経費の節減を要するもの</p> <p>今回、宿泊施設を設置している 12 府省 87 研修施設について、受講者の宿泊用の居室におけるテレビの設置状況を調査した結果、各居室にテレビを設置していない宿泊施設は 10 府省 83 研修施設（95.4%）となっており、ほとんどの研修施設の宿泊施設では各居室にテレビを設置していない。</p> <p>一方、沖縄総合事務局研修所、法務総合研究所浦安総合センター、外務省研修所及び国土技術政策総合研究所研修センターでは、それぞれ調査時において各居室にテレビを 19 台、410 台、80 台及び 38 台設置しており、NHK 受信料が 1 台当たり 7,455 円（12か月前払の地上契約。沖縄県は 6,640 円）となっている。</p> <p>しかし、①ほとんどの研修施設において各居室にテレビは設置されていないこと、②テレビ 1 台ごとに NHK 受信料等の継続的な維持管理経費が必要であることなどを踏まえると、現在も各居室に設置されているテレビについては、処分又はその維持管理に国費の支出を要さない運用を行うことが必要と考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、契約の適正化及び予算の効率的な執行を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国立保健医療科学院の宿泊施設に係る運営業務については、公募による国有財産の有償の使用許可等に移行すること。（厚生労働省） ② 分割発注により少額随意契約としている清掃業務については、一括発注することで一般競争契約へ移行すること。（農林水産省） ③ 宿泊施設の各居室に設置されているテレビについては、処分等すること。（内閣府、法務省、外務省） 	<p>表 3-(1)-⑤</p>
--	------------------

表3－(1)－① 調達の適正化に係る規程等

- 公共調達の適正化に向けた取り組みについて（平成18年2月24日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）<抜粋>
 - 2. 公共工事以外の入札契約の改善

公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施するに当たっては、下記によるものとする。

 - (1) 一般競争入札の適切な実施

入札による場合においては、原則として、一般競争入札によることとする。また、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容とならないよう十分留意する。
- 隨意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）<抜粋>
 - 1. 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底
 - 各府省における随意契約の見直しが厳正に実施されるよう、それぞれの「随意契約見直し計画」に基づく各般の措置について、
 - イ. 一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続きを適用されているか
 - ロ. 移行後の契約形態において、制限的な応募条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないか
 - ハ. 引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、法令等に照らし適正に執行されているか
 - ニ. 特に、所管の公益法人との間で引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、その執行に当たり十分な注意が払われているか
 - 等の観点から適切に点検し、公募等における応募要件の緩和、より競争性の高い契約方式への移行などの必要な措置を講じるものとする。
- 行政効率化推進計画（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議。平成20年12月26日改定）<抜粋>
 - 2. 主要な取組

各府省は、各々所管する行政の特性を踏まえつつ作成した、別添の各府省別行政効率化推進計画に基づき、行政効率化を推進する。

関係府省に共通する主要な取組を整理すると、以下のとおりである。

 - (2) 公共調達の効率化
 - 1 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等
 - ② 公共工事以外
 - ・ 公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施する場合においては、原則として、一般

表3－(1)－② 国有財産の使用許可に関する規定

○ 国有財産法（昭和23年法律第73号）<抜粋>

(处分等の制限)

第18条（略）

2～5（略）

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

7・8（略）

(準用規定)

第19条 第21条から第25条まで（前条第2項第5号又は第6号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第21条及び第23条を除き、前条第6項の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第21条第1項第2号を除く。）の規定は、前条第2項第1号から第4号までの貸付け、同項第5号の地上権若しくは同項第6号の地役権の設定、同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の貸付け又は同条第6項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

○ 行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日付け蔵管第1号）<抜粋>

第1節 共通事項

第1 使用収益させる場合の判断基準

国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「法」という。）第18条第2項及び第6項に規定する「その用途又は目的を妨げない限度」とは、以下の各項のいずれにも該当しないことを指し、これらに該当しない場合には、使用又は収益（以下「使用収益」という。）させることができる。

- 1 国の事務、事業の遂行に支障の生じるおそれがあること
- 2 行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること
- 3 行政財産の公共性、公益性に反する以下の事項
 - (1) 公序良俗に反し、社会通念上不適当であること
 - (2) 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること
 - (3) 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがあること
- 4 その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること

第3 使用収益させる場合の留意事項

- 2 無償又は減額により使用収益させるに当たっては、無償又は減額使用の根拠となる法律の趣旨に照らして、無償又は減額使用の必要性を十分検討することとする。

例えば、福利厚生事業の実施目的であることをもって、国家公務員共済組合に無償使用とするのではなく、有償による使用収益により、その目的を達することができないかの検討が不可欠である。

競争入札によることとし、各府省ごとに一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

- ・ 事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により、物品、役務等の一括調達の推進等を図る。

ウ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。

エ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。

- ・ 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。特に清掃業務及び蛍光管類は、全ての合同庁舎で一括調達する。

5 随意契約の見直し等

① 随意契約の見直し

- ・ 各府省は、随意契約について、各府省が策定した「随意契約見直し計画」に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行する。移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とする。平成20年度以降、競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を公表する。

② 随意契約の適切な運用

- ・ 各府省において見直された随意契約に係る決裁体制により、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。

(注) 下線は当省が付した。

表3-(1)-③

件名	宿泊施設の運営管理について、永年にわたり所管公益法人と随意契約しているもの
研修施設名	国立保健医療科学院
所在地	埼玉県和光市南2-3-6
設置根拠	厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第135条
主な研修対象者	国及び地方公共団体において保健医療、生活衛生及びこれらに関連する社会福祉に関する業務に従事している職員
定員	120人

〔説明〕

厚生労働省国立保健医療科学院（以下「学院」という。）は、保健医療事業、生活衛生、社会福祉事業に関する職員等に対する教育訓練事業を行っており、長期研修のための寄宿舎を所有しているが、当該寄宿舎の運営管理については財団法人公衆衛生振興会（以下「振興会」という。）と委託契約（注）を締結し振興会に委託している。

（注） 振興会は、学院の宿泊施設を運営することを主たる目的として設立された公益法人であり、振興会が受講者から宿泊料を徴収し、その料金で運営する内容の委託契約を永年にわたり随意契約で締結している。平成20年度の宿泊料収入は48,183千円となっている。

平成14年4月に学院が現在の所在地に移転して以降、1年ごとに委託契約の更新を行っているが、入札公募などを行わず自動更新しており、事実上、振興会が独占的に受注している状態であるため、厚生労働省は当該施設の運営管理業務について、公募による国有財産の有償の使用許可等へ移行する余地があると考えられる。

1 研修施設の概況

学院は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第135条に基づき、施設等機関として本省に置かれている。学院の所掌事務については、同令第138条において、i) 保健医療事業又は生活衛生に関する職員その他これに類する者の養成及び訓練、ii) 社会福祉事業に関する職員その他これに類する者の養成及び訓練等とされており、これに基づき教育訓練事業を実施している。

学院では、地方公共団体等から派遣された長期間の研修の受講生が宿泊する施設として寄宿舎棟を設置しており（表1参照）、寄宿舎に関する運営管理については、「国立保健医療科学院寄宿舎規程」（平成14年4月1日院長伺定）及び「国立保健医療科学院寄宿舎運営管理細則」（平成14年4月1日院長伺定）を定め、これに基づき行うこととしている。

2 寄宿舎の運営管理業務の委託状況

学院では、国立保健医療科学院寄宿舎規程第2条第3項の規定に基づき、寄宿舎の運営管理業務を、厚生労働省所管の公益法人である振興会に委託している。委託契約は、平成14年4月に学院が現在の所在地に移転して以降、1年ごとに入札公募などを行わず自動更新しているため、事実上、振興会が独占的に受注している状態である。

[参考] 振興会の概要

事項	概要
法人名	財団法人公衆衛生振興会
事務所所在地	埼玉県和光市本町 2-6 レインボープラザ 4 階 409 号室
事業所	埼玉県和光市南 2-3-6 国立保健医療科学院内
設立時期等	昭和 56 年 5 月 20 日（当時の国立公衆衛生院の教育訓練事業に協力することを目的として厚生大臣の許可を得て設立）
寄付行為における設立目的	国及び地方公共団体における公衆衛生従事者等の教育機関である国立保健医療科学院の教育訓練事業に協力し、併せて同院の学生の福利の増進に資するとともに、わが国の公衆衛生等の水準の向上に貢献し国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業内容	(1) 国立保健医療科学院の学生に対する奨学金の貸与、研究奨学金及び研究助成金の支給 (2) 国立保健医療科学院の教育訓練事業に対する協力 (3) <u>国立保健医療科学院との委託契約による寄宿舎の運営管理等、学生に係る便宜供与その他福利増進</u> (4) 公衆衛生に関する知識と技能の普及 (5) 公衆衛生に関する情報の収集及び提供 等

(注) 振興会の公表資料を基に当省が作成した。

委託業務の内容は、振興会が寄宿舎の利用申込みの受付、寄宿舎の運営管理業務等を行うものであり、振興会の職員 1 人が常勤で業務に従事しているが、清掃及び警備業務については他の業者に対して再委託している。また、本委託契約に伴い学院が負担するのは、基本料相当分の光熱水料費、各所修繕に必要な経費等一部の費用であり、寄宿舎の運営管理のために振興会から派遣されている職員 1 人の人件費等については、受講生の寄宿舎利用料により充当するものとなっている。

しかし、振興会の態様をみると、

- ① 平成 20 年度事業収入の 9 割強が宿舎収入であること（事業収入 50,508 千円に対して宿舎収入は 48,183 千円）
- ② 非常勤役員 9 人、職員 2 人の体制であり、うち 1 人は寄宿舎に常駐していることから、事実上、振興会は寄宿舎運営管理業務を行うことで成り立っている法人となっており、このような法人に随意契約で運営管理業務を委託していることは公共調達の方法として競争性を欠き不適切であると考えられる。

効果	所管公益法人が独占的に受注している現状を解消できる。
----	----------------------------

表3-(1)-④

件名	清掃業務等について、庁舎及び宿泊施設のそれぞれで少額随意契約を締結しているもの
研修施設名	関東農政局土地改良技術事務所
所在地	埼玉県川口市南町2-5-3
設置根拠	農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）第285条
主な研修対象者	農業土木技術者
定員	2人

〔説明〕

関東農政局土地改良技術事務所（以下「技術事務所」という。）は、研修のための宿泊施設と技術事務所職員の職員宿舍が一体となった施設（以下「宿泊等施設」という。）を技術事務所に隣接して設置しているが、技術事務所庁舎及び宿泊等施設について別々に清掃業務のための請負契約を随意契約で締結している。これらは役務の内容が同じであるため、一括発注することで一般競争入札に付すことが可能と考えられる。

1 研修施設の概況

技術事務所は、農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）第285条第6項により、技術基準に関する研修を実施することとされており、農業農村整備事業がより効率的に行われるよう、新技術・高度技術の普及・指導等を国の職員だけでなく地方公共団体の職員等に対して研修を行っているが、これらの研修受講者のために宿泊等施設を設置している。

宿泊等施設は、鉄筋コンクリート2階建て（建て面積325m²、延べ床面積642m²）で、1階部分が技術事務所職員の宿舍（5室）及び食堂、2階部分が研修受講者のための宿泊施設（12室）などとなっている。

2 契約の現況

技術事務所は、技術事務所庁舎及び宿泊等施設の維持管理のため、次のとおり、技術事務所庁舎の清掃業務、宿泊等施設の清掃業務及び家政業務の請負契約を締結している。

表 請負契約締結状況

(単位：円、人)

区分	件名	請負金額	業務内容	人数	勤務時間
宿泊施設	合宿舎清掃業務	510,000	<u>宿泊等施設2階部分の清掃</u>	1	9時から12時30分まで
	合宿舎家政業務	972,000	<u>①施設の清掃（1階部分）</u> <u>②施設利用者の炊飯、給食作業（炊飯、給食に要する材料購入を含む）</u> <u>③保健衛生（浴場、台所、便所等の管理・清掃）</u> <u>④火災の予防（台所の管理）</u> <u>⑤その他の家政業務</u>	1	記載なし ただし、次の時間帯までに準備を行うこととされている。 ・朝食（8時から8時30分まで） ・夕食（18時から20時まで）

					・浴場（18時から21時まで）
技術事務所	庁舎清掃業務	816,000	<u>本庁舎の清掃</u>	1	7時から11時まで
	庁舎清掃業務	816,000	<u>本庁舎の清掃</u>	1	7時から11時まで
計		3,114,000			

(注) 1 本表は、関東農政局土地改良技術事務所の請負契約書を基に当省が作成した。
2 勤務日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く日とする契約となっている。

清掃業務のための契約の内容をみると、清掃業務を完了させるまでではなく、毎日、決められた時間、清掃を行うこととなっており、特に宿泊等施設の清掃業務については、業務場所が相当に限定されている上、受講者がいない期間も同様の業務が求められているが、毎日一定時間に清掃を行う必要はないと考えられる。

これらの契約は、実施場所が隣接しており、それぞれの業務内容が同一であること、請負契約の合計金額が311万円と100万円以上であるため競争入札の対象とし得ることから、これらの契約を取りまとめて一般競争契約とすることが可能であると考えられる。

効果	清掃業務については、一般競争契約へ移行するとともに、毎日一定時間に清掃を行う必要はないと考えられることから、契約内容を見直すことでより安価な契約が期待できる。
----	---

表3－(1)－⑤ 宿泊施設の各居室にテレビを設置しているもの

(単位：台、円)

府省名	研修施設名	設置台数	1台当たりのNHK受信料	備考
内閣府	沖縄総合事務局研修所	19	6,640	
法務省	法務総合研究所浦安総合センター	410	7,455	
外務省	外務省研修所	80	7,455	
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	38	7,455	当省の調査途上において、既にテレビを処分している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「設置台数」欄は、宿泊施設の各居室に設置しているテレビの台数を示す。

3 「1台当たりのNHK受信料」欄は、地上契約を12か月前払いした場合の価格を示す。

(2) 食堂施設の運営の適正化

勧告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>(食堂の運営方法)</p> <p>研修施設の中には、研修期間中の受講者の生活支援のために食堂を設置するものがあるが、その運営方法は、国有財産法に基づく国有財産の使用許可を与えて運営をゆだねる方法、無償又は有償の業務委託契約を締結して運営をゆだねる方法、職員を配置して自らが直接運営する方法（以下「直営」という。）など様々である。</p> <p>(運営方法の検討)</p> <p>食堂の運営に関しては、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」（平成 22 年 5 月 6 日付け総務省行政管理局長から各府省官房長あて事務連絡）により、独立行政法人に対して「食堂の運営費・業務委託費、食券交付等の食事補助の支出を速やかに廃止すること」を要請するとされていることから、研修施設においても同様の措置を講ずるべきであり、食堂運営の必要性の検証や運営方法の検討等不斷の見直しを行うことにより、国費の支出を極力抑えることが重要となっている。</p>	表 3－(1)－②
<p>【調査結果】</p> <p>今回調査した 12 府省 121 研修施設の中には、食堂施設を設置しているものが 12 府省 77 研修施設みられ、これらの食堂施設の平成 21 年度の運営状況等を調査した結果、研修施設周辺の食堂や仕出し弁当を利用させることとして食堂の運営を取りやめたものが 6 府省 15 研修施設（19.5%）みられた。また、民間業者に食堂施設の使用許可を与えたり、食堂の売上金を食堂運営に係る経費に充当させることとする業務委託契約を締結するなど、食堂施設において食事を提供する業務（以下「食堂業務」という。）に国費の支出を行わないようにしているものが 9 府省 38 研修施設（49.4%）みられた。</p>	表 3－(2)－②、③
<p>なお、これら 9 府省 38 研修施設のほかに、平成 21 年度末まで直営で食堂業務を行っていたが、食堂に配置していた職員が退職したことに伴い、22 年度から、民間業者に食堂施設の使用許可を与え、食堂業務に国費の支出を要しない方法に変更したものもみられた。</p> <p>一方、食堂施設を設置している研修施設の中には、次のとおり、食堂業務に国費を支出しているものが 6 府省 24 研修施設（31.2%）みられた。</p> <p>ア 民間業者と食堂業務の委託契約を締結するなどにより、委託費等を支出している。【3 府省 9 研修施設（関東農政局土地改良技術事務所等）】</p> <p>イ 職員を配置して直営で食堂業務を行っている。【5 府省 15 研修施設（東北地方整備局東北技術事務所等）】</p> <p>食堂の運営については、直営で実施していた食堂業務を民間業者に食堂施設の使用許可を与えて行わせる方法に改めたり、食堂の運営自体を取りやめたり</p>	表 3－(2)－④
	表 3－(2)－⑤
	表 3－(2)－⑥
	表 3－(2)－⑦

するなどの工夫をしている例もみられることから、現在も食堂業務に国費を支出している研修施設においては、これらの方法を参考として、食堂業務の必要性の検証、運営方法の見直しを行い、国費の支出を要しない方法に移行する必要があると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、研修施設における食堂に係る予算執行の効率化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 食堂業務に委託費等を支出している研修施設については、食堂施設の使用許可に変更するなど、国費の支出を要しない方法に移行すること。（総務省、農林水産省、国土交通省）
- ② 食堂業務を直営で実施している研修施設については、職員の再配置などを積極的に推進し、国費の支出を要しない方法に移行すること。（内閣府、国家公安委員会（警察庁）、農林水産省、国土交通省）

表3-(2)-① 独立行政法人の法定外福利厚生費に関する事務連絡

○ 独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて

事務連絡

平成22年5月6日

各府省官房長 各位

総務省行政管理局長

独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて

独立行政法人制度については、日頃よりご理解、ご協力いただきありがとうございます。

独立行政法人の法定外福利厚生費については、これまでもレクリエーション経費の支出の見直し、食事補助手当の支出の見直し、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を踏まえた法定外福利費の支出の見直しを要請してきたところです。

3月29日の参・決算委員会においても、法人の食事補助の支出、互助組織への支出、レクリエーション経費の支出といった国民の理解が得られないような支出については廃止すべきとの議論が行われたところです。このような独立行政法人の法定外福利厚生費の支出への批判や独立行政法人が公的主体と位置付けられていることや財政支出を受けていることを踏まえ、各府省においては、貴管下の独立行政法人に対し、法定外福利厚生費の支出について、以下のとおり、要請していただくようお願いします。

- ① 法人の互助組織への支出を速やかに廃止すること、
- ② 食堂の運営費・業務委託費、食券交付等の食事補助の支出を速やかに廃止すること、
- ③ 入学祝金、結婚記念祝金などのその他の支出についても、国や他法人で支出されていないものと同様の支出については原則廃止するなど、国民の理解を得られるよう速やかに見直しを行うこと

(注) 下線は当省が付した。

表3-(2)-② 研修施設における食堂施設の運営状況（平成21年度）

(単位：研修施設、%)

食堂施設を設置している研修施設	食堂施設の運営を取りやめた研修施設	食堂施設を運営している研修施設			
		食堂業務に国費の支出を要しない方法で運営しているもの	食堂業務に国費の支出を要する方法	委託費等を支出しているもの	直接運営しているもの
77 (100)	15 (19.5)	62 (※80.5)	38 (49.4)	24 (31.2)	9 (11.7)
					15 (19.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内には食堂施設を設置している研修施設に対する割合を記載しているが、※は四捨五入の関係で右欄とは合計が一致しない。

(単位：研修施設)

府省名	研修施設名	食堂施設の運営を取りやめた研修施設	食堂の運営形態等			備考
			食堂業務に国費の支出を要しない方法で運営しているもの	委託費等を支出しているものの	直接運営しているものの	
内閣府	沖縄総合事務局研修所				○	
警察庁	警察大学校		○			
	科学警察研究所法科学研修所		○			
	皇宮警察本部皇宮警察学校	○				
	東北管区警察学校				○	
	関東管区警察学校				○	
	中部管区警察学校				○	
	近畿管区警察学校		○			
	中国管区警察学校		○			
	四国管区警察学校				○	
総務省	九州管区警察学校				○	
	自治大学校		○			
	情報通信政策研究所			○		
	統計研修所	○				
法務省	消防大学校		○			
	法務総合研究所浦安総合センター		○			
	法務総合研究所札幌支所	○				
	法務総合研究所仙台支所		○			
	法務総合研究所名古屋支所		○			
	法務総合研究所高松支所	○				
	法務総合研究所福岡支所		○			
	矯正研修所		○			
	矯正研修所札幌支所		○			
	矯正研修所仙台支所		○			
	矯正研修所東京支所	○				
	矯正研修所名古屋支所		○			
	矯正研修所大阪支所		○			
	矯正研修所広島支所	○				
	矯正研修所高松支所	○				
	矯正研修所福岡支所		○			
	公安調査庁研修所	○				

府省名	研修施設名	食堂施設の運営をめぐる研修施設	食堂の運営形態等			備考
			食堂業務に国費の支出を要しない方法で運営しているもの	委託費等を支出しているものの	直接運営しているものの	
外務省	外務省研修所	○				
財務省	財務総合政策研究所		○			
	会計センター		○			
	税関研修所		○			
	税務大学校		○			
	税務大学校札幌研修所		○			
	税務大学校仙台研修所		○			
	税務大学校関東信越研修所		○			
	税務大学校東京研修所		○			
	税務大学校名古屋研修所		○			
	税務大学校大阪研修所		○			
厚生労働省	税務大学校広島研修所		○			
	税務大学校熊本研修所		○			
	国立保健医療科学院		○			
	国立児童自立支援施設国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所	○				
	国立知的障害児施設国立秩父学園附属保護指導職員養成所	○				
農林水産省	植物防疫所研修センター		○			
	農林水産研修所		○			
	農林水産研修所つくば館 水戸ほ場	○				
	関東農政局土地改良技術事務所			○		
	九州農政局土地改良技術事務所				○	
	森林技術総合研修所			○		
	森林技術総合研修所林業機械化センター			○		山間へき地に所在しており、食堂等の食事提供施設が無い。
経済産業省	経済産業研修所		○			
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	○				
	国土交通大学校				○	平成 21 年度まで直営で食堂業務を行っていたが、22 年度から民間業者に食堂施設の使用許可を与えた。
	国土交通大学校柏研修センター		○			
	航空保安大学校		○			
	航空保安大学校岩沼研修センター		○			
	東北地方整備局東北技術事務所				○	

府省名	研修施設名	食堂施設の運営をめぐる研修施設	食堂の運営形態等			備考
			食堂業務に国費の支出を要しない方法で運営しているもの	委託費等を支出しているものの	直接運営しているものの	
国土交通省	関東地方整備局関東技術事務所	○				
	北陸地方整備局北陸技術事務所			○		
	中部地方整備局中部技術事務所			○		
	近畿地方整備局近畿技術事務所		○			
	中国地方整備局中国技術事務所	○				
	四国地方整備局四国技術事務所				○	
	九州地方整備局九州技術事務所			○		
	北海道開発局研修センター			○		
	気象大学校		○			
	海上保安大学校				○	
	海上保安学校				○	
	海上保安学校門司分校				○	
	海上保安学校宮城分校			○		
環境省	環境調査研修所		○			
防衛省	防衛大学校				○	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第14条第1項第5号において食事を無料で支給するとされている。
	防衛医科大学校				○	同項第5号において食事を無料で支給するとされている。
計(12府省)		77	15	38	9	15

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「委託費等を支出しているもの」欄には、食堂業務の請負契約を締結して食堂施設を運営しているものを含む。

3 「直接運営しているもの」欄は、職員（非常勤職員を含む。）を配置して食堂施設を運営している研修施設に「○」印を付している。

表3-(2)-③

件名	全寮制であるが食堂の運営を取りやめた例	
研修施設名	矯正研修所東京支所	矯正研修所高松支所
所在地	東京都中野区新井3-37-3	香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
設置根拠	法務省組織令(平成12年政令第248号)第63条、矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)第6条	
主な研修対象者	東京矯正管区所管の矯正施設に勤務する職員	高松矯正管区所管の矯正施設に勤務する職員
定員	5人	2人

〔説明〕

法務省矯正研修所(以下「矯正研修所」という。)の各支所では、合宿形式による研修を実施しているが、矯正研修所東京支所(以下「東京支所」という。)及び矯正研修所高松支所(以下「高松支所」という。)においては、食堂施設はあるものの、食堂施設を利用した食堂の運営は行っていない。

1 矯正研修所の支所の研修の実施状況

矯正研修所の各支所では、法務省設置法(平成11年法律第93号)、法務省組織令(平成12年政令第248号)及び矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)に基づき、矯正管区所管の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院等)に勤務する職員に対して、職務上必要な学術や技能を習得させるための研修を合宿形式により実施している。

合宿形式により研修を実施する理由について、矯正研修所では、点検礼式や集団行動訓練などを通じての生活指導が訓練に直結しており、特に新たに刑務官等に採用された者に対し、刑務官等として必要な知識及び技能を習得させるための基礎的な教育及び訓練を行う「刑務官等初等科」は、昼夜を問わず生活指導を行い全員が集団生活を行う必要があるためとしている。

2 東京支所における研修時の食事の提供の状況

東京支所では、東京矯正管区職員に対して、「刑務官等初等科」、「法務教官基礎科」、「法務技官基礎科」などの研修を行っており、1年間の受講者数の合計750人(平成21年度)に対し、合宿形式による研修を実施している。

東京支所では、受講者のために食堂施設を設置しており、平成21年度まで民間事業者に使用許可を与えていたが、21年度に配管が故障し湯の供給ができなくなった。東京支所については、平成25年度に東京都立川市に建設予定である国際法務総合センターへの入居が予定されていることから、移転までの3年間で見込まれる国有財産使用料収入(1,137千円(注))と配管修繕の見積金額(1,248千円)を比較した結果、後者の方が高額であったため、仕出し弁当を利用することとして食堂施設の運営を取りやめた。

(注) 平成21年度の国有財産使用料(379千円)×3年=1,137千円

3 高松支所における研修時の食事の提供の状況

高松支所では、高松矯正管区職員に対して、「刑務官等初等科」、「法務教官基礎科」、「法務技官

基礎科」などを行っており、1年間の受講者数の合計249人（平成21年度）に対し、合宿形式による研修を実施している。

高松支所では、法務総合研究所高松支所と合同で宿泊施設を設置しており、この施設内に受講者のために食堂施設を設置しており、平成11年度までは直営で食堂を運営していたが、直営方式を改める際に応札する事業者がいなかつたことから、研修施設周辺の食堂を利用させることとして食堂の運営を取りやめ、各受講者に個人的に対応させることとした。

効果	食堂の運営を取りやめることで、施設の維持管理経費について削減効果があった。
----	---------------------------------------

表3-(2)-④

件名	直営による食堂業務を見直し、民間事業者に食堂施設の使用許可を与えることとしたもの
研修施設名	国土交通大学校小平本校
所在地	東京都小平市喜平町2-2-1
設置根拠	国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第199条
主な研修対象者	国土交通省職員、国土交通行政を担当する地方公共団体職員、独立行政法人職員等
定員	83人

〔説明〕

国土交通大学校小平本校（以下「本校」という。）では、平成21年度末までは直営で食堂施設において食事を提供する業務（以下「食堂業務」という。）を行っていたが、食堂に配置していた職員が退職したことに伴い、22年度から、民間業者に食堂施設の使用許可を与え、食堂業務に国費の支出を要しない方法に変更した。

1 本校における研修の実施状況

本校は、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、建設大学校と運輸研修所が統合されて発足し、国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第199条で「国土交通大学校は、国土交通省の職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務に関する研修（国土技術政策総合研究所及び航空保安大学校の所掌に係るものを除く。）を行うことをつかさどる」とされ、国土交通省の職員及び国土交通行政を担う地方公共団体等の職員を対象に、国土交通行政を担う人材育成のための総合課程（公務員としての総合的識見・行政能力向上のための研修（階層別研修等）、専門課程（国土交通行政に必要な専門的な知識・技術の付与、行政能力養成のための研修）、特別課程（新たな行政課題に即応した研修）を合宿形式で実施しており、1年間の受講者数の合計3,742人（平成21年度）がこれらの研修を受講している。

2 本校における食堂業務の実施状況

本校においては、平成21年度末までは、食堂業務を行うために職員（1人）を配置し、民間業者がその食堂業務の補助を行う形で食事を提供してきたが、この職員が21年度に退職したことに伴い、22年度から、民間業者に食堂施設の使用許可を与え、食堂業務に国費の支出を要しない方法に変更した。

効果	直営から民間業者に食堂施設の使用許可を与え、食堂業務に国費の支出を要しない方法に変更したことで、職員の人工費4,905千円が削減された。
----	--

表3-(2)-⑤

件名	委託費等を支出して実施している食堂業務を国費の支出を要しない方法に移行することが必要と考えられる例
研修施設名	関東農政局土地改良技術事務所
所在地	埼玉県川口市南町2-5-3
設置根拠	農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）第285条
主な研修対象者	農業土木技術者
定員	2人

〔説明〕

関東農政局土地改良技術事務所（以下「技術事務所」という。）は、研修の受講者及び技術事務所職員のための宿泊施設と職員宿舎が一体となった施設（以下「宿泊等施設」という。）を技術事務所に隣接して設置しており、宿泊等施設内に食堂を設けて請負契約者に食事の提供を行わせているが、i) 朝夕の食事の提供は請負契約者が行っているが、昼食は仕出し弁当を利用させていること、ii) 技術事務所周辺に食堂等が複数あることから、食堂施設の使用許可に変更するなど、国費の支出を要しない方法に移行する余地があると考えられる。

1 研修施設の概況

技術事務所は、農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）第285条第6項により、技術基準に関する研修を実施することとされており、農業農村整備事業がより効率的に行われるよう、新技術・高度技術の普及・指導等を国の職員だけでなく地方公共団体の職員等に対して研修を行っており、これらの受講者のために宿泊等施設を設置している。

宿泊等施設は、鉄筋コンクリート2階建て（建て面積325m²、延べ床面積642m²）で、1階部分が技術事務所職員の宿舎（5室）及び食堂、2階部分が受講者のための宿泊施設（12室）などとなっている。

2 食堂の運営状況

技術事務所では、宿泊施設の清掃等を行う「合宿舎家政業務」の請負契約（以下「家政業務契約」という。）を締結しており、次の表のとおり、契約内容には研修施設の利用者の朝食・夕食の提供が含まれている。昼食の提供については契約内容に含まれていないが、これは、受講者に仕出し弁当を利用されることとしているためである。

表 請負契約の締結状況

契約件名	請負金額	業務内容	人数	勤務時間
合宿舎家政業務	972,000	①施設の清掃（1階部分） ②施設利用者の炊飯、給食作業（炊飯、給食に要する材料購入を含む） ③保健衛生（浴場、台所、便所等の管理・清掃） ④火災の予防（台所の管理） ⑤その他の家政業務	1	記載なし ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き、次の時間帯までに準備を行うこととされている。 ・朝食（8時から8時30分まで） ・夕食（18時から20時まで） ・浴場（18時から21時まで）

(注) 技術事務所の請負契約書を基に当省が作成した。

食事については、材料費として朝食 380 円、夕食 580 円を徴収し、請負契約者が材料の購入から調理・提供を行っている。

なお、食堂利用者には、独身宿舎の入居者は含まれていない。

技術事務所では、食堂の運営を取りやめたり、食堂施設の使用許可を与えるといった食堂業務に国費の支出を要しない方法を探らず、家政業務契約により請負費を支出する方法を採用している理由について、平成 17 年度から現在の方法としているが過去の経緯の詳細は承知していないとしている。

3 食堂の運営方法の見直し

以上のとおり、技術事務所では、研修の受講者及び技術事務所職員のための宿泊等施設内に設置した食堂施設における食堂業務について家政業務契約により国費を支出しているが、次のとおり、現在の方法により食堂を運営しなければならない必然性は乏しい状況となっている。

- i 朝夕の食事の提供については、請負契約者が行っているが、昼食は仕出し弁当を利用させており、食堂施設を運営しなくとも特段の支障が生じないと考えられる（他の施設では 3 食すべて仕出し弁当を利用させている例もみられる。）。
- ii 技術事務所周辺には食堂等があり、同じ施設内にある職員宿舎入居者に対しては食事を提供していないこと等からみて、研修での宿泊者にとっては宿泊施設内の食堂施設のみが唯一の食事をとる場所ではないと考えられる。

効果	食堂の廃止を含め見直した場合、家政業務契約における食事提供業務に係る請負額の削減が可能と考えられる。
----	--

表3-(2)-⑥

件名	直営で実施している食堂業務を国費の支出を要しない方法に移行することが必要と考えられる例
研修施設名	東北地方整備局東北技術事務所
所在地	宮城県多賀城市桜木3丁目6-1
設置根拠	地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第140条第1項
主な研修対象者	東北地方整備局職員
定員	5人

〔説明〕

東北地方整備局東北技術事務所（以下「技術事務所」という。）では、隣接している研修施設で合宿形式による研修を行っており、受講者の生活支援のために職員を配置して直営で食堂業務を行っているが、国費の支出を要しない方法に移行する余地があると考えられる。

1 研修施設の概況

技術事務所では、東北地方整備局企画部、建設部、河川部及び道路部に関する建設機械に係る研修を合宿形式で行っており、研修施設を運営している。

研修施設の運営については、次のとおりの体制で行っている。

表 技術事務所研修施設における食堂施設の運営を行う職員

職員	主たる業務	年齢
A	調理	57歳
B	調理	61歳
C	調理（平成21年度末で退職）	—

(注) 1 技術事務所提出の資料を基に当省が作成した。

2 主たる業務の無い時期には、①次年度の給食業務に関する計画などの検討、②食堂施設のほか、研修棟、宿泊棟の清掃・補修、③研修所敷地の除草、外溝等の清掃作業を行っている。

2 食堂施設の運営状況

技術事務所においては食堂施設を運営しているが、i) 技術事務所で行われている研修については、いずれも1回の受講者は多くとも50人程度であり、研修期間も1週間未満の短期間であるため、大量の食事を用意する必要がないこと、ii) 技術事務所周辺に食堂等が複数あり、この食堂施設のみが唯一の食事をとる場所ではないと考えられること、iii) 他の施設では3食すべて仕出し弁当を利用させている例もみられることから、国費の支出を要しない方法に移行する必要があると考えられる。

効果等	食堂業務に係る職員の人事費（平成21年度11,107千円）について国費の支出の削減が期待できる。
-----	--

表3－(2)－⑦ 食堂の運営方法を国費の支出を要しない方法に移行する必要のある研修施設

(単位：円)

府省名	研修施設名	食堂の運営方法	
		委託費等を支出しているもの	直接運営しているもの
内閣府	沖縄総合事務局研修所		8,124,740
警察庁	東北管区警察学校		29,424,818
	関東管区警察学校		51,338,200
	中部管区警察学校		26,183,641
	四国管区警察学校		18,770,521
	九州管区警察学校		24,553,958
	情報通信政策研究所	6,197,327	
農林水産省	関東農政局土地改良技術事務所	972,000	
	九州農政局土地改良技術事務所		2,278,865
	森林技術総合研修所	6,090,000	
国土交通省	東北地方整備局東北技術事務所		11,107,424
	北陸地方整備局北陸技術事務所	1,930,146	
	中部地方整備局中部技術事務所	2,664,536	
	四国地方整備局四国技術事務所		8,971,341
	九州地方整備局九州技術事務所	5,664,709	
	北海道開発局研修センター	3,343,975	
	海上保安大学校		24,682,694
	海上保安学校		28,468,470
	海上保安学校門司分校		11,420,032
	海上保安学校宮城分校	8,510,460	
合計		35,373,153	245,324,704
平均		4,421,644	20,443,725

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「委託費等を支出しているもの」欄には、業務請負を含んだ委託費等の額を、「直接運営しているもの」欄には非常勤職員等を含んだ人件費の額をそれぞれ記載している。

(3) 旅費の節減に係る取組の徹底

勧告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>研修旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第26条第1項第2号に基づき、長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行については日額旅費を支給することとされており、同法第46条第1項に基づき、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費については、減額調整をすると能够であるとされている。</p> <p>また、日額旅費の減額調整については、「旅費業務の抜本的効率化について」（平成20年11月14日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）において、各府省において遅くとも平成20年度中に「旅費業務に関する標準マニュアル」（平成20年11月14日各府省等申合せ）に沿って旅費業務に係る規程類等を改正し、研修期間中、移動を伴わない日がある場合には、支給される日額旅費の額から交通費を減額調整（注）することとされている。</p> <p>（注） 研修に係る旅行の行程が8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合は、日額旅費の額から210円が減額されることとなる。</p>	表3-(3)-①
<p>【調査結果】</p> <p>今回、日額旅費が支給される研修を実施している11府省103研修施設の旅費節減に係る取組状況について調査した結果、①上記標準マニュアルに沿って旅費業務に係る規程類等を改正していないため減額調整を行っていないものが2府省3研修施設（2.9%）、②従来から、旅費業務に係る規程類等において、標準マニュアルに沿った内容の規定を整備しているものの、その趣旨が徹底されていないため減額調整を行っていないものが1府省13研修施設（12.6%）みられた。</p>	表3-(3)-②、③
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、予算の適正な執行を図る観点から、交通費を要しない日がある場合の日額旅費の支給について、早急に減額調整を実施する必要がある。（外務省、農林水産省、国土交通省）</p>	

表3-(3)-① 旅費に関する調整規定

○ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）<抜粋>

(日額旅費)

第26条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、左に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適當と認めて財務大臣が指定するものとする。

- 一 (略)
 - 二 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
 - 三 (略)
- 2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、各庁の長が財務大臣に協議して定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

(旅費の調整)

第46条 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

○ 国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について（昭和27年4月15日付け蔵計第922号）<抜粋>

第26条関係

第1項 「財務大臣が指定するもの」とは、各庁の長が財務大臣に協議し日額旅費の支給の対象として定める旅行をいうものとする。

○ 旅費業務の抜本的効率化について（平成20年11月14日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）<抜粋>

ITを活用した旅費業務の抜本的効率化については、別紙「旅費業務に関する標準マニュアル」（平成20年11月14日各府省等申合せ）に基づいて実施するものとし、各府省においては、遅くとも平成20年度中に、当該標準マニュアルに沿って旅費業務に係る規程類等を改正することとする。

○ 旅費業務に関する標準マニュアル（平成20年11月14日各府省等申合せ）<抜粋>

5. 日額旅費の取扱いについて

② 研修日額旅費に係る支給額一覧

(単位：円)

区分	支給額
日帰りの場合	
旅行が行程8キロ以上16キロ未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	420
旅行が行程16キロ以上又は引き続き8時間以上の場合	620

(2) 標準的な取扱い

① 減額調整

日額旅費が支給される旅行において、公用の交通機関を利用する又は通勤手当が支給される等交通費を要しない場合(出張期間における移動の伴わない日程を含む)には、支給される日額旅費の額から、当該旅行(宿泊する場合は宿泊施設から用務先までの旅行)の距離又は所要時間に応じた「日帰りの場合」の区分に規定される額の2分の1に相当する額を控除した額を支給する。

③ 日額旅費支給日数の適用方法

宿泊する旅行については、用務地に到着した日の翌日から目的地を出発する日の前日までの日数に応じて日額旅費を支給する。

表3-(3)-② 日額旅費の減額調整を行っていない研修施設

府省名	規程等の整備状況	減額調整に関する規程等	減額措置を行っていない研修施設名
外務省	×	—	外務省研修所
農林水産省 (林野庁)	×	(ただし、一般会計職員に係る規程については整備済み)	森林技術総合研修所 森林技術総合研修所林業機械化センター
国土交通省	○	国土交通省日額旅費支給規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第66号）第15条	国土技術政策総合研究所研修センター 国土交通大学校柏研修センター 航空保安大学校 航空保安大学校岩沼研修センター 東北地方整備局東北技術事務所 関東地方整備局関東技術事務所 北陸地方整備局北陸技術事務所 中部地方整備局中部技術事務所 近畿地方整備局近畿技術事務所 中国地方整備局中国技術事務所 四国地方整備局四国技術事務所 九州地方整備局九州技術事務所 北海道開発局研修センター
		計	16研修施設

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「○」は減額調整に関する規程を整備しているもの、「×」は規程の整備が行われていないものを示す。

表3-(3)-③ 日額旅費の減額調整を行っていない研修施設における減額調整の試算

(単位：円)

府省名	研修施設名	節減可能額（試算）
外務省	外務省研修所	125,580
農林水産省 (林野庁)	森林技術総合研修所 森林技術総合研修所林業機械化センター	422,520 48,720
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター 国土交通大学校柏研修センター 航空保安大学校 航空保安大学校岩沼研修センター 東北地方整備局東北技術事務所 関東地方整備局関東技術事務所 北陸地方整備局北陸技術事務所 中部地方整備局中部技術事務所 近畿地方整備局近畿技術事務所 中国地方整備局中国技術事務所 四国地方整備局四国技術事務所 九州地方整備局九州技術事務所 北海道開発局研修センター	336,420 1,419,600 629,790 2,824,920 419,370 196,980 245,070 332,010 299,880 420,210 233,100 369,390 397,530
	計	8,721,090

(注) 1 節減可能額は、研修ごとに「日額旅費対象日数×延べ受講者数×210円」を算出し、合算した。

この場合の「210円」は、日帰りで旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合の交通費に相当する額である。

2 2日以下の研修、他機関に対する場所貸し、国家公務員以外の受講者を除く。

(4) 研修に係る費用負担の適正化

勧告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>研修施設における研修の実施に当たっては、研修講師の手配、研修資料の作成、研修施設の維持管理等を行う必要があり、人件費、講師謝金、光熱水料、清掃費等として国費を支出することとなる。</p> <p>これらの国費の支出に当たっては、研修施設の設置目的、研修対象、実施内容等を基に国が費用を負担すべきか、受講者などに実費相当分の費用の負担を求めるべきか等を判断することとなるが、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、より厳格な判断が求められている。</p>	
<p>【調査結果】</p> <p>今回、12府省 121研修施設における受講者の受入状況について調査した結果、法令等に定められている研修施設の設置目的に合致しない者（以下「研修対象以外の受講者」という。）を受け入れているものが4府省 16研修施設みられた。</p> <p>これらの研修施設について、研修対象以外の受講者からの費用の徴収状況をみると、政令に定められた月額授業料等の実費負担を求めているものが1府省 2研修施設（12.5%）みられた。</p>	表3-(4)-①
<p>一方、①研修対象以外の受講者に対して、人件費、印刷製本費、講師謝金、宿泊施設を使用した場合の光熱水料など研修に要する一人当たりの経費を算出し、その金額を請求しているものの、請求する対象を一部の受講者に限定しているものが1府省 1研修施設（6.3%）、②研修対象以外の受講者に対して実費負担を求めていないものが3府省 13研修施設（81.3%）みられた。</p>	表3-(4)-②
<p>研修の実施に当たって研修講師の手配や研修施設の維持管理等に支出される国費は、研修施設の設置目的を達成するために支出されるものであり、①研修対象以外の受講者に関しては、その目的の達成に寄与するものではないこと、②一部の研修施設のみならず、地方公共団体や民間企業においても、部外者を研修に受け入れる場合、実費相当分の費用を部外者から徴収していることを踏まえると、実費相当分の費用を求める必要があると考えられる。</p>	表3-(4)-③、④
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、研修施設における研修の適正な実施及び予算の効率的な執行を図る観点から、研修対象以外の受講者を受け入れるに当たっては、当該受講者から受講料や宿泊費など研修に係る実費相当分の費用を徴収する必要がある。（内閣府、総務省、国土交通省）</p>	

表3－(4)－① 研修対象以外の受講者を受け入れている研修施設における費用の徴収状況

(単位：人、円)

府省名	研修施設名	研修対象者			左記以外の者		
		研修対象者に係る根拠規程	根拠規程に規定されている者	受講者数	主な受講者	受講者数	左記以外の者からの費用の徴収状況
内閣府	沖縄総合事務局研修所	沖縄総合事務局組織規則第2条	沖縄総合事務局の職員	142	地方公共団体職員、独立行政法人職員	60	×
総務省	統計研修所	総務省組織令第131条第1項第2号	国家公務員及び地方公務員	833	独立行政法人職員、政府関係機関職員等	52	×
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	国土交通省組織令第193条第1項第3号	国土交通省の職員	521	地方公共団体職員、独立行政法人職員等	85	△(574,980)
	航空保安大学校	国土交通省組織令第204条第1項	航空保安業務に従事する国土交通省の職員	333	空港管理会社社員	6	×
	航空保安大学校岩沼研修センター	国土交通省組織令第204条	航空保安業務に従事する国土交通省の職員	646	空港管理会社社員	5	×
	東北地方整備局東北技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	東北地方整備局の職員	846	地方公共団体職員	38	×
	関東地方整備局関東技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	関東地方整備局の職員	993	地方公共団体職員	93	×
	北陸地方整備局北陸技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	北陸地方整備局の職員	545	地方公共団体職員	15	×
	中部地方整備局中部技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	中部地方整備局の職員	715	地方公共団体職員、独立行政法人職員等	26	×
	近畿地方整備局近畿技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	近畿地方整備局の職員	722	地方公共団体職員、独立行政法人職員等	749	×
	中国地方整備局中国技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	中国地方整備局の職員	415	地方公共団体職員	23	×
	四国地方整備局四国技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	四国地方整備局の職員	546	地方公共団体職員、独立行政法人職員	52	×
防衛省	防衛大学校	防衛省設置法第15条第1項、第2項、第3項	幹部自衛官となるべき者、留学生	1,830	技術研究関係企業社員等	5	○(2,760,000)
	防衛研究所	防衛省組織令第44条第2項、第3項	幹部自衛官その他の幹部職員、留学生等	118	安全保障関係企業社員等	16	○(2,484,000)
4府省16研修施設(100%)					費用徴収をしている研修施設数及び割合(%) (○)	2(12.5%)	
					一部費用徴収をしていない研修施設数及び割合(%) (△)	1(6.3%)	
					費用徴収をしていない研修施設数及び割合(%) (×)	13(81.3%)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「左記以外の者」欄の受講者数は他府省の職員を除いている。

3 「左記以外の者からの費用の徴収状況」欄には、費用を徴収しているものには「○」印を、一部徴収をしていないものには「△」印を、徴収をしていないものには「×」印をそれぞれ記載している。
なお、()内は、年間徴収金額を示している。

表3-(4)-②

件名	受講者のうち国の職員以外の者から研修に係る経費を徴収している例
研修施設名	国土技術政策総合研究所研修センター
所在地	神奈川県横須賀市神明町1-12
設置根拠	国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第193条
主な研修対象者	国土交通省職員
定員	2人

〔説明〕

国土技術政策総合研究所では、国土技術政策総合研究所研修センターにおいて、国土交通省組織令（平成12年政令第255号。以下「組織令」という。）第193条に基づき、国土交通省職員を対象とした研修を実施しているが、組織令で研修対象と規定されている以外の者（独立行政法人や地方公共団体の職員等。以下「国土交通省職員以外の者」という。）の受講も受け入れている。国の職員以外の者を受け入れた場合、受講する研修に要する一人当たりの経費を算出し、当該受講者が所属する団体等からその金額を受講料として徴収している。

1 国土技術政策総合研究所における研修の概況

国土技術政策総合研究所では、組織令第193条に基づき、国土交通省職員を対象に港湾及び飛行場の整備等に関する業務に関する研修を実施している。これらの研修では、国土交通省職員以外の者の受講も受け入れている。平成21年度における国の職員以外の受入者数は85人となっている。

2 国の職員以外の者からの研修に係る経費の徴収の状況

国の職員以外の者が国土技術政策総合研究所の研修を受講する場合、国土技術政策総合研究所では、国土交通省受託事務処理規則（平成13年国土交通省訓令第59号）第9条に基づく「国土技術政策総合研究所（港湾空港）受託事務の実費算出方法に関する細則」（平成13年4月1日国土技術政策総合研究所達第23号。表1参照）に従い、受講する研修に要する一人当たりの経費を算出し（具体的な研修に要する経費の算出例は表2のとおり。）、当該受講者が所属する団体等からその金額を受講料として徴収している（徴収に当たっては、歳入徴収官たる国土技術政策総合研究所管理調整部長が納入告知書を発出し歳入として国庫に納入している。）。平成21年度においては、85人の国の職員以外の受講者のうち、独立行政法人の職員を除く63人が所属する団体等から研修に要する経費を受講料として徴収しており（注）、徴収金額の合計は575千円となっている。

（注）独立行政法人から実費を徴収していない理由として、国土技術政策総合研究所で実施する研修の多くにおいて、独立行政法人の職員に講師を依頼し、厚意により、謝金を支払うことなく引き受けているためとしている。

国土技術政策総合研究所では、国の職員以外の者が研修を受講する場合に当該研修に要する経費を徴収している理由について、同研究所は国の機関であるため国の職員以外の者が受講した際には、実費相当分を負担してもらうことが適当であるとしている。

表1 国土技術政策総合研究所（港湾空港）受託事務の実費算出方法に関する細則

第1条 国土交通省受託事務処理規則第9条による経費は、次の方法により算定するものとし、単価については別に定める額とする。
1. 直接人件費（規則第9条第3号に掲げる経費） 受託事務に直接従事する職員の職員俸給をいう。 次の算式に基づき所要見込額として算出した額。この場合においては、受託契約締結時における受託事務に直接従事する職員の俸給月額とし、契約締結後昇給、昇格等によりその月額に変更があった場合においても変更しないこととする。 (職員俸給支給額（月額）×12×受託事務に従事する時間) ÷勤務すべき時間（2,015時間） *受託に従事する時間は小数第2位を四捨五入し小数1位止めとする。 *計算結果に端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
2. 光熱水料（規則第9条第1号に掲げる経費） 受託事務に直接要する経費のうち、電力料、ガス料及び水道料とし、それぞれの単価に当該受託事務に要した使用料を乗じた額とする。 (1) 1kwhの電力料の単価は、次式により算定する。 年間電力総使用量について受託事務の依頼のあった日の料金率によって算定した額÷年間電力総使用量 (2) 1m ³ 当たりのガス料の単価は、次式により算定する。 年間ガス総使用量について受託事務の依頼のあった日の料金率によって算定した額÷年間ガス総使用量 (3) 1m ³ 当たりの水道料の単価は、次式により算定する。 年間水道総使用量について受託事務の依頼のあった日の料金率によって算定した額÷年間水道総使用量 ただし、各式における年間は、当該受託事務の依頼のあった日の属する年度の前年の1月から同年12月までとする。 (4) 受託研修の場合は、別に定める額とする。
3. 消耗品費（規則第9条第1号に掲げる経費） 受託事務に直接要する経費のうち、当該受託事務に使用した消耗品の額とする。
4. 印刷製本費（規則第9条第1号に掲げる経費） 受託事務に直接要する経費のうち、当該受託事務の成績表、報告書等資料の印刷製本に要した額とする。
5. 諸謝金（規則第9条第1号に掲げる経費） 受託事務に直接要する経費のうち、講師1人1時間当たりの単価に実施時間を乗じた額とする。
6. 減価償却費（規則第9条第2号に掲げる経費） 国土交通省の保管に係る船舶及び機械等の使用料のうち、当該受託事務に使用した施設等の1時間当たりの単価に使用時間数を乗じた額とする。 減価償却は、定額法によるものとする。 償却費 = (基礎原価 - 残存価格) ÷ (耐用年数 × 年間使用時間数) × 延使用時間数 (1) 基礎原価は、取得原価を「国有財産台帳の価格改定に関する評価要領」による時価の倍率表により時価に換算したものとする。 (2) 耐用年数、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省令第34号）」における有形固定資産の耐用年数によるものとする。 (3) 残存価格は、基礎原価の10%とする。 (4) 受託研修の場合は別に定める額とする。

7. 講師旅費（規則第9条第4号に掲げる経費）
職員旅費及び日額旅費をいう。
国家公務員等の旅費に関する法令（訓令を含む。）に基づき算出した額とする。
8. 間接人件費（規則第9条第5号に掲げる経費）
受託事務に直接従事する職員の諸手当及び受託事務に間接的に従事する職員の人件費をいう。
次の算式に基づき算出した額とする。
$$\text{間接人件費} = \text{直接人件費} \times 155\%$$
9. 間接庁費（規則第9条第6号に掲げる経費）
直接人件費、講師旅費、間接人件費を除いた上記全ての合計に3%を乗じて算出した額とする。
10. 消費税相当額（規則第9条第7号に掲げる経費）
講師旅費を除く上記全ての合計に5%を乗じて得た額に講師旅費の消費税相当額を加算した額とする。
11. その他（規則第9条第8号に掲げる経費）
当該受託事務を実施するために直接必要な経費で第1号から第8号に含まれないものを行う。

表2 経費の徴収例（3泊4日：19人の研修）(単位：円)

項目	積算額	積算式
直接人件費	621	$11,807 \div 19 \text{人}$
光熱水料	6,063	$900 \text{円 (一律)} \times 4 \text{日} + \text{宿舎加算 } 821 \text{円} \times 3 \text{泊}$
消耗品費	10,632	$202,000 \div 19 \text{人}$
印刷製本費	—	—
諸謝金	—	—
通信運搬費	154	封書 77円 × 2回
減価償却費	678	$24 \text{円 (一律)} \times 4 \text{日} + \text{宿舎加算 } 194 \text{円} \times 3 \text{泊}$
講師旅費	—	—
間接人件費	963	$621.42 \text{円} \times 1.55$
間接庁費	526	光熱水料、消耗品費、通信運搬費、減価償却費の合計 × 0.03
消費税	982	上記すべての合計 × 0.05
合計	20,619	

(注) 國土技術政策総合研究所の資料を基に当省が作成した。

効果	年間 85 人（平成 21 年度）の國の職員以外の受講者を受け入れており、独立行政法人の職員を除く 63 人が所属する団体等から、研修に要する経費に相当するものとして 575 千円を徴収している。
----	--

表3－(4)－③

件名	地方公共団体及び民間企業において、外部の受講者を受け入れている例
〔事例1〕 A自治体研修所の例	
A自治体研修所は、A自治体に所属している職員の研修を実施する機関であるが、研修の定員に余裕がある場合に、A自治体の職員以外の者を受け入れている。その際、研修に要する経費を研修ごとに設定し、受益者負担としてA自治体の職員以外の者から徴収している。	
研修に要する経費は、選択制（区ごとが受講する研修を選択する制度）の導入に伴い、A自治体の負担額を具体化するために、固定費（管理部門の職員人件費、施設維持管理経費等）と按分費（事業部門の職員人件費、研修事業経費等を参加者数割）の和により算出しており、これをA自治体の職員以外の者からも徴収している。	
実際に地方公社、事業団などから12人が受講し、46千円の徴収実績（平成20年度）がある。	
〔事例2〕 B株式会社の例	
社外からの要望により受講者を受け入れている。その際、社外の受講者から研修に要する経費を受益者負担として徴収している。	
研修に要する経費は、人件費、研修材料費、施設維持管理経費（減価償却費を含む）などの和を実費相当分として算出している。	

表3－(4)－④ 研修対象以外の受講者に対して費用負担を求めていない研修施設における研修に係る費用

(単位：千円、人)

府省名	研修施設名	研修に係る費用(A)	延べ受講者数(B)	研修に係る一人一日当たりの費用(A)/(B)
内閣府	沖縄総合事務局研修所	39,865	766	52.043
総務省	統計研修所	189,436	5,106	37.101
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	23,942	2,210	10.833
	航空保安大学校	998,049	40,115	24.880
	航空保安大学校岩沼研修センター	1,042,351	14,830	70.287
	東北地方整備局東北技術事務所	33,185	3,896	8.518
	関東地方整備局関東技術事務所	15,877	3,177	4.997
	北陸地方整備局北陸技術事務所	15,683	2,322	6.754
	中部地方整備局中部技術事務所	15,857	3,060	5.182
	近畿地方整備局近畿技術事務所	24,395	3,594	6.788
	中国地方整備局中国技術事務所	23,233	2,992	7.765
	四国地方整備局四国技術事務所	34,056	2,332	14.604
	九州地方整備局九州技術事務所	38,125	4,702	8.108
	北海道開発局研修センター	119,986	8,128	14.762
			一人一日当たりの平均額	19.473

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修に係る費用」については、研修施設全体に係る費用（「施設の維持・管理に要した費用」、「人件費」、「旅費」、「諸謝金」及び「研修施設の取得額等を耐用年数(47年)で除したもの」等）である。

4 研修施設の運営実態の把握・分析の推進

勧告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>研修施設のコスト縮減を図るとともに効率的な研修の実施等を推進するためには、研修施設自らが研修計画、研修実績、施設の稼働状況や維持管理経費など施設の運営実態を把握、分析するとともに、本府省や研修機関の本所等（以下「本府省等」という。）においても、研修施設の運営実態を的確に把握、分析することが重要である。</p> <p>特に、複数の研修機関を設置している府省においては、各機関がその研修施設の運営実態を把握、分析するだけでは、府省全体の見地からの研修施設の見直しを図る上で不十分であることから、本府省の研修担当部局等において、すべての研修施設の運営実態を統一的に把握、分析する必要がある。</p> <p>また、各府省が平成22年から実施している「行政事業レビュー」においては、各府省が自ら率先して、効率性や効果の面から事業の十分な実態把握を行い、組織や制度の不断の見直しを図ることとされており、研修施設についても、府省全体として同様の観点からの見直しが必要である。</p>	表4-①
<p>【調査結果】</p> <p>今回、12府省121研修施設における研修計画、研修実績、施設の稼働状況など施設の運営実態の本府省等への報告状況を調査した結果、本府省等に研修計画、研修実績及び施設の稼働状況を全く報告していないものが4府省11研修施設（9.1%）みられた。</p> <p>また、本府省等へ報告されている内容をみると、研修計画を報告しているものは11府省110研修施設（90.9%）、研修実績を報告しているものは11府省110研修施設（90.9%）みられるものの、施設の稼働状況を報告しているものはわずか2府省2研修施設（1.7%）となっている。</p> <p>さらに、すべての研修施設の稼働状況等を統一的に把握している本府省はみられなかった。</p>	表4-②
<p>項目1、2及び3のとおり、研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの、研修施設の共同利用を推進する余地があるもの、効率的な研修を実施する必要があるものなど、今後改善する必要のあるものが多数みられたことから、本府省においては、所管するすべての研修施設の研修計画、研修実績、施設の稼働状況を統一的に把握するとともに、維持管理経費などを含めた研修施設全体の運営状況を総合的に分析した上で、研修施設のコスト縮減や効率的な研修の実施に向けた取組等を推進する必要があると考えられる。</p>	表4-③
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、研修施設のコスト縮減や効率的な研修の実施等を推進する観点から、所管するすべての研修施設の運営実態を統一的に把握する</p>	

仕組みを整備するとともに、それらの分析の結果に基づいて、研修施設の見直し等を実施する必要がある。（内閣府、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

表4-① 行政事業レビューの概要

○ 行政事業レビューについて（平成22年3月11日行政刷新会議）<抜粋>

1 趣旨

- (1) 昨年の事業仕分けは、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われているか（用途）といった実態を十分に把握した上で、その事業の遂行が税金投入の効率性や効果の面から適切であるかといった検証を行うことの重要性を、あらためて明らかにした。
- (2) これを踏まえ、本年より、各府省が率先して、
- ① 予算の支出先や用途等について十分な実態把握を行い
 - ② 外部の識者等を交えた公開プロセスも含め自ら事業を点検しながら、
 - ③ レビューの結果を、事業の執行や予算要求等に反映するとともに、
 - ④ 組織や制度の不断の見直しにも活用する
- 「行政事業レビュー」（以下、「レビュー」）を実施することとする。
- レビューの一連の作業は、事業仕分けの内生化・定常化と言うべきものである（全面公開や、現場の実態把握等を踏まえた外部の視点による点検など、事業仕分けの原則に従う）。
- (3) この点検の過程と結果を国民に明らかにしながら、国民の視点に立った事業の執行と予算の策定が徹底されることにより、行政が筋肉質で政策効果の高いものへと刷新されるとともに、政治に対する国民の信頼を高めたい。
- なお、本年は試行とし、その作業状況を踏まえ、必要な見直しを図りつつ、来年からの本格的な実施を目指すこととする。

（注）下線は当省が付した。

表4-②

研修施設の研修計画・研修実績等を報告する仕組みの整備状況

府省名	研修施設名	最終報告先	報告内容			
			研修 計画	研修 実績	稼働状況	
			教室 等	宿泊 施設	体育 施設	
内閣府	経済社会総合研究所経済研修所	×	×	×	—	—
	沖縄総合事務局研修所	×	×	×	×	×
警察庁	警察大学校	本庁長官官房人事課	○	○	×	×
	科学警察研究所法科学研修所	本庁長官官房人事課	○	○	×	×
	皇宫警察本部皇宫警察学校	本庁長官官房人事課	○	○	×	×
	東北管区警察学校	本庁長官官房人事課	○	○	×	×
	関東管区警察学校	本庁長官官房人事課	○	○	×	×
	中部管区警察学校	本庁長官官房人事課	○	○	×	×
	近畿管区警察学校	本庁長官官房人事課	○	○	×	×
	中国管区警察学校	本庁長官官房人事課	○	○	×	×
	四国管区警察学校	本庁長官官房人事課	○	○	×	×
	九州管区警察学校	本庁長官官房人事課	○	○	×	×
総務省	自治大学校	総務大臣	○	○	×	×
	情報通信政策研究所	本省情報通信国際戦略局 情報通信政策課	○	○	×	×
	統計研修所	統計研修所運営連絡会議	○	○	×	—
消防庁	消防大学校	消防庁長官	○	○	×	×
法務省	法務総合研究所	×	×	×	—	—
	法務総合研究所浦安総合センター	法務総合研究所	○	○	×	×
	法務総合研究所札幌支所	法務総合研究所	○	○	×	×
	法務総合研究所仙台支所	法務総合研究所	○	○	×	×
	法務総合研究所牛久支所	法務総合研究所	○	○	×	×
	法務総合研究所名古屋支所	法務総合研究所	○	○	×	×
	法務総合研究所大阪支所	法務総合研究所	○	○	×	×
	法務総合研究所広島支所	法務総合研究所	○	○	×	—
	法務総合研究所高松支所	法務総合研究所	○	○	×	—
	法務総合研究所福岡支所	法務総合研究所	○	○	×	×
	矯正研修所	矯正局人事企画係	○	○	×	×
	矯正研修所札幌支所	矯正局人事企画係	○	○	×	×
	矯正研修所仙台支所	矯正局人事企画係	○	○	×	×
	矯正研修所東京支所	矯正局人事企画係	○	○	×	×
	矯正研修所名古屋支所	矯正局人事企画係	○	○	×	×
	矯正研修所大阪支所	矯正局人事企画係	○	○	×	×
	矯正研修所広島支所	矯正局人事企画係	○	○	×	×
	矯正研修所高松支所	矯正局人事企画係	○	○	×	—
	矯正研修所福岡支所	矯正局人事企画係	○	○	×	×
公安調査庁	公安調査庁研修所	公安調査庁長官	○	○	×	—
外務省	外務省研修所	官房人事課	○	○	×	×
	外務省研修所(本省分室)	官房人事課	○	○	—	—
財務省	財務総合政策研究所	×	×	×	×	×
	財務総合政策研究所 北海道研修支所	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	×	—
	財務総合政策研究所 東北研修支所	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	×	—
	財務総合政策研究所 関東研修支所	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	—	—
	財務総合政策研究所 北陸研修支所	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	—	—
	財務総合政策研究所 東海研修支所	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	—	—

府省名	研修施設名	最終報告先	報告内容				
			研修 計画	研修 実績	稼働状況		
					教室 等	宿泊 施設	体育 施設
財務省	財務総合政策研究所 近畿研修支所	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	×	—	—
	財務総合政策研究所 中国研修支所	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	×	—	—
	財務総合政策研究所 四国研修支所	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	×	—	—
	財務総合政策研究所 四国研修支所中野町分室	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	×	—	—
	財務総合政策研究所 北九州研修支所	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	×	—	—
	財務総合政策研究所 南九州研修支所	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	×	—	—
	財務総合政策研究所 南九州研修支所九州財務局 分室	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	×	×	—
	財務総合政策研究所 沖縄研修支所	財務総合政策研究所 研修部教務課	○	○	×	—	—
	会計センター	×		×	×	×	×
	税関研修所	×		×	×	×	×
	税関研修所函館支所	税関研修所	○	○	—	—	—
	税関研修所東京支所	税関研修所	○	○	×	—	—
	税関研修所横浜支所	税関研修所	○	○	×	—	—
	税関研修所名古屋支所	税関研修所	○	○	×	—	—
	税関研修所大阪支所	税関研修所	○	○	×	—	—
	税関研修所神戸支所	税関研修所	○	○	×	—	—
	税関研修所門司支所	税関研修所	○	○	×	—	—
	税関研修所長崎支所	税関研修所	○	○	×	—	—
	税関研修所沖縄支所	税関研修所	○	○	×	—	—
	税関研修所沖縄支所浦添分室	税関研修所	○	○	×	—	—
国税庁	税務大学校	×		×	×	×	×
	税務大学校札幌研修所	税務大学校教務課	○	○	×	×	×
	税務大学校仙台研修所	税務大学校教務課	○	○	×	×	×
	税務大学校関東信越研修所	税務大学校教務課	○	○	×	×	×
	税務大学校東京研修所	税務大学校教務課	○	○	×	×	×
	税務大学校金沢研修所	税務大学校教務課	○	○	×	—	—
	税務大学校名古屋研修所	税務大学校教務課	○	○	×	×	×
	税務大学校大阪研修所	税務大学校教務課	○	○	×	×	×
	税務大学校広島研修所	税務大学校教務課	○	○	×	×	×
	税務大学校高松研修所	税務大学校教務課	○	○	×	—	—
	税務大学校福岡研修所	税務大学校教務課	○	○	×	—	—
	税務大学校熊本研修所	税務大学校教務課	○	○	×	×	—
厚生労働省	税務大学校沖縄研修支所	税務大学校教務課	○	○	×	—	—
	厚生労働省白金台分室	大臣官房人事課	○	○	○	—	—
	国立保健医療科学院	×		×	×	×	—
	国立児童自立支援施設国立 武蔵野学院附属児童自立支 援専門員養成所	×		×	×	×	—
	国立きぬ川学院（研修棟）	×		×	×	×	—
	秩父学園附属保護指導職員 養成所（研修棟、宿舎棟）	本省障害保健福祉部 企画課施設管理室	○	○	×	×	—
	国立障害者リハビリテー ションセンター学院	×		×	×	×	—
農林水産省	植物防疫所研修センター	本省消費・安全局	○	○	×	×	—
	農林水産研修所	本省大臣官房秘書課	○	○	×	×	×
	農林水産研修所つくば館	農林水産研修所	○	○	×	—	—
	農林水産研修所つくば館水 戸ほ場	農林水産研修所	○	○	×	—	×

府省名	研修施設名	最終報告先	報告内容				
			研修 計画	研修 実績	稼働状況		
					教室 等	宿泊 施設	体育 施設
	東北農政局土地改良技術事務所	本省農振興局設計課	○	○	×	×	—
	関東農政局土地改良技術事務所	本省農振興局設計課	○	○	×	×	—
	北陸農政局土地改良技術事務所	本省農振興局設計課	○	○	×	×	—
	東海農政局土地改良技術事務所	本省農振興局設計課	○	○	×	×	—
	近畿農政局土地改良技術事務所	本省農振興局設計課	○	○	×	×	—
	中国四国農政局土地改良技術事務所	本省農振興局設計課	○	○	×	×	—
	九州農政局土地改良技術事務所	本省農振興局設計課	○	○	×	×	—
	林野庁	森林技術総合研修所	本庁研究・保全課	○	○	×	×
		森林技術総合研修所林業機械化センター	本庁研究・保全課	○	○	×	—
経済産業省	経済産業研修所	本省大臣官房秘書課	○	○	×	×	×
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	本省港湾局技術企画課	○	○	×	×	×
	国土交通大学校	本省大臣官房人事課	○	○	×	×	×
	国土交通大学校柏研修センター	国土交通大学校	○	○	×	×	×
	航空保安大学校	本省航空局保安企画課	○	○	×	×	×
	航空保安大学校岩沼研修センター	本省航空局保安企画課	○	○	×	×	×
	東北地方整備局東北技術事務所	本省大臣官房人事課	○	○	×	×	—
	関東地方整備局関東技術事務所	本省大臣官房人事課	○	○	×	×	—
	北陸地方整備局北陸技術事務所	本省大臣官房人事課	○	○	×	×	—
	中部地方整備局中部技術事務所	本省大臣官房人事課	○	○	×	×	—
	近畿地方整備局近畿技術事務所	本省大臣官房人事課	○	○	×	×	—
	中国地方整備局中国技術事務所	本省大臣官房人事課	○	○	×	×	—
	四国地方整備局四国技術事務所	本省大臣官房人事課	○	○	×	×	—
	九州地方整備局九州技術事務所	本省大臣官房人事課	○	○	×	×	—
	北海道開発局研修センター	北海道開発局長	○	○	×	×	×
気象庁	気象大学校	本庁総務部人事課	○	○	×	×	×
海上保安庁	海上保安大学校	本庁総務部教育訓練管理官	○	○	×	×	×
	海上保安学校	本庁総務部教育訓練管理官	○	○	×	×	×
	海上保安学校門司分校	本庁総務部教育訓練管理官	○	○	×	×	×
	海上保安学校宮城分校	本庁総務部教育訓練管理官	○	○	×	×	—
環境省	環境調査研修所	本省総合環境政策局等	○	○	×	×	×
	水鳥救護研修センター	本省自然環境局 野生生物課鳥獣保護業務室	○	○	○	—	—
防衛省	防衛大学校	防衛大臣	○	○	×	×	×
	防衛医科大学校	防衛大臣	○	○	×	×	×
	防衛研究所	防衛大臣	○	○	×	—	—
実施研修施設数			110	110	2	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「報告内容」欄の各欄の内容を報告している場合は「○」、報告していない場合は「×」と記載している。

なお、「稼働状況」欄の各欄の施設を設置していない場合は「—」と記載している。

表4-③

改善を求める事項一覧

府省名	研修施設名	項・細目	1 研修施設の廃止、縮小等				2 効率的な研修実施の推進				3 研修に係る運営の適正化				要改善 事項数 合計				
			(1) 研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの		(2) 宿泊施設を廃止等することが可能とみられるもの		(3) 体育施設を廃止等することが可能とみられるもの		(4) 研修施設の共同利用の推進		(5) 研修業務に係る実施体制の見直しの推進		(1) 独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの		(2) 同一府省内の複数の研修実施機関で重複した内容の研修を見直す必要があるとみられるもの		(3) 研修の実施方法を見直す必要があるとみられるもの		
			ア	イ	ウ	エ	府省内	府省間											
内閣府	1 経済社会総合研究所経済研修所																0		
警察庁	2 沖縄総合事務局研修所	○			○	○					○		○	○	○	○	8		
	3 警察大学校																0		
	4 科学警察研究所法科学研修所																0		
	5 皇宮警察本部皇宮警察学校																0		
	6 東北管区警察学校														○		1		
	7 関東管区警察学校													○			1		
	8 中部管区警察学校												○				1		
	9 近畿管区警察学校																0		
	10 中国管区警察学校																0		
	11 四国管区警察学校													○			1		
	12 九州管区警察学校												○				1		
総務省	13 自治大学校																0		
	14 情報通信政策研究所	○	○	○			○	○						○			3		
	15 統計研修所													○			1		
消防庁	16 消防大学校																0		
法務省	17 法務総合研究所																0		
	18 法務総合研究所浦安総合センター													○			1		
	19 法務総合研究所札幌支所		○	○													2		
	20 法務総合研究所仙台支所		○	○													2		
	21 法務総合研究所牛久支所																0		
	22 法務総合研究所名古屋支所		○	○													2		
	23 法務総合研究所大阪支所																0		
	24 法務総合研究所広島支所																0		
	25 法務総合研究所高松支所																0		
	26 法務総合研究所福岡支所			○													1		
	27 矯正研修所	○															0		
	28 矯正研修所札幌支所																0		
	29 矯正研修所仙台支所																0		
	30 矯正研修所東京支所																0		
	31 矯正研修所名古屋支所																0		
	32 矯正研修所大阪支所																0		
	33 矯正研修所広島支所																0		
	34 矯正研修所高松支所																0		
	35 矯正研修所福岡支所																0		
公安調査庁	36 公安調査庁研修所																0		
	37 外務省研修所												○		○		2		
外務省	38 外務省研修所本省分室																0		

府省名	研修施設名	項・細目	1 研修施設の廃止、縮小等					2 効率的な研修実施の推進				3 研修に係る運営の適正化				要改善事項数合計			
			(1)研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの		(2)宿泊施設を廃止等することが可能とみられるもの		(3)体育施設を廃止等することが可能とみられるもの		(4)研修施設の共同利用の推進		(5)研修業務に係る実施体制の見直しの推進		(1)独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの		(2)同一府省内の複数の研修実施機関で重複した内容の研修を実施しているもの		(3)研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの		
			ア	イ	ウ	エ	府省内	府省間											
財務省	39 財務総合政策研究所																0		
	40 財務総合政策研究所北海道研修支所																0		
	41 財務総合政策研究所東北研修支所																0		
	42 財務総合政策研究所関東研修支所																0		
	43 財務総合政策研究所北陸研修支所																0		
	44 財務総合政策研究所東海研修支所																0		
	45 財務総合政策研究所近畿研修支所																0		
	46 財務総合政策研究所中国研修支所																0		
	47 財務総合政策研究所四国研修支所																0		
	48 財務総合政策研究所四国研修支所中野町分室																0		
	49 財務総合政策研究所北九州研修支所																0		
	50 財務総合政策研究所南九州研修支所																0		
	51 財務総合政策研究所南九州研修支所九州財務局分室																0		
	52 財務総合政策研究所沖縄研修支所																0		
	53 会計センター																0		
	54 税関研修所																0		
	55 税関研修所函館支所																0		
	56 税関研修所東京支所																0		
	57 税関研修所横浜支所																0		
	58 税関研修所名古屋支所																1		
	59 税関研修所大阪支所																0		
	60 税関研修所神戸支所																0		
	61 税関研修所門司支所																0		
	62 税関研修所長崎支所																0		
	63 税関研修所沖縄支所																0		
	64 税関研修所沖縄支所浦添分室																0		
国税庁	65 税務大学校																0		
	66 税務大学校札幌研修所																0		
	67 税務大学校仙台研修所																0		
	68 税務大学校関東信越研修所																0		
	69 税務大学校東京研修所																0		
	70 税務大学校金沢研修所																0		
	71 税務大学校名古屋研修所																0		
	72 税務大学校大阪研修所																0		
	73 税務大学校広島研修所																0		
	74 税務大学校高松研修所																0		
	75 税務大学校福岡研修所																0		
	76 税務大学校熊本研修所																0		
	77 税務大学校沖縄研修所																0		

府省名	研修施設名	項・細目	1 研修施設の廃止、縮小等				2 効率的な研修実施の推進				3 研修に係る運営の適正化				要改善事項数合計				
			(1)研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの		(2)宿泊施設を廃止等することが可能とみられるもの		(3)体育施設を廃止等することが可能とみられるもの		(4)研修施設の共同利用の推進		(5)研修業務に係る実施体制の見直しの推進		(1)独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの		(2)同一府省内の複数の研修実施機関で重複した内容の研修を実施しているもの		(3)研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの		
			ア	イ	ウ	エ	府省内	府省間											
厚生労働省	78 厚生労働省白金台分室	○																1	
	79 国立保健医療科学院																	1	
	80 国立児童自立支援施設国立武蔵野学院附属児童自立支援専門養成所																	1	
	81 国立きぬ川学院（研修棟）																	1	
	82 秩父学園附属保護指導職員養成所（研修棟、宿舎棟）	○																1	
	83 国立障害者国立リハビリテーションセンター学院																	0	
農林水産省	84 植物防疫所研修センター																	0	
	85 農林水産研修所						○											1	
	86 農林水産研修所つくば館																	1	
	87 農林水産研修所つくば館水戸ほ場	○					○											4	
	88 東北農政局土地改良技術事務所						○											2	
	89 関東農政局土地改良技術事務所						○											4	
	90 北陸農政局土地改良技術事務所						○											2	
	91 東海農政局土地改良技術事務所						○											2	
	92 近畿農政局土地改良技術事務所						○											1	
	93 中国四国農政局土地改良技術事務所						○											2	
	94 九州農政局土地改良技術事務所						○											3	
	95 森林技術総合研修所						○											3	
林野庁	96 森林技術総合研修所林業機械化センター																	1	
経済産業省	97 経済産業研修所						○	○		○	○							4	
国土交通省	98 國土技術政策総合研究所研修センター																○	○	3
	99 國土交通大学校									○									1
	100 國土交通大学校柏研修センター								○								○	○	4
	101 航空保安大学校																○	○	2
	102 航空保安大学校岩沼研修センター								○								○	○	3
	103 東北地方整備局東北技術事務所								○								○	○	4
	104 関東地方整備局関東技術事務所																○	○	2
	105 北陸地方整備局北陸技術事務所																○	○	3
	106 中部地方整備局中部技術事務所																○	○	3
	107 近畿地方整備局近畿技術事務所																○	○	2
	108 中国地方整備局中国技術事務所																○	○	2
	109 四国地方整備局四国技術事務所																○	○	4
	110 九州地方整備局九州技術事務所																○	○	3
	111 北海道開発局研修センター						○	○									○	○	5
気象庁	112 気象大学校																		0
海上保安庁	113 海上保安大学校																○		1
	114 海上保安学校																○		1
	115 海上保安学校門司分校																○		1
	116 海上保安学校宮城分校																○		1

府省名	研修施設名	項・細目	1 研修施設の廃止、縮小等					2 効率的な研修実施の推進				3 研修に係る運営の適正化				要改善事項数合計				
			(1)研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの	(2)宿泊施設を廃止等することが可能とみられるもの	(3)体育施設を廃止等することが可能とみられるもの	(4)研修施設の共同利用の推進	(5)研修業務に係る実施体制の見直しの推進	(1)独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの	(2)同一府省内の複数の研修実施機関で重複した内容の研修を実施しているもの	(3)研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの	(4)研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの	(1)研修施設における調達等の適正化	(2)食堂施設の運営の適正化	(3)旅費節減に係る取組の徹底	(4)研修にかかる費用負担の適正化					
			ア	イ	ウ	エ	府省内	府省間												
環境省	117 環境調査研修所					○		○							1					
	118 水鳥救護研修センター			○											1					
防衛省	119 防衛大学校														0					
	120 防衛医科大学校														0					
	121 防衛研究所														0					
指摘研修施設(府省) 数合計			2	2	(4)	1	14	17	(6)	(9)	(3)	11	4	3	1	5	20	16	14	112(22)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 項目1(1)アは「研修施設を廃止することが可能とみられるもの」、イは「研修施設を縮小することが可能とみられるもの」、ウは「府省内での一体的な運用等により廃止等することが可能とみられるもの」及びエは「研修以外の機能の移転が可能となった場合は、研修施設を廃止する必要があるもの」を示している。

3 項目1(1)ウ、(4)及び(5)については、府省を対象に改善を求めている。

4 「要改善事項数合計」は、項目1(1)ウ、(4)及び(5)を除く各項目での改善を求めている数の合計を示している。

参 考

参考目次

参考資料 1 研修施設の設置状況	1
参考資料 2 研修施設の概要	3
内閣府	経済社会総合研究所経済研修所	3
警察庁	沖縄総合事務局研修所	3
	警察大学校	4
	科学警察研究所法科学研修所	4
	皇宫警察本部皇宫警察学校	5
	東北管区警察学校	5
	関東管区警察学校	6
	中部管区警察学校	6
	近畿管区警察学校	7
	中国管区警察学校	7
	四国管区警察学校	8
	九州管区警察学校	8
	自治大学校	9
	情報通信政策研究所	9
	統計研修所	10
	消防大学校	10
法務省	法務総合研究所	11
	法務総合研究所浦安総合センター	11
	法務総合研究所札幌支所	12
	法務総合研究所仙台支所	12
	法務総合研究所牛久支所	13
	法務総合研究所名古屋支所	13
	法務総合研究所大阪支所	14
	法務総合研究所広島支所	14
	法務総合研究所高松支所	15
	法務総合研究所福岡支所	15
	矯正研修所	16
	矯正研修所札幌支所	16
	矯正研修所仙台支所	17
	矯正研修所東京支所	17
	矯正研修所名古屋支所	18
	矯正研修所大阪支所	18
	矯正研修所広島支所	19
	矯正研修所高松支所	19
	矯正研修所福岡支所	20
	公安調査庁研修所	20
外務省	外務省研修所	21
	外務省研修所本省分室	21
財務省	財務総合政策研究所	22
	財務総合政策研究所北海道研修支所	22
	財務総合政策研究所東北研修支所	23
	財務総合政策研究所関東研修支所	23
	財務総合政策研究所北陸研修支所	24
	財務総合政策研究所東海研修支所	24
	財務総合政策研究所近畿研修支所	25
	財務総合政策研究所中国研修支所	25
	財務総合政策研究所四国研修支所	26
	財務総合政策研究所四国研修支所 中野町分室	26
	財務総合政策研究所北九州研修支所	27
	財務総合政策研究所南九州研修支所	27
	財務総合政策研究所南九州研修支所 九州財務局分室	28
	財務総合政策研究所沖縄研修支所	28
	会計センター	29
	税関研修所	29
	税関研修所函館支所	30
	税関研修所東京支所	30
	税関研修所横浜支所	31
	税関研修所名古屋支所	31
	税関研修所大阪支所	32
	税関研修所神戸支所	32
	税関研修所門司支所	33
	税関研修所長崎支所	33
	税関研修所沖縄支所	34
	税関研修所沖縄支所浦添分室	34
	税務大学校	35
	税務大学校札幌研修所	35
	税務大学校仙台研修所	36
	税務大学校関東信越研修所	36
	税務大学校東京研修所	37
	税務大学校金沢研修所	37
	税務大学校名古屋研修所	38
	税務大学校大阪研修所	38
	税務大学校広島研修所	39
	税務大学校高松研修所	39
	税務大学校福岡研修所	40
	税務大学校熊本研修所	40
	税務大学校沖縄研修支所	41
	厚生労働省白金台分室	41
	国立保健医療科学院	42
	国立児童自立支援施設国立武蔵野学院	42
	附属児童自立支援専門員養成所	42
	国立きぬ川学院（研修棟）	43
	秩父学園附属保護指導職員養成所 (研修棟、宿舎棟)	43
	国立障害者リハビリテーション センター学院	44
	農林水産研修センター	44
	農林水産研修所	45
	農林水産研修所つくば館	45
	農林水産研修所つくば館水戸は場	46
	東北農政局土地改良技術事務所	46
	関東農政局土地改良技術事務所	47
	北陸農政局土地改良技術事務所	47
	東海農政局土地改良技術事務所	48
	近畿農政局土地改良技術事務所	48
	中国四国農政局土地改良技術事務所	49
	九州農政局土地改良技術事務所	49
	森林技術総合研究所	50
	森林技術総合研修所林業機械化センター	50
	経済産業研修所	51
	国土交通省	51
	国土技術政策総合研究所研修センター	51
	国土交通大学校	52
	国土交通大学校柏研修センター	52
	航空保安大学校	53
	航空保安大学校岩沼研修センター	53
	東北地方整備局東北技術事務所	54
	関東地方整備局関東技術事務所	54
	北陸地方整備局北陸技術事務所	55
	中部地方整備局中部技術事務所	55
	近畿地方整備局近畿技術事務所	56
	中国地方整備局中国技術事務所	56
	四国地方整備局四国技術事務所	57
	九州地方整備局九州技術事務所	57
	北海道開発局研修センター	58
	気象大学校	58
	海上保安大学校	59
	海上保安学校	59
	海上保安学校門司分校	60
	海上保安学校宮城分校	60
	環境調査研修所	61
	環境省	61
	水鳥救護研修センター	61
	防衛大学校	62
	防衛医科大学校	63
	防衛研究所	63
	参考資料 3 研修施設における研修に係る経費等の状況	64

研修施設の設置状況

府省名	研修施設名	研修施設の設置形態	施設の内容		
			教室等	宿泊施設	体育施設
内閣府	経済社会総合研究所経済研修所	その他	—	—	—
	沖縄総合事務局研修所	単独施設	○	○	○
警察庁	警察大学校	単独施設	○	○	○
	科学警察研究所法科学研修所	単独施設	○	○	○
	皇宮警察本部皇宮警察学校	単独施設	○	○	○
	東北管区警察学校	単独施設	○	○	○
	関東管区警察学校	単独施設	○	○	○
	中部管区警察学校	単独施設	○	○	○
	近畿管区警察学校	単独施設	○	○	○
	中国管区警察学校	単独施設	○	○	○
	四国管区警察学校	単独施設	○	○	○
	九州管区警察学校	単独施設	○	○	○
総務省	自治大学校	単独施設	○	○	○
	情報通信政策研究所	単独施設	○	○	○
	統計研修所	単独施設	○	○	—
消防庁	消防大学校	単独施設	○	○	○
法務省	法務総合研究所	合同庁舎	○	—	—
	法務総合研究所浦安総合センター	単独施設	○	○	○
	法務総合研究所札幌支所	単独施設	○	○	○
	法務総合研究所仙台支所	単独施設	○	○	○
	法務総合研究所牛久支所	複合施設	○	○	○
	法務総合研究所名古屋支所	単独施設	○	○	○
	法務総合研究所大阪支所	合同庁舎	○	○	○
	法務総合研究所広島支所	合同庁舎	○	○	—
	法務総合研究所高松支所	合同庁舎	○	○	—
	法務総合研究所福岡支所	単独施設	○	○	○
	矯正研修所	単独施設	○	○	○
	矯正研修所札幌支所	合同庁舎	○	○	○
	矯正研修所仙台支所	合同庁舎	○	○	○
	矯正研修所東京支所	単独施設	○	○	○
	矯正研修所名古屋支所	合同庁舎	○	○	○
	矯正研修所大阪支所	単独施設	○	○	○
	矯正研修所広島支所	合同庁舎	○	○	○
	矯正研修所高松支所	合同庁舎	○	○	—
	矯正研修所福岡支所	合同庁舎	○	○	○
公安調査庁	公安調査庁研修所	合同庁舎	○	○	—
外務省	外務省研修所	単独施設	○	○	○
	外務省研修所本省分室	合同庁舎	○	—	—
財務省	財務総合政策研究所	単独施設	○	○	○
	財務総合政策研究所北海道研修支所	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所東北研修支所	合同庁舎	○	—	—
	財務総合政策研究所関東研修支所	合同庁舎	○	—	—
	財務総合政策研究所北陸研修支所	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所東海研修支所	合同庁舎	○	—	—
	財務総合政策研究所近畿研修支所	合同庁舎	○	—	—
	財務総合政策研究所中国研修支所	合同庁舎	○	—	—
	財務総合政策研究所四国研修支所	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所四国研修支所中野町分室	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所北九州研修支所	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所南九州研修支所	その他	—	—	—
	財務総合政策研究所南九州財務局分室	単独施設	○	○	—
	財務総合政策研究所沖縄研修支所	その他	—	—	—
	会計センター	単独施設	○	○	○
	税關研修所	単独施設	○	○	○
	税關研修所函館支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所東京支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所横浜支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所名古屋支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所大阪支所	単独施設	○	—	—
	税關研修所神戸支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所門司支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所長崎支所	合同庁舎	○	—	—
	税關研修所沖縄支所	その他	—	—	—
	税關研修所沖縄支所浦添分室	単独施設	○	—	—
	税務大学校	単独施設	○	○	○

府省名	研修施設名	研修施設の設置形態	施設の内容		
			教室等	宿泊施設	体育施設
国税庁	税務大学校札幌研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校仙台研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校関東信越研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校東京研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校金沢研修所	合同庁舎	○	—	—
	税務大学校名古屋研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校大阪研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校広島研修所	単独施設	○	○	○
	税務大学校高松研修所	合同庁舎	○	—	—
	税務大学校福岡研修所	合同庁舎	○	—	—
	税務大学校熊本研修所	単独施設	○	○	—
	税務大学校沖縄研修支所	合同庁舎	○	—	—
厚生労働省	厚生労働省白金台分室	単独施設	○	—	—
	国立保健医療科学院	単独施設	○	○	—
	国立児童自立支援施設国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所	単独施設	○	○	—
	国立きぬ川学院（研修棟）	単独施設	○	○	—
	秩父学園附属保護指導職員養成所（研修棟、宿舎棟）	単独施設	○	○	—
	国立障害者リハビリテーションセンター学院	複合施設	○	○	—
	農林水産省	植物防疫所研修センター	単独施設	○	○
農林水産省	農林水産研修所	単独施設	○	○	○
	農林水産研修所つくば館	単独施設	○	—	—
	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	単独施設	○	—	○
	東北農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	関東農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	北陸農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	東海農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	近畿農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	中国四国農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	九州農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	○	○	—
	森林技術総合研修所	単独施設	○	○	○
	森林技術総合研修所林業機械化センター	単独施設	○	○	—
経済産業省	経済産業研修所	単独施設	○	○	○
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	単独施設	○	○	○
	国土交通大学校	単独施設	○	○	○
	国土交通大学校柏研修センター	単独施設	○	○	○
	航空保安大学校	単独施設	○	○	○
	航空保安大学校岩沼研修センター	単独施設	○	○	○
	東北地方整備局東北技術事務所	単独施設	○	○	—
	関東地方整備局関東技術事務所	単独施設	○	○	—
	北陸地方整備局北陸技術事務所	単独施設	○	○	—
	中部地方整備局中部技術事務所	単独施設	○	○	—
	近畿地方整備局近畿技術事務所	単独施設	○	○	—
	中国地方整備局中国技術事務所	単独施設	○	○	—
	四国地方整備局四国技術事務所	単独施設	○	○	—
	九州地方整備局九州技術事務所	単独施設	○	○	—
	北海道開発局研修センター	単独施設	○	○	○
気象庁	気象大学校	単独施設	○	○	○
海上保安庁	海上保安大学校	単独施設	○	○	○
	海上保安学校	単独施設	○	○	○
	海上保安学校門司分校	単独施設	○	○	○
	海上保安学校宮城分校	単独施設	○	○	—
環境省	環境調査研修所	単独施設	○	○	○
	水鳥救護研修センター	複合施設	○	—	—
防衛省	防衛大学校	単独施設	○	○	○
	防衛医科大学校	単独施設	○	○	○
	防衛研究所	複合施設	○	—	—
合計	121研修施設		112施設	87施設	58施設

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「単独施設」は、専ら研修を実施するための施設として単独の建物等を設置しているもの
- 3 「合同庁舎」は、複数の府省等が入居する合同庁舎等の一部に、研修を実施するための教室等を設置しているもの
- 4 「複合施設」は、研修以外の機能（研究等）を有する建物等（合同庁舎を除く。）に、研修を実施するための教室等を設置しているもの
- 5 「その他」は、研修専用の教室等を設置せず、会議室等で研修を実施しているもの

参考資料2 研修施設の概要

府省名	内閣府	研修施設名	経済社会総合研究所経済研修所
-----	-----	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	内閣府本府組織規則(平成13年内閣府令第1号)第38条
設置年月日	平成13年1月6日
所掌事務	経済研修所は、経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論並びに国民経済計算に関する研修その他本府の所掌事務に関する研修を行う。
主な研修対象者	経済理論や経済分析等について職務上必要とされる内閣府本府職員及び各省庁の本省庁職員
所在地	東京都千代田区霞が関3-1-1(霞が関中央合同庁舎第4号館)
電話番号	03-3581-6855
HPアドレス	http://www.esri.go.jp/index.html

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	定員	5	4	4	4

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	人件費	32,144	29,728	31,194	36,738
人件費	41,277	32,144	29,728	31,194	36,738
事業費	44,414	32,362	31,080	18,945	18,687
合計	85,691	64,506	60,808	50,139	55,425

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	-	-

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	-	-
宿泊施設	-	-

(注) 研修は合同庁舎内の会議室等で実施している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	内閣府	研修施設名	沖縄総合事務局研修所
-----	-----	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	-
設置年月日	平成4年10月30日
所掌事務	総務部 人事課 研修係 1 局の職員の教養及び訓練に関すること 2 研修所の管理及び運営に関すること 3 研修所の管理及び運営に必要な物品の管理に関すること
主な研修対象者	内閣府沖縄総合事務局職員
所在地	沖縄県名護市喜瀬部瀬名原1980-11
電話番号	0980-53-1153
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	定員	-	-	-	-

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	人件費	6,428	6,428	6,428	6,428
人件費	5,778	6,428	6,428	6,428	6,428
事業費	30,594	26,157	26,095	23,508	48,260
合計	36,372	32,585	32,523	29,936	54,688

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	6,168	217,613

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	872	1,439

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	60
宿泊施設	13	37

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
テニスコート	616	21,733
ブル	487	1,995

(注) テニスコートは、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	警察庁	研修施設名	警察大学校
-----	-----	-------	-------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	警察法(昭和29年法律第162号)第27条第1項
設置年月日	昭和23年3月7日
所掌事務	警察職員に対し、上級の幹部として必要な教育訓練を行い、警察に関する学術の研修をつかさどる。
主な研修対象者	警察職員
所在地	東京都府中市朝日町3-12-1
電話番号	042-354-3550
HPアドレス	http://www.npa.go.jp/keidai/keidai.html

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	173	171	169	170	170

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	1,565,039	1,713,744	1,651,864	1,704,554	1,685,294
事業費	1,125,920	1,001,979	995,779	1,014,387	652,140
合計	2,690,959	2,715,723	2,647,643	2,718,941	2,337,434

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	68,100	11,241,650

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	5,427	30,733
	宿泊棟	4,736	42,262
	体育館・講堂	2,489	8,305
	講堂A	1,524	1,861
	国際豪華セミナー講堂B	1,708	4,436
	図書館	933	1,473

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	51	3,484
宿泊施設	1,338	1,338

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
体育館・道場	8,309	2,007,318
グラウンド	9,433	1,557,158
テニスコート	1,260	207,995

(注) グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	警察庁	研修施設名	科学警察研究所法科学研修所
-----	-----	-------	---------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	警察法(昭和29年法律第162号)第28条、警察法施行規則(昭和29年総理府令第44号)第96条
設置年月日	昭和58年4月5日
所掌事務	鑑定技術職員に対し、鑑定業務を適正に遂行するために必要な知識・技術を習得させるための研修を実施している。
主な研修対象者	全国警察の科学捜査研究所及び鑑識課の鑑定技術職員
所在地	千葉県柏市柏の葉6丁目3番地1
電話番号	04-7135-8001
HPアドレス	http://www.nrips.go.jp/

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものある。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	1,142,943	1,165,963	1,134,358	1,148,862	1,105,610
事業費	367,306	326,868	320,395	331,254	326,531
合計	1,510,249	1,492,831	1,454,753	1,480,116	1,432,141

(注) 予算額は科学警察研究所全体のものであり、法科学研修所に係る予算額はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	39,334	3,245,021

(注) 面積及び資産価値は科学警察研究所全体のものであり、法科学研修所に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	3,923	433,846
	宿泊棟	626	540,460
	体育館	1,492	332,905
	大会講堂・食堂棟	1,274	307,089

(注) 1 研修施設については本館5、6階部分にあり、本館に係る資産価値を面積按分したものである。

2 建て面積については本館の建て面積である。

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	6	150
宿泊施設	111	147

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
体育館	1,492	332,905
グラウンド	2,826	233,143
テニスコート	1,369	112,941

(注) グラウンド及びテニスコートは、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	警察庁	研修施設名	皇宮警察本部皇宮警察学校
-----	-----	-------	--------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	警察法(昭和29年法律第162号)第29条、警察法施行規則(昭和29年總理府令第44号)第116条
設置年月日	昭和28年6月12日
所掌事務	皇宮警察職員に対する教育訓練
主な研修対象者	新たに皇宮警察として採用された職員及び皇宮警部補以下の階級にある皇宮護衛官
所在地	東京都千代田区千代田
電話番号	03-3231-3115(皇宮警察本部代表)
HPアドレス	http://www.npa.go.jp/kougu/toppage.htm (皇宮警察本部ホームページ)

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	47	42	35	29	22

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	8,580,454	8,885,959	9,312,883	8,398,470	9,130,119
事業費	406,722	464,357	255,111	265,178	570,381
合計	8,987,176	9,350,316	9,567,994	8,663,648	9,700,500

(注) 予算額は皇宮警察本部全体のものであり、皇宮警察学校に係る予算はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	6,212	1,103,060

(注) 面積及び資産価値は皇宮警察本部全体のものであり、皇宮警察学校に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	490	1,450	84,846
	400	1,213	69,275
	280	553	110,700
	925	1,028	55,735

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	4	110
宿泊施設	15	90

区分	面積	資産価値
体育館	1,028	55,735
テニスコート	684	121,457

(注) テニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	警察庁	研修施設名	東北管区警察学校
-----	-----	-------	----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	警察法(昭和29年法律第162号)第32条、警察法施行規則(昭和29年總理府令第44号)第138条
設置年月日	昭和29年7月1日
所掌事務	警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教養訓練を行つ。
主な研修対象者	東北管区内6県警察の警部補、巡査部長に昇任予定の警察官及び係長、主任に昇任予定の一般職員
所在地	宮城県多賀城市丸山1丁目1-1
電話番号	022-366-2121
HPアドレス	http://www.tohoku.npa.go.jp

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	52	52	52	52	52

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	474,252	504,769	457,413	509,230	524,841
事業費	99,036	216,355	112,859	73,829	93,400
合計	573,288	721,124	570,272	583,059	618,241

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	82,551	3,184,325

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	1,208	4,881
	宿泊棟A	788	2,437
	宿泊棟B	788	2,437
	体育館	893	1,033
	道場	560	1,145
	射撃場	1,621	1,730
	講堂	582	687
	厚生棟	1,203	1,248

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	13	710
宿泊施設	40	320

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	1,033	48,601
道場	1,145	35,833
グラウンド	21,836	842,303
テニスコート	1,405	54,197

(注) グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	警察庁	研修施設名	関東管区警察学校
-----	-----	-------	----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	警察法(昭和29年法律第162号)第32条、警察法施行規則(昭和29年総理府令第44号)第138条
設置年月日	昭和22年1月28日
所掌事務	警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。
主な研修対象者	皇宮警察本部、警視庁及び関東管区内10県警察の警部補、巡査部長に昇任予定の警察官及び係長、主任に昇任予定の一般職員
所在地	東京都小平市喜平町2-5-1
電話番号	042-321-3441
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		95	94	95	94	93

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	801,069	882,879	820,042	809,247	820,693	
事業費	423,045	476,348	426,469	560,752	379,136	
合計	1,224,114	1,359,227	1,246,511	1,369,999	1,199,829	

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	159,089	20,617,934

区分	(単位: m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	2,086	5,738
	教場	778	2,430
	講堂	1,394	1,639
	宿泊棟A	818	2,457
	宿泊棟B	77	2,358
	宿泊棟C	771	2,358
	宿泊棟D	971	3,478
	宿泊棟E	1,309	8,749
	宿泊棟F	1,31	8,737
	厚生棟	286	540
	拳銃教室	93	93
	体育館・道場	2,589	3,740
	基本射場	190	1,907
	第2射場	492	492
	フリーハンドル射場	1,208	1,273
	食堂	337	337
			6,985

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	33	2,235
宿泊施設	255	1,888

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館・道場	3,740	713,521
グラウンド	26,092	3,381,523

(注) グラウンドに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	警察庁	研修施設名	中部管区警察学校
-----	-----	-------	----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	警察法(昭和29年法律第162号)第32条、警察法施行規則(昭和29年総理府令第44号)第138条
設置年月日	昭和29年7月1日
所掌事務	警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行つ。
主な研修対象者	中部管区内6県警察の警部補、巡査部長に昇任予定の警察官及び係長、主任に昇任予定の一般職員
所在地	愛知県小牧市大字下末1551
電話番号	0568-77-3121
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		53	53	53	53	52

(注) 定員は年度末時点のものである。

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	470,453	475,047	478,945	468,974	458,053	
事業費	121,882	77,321	206,101	119,082	123,795	
合計	592,335	552,368	685,046	588,056	581,848	

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	136,234	6,370,175

区分	(単位: m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	1,472	5,013
	自動車教室	121	121
	宿泊棟A	885	2,734
	宿泊棟B	888	2,734
	体育館	131	737
	道場	1,347	1,497
	射撃場	1,839	2,100
	講堂	666	687
	厚生棟	1,372	1,392
			67,490

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室		15
宿泊施設		815
	71	483

(3) 体育施設

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	737	17,300
道場	1,497	33,306
グラウンド	9,560	447,017
球技コート	3,121	145,935

(注) グラウンド及び球技コートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	警察庁	研修施設名	四国管区警察学校
-----	-----	-------	----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	警察法(昭和29年法律第162号)第32条、警察法施行規則(昭和29年総理府令第44号)第138号
設置年月日	昭和29年7月1日
所掌事務	警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。
主な研修対象者	四国管区内4県の警部補、巡査部長に昇任予定の警察官及び係長、主任に昇任予定的一般職員
所在地	香川県道道市生野町2116番地
電話番号	0877-62-0028
HPアドレス	—

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	41	41	41	41	40

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	318,260	297,208	304,009	299,840	353,734
事業費	111,034	62,963	45,131	91,808	166,187
合計	429,294	360,171	349,140	391,648	519,921

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	38,112	1,429,224

(単位: m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	812	3,294
	宿泊棟A	1,190	2,986
	宿泊棟B	576	1,327
	体育館	728	728
	道場	801	1,605
	射撃場	1,875	1,875
合計			292,446

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	10	351
宿泊施設	34	184

(3) 体育施設

(単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
体育館	728	24,150
道場	1,605	37,030
グラウンド	12,000	450,008

(注) グラウンドに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	警察庁	研修施設名	九州管区警察学校
-----	-----	-------	----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	警察法(昭和29年法律第162号)第32条、警察法施行規則(昭和29年総理府令第44号)第138条
設置年月日	昭和23年3月7日
所掌事務	警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。
主な研修対象者	九州管区内8県警察の警部補、巡査部長に昇任予定の警察官及び係長、主任に昇任予定の一般職員
所在地	福岡県福岡市博多区板付6-1-1
電話番号	092-581-3531
HPアドレス	http://www.kyusyu.npa.go.jp/kyukanko/index.html

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	55	54	54	54	53

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	423,403	488,235	441,850	461,868	485,297
事業費	166,770	128,587	104,742	73,031	88,257
合計	590,173	616,822	546,592	534,899	573,554

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	79,181	6,229,056

(単位: m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟A	1,532	4,382
	研修棟B	342	342
	宿泊棟A	894	3,665
	宿泊棟B	894	3,665
	宿泊棟C	253	486
	体育館	860	860
	道場	750	811
	講堂	642	669
	射撃場	1,078	1,078
	厚生棟	286	286
管理棟			4,993
			27,678

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	14	787
宿泊施設	88	560

(3) 体育施設

(単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
体育館	860	19,767
道場	811	10,503
グラウンド	21,127	1,662,031

(注) グラウンドに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	総務省	研修施設名	自治大学校
-----	-----	-------	-------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第96号イ
設置年月日	昭和28年8月1日
所掌事務	<p>自治大学校は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対する高度の研修を行うこと</p> <p>二 地方公共団体に対し、地方公務員法第39条に規程する研修の内容及び方法に関する技術的助言を行うこと</p> <p>三 地方自治に関する調査及び研究を行うこと</p> <p>四 地方自治に関する資料の収集及び編集を行うこと</p> <p>五 地方公共団体の行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員に対し、その任命権者の依頼を受けて研修を行うこと</p>
主な研修対象者	地方公務員
所在地	東京都立川市緑町10-1
電話番号	042-540-4500
HPアドレス	http://www.soumu.go.jp/jittai/index.htm

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		15	15	14	14	14

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		128,566	131,364	120,884	120,879	134,655
事業費		444,017	429,574	407,896	386,834	367,965
合計		572,583	560,938	528,780	507,713	502,620

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	50,000	12,094,439

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
研修棟	1,117	3,158	545,298
研修棟・厚生棟	2,818	6,476	1,500,150
寄宿舎	1,909	14,160	2,450,714
管理棟	1,316	3,623	637,726
体育館	1,225	1,347	418,213

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	20	974
宿泊施設	390	390

(単位:室、人)

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	1,347	418,213
テニスコート	2,480	599,884
グラウンド	8,702	2,104,916

(注)グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	総務省	研修施設名	情報通信政策研究所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第96号イ、総務省組織令(平成12年政令第246号)第126条
設置年月日	昭和25年6月1日、「總理府電波監理委員会職員訓練所」として設置
所掌事務	総務省の職員に対して、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修を行うこと
主な研修対象者	総務省の職員
所在地	東京都国分寺市泉町2-11-16
電話番号	042-320-5800
HPアドレス	http://www.soumu.go.jp/iicp/

(2) 定員数の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		19	19	19	19	18

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		227,398	208,779	187,106	197,620	160,784
事業費		153,910	138,244	141,293	132,249	132,820
合計		381,308	347,023	328,399	329,869	293,604

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	14,546	4,435,390

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	2,843	5,752	1,325,931
宿泊棟	649	1,915	382,641

(単位:m²、千円)

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	6	143
宿泊施設	78	78

(単位:室、人)

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
講堂(体育館)	707	162,975
テニスコート	918	279,918

(単位:m²、千円)

(注)1 講堂(体育館)に係る資産価値は、事務棟に係る資産価値を面積按分したものである。

2 テニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	総務省	研修施設名	統計研修所
-----	-----	-------	-------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第96号口、総務省組織令(平成12年政令246号)第126条
設置年月日	大正10年2月1日
所掌事務	国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修を行ふ。
主な研修対象者	国家公務員及び地方公務員等
所在地	研修施設: 東京都新宿区若松町19-1 宿泊施設: 東京都世田谷区下馬2-36-3
電話番号	03-5273-1288
HPアドレス	http://www.stat.go.jp/training/index.htm

(2) 定員の推移

区分	年度				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	55	54	53	52	51

(注)1 定員は統計研修所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	407,664	398,502	407,930	349,365	353,951
事業費	27,767	15,518	15,633	14,573	15,587
合計	435,431	414,020	423,563	363,938	369,538

(注) 人件費は統計研修所全体のものであり、研修施設に係る人件費はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	26,699	9,855,665

(注) 面積及び資産価値は公務員宿舎など研修施設以外の建物を含む全体のもので、研修に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟 宿泊棟	1,080 206	2,781 617
			123,696 13,717

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	4	165
宿泊施設	19	38

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
	-	-

府省名	総務省消防庁	研修施設名	消防大学校
-----	--------	-------	-------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	消防組織法(昭和22年法律第226号)第5条
設置年月日	昭和34年4月20日
所掌事務	1 国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行うこと 2 消防学校並びに消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的支援を行うこと 3 住民の自主的な防災組織を構成する者に対する消防に関する教育訓練に関し、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること
主な研修対象者	都道府県の消防事務に従事する職員、市町村の消防職員
所在地	東京都調布市深大寺東町4-35-3
電話番号	0422-46-1711
HPアドレス	http://fdmc.fdma.go.jp/

(2) 定員の推移

区分	年度				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	12	12	11	11	11

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		110,581	89,033	95,236	96,477	90,027
事業費		209,488	280,291	272,626	265,690	303,100
合計		320,069	369,324	367,862	362,167	393,127

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	19,976	3,460,897

区分	建て面積	延べ面積	資産価値	
主な建物	本館 第2本館 北棟 南棟 教官宿泊棟 室内火災防災訓練棟 高層訓練塔	1,324 1,499 534 1,431 137 199 40	6,698 2,692 1,618 5,530 412 299 477	1,256,771 300,084 194,111 724,852 44,307 48,283 20,917

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	6	704
宿泊施設	81	224

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	610	67,998
プール	425	7,266
グラウンド	4,400	762,312

(注)1 体育館に係る資産価値は、第2本館に係る資産価値を面積按分したものである。

2 グラウンドに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

3 プールは現在閉鎖中である。

府省名	法務省	研修施設名	法務総合研究所
-----	-----	-------	---------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省組織令(平成12年政令第248号)第61条
設置年月日	昭和34年4月1日
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・法務に関する調査及び研究を行うこと ・法務省の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して、職務上必要な研修を行うこと ・国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に關し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して研修、研究及び調査を行うこと ・外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力をを行うこと ・法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力をを行うこと
主な研修対象者	法務省職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)
所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1
電話番号	03-3580-4111
HPアドレス	http://www.moi.go.jp/

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	88	87	86	86	85

(注) 定員は年度末時点のもので、法務総合研究所浦安総合センターに係る定員も含む。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	858,978	841,160	824,597	828,194	822,834
事業費	1,030,441	969,342	930,823	785,799	737,357
合計	1,889,419	1,810,502	1,755,420	1,613,993	1,560,191

(注) 予算額は、法務総合研究所浦安総合センターに係る予算額も含む。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	-	-

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	8	344
宿泊施設	-	-

(注) 教室は合同庁舎内及び法務総合研究所浦安総合センターに設置している。

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	法務省	研修施設名	法務総合研究所浦安総合センター
-----	-----	-------	-----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省組織令(平成12年政令第248号)第61条
設置年月日	昭和34年4月1日
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・法務に関する調査及び研究を行うこと ・法務省の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して、職務上必要な研修を行うこと ・国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に關し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して研修、研究及び調査を行うこと ・外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力をを行うこと ・法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力をを行うこと
主な研修対象者	法務省職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)
所在地	千葉県浦安市日の出2-1-16
電話番号	03-3580-4111
HPアドレス	http://www.moi.go.jp/

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	-	-	-	-	-

(注) 定員は法務総合研究所において一括で計上している。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	-	-	-	-	-
事業費	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

(注) 予算は法務総合研究所において一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	16,960	2,035,271

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟A	1,169	763,944
	研修棟B	709	777,458
	宿泊棟A	805	324,233
	宿泊棟B	1,325	1,004,834
	体育館	733	238,354
	食室	793	180,839

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	16	640
宿泊施設	410	410

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
体育館	1,376	238,354
テニスコート	1,303	156,365

(注) テニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	法務省	研修施設名	法務総合研究所札幌支所
-----	-----	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務総合研究所組織規則(平成13年法務省令第7号)第19条
設置年月日	昭和39年4月1日
所掌事務	法務省の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して、職務上必要な研修の実施に関する事務
主な研修対象者	法務省職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)
所在地	札幌市東区北28条東3-3-1
電話番号	011-261-9311(札幌高等検察庁企画調査課)
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	0	0	0	0	0

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	0	0	0	0	0
事業費	59,307	52,147	51,187	51,620	46,953
合計	59,307	52,147	51,187	51,620	46,953

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	2,728	165,294

(単位: m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	711	1,836
	宿泊棟	604	1,978
	体育館	432	432
			250,930
			249,547
			104,178

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	4	140
宿泊施設	44	44

(3) 体育施設

(単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
体育館	432	104,178

府省名	法務省	研修施設名	法務総合研究所仙台支所
-----	-----	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務総合研究所組織規則(平成13年法務省令第7号)第19条
設置年月日	昭和36年9月20日
所掌事務	法務省の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して、職務上必要な研修の実施に関する事務
主な研修対象者	法務省職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)
所在地	宮城県仙台市青葉区川内瀬橋通12-5
電話番号	022-222-6153(仙台高等検察庁企画調査課)
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	0	0	0	0	0

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	1,080	1,080	1,554	0	0
事業費	56,394	42,777	40,174	40,464	39,005
合計	57,474	43,857	41,728	40,464	39,005

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	3,198	204,948

(単位: m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	1,376	4,049

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
宿泊施設	60	60

(3) 体育施設

(単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
体育館	366	44,114

(注) 体育館に係る資産価値は、研修棟に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	法務省	研修施設名	法務総合研究所牛久支所
-----	-----	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務総合研究所組織規則(平成13年法務省令第7号)第19条
設置年月日	平成5年12月24日
所掌事務	法務省の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して、職務上必要な研修の実施に関する事務
主な研修対象者	法務省職員(入国管理関係職員)
所在地	茨城県牛久市久野町1766
電話番号	029-875-1291(東日本入国管理センター)
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	0	0	0	0	0

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	1,942	1,942	2,729	2,721	2,721
事業費	33,927	33,900	52,153	53,701	69,301
合計	35,869	35,842	54,882	56,422	72,022

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	38,232	168,372

(注) 面積及び資産価値は東日本入国管理センター全体のものであり、研修施設に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	840	2,520
	宿泊棟	802	1,766
	体育館	751	1,577
	厚生棟	1,880	1,957
			221,126
			159,544
			215,781
			209,280

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容人数
教室	6	216
宿泊施設	40	80

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	1,577	215,781

府省名	法務省	研修施設名	法務総合研究所名古屋支所
-----	-----	-------	--------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務総合研究所組織規則(平成13年法務省令第7号)第19条
設置年月日	昭和33年5月15日
所掌事務	法務省の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して、職務上必要な研修の実施に関する事務
主な研修対象者	法務省職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)
所在地	愛知県名古屋市北区浪打町2丁目7番地の1
電話番号	052-951-1581(名古屋高等検察庁企画調査課)
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	0	0	0	0	0

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	0	0	0	1,554	1,554
事業費	45,514	46,240	43,145	44,247	43,892
合計	45,514	46,240	43,145	45,801	45,446

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	4,398	589,169

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	管理研修棟 宿泊棟	350 1,021	1,046 3,618

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	4	105
宿泊施設	54	54

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	510	46,840
テニスコート	656	87,880

(注) 1 体育館の資産価値は、管理研修棟に係る資産価値を面積按分したものである。

2 テニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	法務省	研修施設名	法務総合研究所大阪支所
-----	-----	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務総合研究所組織規則(平成13年法務省令第7号)第19条
設置年月日	昭和43年4月1日
所掌事務	法務省の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して、職務上必要な研修の実施に関する事務
主な研修対象者	法務省職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)
所在地	研修施設: 大阪府大阪市福島区福島1-1-60 大阪中之島合同庁舎内 宿泊施設: 大阪府大阪市住之江区南港北1-4-52
電話番号	06-4796-2100(大阪高等検察庁企画調査課)
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		0	0	0	0	0

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		0	0	1,947	1,947	1,947
事業費		93,002	105,334	59,425	33,542	30,440
合計		93,002	105,334	61,372	35,489	32,387

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	2,041	416,637

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟	727	2,881

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	128
宿泊施設	62	62

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	978	-
グラウンド	458	93,493

(注) 1 体育館は合同庁舎内に設置している。

2 グラウンドに係る資産価値は、宿泊施設の土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	法務省	研修施設名	法務総合研究所広島支所
-----	-----	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務総合研究所組織規則(平成13年法務省令第7号)第19条
設置年月日	昭和33年5月15日
所掌事務	法務省の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して、職務上必要な研修の実施に関する事務
主な研修対象者	法務省職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)
所在地	広島県広島市中区上八丁堀2-2
電話番号	082-221-2451(広島高等検察庁企画調査課)
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	定員	0	0	0	0	0

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		0	0	0	1,513	1,513
事業費		14,873	14,743	13,943	15,045	15,049
合計		14,873	14,743	13,943	16,558	16,562

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	-	-

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟	865	1,424

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	1	40
宿泊施設	20	40

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	法務省	研修施設名	法務総合研究所高松支所
-----	-----	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務総合研究所組織規則(平成13年法務省令第7号)第19条
設置年月日	昭和52年5月1日
所掌事務	法務省の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して、職務上必要な研修の実施に関する事務
主な研修対象者	法務省職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)
所在地	研修施設:香川県高松市丸の内1-1 宿泊施設:香川県高松市高松町津の村2106-20
電話番号	087-821-5631(高松高等検察庁企画調査課)
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		0	0	0	0	0

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	1,080	1,080	1,513	0	0	0
事業費	14,444	14,896	13,711	16,294	16,856	16,856
合計	15,524	15,976	15,224	16,294	16,856	16,856

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	972	48,160

(注)1 宿泊棟は合同庁舎とは別の敷地にある。

2 土地に係る面積及び資産価値は、宿泊棟に係るものである。

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟	223	659
			27,061

(注)1 教室は合同庁舎内に設置している。

2 宿泊棟は矯正研修所高松支所と共同で利用している。

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	1	28
宿泊施設	19	38

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
-	-	-

府省名	法務省	研修施設名	法務総合研究所福岡支所
-----	-----	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務総合研究所組織規則(平成13年法務省令第7号)第19条
設置年月日	昭和39年4月1日
所掌事務	法務省の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して、職務上必要な研修の実施に関する事務
主な研修対象者	法務省職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)
所在地	福岡県福岡市中央区小笹1-22-47
電話番号	092-734-9000(福岡高等検察庁企画調査課)
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		0	0	0	0	0

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	0	0	0	0	0	0
事業費	36,050	35,377	33,007	34,109	39,342	39,342
合計	36,050	35,377	33,007	34,109	39,342	39,342

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	4,979	368,217

(2) 主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	629	83,997
	宿泊棟	373	71,872
	体育館	721	140,363

(3) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	3	120
宿泊施設	37	74

(4) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	744	140,363

府省名	法務省	研修施設名	矯正研修所
-----	-----	-------	-------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省設置法(平成11年法律第93号)第2条第2項、法務省組織令(平成12年政令第248号)第63条、矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)第1条
設置年月日	昭和22年5月24日
所掌事務	全国の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等)に勤務する矯正職員に対して、職務上必要な学術や技能を習得させるための研修を実施
主な研修対象者	全国の矯正施設に勤務する矯正職員
所在地	東京都府中市晴見町2丁目8番
電話番号	042-362-6041
HPアドレス	http://www.moi.go.jp/KYOUSEI/kyousei18.html

(2) 定員の推移

年度区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	24	24	24	24	24

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	463,321	453,024	441,448	439,392	429,435
事業費	341,328	341,355	331,220	330,080	391,410
合計	804,649	794,379	772,668	769,472	820,845

(注) 予算額は、支所分を含む矯正研修所全体のものである。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	15,703	2,045,504	

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	775	1,555
	宿泊棟A	456	1,370
	宿泊棟B	476	995
	宿泊棟C	430	861
	体育館	450	450

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	6	215
宿泊施設	85	113

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	450	8,142
テニスコート	760	98,999
グラウンド	4,071	530,297

(注) テニスコート及びグラウンドに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	法務省	研修施設名	矯正研修所札幌支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省設置法(平成11年法律第93号)第2条第2項、法務省組織令(平成12年政令第248号)第63条、矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)第6条
設置年月日	昭和22年5月24日
所掌事務	札幌矯正管区所管の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等)に勤務する矯正職員に勤務する矯正職員に対して、職務上必要な学術や技能を習得させるための研修を実施
主な研修対象者	主に札幌矯正管区所管の矯正施設に勤務する矯正職員
所在地	札幌市東区東苗穂1-2-5-5
電話番号	011-783-3911
HPアドレス	http://www.moi.go.jp/KYOUSEI/kyousei18.html

(2) 定員の推移

年度区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	-	-	-	-	-
事業費	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

(注) 予算は、矯正研修所本所において、一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	-	-	-

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	体育館	570	570

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容人数
教室	3	64
宿泊施設	20	40

(注) 研修施設は札幌矯正管区の庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	570	29,798

府省名	法務省	研修施設名	矯正研修所仙台支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省設置法(平成11年法律第93号)第2条第2項、法務省組織令(平成12年政令第248号)第63条、矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)第6条
設置年月日	昭和22年5月24日
所掌事務	仙台矯正管区所管の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等)に勤務する矯正職員に対して、職務上必要な学術や技能を習得させるための研修を実施
主な研修対象者	主に仙台矯正管区所管の矯正施設に勤務する矯正職員
所在地	宮城県仙台市若林区古城3-23-1
電話番号	022-286-0216
HPアドレス	http://www.moi.go.jp/KYOUSEI/kyousei18.html

(2) 定員の推移

年度 区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度 区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	—	—	—	—	—
事業費	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

(注) 予算は、矯正研修所本所において、一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	—	—	

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟 294	1,175	40,491
	体育館 602	602	17,124

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	3	90
宿泊施設	32	64

(注) 教室は仙台矯正管区の庁舎内に設置されている。

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
グラウンド	1,763	99,782
体育館	602	17,124

(注) グラウンドに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	法務省	研修施設名	矯正研修所東京支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省設置法(平成11年法律第93号)第2条第2項、法務省組織令(平成12年政令第248号)第63条、矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)第6条
設置年月日	昭和22年5月24日
所掌事務	東京矯正管区所管の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等)に勤務する矯正職員に対して、職務上必要な学術や技能を習得させるための研修を実施
主な研修対象者	主に東京矯正管区所管の矯正施設に勤務する矯正職員
所在地	東京都中野区新井3-37-3
電話番号	03-3228-2163
HPアドレス	http://www.moi.go.jp/KYOUSEI/kyousei18.html

(2) 定員の推移

年度 区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	5	5	5	5	5

(注) 定員は年度末時点の定ものである。

(3) 予算額の推移

年度 区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	—	—	—	—	—
事業費	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

(注) 予算は、矯正研修所本所において、一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	15,062	2,280,239	

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟A 876	2,895	145,454
	研修棟B 187	325	26,662
	宿泊棟 1,189	2,712	159,329
	体育館 648	648	48,194

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	4	246
宿泊施設	63	128

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	648	48,194
グラウンド	942	142,610

(注) グラウンドに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものです。

府省名	法務省	研修施設名	矯正研修所名古屋支所
-----	-----	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省設置法(平成11年法律第93号)第2条第2項、法務省組織令(平成12年政令第248号)第63条、矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)第6条
設置年月日	昭和22年5月24日
所掌事務	名古屋矯正管区所管の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等)に勤務する矯正職員に対して、職務上必要な学術や技能を習得させるための研修を実施。
主な研修対象者	主に名古屋矯正管区所管の矯正施設に勤務する矯正職員
所在地	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
電話番号	052-941-5950
HPアドレス	http://www.moi.go.jp/KYOUSEI/kyousei18.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	3	3	3	3	3

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	-	-	-	-	-
事業費	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

(注) 予算は、矯正研修所本所において、一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	-	-

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟 378	1,510	62,167
	体育館 574	1,198	66,576

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	2	66
宿泊施設	33	66

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	1,198	66,576
グラウンド	1,169	262,531

(注) グラウンドに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	法務省	研修施設名	矯正研修所大阪支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省設置法(平成11年法律第93号)第2条第2項、法務省組織令(平成12年政令第248号)第63条、矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)第6条
設置年月日	昭和22年5月24日
所掌事務	大阪矯正管区所管の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等)に勤務する矯正職員に対して、職務上必要な学術や技能を習得させるための研修を実施。
主な研修対象者	主に大阪矯正管区所管の矯正施設に勤務する矯正職員
所在地	大阪府堺市堺区田出井町7-10
電話番号	072-227-1681
HPアドレス	http://www.moi.go.jp/KYOUSEI/kyousei18.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度
定員	4	4	4	4	4

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度
人件費	-	-	-	-	-
事業費	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

(注) 予算は、矯正研修所本所において、一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	9,868	942,949

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟 976	1,776	185,818
	宿泊棟 1,134	3,502	323,907
	体育館 702	716	94,185

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	3	190
宿泊施設	90	116

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	716	94,185
グラウンド	2,440	233,157

(注) グラウンドに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	法務省	研修施設名	矯正研修所広島支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省設置法(平成11年法律第93号)第2条第2項、法務省組織令(平成12年政令第248号)第63条、矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)第6条
設置年月日	昭和22年5月24日
所掌事務	広島矯正管区所管の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等)に勤務する矯正職員に対して、職務上必要な学術や技能を習得させるための研修を実施
主な研修対象者	主に広島矯正管区所管の矯正施設に勤務する矯正職員
所在地	研修施設: 広島県広島市中区八人丁堀6-30 広島合同庁舎 4号館 宿泊施設: 広島県広島市中区吉島西2-735-6
電話番号	082-223-8483
HPアドレス	http://www.moi.go.jp/KYOUSEI/kyouse18.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		3	3	3	3	3

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		-	-	-	-	-
事業費		-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

(注) 予算は、矯正研修所本所において、一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位: m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	3,636	157,297	

(注) 1 宿泊棟及び体育館は合同庁舎とは別の敷地にある。

2 土地に係る面積及び資産価値は、宿泊棟及び体育館に係るものである。

区分	(単位: m ² 、千円)			
	建て面積	延べ面積	資産価値	
主な建物	宿泊棟 体育館	525 554	1,445 666	55,910 19,391

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)		
	教室・部屋数	収容定員	
教室	3	100	
宿泊施設	40	70	

(注) 教室は合同庁舎内に設置しているが、宿泊棟及び体育館は別の敷地にある。

(3) 体育施設

区分	(単位: m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
体育館	666	19,391	

府省名	法務省	研修施設名	矯正研修所高松支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省設置法(平成11年法律第93号)第2条第2項、法務省組織令(平成12年政令第248号)第63条、矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)第6条
設置年月日	昭和22年5月24日
所掌事務	高松矯正管区所管の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等)に勤務する矯正職員に対して、職務上必要な学術や技能を習得させるための研修を実施
主な研修対象者	主に高松矯正管区所管の矯正施設に勤務する矯正職員
所在地	所在地: 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
電話番号	087-822-4455
HPアドレス	http://www.moi.go.jp/KYOUSEI/kyouse18.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		-	-	-	-	-
事業費		-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

(注) 予算は、矯正研修所本所において、一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	-	-

区分	(単位: m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)		
	教室・部屋数	収容人数	
教室	2	30	
宿泊施設	-	-	

(注) 1 宿泊施設は法務総合研究所高松支所を借りている。

2 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	-	-

府省名	法務省	研修施設名	矯正研修所福岡支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省設置法(平成11年法律第93号)第2条第2項、法務省組織令(平成12年政令第248号)第63条、矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)第6条
設置年月日	昭和22年5月24日
所掌事務	福岡矯正管区所管の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等)に勤務する矯正職員に対して、職務上必要な学術や技能を習得させるための研修を実施
主な研修対象者	主に福岡矯正管区所管の矯正施設に勤務する矯正職員
所在地	福岡県福岡市東区右昌5-3-53
電話番号	092-661-1179
HPアドレス	http://www.moi.go.jp/KYOUSEI/kyousei18.html

(2) 定員の推移

年度区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	3	3	3	3	3

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	-	-	-	-	-
事業費	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

(注) 予算は、矯正研修所本所において、一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	-	-

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟 体育館	354 640	1,465 717
			27,563 15,403

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	4	150
宿泊施設	40	80

(注) 教室は福岡矯正管区の庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	717	15,403
グラウンド	2,970	222,752

(注) グラウンドに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	公安調査庁	研修施設名	公安調査庁研修所
-----	-------	-------	----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	法務省組織令(平成12年政令第248号)第83条
設置年月日	昭和27年7月21日
所掌事務	公安調査庁の職員に対して、職務上必要な研修を行うこと
主な研修対象者	公安調査庁の職員
所在地	研修施設: 東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎第6号館 宿泊施設: 東京都渋谷区恵比寿南3-11-16
電話番号	03-3592-2857
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	7	7	7	7	7

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	55,988	55,184	54,902	54,466	54,157
事業費	28,756	27,889	26,748	26,748	26,180
合計	84,744	83,073	81,650	81,214	80,337

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	-	3,083 1,968,353

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟	591	1,389 53,470

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	70
宿泊施設	25	50

(注) 教室は合同庁舎内に設置しているが、宿泊施設は別の敷地にある。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	外務省	研修施設名	外務省研修所
-----	-----	-------	--------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	外務省設置法(平成11年法律第94号)第4条28、外務公務員法(昭和27年法律第41号)第15条、外務公務員法施行令(昭和27年政令第473号)第1条の2、外務省組織令(平成12年政令第249号)第93条、外務省組織規則(平成13年外務省令第1号)第52～56条、外務省研修所研修規則(昭和58年外務省令第3号)
設置年月日	平成6年3月1日
所掌事務	外務省職員等に対してその職務を行うに必要な訓練を行うこと
主な研修対象者	外務省職員、在外公館に赴任予定の他府省職員、地方公務員等
所在地	神奈川県相模原市南区相模大野4-2-1
電話番号	042-760-8101
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	17	17	17	17	17

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	105,141	100,548	99,273	99,393	102,218
事業費	369,047	353,831	405,306	420,164	415,032
合計	474,188	454,379	504,579	519,557	517,250

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		資産価値
	面積	資産価値	
土地	18,000	2,433,404	

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物 研修棟及び宿泊棟	2,941	9,857	886,365

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)		収容定員
	教室・部屋数	収容定員	
教室	84	960	
宿泊施設	80	80	

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)		資産価値
	面積	資産価値	
グラウンド	3,386	457,750	
テニスコート	1,178	159,253	

(注) グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	外務省	研修施設名	外務省研修所本省分室
-----	-----	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	外務省設置法(平成11年法律第94号)第4条28、外務公務員法(昭和27年法律第41号)第15条、外務公務員法施行令(昭和27年政令第473号)第1条の2、外務省組織令(平成12年政令第249号)第93条、外務省組織規則(平成13年外務省令第1号)第52～56条、外務省研修所研修規則(昭和58年外務省令第3号)
設置年月日	平成7年8月1日
所掌事務	外務省職員等に対してその職務を行うに必要な訓練を行うこと
主な研修対象者	外務省職員、在外公館に赴任予定の政府・地方自治体職員等
所在地	東京都千代田区霞が関2-2-1
電話番号	03-5501-6399
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	-	-	-	-	-

(注) 外務省研修所本省分室に係る定員は、本所において一括で計上している。

(3) 予算額の推移

年度区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	-	-	-	-	-
事業費	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

(注) 外務省研修所本省分室に係る予算は、本所において一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		資産価値
	面積	資産価値	
土地	-	-	

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物 合同庁舎	-	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)		収容定員
	教室・部屋数	収容定員	
教室	38	337	
宿泊施設	-	-	

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)		資産価値
	面積	資産価値	
-	-	-	

府省名	財務省	研修施設名	財務総合政策研究所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	財務省の職員に対して、本省及び財務局の所掌事務に従事するために行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	財務本省及び財務局の職員(沖縄総合事務局において、財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。)
所在地	東京都新宿区市谷本村町8-1
電話番号	03-3268-4231
HPアドレス	http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kensyu.htm

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		7	7	7	7	7

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		96,349	93,114	102,666	97,136	90,583
事業費		162,837	159,176	146,215	133,958	110,835
合計		259,186	252,290	248,881	231,094	201,418

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	10,813	4,136,148

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	1,272	4,932
	宿泊棟	511	1,584
	管理棟・宿泊棟	1,958	8,182
			121,862
			102,647
			318,614

(注) 財務総合政策研究所本所は会計センターと共同で施設を利用している。

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	8	734
宿泊施設	138	372

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	576	22,430
多目的コート	965	369,128

(注) 1 体育館に係る資産価値は、管理棟・宿泊棟に係る資産価値を面積按分したものである。

2 多目的コートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	財務省	研修施設名	財務総合政策研究所北海道研修支所
-----	-----	-------	------------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するために行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	北海道札幌市北区北8条西2丁目(北海道財務局内)
電話番号	011-709-2311(内線4290)
HPアドレス	http://www.mof-hokkaido.go.jp

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		13,519	13,064	13,053	13,302	12,807
事業費		10,216	9,339	9,024	9,848	9,121
合計		23,735	22,403	22,077	23,150	21,928

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	-	-

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	-	-
宿泊施設	-	-

(注) 研修は合同庁舎内の会議室等で実施している。

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	財務総合政策研究所東北研修支所
-----	-----	-------	-----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するために行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	宮城県仙台市青葉区本町2-9-26(東北財務局内)
電話番号	022-263-1111(内線3176)
HPアドレス	http://www.mof-tohoku.go.jp/

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	12,710	13,020	13,432	13,697	12,997
事業費	9,917	8,875	8,136	8,234	8,885
合計	22,627	21,895	21,568	21,921	21,882

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	-	-

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物 合同庁舎	-	-	-

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	30
宿泊施設	-	-

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	財務総合政策研究所関東研修支所
-----	-----	-------	-----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するために行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館(関東財務局内)
電話番号	048-600-1221
HPアドレス	http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kensyu.htm

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	17,742	18,106	17,380	17,449	16,354
事業費	14,264	9,475	8,813	7,944	6,154
合計	32,006	27,581	26,193	25,393	22,508

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	-	-

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物 合同庁舎	-	-	-

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	30
宿泊施設	-	-

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	財務総合政策研究所北陸研修支所
-----	-----	-------	-----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するために行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎(北陸財務局内)
電話番号	076-292-7863
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点の定員である。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	12,458	10,249	12,808	13,777	13,887
事業費	7,068	5,385	6,129	6,502	6,602
合計	19,526	15,634	18,937	20,279	20,489

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	-	-

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	-	-
宿泊施設	-	-

(注) 研修は合同庁舎内の会議室等で実施している。

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	財務総合政策研究所東海研修支所
-----	-----	-------	-----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66号
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	財務省東海財務局職員に対して財務行政に従事するため行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	愛知県名古屋市東区椿木町3-78 東海財務局分室内
電話番号	052-935-5713
HPアドレス	http://www.mof-tokai.go.jp/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度
人件費	15,591	14,575	15,036	15,520	15,100
事業費	11,886	11,180	10,559	12,102	11,228
合計	27,477	25,755	25,595	27,622	26,328

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	-	-

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	分室	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容人数
宿泊施設	-	-

(注) 教室は分室内に設置している。

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
-	-	-

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するために行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	大阪府大阪市中央区大手前西丁目1-76(近畿財務局内)
電話番号	06-6949-6378
HPアドレス	—

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	2	2	2	2	2
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	14,316	13,107	15,855	17,015	16,023
人件費	14,316	13,107	15,855	17,015	16,023
事業費	16,442	14,652	14,770	16,316	14,379
合計	30,758	27,759	30,625	33,331	30,402

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	—	—

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	—	—

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	1	40
宿泊施設	—	—

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
—	—	—

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するために行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	広島県広島市中区上八丁堀6-30(中国財務局内)
電話番号	082-221-9221
HPアドレス	http://www.mof-chugoku.go.jp/

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	2	2	2	2	2
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	13,088	14,353	13,698	15,124	15,589
人件費	13,088	14,353	13,698	15,124	15,589
事業費	13,839	12,667	12,140	13,353	13,123
合計	26,927	27,020	25,838	28,477	28,712

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	—	—

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	—	—

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	1	40
宿泊施設	—	—

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
—	—	—

府省名	財務省	研修施設名	財務総合政策研究所四国研修支所
-----	-----	-------	-----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するために行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	香川県高松市中野町26-1(四国財務局内)
電話番号	087-831-2131
HPアドレス	http://www.mof-sikoku.go.jp/pubsyv/public/mu1/bin/list.rbz?cmd=level&nd=9

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	1	1	1	1	1

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	12,924	12,899	12,837	13,010	12,377
事業費	6,800	5,876	5,846	6,582	6,683
合計	19,724	18,775	18,683	19,592	19,060

(注) 予算額は四国研修支所中野町分室に係るものも含む。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	-	-

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	-	-
宿泊施設	-	-

(注) 研修は合同庁舎内の会議室等で実施している。

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	財務総合政策研究所四国研修支所中野町分室
-----	-----	-------	----------------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するために行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	香川県高松市中野町24-7
電話番号	087-831-2131
HPアドレス	http://www.mof-sikoku.go.jp/pubsyv/public/mu1/bin/list.rbz?cmd=level&nd=9

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	-	-	-	-	-

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	-	-	-	-	-
事業費	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

(注) 四国研修支所中野町分室に係る予算は、四国研修支所において一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	-	-

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	分室	-	-

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	-	-
宿泊施設	-	-

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
-	-	-

1 体制
(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局(沖縄総合事務局財務部を含む)の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するために行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11-1
電話番号	092-411-7281
HPアドレス	http://www.mof-fukuoka.go.jp/

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	2	2	2	2	2
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	13,888	13,101	13,199	13,485	13,227
人件費	13,888	13,101	13,199	13,485	13,227
事業費	10,518	12,626	13,053	12,519	11,570
合計	24,406	25,727	26,252	26,004	24,797

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	-	-
宿泊施設	-	-

(注) 研修は合同庁舎内の会議室等で実施している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

1 体制
(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局(沖縄総合事務局財務部を含む)の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するために行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	熊本県熊本市千葉城町3-25(九州財務局内)
電話番号	096-352-7243
HPアドレス	http://www.mof-kyu.go.jp/

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	2	2	2	2	2
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	13,012	12,757	12,018	12,586	10,265
人件費	13,012	12,757	12,018	12,586	10,265
事業費	11,439	11,009	9,271	11,147	10,281
合計	24,451	23,766	21,289	23,733	20,546

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(注) 教室は九州財務局分室に設置している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	財務総合政策研究所南九州研修支所九州財務局分室
-----	-----	-------	-------------------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局(沖縄総合事務局財務部を含む)の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するためを行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局の職員
所在地	熊本県熊本市千葉城町3-25(九州財務局内)
電話番号	096-352-7243
HPアドレス	—

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		—	—	—	—	—
事業費		—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 南九州研修支所九州財務局分室に係る予算は、南九州研修支所において一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	1,961	167,247

区分	(単位: m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	分室	287	684

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	1	25
宿泊施設	7	15

(3) 体育施設

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
—	—	—

府省名	財務省	研修施設名	財務総合政策研究所沖縄研修支所
-----	-----	-------	-----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項
設置年月日	昭和47年5月15日
所掌事務	研修支所の所在地を管轄する財務局(沖縄総合事務局財務部を含む)の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するためを行う研修に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	研修支所の所在地を管轄する財務局(沖縄総合事務局財務部)の職員
所在地	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館10階
電話番号	098-866-0091
HPアドレス	http://www.oeb.go.jp/zaimu/index.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		—	—	—	—	—

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		—	—	—	—	—
事業費		6,370	3,822	4,165	4,615	4,544
合計		6,370	3,822	4,165	4,615	4,544

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	—	—

区分	(単位: m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	—	—

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
宿泊施設	—	—

(注) 研修は合同庁舎内の会議室等で実施している。

(3) 体育施設

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
—	—	—

府省名	財務省	研修施設名	会計センター
-----	-----	-------	--------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第66項、財務省組織令(平成12年政令第250号)第66条、第68条第1項第3号、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第66条、第72条
設置年月日	昭和36年11月1日
所掌事務	国の職員(政府関係機関の職員を含む。)に対して、会計事務に従事するため必要な研修を行うこと
主な研修対象者	各府省等の国等の会計事務に従事している職員
所在地	東京都新宿区市ヶ谷本村町8-1
電話番号	03-3268-4238
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	8	8	8	8	8

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	58,606	57,812	57,189	57,723	58,860
事業費	110,132	103,043	98,315	90,750	86,785
合計	168,738	160,855	155,504	148,473	145,645

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	10,813	4,136,148

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物			
研修棟	1,272	4,932	121,862
セミナー棟	511	1,584	102,647
管理棟・宿泊棟	1,958	8,182	318,614

(注) 会計センターは財務総合政策研究所本所と共同で施設を利用している。

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	8	734
宿泊施設	138	372

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	576	22,430
多目的コート	965	369,128

(注) 1 体育館に係る資産価値は、管理棟・宿泊棟に係る資産価値を面積按分したものである。

2 多目的コートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	財務省	研修施設名	税関研修所
-----	-----	-------	-------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第71条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第83条
設置年月日	昭和28年8月1日
所掌事務	・財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと ・税関、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力をを行うこと
主な研修対象者	税関職員
所在地	千葉県柏市柏の葉6-4-2
電話番号	04-7133-9611
HPアドレス	http://www.customs.go.jp/cti/top.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度
定員	14	14	14	14	14

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度
人件費	124,116	116,547	114,372	111,502	112,146
事業費	575,157	539,528	582,864	667,822	590,798
合計	699,273	656,075	697,256	779,324	702,944

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	44,412	3,782,380

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物			
研修棟	1,762	4,554	293,055
宿泊棟A	1,049	5,949	409,126
宿泊棟B	904	3,107	292,775
体育館	1,814	2,697	229,485
プール	215	215	40,320
事務棟	684	1,341	103,767
管理棟	993	2,774	177,154
講堂	493	645	54,596

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	23	1,460
宿泊施設	261	442

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	2,697	229,485
グラウンド	11,437	974,040
テニスコート	1,292	10,034
プール	215	40,320

(注) グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	財務省	研修施設名	税関研修所函館支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第70条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第93条
設置年月日	昭和28年8月1日
所掌事務	・財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと ・関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力を行うこと
主な研修対象者	函館税關職員
所在地	函館市海岸通24-4函館港湾合同庁舎内
電話番号	0138-40-4283
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	1	1	1	1	1

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	9,330	8,970	9,300	9,033	8,695
事業費	22,027	22,246	22,768	20,521	20,721
合計	31,357	31,216	32,068	29,554	29,416

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	-	-

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	1	16
宿泊施設	-	-

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	税関研修所東京支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第70条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第93条
設置年月日	昭和28年8月1日
所掌事務	・財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと ・関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力を行うこと
主な研修対象者	東京税關職員
所在地	東京都江東区青海2-7-11東京港湾合同庁舎内
電話番号	03-3599-6207
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	3	3	3	3	3

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	21,302	20,987	21,726	22,197	21,039
事業費	35,735	38,539	36,644	32,729	31,981
合計	57,037	59,526	58,370	54,926	53,020

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	-	-

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	6	145
宿泊施設	-	-

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	税関研修所横浜支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第70条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第93条
設置年月日	昭和28年8月1日
所掌事務	・財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと ・関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力をを行うこと
主な研修対象者	横浜税関職員
所在地	神奈川県横浜市中区海岸通1-1
電話番号	045-212-6200
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		3	3	3	3	3

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		20,621	20,702	20,929	20,950	20,067
事業費		16,915	16,173	12,293	11,035	11,078
合計		37,536	36,875	33,222	31,985	31,145

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	-	-

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	税関庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	4	102
宿泊施設	-	-

(注) 教室は税関庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	税関研修所名古屋支所
-----	-----	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第70条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第93条
設置年月日	昭和28年8月1日
所掌事務	・財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと ・関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力をを行うこと
主な研修対象者	名古屋税関職員
所在地	愛知県名古屋市東区泉1-22-27名古屋税関泉分庁舎内
電話番号	052-963-6030
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		3	3	3	3	3

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		19,104	18,083	18,564	19,290	18,835
事業費		19,383	18,988	16,926	19,369	18,580
合計		38,487	37,071	35,490	38,659	36,705

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	-	-

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	税関分庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	3	75
宿泊施設	-	-

(注) 教室は税関分庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	税関研修所大阪支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第70条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第93条
設置年月日	昭和28年8月1日
所掌事務	・財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと ・関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力を行うこと
主な研修対象者	税關研修員
所在地	大阪府大阪市港区海岸通1-5-35
電話番号	06-6576-3072
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	3	3	3	3	3
定員	3	3	3	3	3

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	19,577	19,359	19,946	19,913	19,630
人件費	19,577	19,359	19,946	19,913	19,630
事業費	24,986	26,150	22,542	20,780	22,909
合計	44,563	45,509	42,488	40,693	42,539

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	-	-

(注) 土地は大阪市から借りている。

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	分室	601	1,807
			232,173

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	3	78
宿泊施設	-	-

(注) 教室は分室内に設置している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	税関研修所神戸支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第70条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第93条
設置年月日	昭和28年8月1日
所掌事務	・財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと ・関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力を行うこと
主な研修対象者	税關研修員
所在地	兵庫県神戸市中央区新港町12-1
電話番号	078-333-3162
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	3	3	3	3	3
定員	3	3	3	3	3

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	19,604	19,805	19,717	18,910	17,999
人件費	19,604	19,805	19,717	18,910	17,999
事業費	24,502	24,812	21,693	20,520	21,927
合計	44,106	44,617	41,410	39,430	39,926

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	-	-

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	税關庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	4	90
宿泊施設	-	-

(注) 教室は税關庁舎に設置している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	税関研修所門司支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第70条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第93条
設置年月日	昭和28年8月1日
所掌事務	・財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと ・関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力をを行うこと
主な研修対象者	門司税關職員
所在地	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10門司港湾合同庁舎内
電話番号	050-3530-8338
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	2	2	2	2	2
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	(単位:千円)					
区分	人件費	13,531	13,326	12,365	12,056	12,269
事業費		24,858	20,533	20,085	18,047	19,328
合計		38,389	33,859	32,707	30,103	31,597

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	-	-

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	40
宿泊施設	-	-

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	税関研修所長崎支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第70条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第93条
設置年月日	昭和28年8月1日
所掌事務	・財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと ・関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力をを行うこと
主な研修対象者	長崎税關職員
所在地	長崎県長崎市出島町1-36
電話番号	095-828-8671
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	1	1	1	1	1
定員	1	1	1	1	1

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	(単位:千円)					
区分	人件費	9,191	9,198	9,248	9,387	8,821
事業費		16,320	15,253	13,668	13,666	11,557
合計		25,511	24,451	22,916	23,053	20,378

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	-	-

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	税関庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	1	20
宿泊施設	-	-

(注) 教室は税関庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	税関研修所沖縄支所
-----	-----	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第70条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第93条
設置年月日	昭和47年5月15日
所掌事務	・財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと ・関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力をを行うこと
主な研修対象者	沖縄地区税關職員
所在地	沖縄県那覇市通町4-17
電話番号	098-868-9496
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度 区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	1	1	1	1	1

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度 区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	8,810	8,774	8,931	8,618	8,762
事業費	11,451	10,463	9,651	7,862	9,381
合計	20,261	19,237	18,582	16,480	18,143

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	-	-

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	税関庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	-	-
宿泊施設	-	-

(注) 教室は沖縄支所浦添分室に設置している。

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
-	-	-

府省名	財務省	研修施設名	税関研修所沖縄支所浦添分室
-----	-----	-------	---------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第70条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第93条
設置年月日	昭和47年5月15日
所掌事務	・財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと ・関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力をを行うこと
主な研修対象者	沖縄地区税關職員
所在地	沖縄県那覇市沢城1-45-9
電話番号	098-877-9327
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度 区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	0	0	0	0	0

(注) 年度末時点の定員である。

(3) 予算額の推移

年度 区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	-	-	-	-	-
事業費	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

(注) 税関研修所沖縄支所浦添分室に係る予算は、沖縄支所において一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	1,092	64,001

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	分室	181	349

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	-	20
宿泊施設	-	-

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
-	-	-

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校
-----	-----	-------	-------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	事務室 東京都千代田区霞が関3-1-1 校舎:埼玉県和光市南2-3-7
電話番号	事務室:03-3581-4161 校舎:048-460-5000
HPアドレス	http://www.nta.go.jp/ntc/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		140	138	137	137	136

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		1,325,081	1,311,124	1,282,981	1,271,189	1,274,760
事業費		1,752,104	1,516,064	1,849,870	1,578,104	1,533,969
合計		3,077,185	2,827,188	3,132,851	2,849,293	2,808,729

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	105,000	24,341,305

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値	
	4,288	9,325	2,538,630	
主な建物	研修棟A	3,557	22,202	
	研修棟B	1,370	11,974	
	宿泊棟A	1,370	2,538,937	
	宿泊棟B	1,370	11,974	
	宿泊棟C	1,370	11,974	
	宿泊棟D	1,049	8,737	
	体育館	2,373	6,537	
	管理棟	1,696	7,231	
	厚生棟	2,839	6,258	
	倉庫棟	124	124	19,446

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	109	5,953
宿泊施設	1,370	1,370

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	グラウンド	約 7,700
	テニスコート	約 3,800
	アリーナ	約 1,530
	多目的室	約 110
	卓球場	約 180
	道場	約 770
	プール	約 920
		1,701,956

(注) グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校
-----	-----	-------	-------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	事務室:東京都千代田区霞が関3-1-1 校舎:埼玉県和光市南2-3-7
電話番号	事務室:03-3581-4161 校舎:048-460-5000
HPアドレス	http://www.nta.go.jp/ntc/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		15	14	14	14	14

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		118,024	117,960	113,586	117,862	115,251
事業費		68,142	84,319	90,021	97,180	72,504
合計		186,166	202,279	203,607	215,042	187,755

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	35,061	1,691,269

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
	研修棟	897	1,770
主な建物	宿泊棟A	346	1,345
	宿泊棟B	306	1,193
	体育館	913	1,094
	管理棟	401	616
			33,868

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	9	262
宿泊施設	53	106

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	体育館	1,094
	グラウンド	約 5,600
	テニスコート	約 700
		28,304
		270,133
		33,767

(注) グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校仙台研修所
-----	-----	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第438条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	宮城県仙台市青葉区角五郎2-12-18
電話番号	022-222-8532
HPアドレス	http://www.nta.go.jp/ntc/

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	15	14	14	14	14

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	115,571	119,377	109,081	105,143	105,197
事業費	95,000	92,556	87,277	109,932	88,832
合計	210,571	211,933	196,358	215,075	194,029

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	10,791	699,942

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	657	1,956
	宿泊棟・管理棟	663	2,029
	体育館	1,122	1,122
			79,745
			124,684
			37,495

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	6	220
宿泊施設	50	92

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	1,122	37,495
グラウンド	約 2,700	168,739
テニスコート	約 1,500	93,744

(注) グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

(注) テニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

(注) テニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校関東信越研修所
-----	-----	-------	--------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第438条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	埼玉県朝霞市栄町5-9-9
電話番号	048-462-2325
HPアドレス	http://www.nta.go.jp/ntc/

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	15	23	23	23	23

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	128,593	174,127	193,468	192,055	185,734
事業費	173,197	132,928	130,097	131,543	123,282
合計	301,790	307,055	323,565	323,598	309,016

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	23,477	2,960,832

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟・宿泊棟・管理棟	3,442	8,969
	別館	184	261
			220,715
			26,395

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室		10
宿泊施設		110
		763
		220

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
グラウンド	約 9,100	1,143,187
テニスコート	約 1,200	150,750
バレーコート	約 900	113,063
プール	約 1,000	138,352

(注) 1 グラウンド、テニスコート及びバレーコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

(注) 2 プールは現在閉鎖中である。

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校東京研修所
-----	-----	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第438条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	千葉県船橋市行田2-6-5
電話番号	047-439-6111
HPアドレス	http://www.nta.go.jp/ntc/

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	45	43	43	42	42

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	345,921	345,403	322,667	308,272	307,163
事業費	264,291	301,919	243,978	252,167	213,466
合計	610,212	647,322	566,645	560,439	522,629

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	31,181	2,366,654

(単位:m ² 、千円)			
区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	529	2,025	75,830
	1,550	4,991	161,982
	1,482	10,761	336,495
	1,174	1,197	39,152
	779	2,575	56,320

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	12	1,548
宿泊施設	314	628

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	1,197	39,152
グラウンド	約 8,400	637,560
テニスコート	約 1,500	113,850
卓球場	約 390	12,658
道場	約 130	4,219

(注)1 グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

2 卓球場及び道場に係る資産価値は、研修棟に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校金沢研修所
-----	-----	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第438条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	石川県金沢市広坂2-2-60
電話番号	076-231-2131
HPアドレス	—

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	5	5	5	5	5

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	33,143	35,550	34,274	33,103	32,044
事業費	20,218	20,555	20,233	18,709	19,350
合計	53,361	56,105	54,507	51,812	51,394

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	—	—

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	—	—

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	60

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
—	—	—

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校名古屋研修所
-----	-----	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第438条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	愛知県名古屋市緑区桜の風3-253
電話番号	052-877-6111
HPアドレス	http://www.nta.go.jp/ntc/

(2) 定員の推移

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	32	33	33	33	34

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	257,055	267,698	272,173	269,414	266,648
事業費	226,572	241,063	253,068	258,445	219,781
合計	483,627	508,761	525,241	527,859	486,429

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	34,531	2,349,254

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	1,156	4,070
	宿泊棟A	882	3,116
	宿泊棟B	1,044	3,738
	宿泊棟C	514	1,765
	管理棟	889	1,802
	事務棟	953	2,633
	体育館	1,173	1,284
(単位:m ² 、千円)			

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	9	1,090
宿泊施設	153	420

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	1,284	139,483
グラウンド	約 7,900	537,459
テニスコート	約 2,900	197,295
プール	約 1,000	91,329

(注) グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校大阪研修所
-----	-----	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第438条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	大阪府枚方市香里ヶ丘10-1-11
電話番号	072-854-7201
HPアドレス	http://www.nta.go.jp/ntc/

(2) 定員の推移

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	30	26	25	25	24

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	239,639	230,443	209,634	201,455	198,982
事業費	157,204	160,307	145,758	148,293	139,124
合計	396,843	390,750	355,392	349,748	338,106

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	48,317	4,574,661

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟A	509	1,015
	研修棟B	874	2,420
	教室	385	385
	宿泊棟A	281	1,056
	宿泊棟B	370	1,368
	宿泊棟C	1,345	2,574
	宿泊棟D	563	2,428
(単位:m ² 、千円)			

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	10	939
宿泊施設	104	368

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
グラウンド	約 10,100	956,270
テニスコート	約 1,500	142,020
バレーコート	約 1,000	94,680
バスケットコート	約 700	66,276
プール	約 1,300	128,106

(注) 1 グラウンド、テニスコート、バレーコート及びバスケットコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

2 プールは現在閉鎖中である。

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校広島研修所
-----	-----	-------	------------

1 体制
(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第438条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	広島県広島市佐伯区築々園5-15-1
電話番号	082-921-2276
HPアドレス	http://www.nta.go.jp/ntc/

(2) 定員の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	16	15	14	14	14

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	116,916	121,098	111,459	109,640	110,258
事業費	98,823	112,610	81,699	80,264	65,552
合計	215,739	233,708	193,158	189,904	175,810

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	16,373	1,531,368

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟・宿泊棟 別館	1,786 155	4,829 311
			149,303 12,223

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	8	358
宿泊施設	60	120

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
グラウンド	約 6,800	616,896
テニスコート	約 1,400	127,008
ハレコート	約 1,300	146,649
バスケットコート	約 800	90,240
プール	約 700	67,112

(注)1 グラウンド、テニスコート、ハレコート及びバスケットコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値
面積按分したものである。

2 プールは現在閉鎖中である。

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校高松研修所
-----	-----	-------	------------

1 体制
(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第438条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	香川県高松市天神前2-10
電話番号	087-831-3111
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	5	5	5	5	5

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	32,705	33,735	32,467	31,950	31,802
事業費	31,983	29,373	27,816	25,979	28,289
合計	64,688	63,108	60,283	57,929	60,091

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	-	-

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	国税総合庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	116
宿泊施設	-	-

(注) 教室は国税総合庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校福岡研修所
-----	-----	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第438条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1
電話番号	092-411-0031
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	5	5	5	5	5

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	36,651	37,009	35,180	34,393	33,647
事業費	49,785	35,008	32,678	30,786	42,419
合計	86,436	72,017	67,858	65,179	76,066

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	-	-

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	1	48
宿泊施設	-	-

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校熊本研修所
-----	-----	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第438条
設置年月日	昭和39年6月18日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	熊本県熊本市東本町16-1
電話番号	096-368-4171
HPアドレス	http://www.nta.go.jp/rnc/

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	15	14	14	14	14

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	113,603	110,955	105,669	99,465	98,161
事業費	93,266	105,495	81,462	80,389	79,547
合計	206,869	216,450	187,131	179,854	177,708

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	14,297	1,092,115

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	712	2,186
	宿泊棟	1,670	4,636

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	7	344
宿泊施設	93	210

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	国税庁	研修施設名	税務大学校沖縄研修支所
-----	-----	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	財務省組織令(平成12年政令第250号)第95条、財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第438条
設置年月日	昭和47年5月15日
所掌事務	財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修等を行うこと
主な研修対象者	国税庁職員
所在地	沖縄県浦添市宮城5-6-12
電話番号	098-877-8670
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	4	4	4	4	4

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	31,372	30,538	29,679	28,516	28,707
事業費	19,448	21,730	20,992	18,790	17,705
合計	50,820	52,268	50,671	47,306	46,412

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	-	-

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	合同庁舎	-	-

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	2	35
宿泊施設	-	-

(注) 教室は合同庁舎内に設置している。

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
-	-	-

府省名	厚生労働省	研修施設名	厚生労働省白金台分室
-----	-------	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	-
設置年月日	昭和55年3月26日
所掌事務	新任職員研修、係長研修等の職員の資質向上を目的とするための研修の実施
主な研修対象者	厚生労働省職員等
所在地	東京都港区白金台2-6-21
電話番号	03-3442-3491
HPアドレス	-

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	0	0	0	0	0

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	2,681	5,586	5,654	5,742	7,302
事業費	6,383	8,183	4,737	4,580	4,569
合計	9,064	13,769	10,391	10,322	11,871

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	-	470,245

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	484	1,415	67,271

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	5	200
宿泊施設	-	-

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
-	-	-

府省名	厚生労働省	研修施設名	国立保健医療科学院
-----	-------	-------	-----------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第135条
設置年月日	平成14年4月1日
所掌事務	保健医療事業及び生活衛生に関係する職員並びに社会福祉事業に関係する職員その他これらに類する者の養成及び訓練、並びにこれらに関する調査及び研究
主な研修対象者	国及び地方公共団体において保健医療、生活衛生及びこれらに関連する社会福祉に関係する業務に従事している職員
所在地	埼玉県和光市南2-3-6
電話番号	048-458-6111
HPアドレス	http://www.niph.go.jp/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		125	124	123	122	120

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	1,185,464	1,156,303	1,174,810	1,155,276	1,125,173	
事業費	1,027,845	910,935	826,158	954,130	778,928	
合計	2,213,309	2,067,238	2,000,968	2,109,406	1,904,101	

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	30.000	1,419,909

区分	(単位:m ² 、千円)			
	建て面積	延べ面積	資産価値	
主な建物	研修棟 宿泊棟 実験棟	3,062 735 1,217	16,131 5,113 7,967	3,266,141 1,294,530 2,545,114

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室	宿泊施設
	22	144
	1,030	144

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
	-	-

府省名	厚生労働省	研修施設名	国立児童自立支援施設国立武藏野学院 附属児童自立支援専門員養成所
-----	-------	-------	-------------------------------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第642条
設置年月日	昭和22年8月26日
所掌事務	児童自立支援専門員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修を行うことを目的とする。
主な研修対象者	現在児童自立支援事業等に従事している者
所在地	埼玉県さいたま市緑区大門1030
電話番号	048-878-1260
HPアドレス	http://www.musashino.go.jp/kensyu.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		4	4	4	4	4

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	33,022	31,338	30,610	31,370	31,006	
事業費	5,573	1,656	1,471	2,120	1,031	
合計	38,595	32,994	32,081	33,490	32,037	

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	467	13,000

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	413	1,098

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室	宿泊施設
	1	60

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
	-	-

府省名	厚生労働省	研修施設名	国立きぬ川学院(研修棟)
-----	-------	-------	--------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第635条
設置年月日	平成6年1月19日
所掌事務	入所児童の親族等の関係者宿泊の為
主な研修対象者	全国の障害自立支援施設の職員
所在地	栃木県さくら市押上288
電話番号	028-682-2448
HPアドレス	http://www.kinugawa.go.jp/

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	定員	2	2	2	3
					3

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	人件費	14,409	12,520	12,418	8,244
	事業費	0	0	0	906
	合計	14,409	12,520	12,418	9,150

(注) 人件費は院長、調査課長及び研修係長の予算額を計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	76,757	187,165

(注) 面積及び資産価値は国立きぬ川学院全体のものであり、研修部分に係る面積及び資産価値はその内数である。

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	1	20
宿泊施設	10	20

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	厚生労働省	研修施設名	秩父学園附属保護指導職員養成所(研修棟、宿舎棟)
-----	-------	-------	--------------------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第672条第1項
設置年月日	昭和38年10月1日
所掌事務	知的障害児保護指導職員養成所は、国立知的障害児施設における知的障害の児童の保護及び指導に当たる職員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修を行う。
主な研修対象者	全国の障害福祉関係職員
所在地	埼玉県富士見市北原町360
電話番号	04-2992-2839
HPアドレス	http://www.chichibu-gakuen.go.jp/

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	定員	3	3	3	3
					3

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	人件費	30,167	26,692	28,956	30,231
	事業費	12,674	12,655	12,076	12,462
	合計	42,841	39,347	41,032	42,693

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	91,394	10,206,444

(注) 面積及び資産価値は国立秩父学園全体のものであり、研修施設に係る面積及び資産価値はその内数である。

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	560	976
	宿泊棟	624	1,033

(3) 体育施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	7	234
宿泊施設	30	30

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	厚生労働省	研修施設名	国立障害者リハビリテーションセンター学院
-----	-------	-------	----------------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第149条
設置年月日	昭和54年7月1日
所掌事務	障害者のリハビリテーションや福祉業務に従事する専門職員の養成と現に従事している各種専門職の技術向上を目的とした研修を行う。
主な研修対象者	障害者のリハビリテーションに関する事業に従事している各種専門職員
所在地	埼玉県所沢市並木4-1
電話番号	04-2995-3100
HPアドレス	http://www.rehab.go.jp/

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	3	3	3	3	3

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	23,517	22,248	22,143	21,873	22,407
事業費	60,395	60,497	51,154	47,135	51,321
合計	83,912	82,745	73,297	69,008	73,728

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	225,180	32,524,000

(注) 面積及び資産価値は国立障害者リハビリセンター学院全体に係るものであり、研修施設に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟 宿泊棟	2,468 794	8,421 1,385
			1,491,519 67,897

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	1	100
宿泊施設	20	40

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	農林水産省	研修施設名	植物防疫所研修センター
-----	-------	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産省組織規則(平成13年農林水産省令第1号)第69条
設置年月日	昭和50年2月24日
所掌事務	植物防疫官等技術職員に係る植物防疫及び病害虫の同定識別技術・消毒技術に関する各種研修の計画・実施・運営の事務を行う。
主な研修対象者	植物防疫官等技術職員
所在地	神奈川県横浜市中区山手町277番地
電話番号	045-662-7922
HPアドレス	植物防疫所HP (http://www.maff.go.jp/pbs/)

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	19,146	19,159	18,643	16,973	17,114
事業費	11,709	11,133	9,986	34,742	11,343
合計	30,855	30,292	28,629	51,715	28,457

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	1,649	304,958

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	502	925	24,593

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	45
宿泊施設	15	15

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
-	-	-

府省名	農林水産省	研修施設名	農林水産研修所
-----	-------	-------	---------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産省組織令(平成12年政令第253号)第86条
設置年月日	昭和39年10月1日
所掌事務	農林水産研修所は、農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員に対し、その職務を行うのに必要な研修(森林技術総合研修所の所掌に属するものを除く。)を行う事務をつかさどる。
主な研修対象者	農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員
所在地	東京都八王子市甘里町36-1
電話番号	042-661-0511
HPアドレス	—

(2) 定員の推移

年度区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	18	18	17	17	17

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	119,508	112,392	109,316	108,344	130,891
事業費	132,240	125,263	160,507	141,091	474,463
合計	251,748	237,655	269,823	249,435	605,354

(注) 人件費は、本省予算で計上しているため、執行額としている。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	16,699	656,699

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	633	1,307
	第5教室	75	126
	管理室	12	12
	宿泊棟A	560	1,111
	宿泊棟B	308	1,185
	宿泊棟C	335	983
	第4浴室	36	36
			38,032 3,807 624 22,039 21,539 59,311 4,893

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	10	347
宿泊施設	50	200

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
多目的コート	1,270	49,944
テニスコート	806	31,697

(注) 体育施設に係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	農林水産省	研修施設名	農林水産研修所つくば館
-----	-------	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程(平成15年6月30日付け15農修第157号)第2条
設置年月日	平成21年4月1日(昭和34年7月14日に農林省振興局生活改善課生活改善技術館として発足。その後改称を経て、平成4年10月1日農林水産省農林水産研修所生活技術研修館となる。組織再編に伴い平成21年4月1日農林水産省農林水産研修所つくば館となる。)
所掌事務	農林水産研修所は、農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員に対し、その職務を行うのに必要な研修(森林技術総合研修所の所掌に属するものを除く。)を行う事務をつかさどる。
主な研修対象者	農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員
所在地	茨城県つくば市榎戸748-1
電話番号	029-839-9481
HPアドレス	http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tukuba/index.html

(2) 定員の推移

年度区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	8	8	8	8	14

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	63,586	64,423	63,055	63,473	113,147
事業費	93,308	34,730	37,061	34,280	39,597
合計	156,894	99,153	100,116	97,753	152,744

(注) 人件費(担当正職員)は、農林水産本省で計上しているため、執行額としている。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	2,188	46,624

区分	(単位:m ² 、千円)		
	主な建物	研修棟	収容定員
		529	1,917

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	7	100
宿泊施設	—	—

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
—	—	—

府省名	農林水産省	研修施設名	農林水産研修所つくば館水戸ほ場
-----	-------	-------	-----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程(平成15年6月30日付け15農修第157号)第2条
設置年月日	平成21年4月1日(昭和35年10月28日 農林省振興局総務課農業研修室として発足。その後改称等を経て、昭和56年3月1日 農林水産省農林水産研修所農業技術研修館となる。組織再編に伴い平成21年4月1日農林水産省農林水産研修所つくば館水戸ほ場となる。)
所掌事務	農林水産研修所は、農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員に対し、その職務を行うのに必要な研修(森林技術総合研修所の所掌に属するものを除く。)を行う事務をつかさどる。
主な研修対象者	農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員
所在地	茨城県水戸市鶴瀬町3930-1
電話番号	029-259-2321
HPアドレス	http://www.maff.go.jp/kanbo/tukuba/mito/index.html

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	18	18	18	18	7

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	148,523	153,374	160,482	156,559	72,091
事業費	97,760	93,153	92,086	89,901	82,286
合計	246,283	246,527	252,568	246,460	154,377

(注) 人件費(担当正職員)は、農林水産本省で計上しているため執行額としている。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	406,108	188,999

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
研修棟A	731	1,184	28,176
研修棟B	568	568	7,977
研修棟C	618	630	18,269
研修棟D	647	647	13,057
美術室	562	562	4,362
全天候型練習場	1,977	1,977	92,765
宿泊棟	535	1,461	19,427
研修助手宿泊所A	155	155	3,617
研修助手宿泊所B	159	159	5,447

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	128
宿泊施設	—	—

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
グラウンド	10,800	5,026

(注) グラウンドに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	農林水産省	研修施設名	東北農政局土地改良技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産省組織規則(平成13年農林水産省令第1号)第285条
設置年月日	昭和51年3月31日
所掌事務	技術基準に関する研修の実施に関する事務
主な研修対象者	農業土木技術者
所在地	研修施設:宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目14-1 宿泊施設:宮城県仙台市青葉区中江一丁目29-6
電話番号	022-295-5544
HPアドレス	http://www.maff.go.jp/tohoku/t/seibi/kokuei/totika/index.htm

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	46	47	47	48	59

(注) 1 定員は東北農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	273,786	285,171	287,560	301,572	364,250
事業費	145,160	173,057	201,314	183,155	60,600
合計	418,946	458,228	488,874	484,727	424,850

(注) 予算額は東北農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修施設に係る予算額はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	947	70,813

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟	228	414

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
宿泊施設	8	16

(注) 教室は東北農政局土地改良技術事務所内に設置しているが、宿泊施設は別の敷地にある。

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
—	—	—

府省名	農林水産省	研修施設名	関東農政局土地改良技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産省組織規則(平成13年農林水産省令第1号)第285条
設置年月日	昭和56年1月31日
所掌事務	技術基準に関する研修の実施に関する事務
主な研修対象者	関東農政局管内の職員、管内の地方公共団体、土地改良区等の職員
所在地	埼玉県川口市南町2-5-3
電話番号	048-254-0511
HPアドレス	http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/kokuei/dogisyo/index.html

(2) 定員の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		60	68	74	73	78

(注)1 定員は関東農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		397,335	401,012	435,214	430,895	433,984
事業費		982,050	972,394	1,143,297	1,126,026	1,131,017
合計		1,379,385	1,373,406	1,578,511	1,556,921	1,565,001

(注) 予算額は関東農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修施設に係る予算額はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	—	—

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟	320	642

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	65
宿泊施設	12	24

(注) 教室は関東農政局土地改良技術事務所内に設置している。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
—	—	—

府省名	農林水産省	研修施設名	北陸農政局土地改良技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産省組織規則(平成13年農林水産省令第1号)第285条
設置年月日	昭和55年1月17日
所掌事務	技術基準に関する研修の実施に関する事務
主な研修対象者	農業土木技術者
所在地	研修施設: 石川県金沢市新神田4-3-10 宿泊施設: 石川県金沢市2-29-68
電話番号	076-292-7900
HPアドレス	http://www.maff.go.jp/hokuriku/kokuei/dogi/index.html

(注) 宿泊施設は平成22年3月31日をもって運営を休止している。

(2) 定員の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		32	34	32	31	28

(注)1 定員は北陸農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		254,850	270,032	258,573	239,276	226,157
事業費		112,494	94,590	84,595	74,126	79,742
合計		367,344	364,622	343,168	313,402	305,899

(注) 予算額は北陸農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修施設に係る予算額はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	622	49,823

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟	249	450

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	1	18
宿泊施設	9	18

(注) 教室は北陸農政局土地改良技術事務所内に設置しているが、宿泊施設は別の敷地にある。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
—	—	—

府省名	農林水産省	研修施設名	東海農政局土地改良技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産省組織規則(平成13年農林水産省令第1号)第285条
設置年月日	昭和52年6月6日
所掌事務	技術基準に関する研修の実施に関する事務
主な研修対象者	農業土木技術者
所在地	研修施設: 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2-2 宿泊施設: 愛知県名古屋市東区白壁二丁目16-42
電話番号	052-232-1057
HPアドレス	http://www.maff.go.jp/tokai/seibi/kensetu/tochikai/index.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		37	36	36	35	36

(注)1 定員は東海農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	242,642	230,398	222,223	224,010	210,665	
事業費	190,694	218,994	180,646	171,014	124,231	
合計	433,536	449,392	402,869	395,024	334,896	

(注) 予算額は東海農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修施設に係る予算額はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位: m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	476	75,105	

区分	(単位: m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟	232	333
			15,718

区分	(単位:室、人)		
	教室・部屋数	収容定員	
教室	1	20	
宿泊施設	6	12	

(注) 教室は東海農政局土地改良技術事務所内に設置しているが、宿泊施設は別の敷地にある。

区分	(単位: m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
体育施設	—	—	

府省名	農林水産省	研修施設名	近畿農政局土地改良技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産省組織規則(平成13年農林水産省令第1号)第285条
設置年月日	昭和54年4月6日
所掌事務	技術基準に関する研修の実施に関する事務
主な研修対象者	農業土木技術者
所在地	京都府京都市伏見区深草大龜谷大山町官有地
電話番号	075-641-6391
HPアドレス	http://www.maff.go.jp/kinki/seibi/midori/iigyou/dogisyo/index.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		34	35	35	37	38

(注)1 定員は近畿農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	209,834	215,166	220,319	221,567	212,493	
事業費	71,120	79,212	80,469	75,432	77,174	
合計	280,954	294,378	300,788	296,999	289,667	

(注) 予算額は近畿農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修部分に係る予算額はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	—	54,477

区分	(単位: m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟	399	23,499

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)		
	教室・部屋数	収容定員	
教室	2	50	
宿泊施設	8	16	

(注) 教室は近畿農政局土地改良技術事務所内に設置している。

(3) 体育施設

区分	(単位: m ² 、千円)	
	面積	資産価値
—	—	—

府省名	農林水産省	研修施設名	中国四国農政局土地改良技術事務所
-----	-------	-------	------------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産省組織規則(平成13年農林水産省令第1号)第285条
設置年月日	昭和58年2月16日
所掌事務	技術基準に関する研修の実施に関する事務
主な研修対象者	農業土木技術者
所在地	研修施設:岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎 宿泊施設:岡山県岡山市中区東山1-2-9 東山合宿舎
電話番号	086-223-2777
HPアドレス	—

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	35	37	35	36	33

(注)1 定員は中国四国農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	244,025	250,767	243,623	242,887	219,916
事業費	89,442	95,038	68,858	76,290	59,560
合計	333,467	345,805	312,481	319,177	279,476

(注) 予算額は中国四国農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修施設に係る予算額はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	972	56,903

(単位: m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟	234	447

(単位: m²、千円)

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	1	50
宿泊施設	1	14

(単位:室、人)

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
—	—	—

(単位: m²、千円)

府省名	農林水産省	研修施設名	九州農政局土地改良技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産省組織規則(平成13年農林水産省令第1号)第285条
設置年月日	昭和55年2月21日
所掌事務	技術基準に関する研修の実施に関する事務
主な研修対象者	農業土木技術者
所在地	研修施設:熊本県熊本市東町4-5-7 宿泊施設:熊本県熊本市東町4-6-53
電話番号	096-367-0411
HPアドレス	http://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/kokuei/03/index2.html

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	44	42	42	46	48

(注)1 定員は九州農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	273,138	261,609	265,857	281,447	282,265
事業費	130,077	134,701	133,448	219,747	202,847
合計	403,215	396,310	399,305	501,194	485,112

(注) 予算額は九州農政局土地改良技術事務所全体のものであり、研修施設に係る予算額はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	1,300	76,367

(単位: m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	宿泊棟	257	375

(単位: m²、千円)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	54
宿泊施設	8	16

(注) 教室は九州農政局土地改良技術事務所内に設置しているが、宿泊施設は別の敷地にある。

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
—	—	—

(単位: m²、千円)

府省名	農林水産省	研修施設名	森林技術総合研修所本所
-----	-------	-------	-------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産省組織令(平成12年政令第253号)第115条
設置年月日	平成7年4月1日
所掌事務	林野庁の職員、林野庁の所掌事務に係る事務を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体の職員並びに林業従事者に対し、森林及び林業に関する技術並びに林業の経営に関する総合的な研修を実施するもの
主な研修対象者	林野庁職員、地方公共団体職員、林業事業体職員等
所在地	東京都八王子市廿里町1833番地94
電話番号	042-661-7121
HPアドレス	http://www.rinya.maff.go.jp/i/kensyuu/kensyuu_zyo.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		50	49	48	47	46

(注) 定員は年度末時点のものであり、林業機械化センターに係る定員も含む。

(3) 予算額の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		341,637	322,823	320,639	317,965	317,740
事業費		182,740	183,391	187,752	178,514	147,932
合計		524,377	506,214	508,391	496,479	465,672

(注) 予算額は林業機械化センターに係るものも含む。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位: m ² 、千円)		
土地	面積	資産価値	
		9,259	780,249

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟 1,122	4,632	302,495
	実習室 149	149	4,402

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	5	164
宿泊施設	58	112

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
テニスコート	850	71,629

(注) テニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	農林水産省	研修施設名	森林技術総合研修所林業機械化センター
-----	-------	-------	--------------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	農林水産省組織規則(平成13年農林水産省令第1号)第401条
設置年月日	平成7年4月1日
所掌事務	林野庁の職員、林野庁の所掌事務に係る事務を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体の職員並びに林業従事者に対し、林業の機械化に関する研修を実施するもの
主な研修対象者	林野庁職員、地方公共団体職員、林業事業体職員等
所在地	群馬県沼田市利根町根利1445番地
電話番号	0278-54-8332
HPアドレス	http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikai/kikai_ka_senta.html

(2) 定員数の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員数		—	—	—	—	—

(注) 林業機械化センターに係る定員は、森林技術総合研修所において一括で計上している。

(3) 予算額の推移

区分	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		—	—	—	—	—
事業費		—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 林業機械化センターに係る予算は、森林技術総合研修所において一括で計上している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地		13,802 12,062

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟 479	652	81,040
	事務室棟 343	436	73,928
	寄宿舎棟 537	860	108,880
	展示棟 680	685	76,592

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室		40
宿泊施設		33

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
	—	—

府省名	経済産業省	研修施設名	経済産業研修所
-----	-------	-------	---------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	経済産業省設置法(平成11年法律第99号)第4条第63号、経済産業省組織令(平成12年政令第254号)第98条
設置年月日	昭和44年4月14日
所掌事務	経済産業省の所掌事務に関する研修(鉱山における保安に関する技術及び実務の教授を含む。)を行う事務をつかさどる。
主な研修対象者	経済産業省職員
所在地	東京都葛飾区富士見町5-4-36
電話番号	042-393-2521
HPアドレス	http://www.meti.go.jp/intro/data/a210001_01.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		24	23	22	22	21

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		4,006	3,566	4,035	9,552	11,581
事業費		503,746	497,539	492,588	461,148	360,694
合計		507,752	501,105	456,623	470,700	372,275

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	35,666	4,865,436

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟A 研修棟B	2,435 3,085 8,828 7,120	970,484 191,573

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	12	194
宿泊施設	142	142

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	769	20,691
グラウンド	12,318	1,680,380
テニスコート	1,619	220,859

(注)1 体育館に係る資産価値は、研修棟Bに係る資産価値を面積按分したものである。

2 グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国土交通省	研修施設名	国土技術政策総合研究所研修センター
-----	-------	-------	-------------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第193条
設置年月日	昭和42年3月30日
所掌事務	研修に関すること
主な研修対象者	国土交通省職員、(独)港湾空港技術研究所、港湾管理者、空港会社
所在地	神奈川県横須賀市神明町1-12
電話番号	046-834-9584
HPアドレス	http://www.vsk.nirim.go.jp/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員		2	2	2	2	2

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)					
	年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費		8,342	8,204	8,286	8,271	8,278
事業費		39,326	24,250	26,246	25,119	7,574
合計		47,668	32,454	34,532	33,390	15,852

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地		10,014
主な建物		630,920

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	管理研修棟 宿泊棟 食堂棟	1,034 549 170 1,390 170	136,412 89,891 15,497

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	4	98
宿泊施設	38	38

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
テニスコート	1,444	90,977

(注) テニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国土交通省	研修施設名	国土交通大学校
-----	-------	-------	---------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第199条
設置年月日	平成13年1月6日
所掌事務	国土交通省の職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務に関する研修(国土技術政策総合研究所及び航空保安大学校の所掌に係るものを除く。)を行うことをつかさどる。
主な研修対象者	国土交通省職員、国土交通行政を担当する地方公共団体、独立行政法人職員等
所在地	東京都小平市喜平町2-2-1
電話番号	042-321-1841
HPアドレス	http://www.col.mlit.go.jp/

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	89	87	86	85	83

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	887,639	806,014	862,802	867,052	775,222
事業費	273,247	256,697	244,084	239,530	252,502
合計	1,160,886	1,062,711	1,106,886	1,106,582	1,027,724

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	61,920	9,055,826

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	2,469	9,798
	宿泊棟	2,533	11,387
	体育館	1,693	2,059
	管理厚生棟	2,275	5,028
	大会議室	456	674
	図書館	490	659

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	44	1,146
宿泊施設	352	352

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
体育館	2,059	293,603
テニスコート	1,292	188,956

(注) テニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国土交通省	研修施設名	国土交通大学校柏研修センター
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第199条
設置年月日	平成13年1月6日
所掌事務	国土交通大学校は、国土交通省の職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務に関する研修(国土技術政策総合研究所及び航空保安大学校の所掌に係るものを除く。)を行うことをつかさどる。
主な研修対象者	国土交通省職員、国土交通行政を担当する地方公共団体、独立行政法人職員等
所在地	千葉県柏市柏の葉3-11-1
電話番号	04-7140-9721
HPアドレス	http://www.col.mlit.go.jp/

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
定員	17	17	17	16	16

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分					
人件費	156,407	153,766	150,571	147,761	170,834
事業費	228,881	221,531	206,585	198,616	191,871
合計	385,288	375,297	357,156	346,377	362,705

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	37,828	3,658,428

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	管理研修棟	2,283	4,334
	宿泊棟	1,603	4,806
	厚生棟	1,414	2,564
	体育館	1,034	1,204

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	13	416
宿泊施設	170	170

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
体育館兼講堂	1,204	160,154
調整池兼クラウンド	5,200	502,903
テニスコート	約1,444	139,652

(注) 調整池兼クラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国土交通省	研修施設名	航空保安大学校
-----	-------	-------	---------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	国土交通省設置法(平成11年法律第100号)第4条、国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第191条
設置年月日	昭和40年5月10日
所掌事務	文教研修施設において、所掌事務に関する養成及び研修を行う。
主な研修対象者	航空保安業務に従事する職員
所在地	大阪府泉佐野市りんくう往来南3-11
電話番号	072-458-3010
HPアドレス	http://www.kouho-dai.ac.jp/

(2) 定員の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	48	48	50	55	55

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	342,744	339,493	353,182	383,891	382,995
事業費	278,492	282,106	331,050	1,410,609	1,324,593
合計	621,236	620,599	684,232	1,794,500	1,707,588

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	20,000	—

(注) 土地は大阪府から借りている。

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物 研修棟・宿泊棟・体育館	6,650	20,724	2,959,252

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	14	234
宿泊施設	216	216

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	1,332	197,086
グラウンド	4,315	23,757
テニスコート	1,758	17,525

(注) 体育館に係る資産価値は、研修棟・宿泊棟・体育館に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国土交通省	研修施設名	航空保安大学校岩沼研修センター
-----	-------	-------	-----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	国土交通省設置法(平成11年法律第100号)第4条、国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第191条、国土交通省組織規則(平成13年国土交通省令第1号)第144条、航空保安大学校組織規則(平成13年国土交通省令第19号)第11条
設置年月日	昭和49年4月1日
所掌事務	航空保安業務を行うために必要な専門的な研修を行ふことをつかさどる。
主な研修対象者	既に空港等の現場に配属された航空保安職員の中で、訓練中の職員及びより高度な業務に従事しようとする職員
所在地	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4
電話番号	0223-22-5511
HPアドレス	—

(2) 定員の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	73	73	73	73	73

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	562,850	579,374	591,994	591,604	600,187
事業費	501,592	486,447	456,017	435,816	386,906
合計	1,064,442	1,065,821	1,048,011	1,027,420	987,093

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	59,548	159,636

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟A	1,050	3,195
	研修棟B	717	2,184
	研修棟C	430	862
	研修棟D	654	1,294
	ASR局舎	170	170
	VOR局舎	137	137
	ローカライザ局舎	86	86
	宿泊棟A	770	2,310
	宿泊棟B	204	391
	体育館	842	863

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	17	481
宿泊施設	143	143

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	863	25,587
テニスコート	1,600	4,289

(注) テニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国土交通省	研修施設名	東北地方整備局東北技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第140条第1項
設置年月日	昭和33年4月1日
所掌事務	建設機械に関する職員の研修及び他の職員の研修(研修計画の企画及び立案を除く。)
主な研修対象者	東北地方整備局職員
所在地	宮城県多賀城市桜木3丁目6-1
電話番号	022-365-8211(代)
HPアドレス	http://www.thr.mlit.go.jp/tougi/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	56	52	49	50	56

(注)1 定員は東北技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	383,529	365,711	363,821	368,644	377,823
事業費	33,387	30,882	32,349	29,455	26,599
合計	416,916	396,593	396,170	398,099	404,422

(注) 事業費は東北技術事務所全体のものであり、研修部分に係る事業費はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	42,071	1,926,885	

(注) 土地に係る面積及び資産価値は東北技術事務所全体のものであり、研修施設に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物 研修棟・宿泊棟	828	1,456	140,159

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)		
	教室・部屋数	収容定員	
教室	2	60	
宿泊施設	30	60	

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
—	—	—	

府省名	国土交通省	研修施設名	関東地方整備局関東技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第140条第1項
設置年月日	昭和46年10月1日
所掌事務	建設機械に関する職員の研修及び他の職員の研修(研修計画の企画及び立案を除く。)
主な研修対象者	関東地方整備局職員
所在地	千葉県松戸市五香西6-12-1
電話番号	047-389-5121
HPアドレス	http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.htm

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	60	60	61	59	59

(注)1 定員は関東技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	5,937	5,689	4,833	5,190	6,444
事業費	10,564	10,942	11,597	10,162	6,810
合計	16,501	16,631	16,430	15,352	13,254

(注)1 人件費は専ら研修業務に携わっている職員の人件費である。

2 事業費は、研修施設にかかる部分を案分で算出した額である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	45,640	4,116,250	

(注) 面積及び資産価値は関東技術事務所全体のものであり、研修施設に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物 教室A・食堂	377	377	8,814
主な建物 教室B	105	105	5,113
主な建物 セミナー・会議室	31	31	30,866
主な建物 宿泊棟	251	903	38,042

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)		
	教室・部屋数	収容定員	
教室	3	120	
宿泊施設	26	51	

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
—	—	—	

府省名	国土交通省	研修施設名	北陸地方整備局北陸技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第140条第1項
設置年月日	昭和49年3月28日
所掌事務	建設機械に関する職員の研修及び他の職員の研修(研修計画の企画及び立案を除く。)
主な研修対象者	北陸地方整備局職員
所在地	新潟県新潟市西区山田2310-5
電話番号	025-231-1281
HPアドレス	http://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/index.html

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	44	42	43	43	43

(注)1 定員は北陸技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	8,999	9,746	9,477	9,452	9,257
事業費	9,452	8,283	3,649	6,256	3,535
合計	18,451	18,029	13,126	15,708	12,792

(注) 予算額は北陸技術事務所全体のものであり、研修部分に係る事業費はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	16,799	445,969	

(注) 土地に係る面積及び資産価値は北陸技術事務所全体のものであり、研修施設に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修所	381	1,148
			47,634

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)		
	教室・部屋数	収容定員	
教室	2	64	
宿泊施設	20	40	

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
—	—	—	

府省名	国土交通省	研修施設名	中部地方整備局中部技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第140条第1項
設置年月日	昭和50年4月1日
所掌事務	建設機械に関する職員の研修及び他の職員の研修(研修計画の企画及び立案を除く。)
主な研修対象者	中部地方整備局職員
所在地	愛知県名古屋市東区大幸南一丁目1-15
電話番号	052-723-5701
HPアドレス	http://www.cbr.mlit.go.jp/chugi/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	46	45	44	45	44

(注)1 定員は中部技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	6,677	12,117	12,956	10,315	9,816
事業費	15,194	28,970	5,944	13,719	5,430
合計	21,871	41,087	18,900	24,034	15,246

(注) 予算額は中部技術事務所全体のものであり、研修部分に係る事業費はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	16,222	1,824,954	

(注) 土地に係る面積及び資産価値は中部技術事務所全体のものであり、研修施設に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	355	1,393
			58,380

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)		
	教室・部屋数	収容定員	
教室	2	57	
宿泊施設	25	50	

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
—	—	—	

府省名	国土交通省	研修施設名	近畿地方整備局近畿技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第140条第1項
設置年月日	昭和42年3月17日
所掌事務	建設機械に関する職員の研修及び他の職員の研修(研修計画の企画及び立案を除く。)
主な研修対象者	近畿地方整備局職員
所在地	大阪府枚方市山田池北町11-1
電話番号	072-856-1941
HPアドレス	http://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	38	37	35	35	36

(注)1 定員は近畿技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	16,642	8,004	7,840	10,733	10,566
事業費	37,021	28,792	19,158	11,869	10,187
合計	53,663	36,796	26,998	22,602	20,753

(注) 事業費の一部は、人頭割、面積割で算出した概算額である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	47,578	4,103,571	

(注) 面積及び資産価値は近畿技術事務所全体のものであり、研修施設に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	875	1,459
			53,766

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)		
	教室・部屋数	収容定員	
教室		2	70
宿泊施設		24	48

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
—	—	—	

府省名	国土交通省	研修施設名	中国地方整備局中国技術事務所
-----	-------	-------	----------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第140条第1項
設置年月日	昭和48年10月3日
所掌事務	建設機械に関する職員の研修及び他の職員の研修(研修計画の企画及び立案を除く。)
主な研修対象者	中国地方整備局職員
所在地	広島県広島市安芸区船越南2-8-1
電話番号	082-822-2340
HPアドレス	http://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/index.htm

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	40	38	37	37	36

(注)1 定員は中国技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	16,397	15,433	15,430	14,964	15,919
事業費	15,168	13,770	14,646	13,606	7,376
合計	31,565	29,203	30,076	28,570	23,295

(注) 予算額は中国技術事務所全体のものであり、研修部分に係る事業費はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地		25,726	3,096,270

(注) 面積及び資産価値は中国技術事務所全体のものであり、研修施設に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	(単位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	472	1,198
	研修講義室	117	117
			43,859
			15,244

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)		
	教室・部屋数	収容定員	
教室		3	82
宿泊施設		21	44

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)		
	数量	面積	資産価値
—	—	—	—

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第140条第1項
設置年月日	昭和44年1月25日
所掌事務	建設機械に関する職員の研修及び他の職員の研修(研修計画の企画及び立案を除く。)
主な研修対象者	四国地方整備局職員及び地方自治体職員
所在地	香川県高松市牟礼町牟礼1545
電話番号	087-845-3135
HPアドレス	http://www.skr.mlit.go.jp/yongi/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	34	32	31	32	32

(注)1 定員は四国技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	14,446	12,770	13,495	13,292	21,913
事業費	13,540	14,464	12,079	7,622	4,886
合計	27,986	27,234	25,574	20,914	26,799

(注)1 人件費は、研修担当(研修担当建設専門官・研修係長等)の人件費を合算して計算している。

2 事業費は、四国技術事務所の事業費に対して研修棟の建物面積比率及び研修施設稼働率により按分して算出している。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	19,954	716,125

(注) 面積及び資産価値は四国技術事務所全体のものであり、研修施設に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	776	2,217

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	2	86

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
—	—	—

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第140条第1項
設置年月日	昭和50年4月1日
所掌事務	建設機械に関する職員の研修及び他の職員の研修(研修計画の企画及び立案を除く。)
主な研修対象者	九州地方整備局職員
所在地	福岡県久留米市高野1-3-1
電話番号	0942-32-8245(代)
HPアドレス	http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	41	43	43	42	41

(注)1 定員は九州技術事務所全体のものであり、研修に係る定員はその内数である。

2 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	20,474	20,355	19,049	18,162	18,416
事業費	20,296	14,099	14,444	13,242	12,149
合計	40,770	34,454	33,493	31,404	30,565

(注) 予算額は九州技術事務所全体のものであり、研修部分に係る事業費はその内数である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	31,490	1,619,668

(注) 面積及び資産価値は九州技術事務所全体のものであり、研修施設に係る面積及び資産価値はその内数である。

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	1,084	2,024

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
宿泊施設	35	70

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
—	—	—

府省名	国土交通省	研修施設名	北海道開発局研修センター
-----	-------	-------	--------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	北海道開発局組織規則(平成13年国土交通省令第22号)第20条
設置年月日	昭和38年4月
所掌事務	職員の教養及び訓練に関する事務をつかさどる。
主な研修対象者	北海道開発局職員等
所在地	札幌市東区北6条東12丁目
電話番号	011-741-9941
HPアドレス	http://www.hkd.mlit.go.jp

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	10	7	7	7	7

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	63,716	56,733	63,182	59,164	57,734
事業費	57,237	47,690	47,460	44,979	38,813
合計	120,953	104,423	110,642	104,143	96,547

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	16,460	633,305

(単位:m²、千円)

区分	(単位:m ² 、千円)			
	主な建物	研修棟	2,260	6,002

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	7	310
宿泊施設	40	94

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	—	—
グラウンド	3,686	141,821
テニスコート	753	28,972

(注) 1 体育館は研修棟内に設置されており、体育館に係る面積及び資産価値は算出できない。

2 グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国土交通省	研修施設名	気象大学校
-----	-------	-------	-------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第234条
設置年月日	昭和37年4月1日
所掌事務	気象庁職員に対し、気象業務に従事するため必要な教育及び訓練を行う。
主な研修対象者	気象庁職員
所在地	千葉県柏市旭町7-4-81
電話番号	04-7144-7185
HPアドレス	http://www.mc-jma.go.jp/mcjma/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	95	95	95	94	94

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	264,693	261,222	267,242	259,738	261,123
事業費	144,553	142,369	133,935	136,897	136,614
合計	409,246	403,591	401,177	396,635	397,737

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
土地	57,967	5,404,007

(単位:m²、千円)

区分	(単位:m ² 、千円)				
	主な建物	管理研修棟	1,584	3,493	183,379
グラウンド	美観棟	863	3,551	163,256	
テニスコート	宿泊棟	1,264	3,208	91,036	
テニスコート	体育館	634	777	68,111	
テニスコート	図書館	256	256	6,807	
テニスコート	気象業務用レーダー実習棟	30	60	5,301	

(2) 教室・宿泊施設

区分	(単位:室、人)	
	教室・部屋数	収容定員
教室	17	564
宿泊施設	61	122

(3) 体育施設

区分	(単位:m ² 、千円)	
	面積	資産価値
体育館	777	68,111
グラウンド	15,400	1,435,674
テニスコート	1,332	124,176

(注) グラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国土交通省	研修施設名	海上保安大学校
-----	-------	-------	---------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第5条第26号、国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第255条、第257条
設置年月日	昭和26年4月1日
所掌事務	海上保安大学校は、海上保安庁の職員に対し、幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練並びに海上保安業務を遂行するに必要な専門的知識又は特殊技能を修得させるための教育訓練を行うことをつかさどる。
主な研修対象者	採用者に対する初任教育、部内幹部登用予定者への教育
所在地	広島県呉市石見町5-1
電話番号	0823-21-4961
HPアドレス	http://www.jcga.ac.jp/

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	定員	103	103	103	103

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	人件費	818,733	810,115	805,583	797,549
	事業費	237,622	216,980	202,730	228,899
	合計	1,056,355	1,027,095	1,008,313	1,026,448

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	124,899	3,820,809

(单位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	本館	1,970	7,756
	第一実験棟(実習所)	1,252	4,623
	第二実験棟(A棟)	703	1,405
	第二実験棟(B棟)	1,451	1,451
	研修センター	633	1,173
	海上保安シミュレーションセンター	584	636
	学生寮	2,296	7,360
	女子寮	204	434
	講堂兼体育館	2,590	3,022
	図書館	840	2,108

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	22	474
宿泊施設	35	302

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
講堂兼体育館(含む講堂)	3,022	191,576
グラウンド	11,384	349,250
テニスコート	1,554	47,539
潜水訓練用プール	615	254,275
野球場	10,587	323,869

(注) グラウンド、テニスコート及び野球場に係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国土交通省	研修施設名	海上保安学校
-----	-------	-------	--------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第5条第26号、国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第255条、第257条
設置年月日	昭和24年6月1日
所掌事務	海上保安学校は、海上保安庁の職員に対し、幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練並びに海上保安業務を遂行するに必要な専門的知識又は特殊技能を修得させるための教育訓練を行うことをつかさどる。
主な研修対象者	採用者に対する初任教育
所在地	京都府舞鶴市字長浜2001
電話番号	0773-62-3520
HPアドレス	http://www.kaiho.mlit.go.jp/school/index.html

(2) 定員の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	定員	76	76	76	76

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
区分	人件費	603,347	598,349	595,005	589,077
	事業費	121,430	120,930	116,271	116,705
	合計	724,777	719,279	711,276	705,782

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	100,156	3,188,590

(单位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	本館	675	2,011
	教舎	902	3,689
	第一実験室翼棟	669	2,678
	第二実習場	721	162,741
	研修センター	577	128,511
	学生寮	864	148,336
	体育館	544	510,103
	プール	1,022	84,091
	艇庫及び運用室翼室	417	158,993
	講堂・訓練場	1,687	1,877

(2) 教室・宿泊施設

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	21	1,059
宿泊施設	38	304

(3) 体育施設

区分	面積	資産価値
体育館	544	84,091
講堂・訓練場(含む講堂)	2,477	173,379
グラウンド	11,233	314,472
プール	1,022	158,993

(注) グラウンドに係る資産価値は土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国土交通省	研修施設名	海上保安学校門司分校
-----	-------	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する府令(昭和26年海上保安庁令第2号)第11条
設置年月日	昭和56年4月3日
所掌事務	海上保安学校の研修科において新規採用の一般職員に対する海上保安業務遂行に必要な研修は門司分校において行うものとする。
主な研修対象者	採用者に対する初任教育
所在地	福岡県北九州市門司区白野江3-3-1
電話番号	093-341-8131
HPアドレス	http://www.kaiho.mlit.go.jp/school/mol/

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	13	13	13	13	13

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	103,025	101,946	101,374	100,360	99,515
事業費	31,661	31,781	32,933	17,767	19,587
合計	134,686	133,727	134,307	118,127	119,102

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	43,331	1,203,331

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	本館及び教室	862	2,794
	実習棟	955	955
	生徒寄宿舎	745	3,167
	講堂兼体育館	526	526
	食堂厨房棟	1,385	1,385
			31,526

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	5	250
宿泊施設	28	120

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
講堂兼体育館(含む講堂)	526	20,790
グラウンド	13,930	386,845

(注) グラウンドに係る資産価値は土地に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	国土交通省	研修施設名	海上保安学校宮城分校
-----	-------	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する府令(昭和26年海上保安庁令第2号)第11条
設置年月日	昭和63年10月1日
所掌事務	海上保安学校の研修科において航空機職員に対する航空機の運航に必要な研修は宮城分校において行うものとする。
主な研修対象者	航空機職員に対する再研修
所在地	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4
電話番号	0223-24-2338
HPアドレス	http://www.kaiho.mlit.go.jp/school/miyagibranch/gaiyou.html

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	12	12	12	12	12

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	101,078	99,174	93,576	92,640	91,860
事業費	42,681	27,319	24,819	24,994	24,903
合計	143,759	126,493	118,395	117,634	116,763

(注) 人件費は概算人件費(平均給与×従事職員数)である。

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	23,064	558,190

(単位:m²、千円)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	761	1,925	220,943
研修生寮	627	949	149,969

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
宿泊施設	6	48
	34	34

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
—	—	—

府省名	環境省	研修施設名	環境調査研修所
-----	-----	-------	---------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	環境省組織令(平成12年政令第256号)第42条
設置年月日	昭和48年3月1日
所掌事務	環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行うこと。
主な研修対象者	環境省の職員、地方公共団体等の職員
所在地	埼玉県所沢市並木3-3
電話番号	04-2994-9303
HPアドレス	http://www.neti.env.go.jp

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	18	18	18	18	18

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	136,647	151,963	151,134	147,205	142,641
事業費	397,264	348,589	346,438	326,513	323,705
合計	533,911	500,552	497,572	473,718	466,346

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	20,000	2,936,715

(注) 土地は日野市から借りている。

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟	825	2,217
	国際研修棟	761	1,956
	実習棟	720	2,195
	特殊実習棟A	375	1,055
	特殊実習棟B	291	595
	宿泊棟	982	4,300
	厚生棟	399	499

(注) クラウンド及びテニスコートに係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容定員
教室	8	382
宿泊施設	122	122

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
クラウンド	2,214	325,094
テニスコート	875	128,481

府省名	環境省	研修施設名	水鳥救護研修センター
-----	-----	-------	------------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画(平成18年12月8日閣議決定)
設置年月日	平成12年3月31日
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・油汚染事故で負傷した水鳥の救護手法の研修 ・油汚染事故に関する文献や知見の収集・整理 ・水鳥及び水鳥救護に関する情報の普及・啓発 ・救護に必要な機材の備蓄と貸し出し等
主な研修対象者	獣医師、ボランティア、地方公共団体等
所在地	東京都日野市南平2-35-2
電話番号	042-599-5050
HPアドレス	http://www.hinocatv.ne.jp/oiled-wb/index.html

(2) 定員の推移

(単位:人)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	-	-	-	-	-

(3) 予算額の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	-	-	-	-	-
事業費	4,038	5,667	4,439	8,415	8,437
合計	4,038	5,667	4,439	8,415	8,437

2 規模

(1) 土地・主な建物

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
土地	992	-

(注) 土地は日野市から借りている。

(2) 教室・宿泊施設

(単位:室、人)

区分	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	雑屋建	151	255

(3) 体育施設

(単位:m²、千円)

区分	面積	資産価値
宿泊施設	-	-

府省名	防衛省	研修施設名	防衛大学校
-----	-----	-------	-------

1 体制
(1) 概要

項目	内容
設置根拠	防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第14条
設置年月日	昭和27年8月1日
所掌事務	幹部自衛官となるべき者の教育訓練をつかさどる。
主な研修対象者	将来、陸上・海上・航空各自衛隊の幹部自衛官となるべき者
所在地	神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号
電話番号	046-841-3810
HPアドレス	http://www.mod.go.jp/nda/

(2) 定員の推移 (単位:人)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	591	580	572	566	558

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移 (単位:千円)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	9,609,563	9,895,137	9,519,345	9,666,908	9,854,358
事業費	5,394,963	5,086,649	4,918,670	5,149,974	5,284,148
合計	15,004,526	14,981,786	14,438,015	14,816,882	15,138,506

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	面積	資産価値
土地	664,228	29,983,509

区分	建て面積	延べ面積	資産価値	(単位: m ² 、千円)	
				主な建物	
理工学1号館	3,969	11,937	499,230		
理工学2号館	2,743	8,344	325,277		
理工学3号館	2,783	8,561	427,238		
理工学4号館	2,813	8,511	202,230		
理工学5号館	2,636	7,641	310,990		
防衛学館	2,993	9,031	365,535		
社会科学院	1,124	4,480	403,339		
人文学館	1,642	5,949	714,439		
研修所	456	1,386	109,254		
宿泊棟A	329	1,401	75,366		
宿泊棟B	3,142	12,780	1,473,307		
宿泊棟C	3,142	12,780	1,478,412		
宿泊棟D	3,142	12,780	1,503,187		
宿泊棟E	1,224	5,075	318,570		
宿泊棟F	224	5,075	213,045		
宿泊棟G	1,224	5,075	227,252		
宿泊棟H	292	1,170	116,417		
球技体育館	3,185	3,986	187,819		
総合体育館	3,076	8,816	618,699		
武道場	1,961	4,151	512,373		
柔道場	399	399	12,473		
弓道場	169	169	6,875		
海技訓練落場	322	1,074	60,305		
覆道式射場	2,570	2,570	48,470		
多目的講堂	4,539	7,022	1,821,819		
図書・情報館	5,086	9,288	1,805,635		
食堂	3,444	3,444	344,233		
その他(実験棟等)	12,796	25,975	1,373,000		

(2) 教室・宿泊施設 (単位:室、人)

区分	教室・部屋数	収容人数
教室	86	5,350
宿泊施設	384	1,935

(3) 体育施設 (単位: m²、千円)

区分	面積	資産価値
体育館	12,802	736,971
屋内プール	991	69,547
武道館	4,550	524,845
グラウンド	約27,613	1,246,462
テニスコート	約2,880	130,004
野球場	約15,000	677,106
陸上競技場	約20,000	902,808
弓道場	約540	16,753,959
屋外プール	約3,200	121,037

(注)1 グラウンド、テニスコート、野球場及び陸上競技場に係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

2 弓道場に係る面積及び資産価値は、建物(射場及び的場の2棟)の面積及び資産価値に、射場前庭の土地に係る面積及び資産価値を加えたものである。

3 屋内プールに係る資産価値は、総合体育館に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	防衛省	研修施設名	防衛医科大学校
-----	-----	-------	---------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第14条
設置年月日	昭和48年11月27日
所掌事務	医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練をつかさどる。
主な研修対象者	医学科学生
所在地	埼玉県所沢市並木3-2
電話番号	04-2995-1211
HPアドレス	http://www.ndmc.ac.jp/

(2) 定員の推移

区分	(単位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	1,065	1,053	1,040	1,044	1,029

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(単位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	3,378,072	3,308,039	3,365,500	3,218,101	3,293,993
事業費	3,863,861	3,310,203	3,170,558	3,129,870	3,425,587
合計	7,241,933	6,618,242	6,536,058	6,347,971	6,719,580

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(単位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	244,076	35,796,143	

区分	(卖位:m ² 、千円)		
	建て面積	延べ面積	資産価値
主な建物	研修棟A	910	1,777
	研修棟B	1,478	4,332
	宿泊棟A	1,141	2,651
	宿泊棟B	1,351	2,986
	宿泊棟C	918	2,903
	宿泊棟D	729	3,544
	体育館	1,274	1,910
	武道館	1,084	3,523
臨床講堂	543	1,102	44,449

(2) 教室・宿泊施設

区分	(卖位:室、人)		
	教室・部屋数	収容定員	
教室	10	1,020	
宿泊施設	225	446	

(3) 体育施設

区分	(卖位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
体育館	1,274	99,240	
グラウンド	25,200	3,695,828	
テニスコート	4,400	645,303	
野球場	9,000	1,319,938	
武道館	2,439	256,143	
屋内プール	1,084	113,842	

(注) 1 グラウンド、テニスコート及び野球場に係る資産価値は、土地に係る資産価値を面積按分したものである。

2 屋内プールに係る資産価値は、武道館に係る資産価値を面積按分したものである。

府省名	防衛省	研修施設名	防衛研究所
-----	-----	-------	-------

1 体制

(1) 概要

項目	内容
設置根拠	防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第44条
設置年月日	昭和27年8月1日
所掌事務	自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究を行うとともに、幹部自衛官その他の幹部職員の教育訓練を行う。
主な研修対象者	1佐クラスの幹部自衛官及び相当幹部職員等
所在地	東京都江戸川区中野黒2-2-1
電話番号	03-5721-7005
HPアドレス	http://www.nids.go.jp/

(2) 定員の推移

区分	(卖位:人)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員	133	131	130	129	134

(注) 定員は年度末時点のものである。

(3) 予算額の推移

区分	(卖位:千円)				
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	1,081,767	1,054,016	1,079,301	1,144,030	1,083,929
事業費	512,233	499,133	504,840	517,706	500,317
合計	1,594,000	1,553,149	1,584,141	1,661,736	1,583,346

2 規模

(1) 土地・主な建物

区分	(卖位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
土地	—	—	—

(注) 防衛研究所は防衛省技術研究本部艦艇装備研究所内に設置している。

(2) 教室・宿泊施設

区分	(卖位:室、人)		
	教室・部屋数	収容定員	
教室	7	117	
宿泊施設	—	—	

(3) 体育施設

区分	(卖位:m ² 、千円)		
	面積	資産価値	
—	—	—	

参考資料3 研修施設における研修に係る経費等の状況

府省名	研修施設名	研修施設の設置形態	研修数	延べ受講者数	教室数	施設全体の稼働日数	施設稼働率 ※ C=(B÷242日)×100	各教室の年間利用日数の合計 (D)	教室平均稼働日数 ※ E=D÷A	教室平均稼働率 ※ F=E÷242日	宿泊定員 (G)	年間宿泊可能人日 ※ H=G×186日	年間宿泊人日 (I)	宿泊施設の稼働率 ※ J=(I÷H)×100
内閣府	経済社会総合研究所経済研修所	その他	14	561	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内閣府	沖縄総合事務局研修所	単独施設	12	766	2	37	15.3	44	22.0	9.1	37	6,882	314	4.6
警察庁	警察大学校	単独施設	176	264,289	51	239	98.8	8,784	172.2	71.2	1,338	248,868	194,714	78.2
警察庁	科学警察研究所法科学研修所	単独施設	40	9,493	6	160	66.1	1,101	183.5	75.8	147	27,342	6,654	24.3
警察庁	皇宮警察本部皇宮警察学校	単独施設	17	7,439	4	230	95.0	521	130.3	53.8	90	16,740	5,920	35.4
警察庁	東北管区警察学校	単独施設	26	32,356	13	213	88.0	1,180	90.8	37.5	320	59,520	25,264	42.4
警察庁	関東管区警察学校	単独施設	64	210,138	33	242	100.0	4,811	145.8	60.2	1,888	351,168	162,816	46.4
警察庁	中部管区警察学校	単独施設	28	55,232	15	223	92.1	2,249	149.9	62.0	483	89,838	42,644	47.5
警察庁	近畿管区警察学校	単独施設	33	91,718	17	222	91.7	2,655	156.2	64.5	836	155,496	74,399	47.8
警察庁	中国管区警察学校	単独施設	31	32,305	11	208	86.0	1,143	103.9	42.9	336	62,496	25,412	40.7
警察庁	四国管区警察学校	単独施設	20	18,161	10	168	69.4	1,055	105.5	43.6	184	34,224	14,848	43.4
警察庁	九州管区警察学校	単独施設	21	64,784	14	215	88.8	1,773	126.6	52.3	560	104,160	51,301	49.3
総務省	自治大学校	単独施設	10	41,385	20	201	83.1	2,222	111.1	45.9	390	72,540	33,071	45.6
総務省	情報通信政策研究所	単独施設	29	4,058	6	138	57.0	151	25.2	10.4	78	14,508	2,659	18.3
総務省	統計研修所	単独施設	23	5,106	4	124	51.2	180	45.0	18.6	38	7,068	547	7.7
総務省	消防大学校	単独施設	20	32,929	6	208	86.0	666	111.0	45.9	224	41,664	25,851	62.0
法務省	法務総合研究所	合同庁舎	67	64,766	8	226	93.4	1,089	136.1	56.3	—	—	—	—
法務省	法務総合研究所浦安総合センター	単独施設	—	—	16	215	88.8	1,905	119.1	49.2	410	76,260	52,166	68.4
法務省	法務総合研究所札幌支所	単独施設	3	1,232	4	41	16.9	41	10.3	4.2	44	8,184	932	11.4
法務省	法務総合研究所仙台支所	単独施設	7	1,372	3	50	20.7	50	16.7	6.9	60	11,160	1,022	9.2
法務省	法務総合研究所牛久支所	複合施設	3	10,776	6	148	61.2	400	66.7	27.5	80	14,880	8,772	59.0
法務省	法務総合研究所名古屋支所	単独施設	12	4,798	4	132	54.5	203	50.8	21.0	54	10,044	3,609	35.9
法務省	法務総合研究所大阪支所	合同庁舎	7	5,623	2	128	52.9	128	64.0	26.4	62	11,532	4,158	36.1
法務省	法務総合研究所広島支所	合同庁舎	12	724	1	35	14.5	35	35.0	14.5	40	7,440	159	2.1
法務省	法務総合研究所高松支所	合同庁舎	10	634	1	36	14.9	36	36.0	14.9	38	7,068	2,757	39.0
法務省	法務総合研究所福岡支所	単独施設	14	3,511	3	79	32.6	88	29.3	12.1	74	13,764	2,484	18.0

(単位：人、室、日、%、人日、千円)

研修に係る経費											備考	
うち宿泊に係る経費												
研修施設の維持管理経費等	研修施設の取得額等を耐用年数で除した額	人件費	諸謝金等	旅費	その他	合計	宿泊施設の維持管理経費等	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額	人件費	その他	合計	
—	—	36,738	3,694	7,020	0	47,452	—	—	—	—	—	—
9,915	6,561	21,855	619	915	0	39,865	4,463	1,313	15,569	0	21,345	—
210,990	492,312	1,685,294	129,955	150,152	0	2,668,703	99,020	202,792	0	0	301,812	—
55,364	38,608	15,636	1,839	23,516	0	134,963	32,090	17,590	0	0	49,680	—
18,523	12,364	213,004	4,374	30,543	0	278,808	7,581	5,602	0	0	13,183	—
53,353	29,646	524,841	1,741	19,280	0	628,861	16,672	5,770	0	0	22,442	—
160,792	124,180	820,693	8,520	12,906	0	1,127,091	97,660	86,632	0	0	184,292	—
41,875	35,386	458,053	1,616	10,252	0	547,182	13,457	9,216	0	0	22,673	—
115,615	83,655	629,235	2,998	11,222	0	842,725	50,583	53,389	0	0	103,972	—
41,645	20,355	402,900	817	2,609	0	468,326	17,251	5,178	0	0	22,429	—
25,098	17,652	353,734	901	3,269	0	400,654	8,932	7,040	0	0	15,972	—
63,153	17,924	485,297	1,923	2,049	0	570,346	26,873	7,375	0	0	34,248	—
169,329	139,525	128,414	36,831	4,735	85,517	564,351	92,206	62,974	0	0	155,180	—
56,644	39,781	160,784	1,348	12,088	53,716	324,361	17,110	9,062	0	0	26,172	—
8,887	3,180	165,932	8,428	3,009	0	189,436	3,511	511	0	0	4,022	—
45,362	83,974	97,617	16,961	2,553	224,986	471,453	21,137	32,982	0	0	54,119	○研修数及び延べ受講者数は法務総合研究所浦安総合センター一分も含む。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○研修に係る経費のうち、人件費、諸謝金等、旅費及びその他は法務総合研究所浦安総合センターで一括計上している。
296,594	104,542	822,834	12,260	194,759	233,744	1,664,733	162,952	47,892	0	0	210,844	○研修数及び延べ受講者数は法務総合研究所の欄に一括で計上している。
34,053	23,867	0	1,010	10,955	935	70,820	16,693	9,994	0	0	26,687	○研修に係る経費のうち、人件費、諸謝金等、旅費及びその他は法務総合研究所分も含む。
26,105	13,410	0	1,010	10,955	935	52,415	6,047	1,212	0	0	7,259	—
56,606	19,654	2,721	1,456	48,087	19,758	148,282	21,545	6,344	0	0	27,889	—
30,992	18,059	1,554	1,010	10,955	935	63,505	23,183	14,327	0	0	37,510	—
14,270	10,576	1,947	1,010	10,955	935	39,693	14,270	10,576	0	0	24,846	—
1,433	1,264	1,513	1,010	10,955	935	17,110	1,433	1,264	0	0	2,697	○宿泊施設は矯正研修所高松支所と共同で利用しており、年間宿泊人日（1）は同支所分も含む。
3,054	1,306	0	1,010	10,955	935	17,260	3,054	1,306	0	0	4,360	—
26,442	10,858	0	1,010	10,955	935	50,200	12,298	3,122	0	0	15,420	—

府省名	研修施設名	研修施設の設置形態	研修数	延べ受講者数	教室数 (A)	施設全体の稼働日数 (B)	施設稼働率 (C) ※ C=(B÷242日)×100	各教室の年間利用日数の合計 (D)	教室平均稼働日数 (E) ※ E=D÷A	教室平均稼働率 (F) ※ F=E÷242日	宿泊定員 (G)	年間宿泊可能人日 (H) ※ H=G×186日	年間宿泊人日 (I)	宿泊施設の稼働率 (J) ※ J=(I÷H)×100
法務省	矯正研修所	単独施設	31	19,333	6	213	88.0	704	117.3	48.5	113	21,018	14,402	68.5
法務省	矯正研修所札幌支所	合同庁舎	20	6,696	3	200	82.6	277	92.3	38.2	40	7,440	4,756	63.9
法務省	矯正研修所仙台支所	合同庁舎	28	5,501	3	180	74.4	240	80.0	33.1	64	11,904	4,791	40.2
法務省	矯正研修所東京支所	単独施設	26	18,649	4	210	86.8	447	111.8	46.2	128	23,808	14,593	61.3
法務省	矯正研修所名古屋支所	合同庁舎	23	8,870	2	201	83.1	289	144.5	59.7	66	12,276	6,824	55.6
法務省	矯正研修所大阪支所	単独施設	21	14,152	3	201	83.1	369	123.0	50.8	116	21,576	11,261	52.2
法務省	矯正研修所広島支所	合同庁舎	23	9,483	3	148	61.2	374	124.7	51.5	70	13,020	6,591	50.6
法務省	矯正研修所高松支所	合同庁舎	24	3,580	2	149	61.6	178	89.0	36.8	38	7,068	2,757	39.0
法務省	矯正研修所福岡支所	合同庁舎	27	7,174	4	168	69.4	308	77.0	31.8	80	14,880	6,262	42.1
法務省	公安調査庁研修所	合同庁舎	15	4,753	2	121	50.0	231	115.5	47.7	50	9,300	3,294	35.4
外務省	外務省研修所	単独施設	14	19,991	84	195	80.6	5,731	68.2	28.2	80	14,880	8,797	59.1
外務省	外務省研修所本省分室	合同庁舎	18	22,224	38	241	99.6	4,952	130.3	53.8	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所	単独施設	75	16,908	8	207	85.5	597	74.6	30.8	372	69,192	15,046	21.7
財務省	財務総合政策研究所北海道研修支所	その他	18	735	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所東北研修支所	合同庁舎	20	868	2	26	10.7	32	16.0	6.6	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所関東研修支所	合同庁舎	20	1,250	1	46	19.0	45	45.0	18.6	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所北陸研修支所	その他	23	588	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所東海研修支所	合同庁舎	28	1,280	1	29	12.0	29	29.0	12.0	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所近畿研修支所	合同庁舎	25	1,474	1	67	27.7	67	67.0	27.7	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所中国研修支所	合同庁舎	25	6,037	1	47	19.4	47	47.0	19.4	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所四国研修支所	その他	21	618	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所四国研修支所中野町分室	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所九州研修支所	その他	25	1,090	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所南九州研修支所	その他	19	668	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	財務総合政策研究所南九州財務局分室	単独施設	—	—	1	22	9.1	22	22.0	9.1	15	2,790	126	4.5
財務省	財務総合政策研究所沖縄研修支所	その他	13	98	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

研修に係る経費										備考		
							うち宿泊に係る経費					
研修施設の維持管理経費等	研修施設の取得額等を耐用年数で除した額	人件費	諸謝金等	旅費	その他	合計	宿泊施設の維持管理経費等	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額	人件費	その他	合計	
20,476	8,222	211,072	2,060	107,373	14,266	363,469	13,325	5,951	0	0	19,276	
3,077	809	17,589	714	8,948	2,378	33,515	3,077	809	0	0	3,886	
3,620	1,508	17,589	586	8,948	4,755	37,006	3,620	1,508	0	0	5,128	
18,618	19,026	43,973	1,987	22,369	4,755	110,728	10,393	8,018	0	0	18,411	
5,526	3,824	26,384	945	13,422	14,266	64,367	5,526	3,824	0	0	9,350	
14,760	21,811	35,179	1,508	17,896	16,643	107,797	9,351	11,698	0	0	21,049	
5,409	3,269	26,384	1,011	13,422	4,755	54,250	5,409	3,269	0	0	8,678	○宿泊施設は法務総合研究所高松支所と共同で利用しております、年間宿泊人日（I）は同支所分も含む。
—	—	17,589	381	8,948	0	26,918	—	—	—	—	—	
4,878	1,004	26,384	764	13,422	11,888	58,340	4,878	1,004	0	0	5,882	
15,125	3,197	52,870	431	23,854	1,895	97,372	15,125	3,197	1,287	0	19,609	
85,228	40,570	102,218	276,005	6,033	1,436	511,490	33,386	13,420	2,315	0	49,121	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
34,890	9,649	89,443	14,999	84,761	32,175	265,917	9,983	4,386	1,291	0	15,660	○研修施設及び宿泊施設は会計センターと共同で利用しております、施設全体の稼働日数（B）、各教室の年間利用日数の合計（D）及び年間宿泊人日（I）は同センター一分も含む。 ○研修に係る経費及び宿泊に係る経費の維持管理経費等欄のうち、宿泊施設に係る光熱水料（1,213千円）は受講者から集金した寮費で負担しており、国費からの支出ではない。
—	—	12,807	376	7,330	289	20,802	—	—	—	—	—	
—	—	12,997	674	6,762	600	21,033	—	—	—	—	—	
—	—	16,354	628	4,854	591	22,427	—	—	—	—	—	
—	—	13,887	731	4,541	649	19,808	—	—	—	—	—	
—	—	15,100	758	8,425	473	24,756	—	—	—	—	—	
—	—	16,023	891	11,270	427	28,611	—	—	—	—	—	
—	—	15,589	1,030	10,694	323	27,636	—	—	—	—	—	
—	—	12,377	175	5,831	125	18,508	—	—	—	—	—	
—	—	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	
—	—	13,227	709	8,776	298	23,010	—	—	—	—	—	
—	—	10,265	559	8,767	180	19,771	—	—	—	—	—	
1,357	989	1,931	0	0	0	4,277	669	110	1,931	0	2,710	
—	—	0	88	3,625	100	3,813	—	—	—	—	—	

府省名	研修施設名	研修施設の設置形態	研修数	延べ受講者数	教室数	施設全体の稼働日数	施設稼働率 (C) ※ C=(B÷242日)×100	各教室の年間利用日数の合計 (D) ※ E=D÷A	教室平均稼働日数 (E) ※ F=E÷242日	教室平均稼働率 (F) ※ G=F÷242日	宿泊定員 (G)	年間宿泊可能人日 (H) ※ H=G×186日	年間宿泊人日 (I)	宿泊施設の稼働率 (J) ※ J=(I÷H)×100
財務省	会計センター	単独施設	7	22,048	8	207	85.5	597	74.6	30.8	372	69,192	15,046	21.7
財務省	税関研修所	単独施設	77	44,337	23	218	90.1	1,647	71.6	29.6	442	82,212	27,946	34.0
財務省	税関研修所函館支所	合同庁舎	14	379	1	45	18.6	45	45.0	18.6	—	—	—	—
財務省	税関研修所東京支所	合同庁舎	51	7,275	6	99	40.9	309	51.5	21.3	—	—	—	—
財務省	税関研修所横浜支所	合同庁舎	29	1,917	4	48	19.8	116	29.0	12.0	—	—	—	—
財務省	税関研修所名古屋支所	合同庁舎	10	1,018	3	66	27.3	94	31.3	12.9	—	—	—	—
財務省	税関研修所大阪支所	単独施設	19	3,254	3	81	33.5	139	46.3	19.1	—	—	—	—
財務省	税関研修所神戸支所	合同庁舎	12	1,105	4	65	26.9	72	18.0	7.4	—	—	—	—
財務省	税関研修所門司支所	合同庁舎	18	1,265	2	128	52.9	146	73.0	30.2	—	—	—	—
財務省	税関研修所長崎支所	合同庁舎	19	638	1	74	30.6	74	74.0	30.6	—	—	—	—
財務省	税関研修所沖縄支所	その他	8	198	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	税関研修所沖縄支所浦添分室	単独施設	—	—	2	35	14.5	35	17.5	7.2	—	—	—	—
財務省	税務大学校	単独施設	60	271,530	109	224	92.6	13,557	124.4	51.4	1,370	254,820	152,373	59.8
財務省	税務大学校札幌研修所	単独施設	56	5,373	9	152	62.8	567	63.0	26.0	106	19,716	1,652	8.4
財務省	税務大学校仙台研修所	単独施設	51	10,189	6	171	70.7	696	116.0	47.9	92	17,112	3,821	22.3
財務省	税務大学校関東信越研修所	単独施設	19	40,899	10	228	94.2	1,118	111.8	46.2	220	40,920	25,533	62.4
財務省	税務大学校東京研修所	単独施設	46	107,150	12	227	93.8	2,313	192.8	79.6	628	116,808	60,142	51.5
財務省	税務大学校金沢研修所	合同庁舎	39	3,033	2	78	32.2	87	43.5	18.0	—	—	—	—

研修に係る経費											備考	
							うち宿泊に係る経費					
研修施設の維持管理経費等	研修施設の取得額等を耐用年数で除した額	人件費	諸謝金等	旅費	その他	合計	宿泊施設の維持管理経費等	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額	人件費	その他	合計	
20,545	10,121	50,401	6,321	20,544	25,978	133,910	6,058	3,989	1,193	0	11,240	○研修施設及び宿泊施設は財務総合政策研究所と共同で利用しております、施設全体の稼働日数（B）、各教室の年間利用日数の合計（D）及び年間宿泊人日（I）は同研究所分も含む。 ○研修に係る経費及び宿泊に係る経費の維持管理経費等欄のうち、宿泊施設に係る光熱水料（1,120千円）は受講者から集金した寮費で負担しております、国費からの支出ではない。
118,891	55,957	234,873	32,393	62,347	154,086	658,547	53,234	20,711	4,083	0	78,028	
—	—	8,695	2,069	14,324	4,328	29,416	—	—	—	—	—	
—	—	21,039	7,411	10,194	13,759	52,403	—	—	—	—	—	
—	—	20,067	1,046	5,661	4,371	31,145	—	—	—	—	—	
—	—	18,835	455	9,377	6,958	35,625	—	—	—	—	—	
317	5,302	19,630	720	14,505	7,684	48,158	—	—	—	—	—	
—	—	17,999	1,397	11,729	8,801	39,926	—	—	—	—	—	
—	—	12,269	3,550	11,997	3,781	31,597	—	—	—	—	—	
—	—	8,821	1,886	8,646	1,025	20,378	—	—	—	—	—	
—	—	8,762	379	5,218	3,784	18,143	—	—	—	—	—	
641	579	8,762	379	5,218	3,784	19,363	—	—	—	—	—	
368,288	617,403	875,579	40,185	577,064	276,085	2,754,604	183,487	288,003	0	63,299	534,789	○研修施設の維持管理経費等欄及び宿泊施設の維持管理経費等欄の金額のうち77,773千円、その他欄の金額のうち63,299千円は、受講者から集金した寮費で負担しております、国からの支出ではない。
10,869	9,710	52,391	2,114	19,799	1,304	96,187	3,787	3,238	0	593	7,618	○研修施設の維持管理経費等欄及び宿泊施設の維持管理経費等欄の金額のうち539千円、その他欄の金額のうち593千円は、受講者から集金した寮費で負担しております、国からの支出ではない。
15,781	10,368	51,583	2,475	33,670	2,630	116,507	7,271	3,572	0	1,999	12,842	○研修施設の維持管理経費等欄及び宿泊施設の維持管理経費等欄の金額のうち5,472千円、その他欄の金額のうち1,999千円は、受講者から集金した寮費で負担しております、国からの支出ではない。
27,843	8,830	159,230	10,134	40,040	9,504	255,581	14,241	3,602	0	4,287	22,130	○研修施設の維持管理経費等欄及び宿泊施設の維持管理経費等欄の金額のうち8,129千円、その他欄の金額のうち4,287千円は、受講者から集金した寮費で負担しております、国からの支出ではない。
71,712	25,180	353,833	17,268	62,967	11,817	542,777	38,543	12,001	0	3,812	54,356	○研修施設の維持管理経費等欄及び宿泊施設の維持管理経費等欄の金額のうち29,276千円、その他欄の金額のうち3,812千円は、受講者から集金した寮費で負担しております、国からの支出ではない。
—	—	14,342	845	12,924	100	28,211	—	—	—	—	—	

府省名	研修施設名	研修施設の設置形態	研修数	延べ受講者数	教室数 (A)	施設全体の稼働日数 (B)	施設稼働率 (C) ※ C=(B ÷ 242日) × 100	各教室の年間利用日数の合計 (D) ※ E=D ÷ A	教室平均稼働日数 (E) ※ F=E ÷ 242日	教室平均稼働率 (F) ※ G=F ÷ 242日	宿泊定員 (G)	年間宿泊可能人日 (H) ※ H=G × 186日	年間宿泊人日 (I)	宿泊施設の稼働率 (J) ※ J=(I ÷ H) × 100
財務省	税務大学校名古屋研修所	単独施設	25	69,041	9	230	95.0	1,503	167.0	69.0	420	78,120	44,434	56.9
財務省	税務大学校大阪研修所	単独施設	28	33,677	10	230	95.0	1,143	114.3	47.2	368	68,448	15,579	22.8
財務省	税務大学校広島研修所	単独施設	50	7,884	8	165	68.2	555	69.4	28.7	120	22,320	3,899	17.5
財務省	税務大学校高松研修所	合同庁舎	43	2,122	2	74	30.6	96	48.0	19.8	—	—	—	—
財務省	税務大学校福岡研修所	合同庁舎	29	2,818	1	68	28.1	68	68.0	28.1	—	—	—	—
財務省	税務大学校熊本研修所	単独施設	53	11,870	7	180	74.4	790	112.9	46.6	210	19,530	3,419	17.5
財務省	税務大学校沖縄研修支所	合同庁舎	32	671	2	68	28.1	83	41.5	17.1	—	—	—	—
厚生労働省	厚生労働省白金台分室	単独施設	8	1,251	5	40	16.5	167	33.4	13.8	—	—	—	—
厚生労働省	国立保健医療科学院	単独施設	76	27,971	22	225	93.0	2,444	111.1	45.9	144	26,784	9,775	36.5
厚生労働省	国立児童自立支援施設国立武藏野学院附属児童自立支援専門員養成所	単独施設	12	952	1	44	18.2	44	44.0	18.2	30	5,580	791	14.2
厚生労働省	国立きぬ川学院(研修棟)	単独施設	5	93	1	42	17.4	42	42.0	17.4	20	3,720	314	8.4
厚生労働省	秩父学園附属保護指導職員養成所(研修棟、宿舎棟)	単独施設	18	2,299	7	63	26.0	133	19.0	7.9	30	5,580	796	14.3
厚生労働省	国立障害者リハビリテーションセンター学院	複合施設	23	4,985	1	90	37.2	90	90.0	37.2	40	7,440	1,007	13.5
農林水産省	植物防疫所研修センター	単独施設	8	2,408	2	136	56.2	259	129.5	53.5	15	2,790	1,732	62.1
農林水産省	農林水産研修所	単独施設	31	10,037	10	168	69.4	351	35.1	14.5	200	37,200	7,017	18.9
農林水産省	農林水産研修所つくば館	単独施設	47	3,878	7	121	50.0	282	40.3	16.6	—	—	—	—
農林水産省	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	単独施設	25	1,617	2	134	55.4	—	—	—	—	—	—	—
農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	21	921	1	76	31.4	76	76.0	31.4	16	2,976	393	13.2
農林水産省	関東農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	26	955	2	83	34.3	96	48.0	19.8	24	4,464	241	5.4
農林水産省	北陸農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	13	450	1	38	15.7	38	38.0	15.7	18	3,348	313	9.3

研修に係る経費											備考	
研修施設の維持管理経費等	研修施設の取得額等を耐用年数で除した額						うち宿泊に係る経費					
		人件費	諸謝金等	旅費	その他	合計	宿泊施設の維持管理経費等	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額	人件費	その他	合計	
72,170	60,425	298,946	11,724	50,232	10,172	503,669	40,203	25,019	0	4,451	69,673	○研修施設の維持管理経費等欄及び宿泊施設の維持管理経費等欄の金額のうち22,358千円、その他欄の金額のうち4,451千円は、受講者から集金した寮費で負担しており、国からの支出ではない。
22,291	16,275	146,404	8,237	57,251	7,883	258,341	11,354	9,591	0	3,577	24,522	○研修施設の維持管理経費等欄及び宿泊施設の維持管理経費等欄の金額のうち6,084千円、その他欄の金額のうち3,577千円は、受講者から集金した寮費で負担しており、国からの支出ではない。
12,114	6,152	55,875	2,282	28,240	5,153	109,816	4,329	2,841	0	2,228	9,398	○研修施設の維持管理経費等欄及び宿泊施設の維持管理経費等欄の金額のうち1,279千円、その他欄の金額のうち2,228千円は、受講者から集金した寮費で負担しており、国からの支出ではない。
-	-	14,489	771	18,431	644	34,335	-	-	-	-	-	
-	-	15,074	1,358	28,478	166	45,076	-	-	-	-	-	
8,392	9,351	47,792	3,322	34,810	3,255	106,922	4,340	5,259	0	832	10,431	○宿泊施設はH21.8.17からH22.2.22までの間、工事により利用できなかったため、当該期間の宿泊可能人日は年間宿泊可能人日から除いている。 ○研修施設の維持管理経費等欄及び宿泊施設の維持管理経費等欄の金額のうち1,372千円、その他欄の金額のうち832千円は、受講者から集金した寮費で負担しており、国からの支出ではない。
-	-	9,241	634	9,732	0	19,607	-	-	-	-	-	
4,975	3,610	5,113	0	706	4,284	18,688	-	-	-	-	-	
86,342	58,568	1,081,024	16,604	7,913	14,337	1,264,788	22,551	34,554	11,890	0	68,995	
1,994	4,629	31,006	1,244	514	0	39,387	1,099	1,707	0	0	2,806	
193	3,031	0	0	0	0	3,224	128	969	0	0	1,097	
2,231	6,669	5,428	1,801	772	0	16,901	1,006	3,238	0	0	4,244	
7,954	51,956	7,469	26,954	7,113	0	101,446	4,831	3,814	0	0	8,645	
3,508	1,178	17,114	740	11,737	0	34,277	1,812	394	0	0	2,206	
23,331	5,764	130,891	6,344	44,666	1,791	212,787	14,083	2,660	0	0	16,743	
15,025	7,594	112,749	3,495	2,846	0	141,709	-	-	-	-	-	
10,254	5,088	73,847	868	784	0	90,841	-	-	-	-	-	
476	1,084	238	548	2,348	872	5,566	476	1,084	238	0	1,798	
2,410	978	0	330	67	0	3,785	2,410	978	0	0	3,388	
2,011	636	0	0	0	0	2,647	2,011	636	0	0	2,647	

府省名	研修施設名	研修施設の設置形態	研修数	延べ受講者数	教室数 (A)	施設全体の稼働日数 (B)	施設稼働率 (C) ※ C=(B ÷ 242日) × 100	各教室の年間利用日数の合計 (D) ※ E=D ÷ A	教室平均稼働日数 (E) ※ F=E ÷ 242日	教室平均稼働率 (F) ※ F=E ÷ 242日	宿泊定員 (G)	年間宿泊可能人日 (H) ※ H=G × 186日	年間宿泊人日 (I)	宿泊施設の稼働率 (J) ※ J=(I ÷ H) × 100
農林水産省	東海農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	10	279	1	31	12.8	31	31.0	12.8	12	2,232	113	5.1
農林水産省	近畿農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	16	503	2	37	15.3	38	19.0	7.9	16	2,976	145	4.9
農林水産省	中国四国農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	19	656	1	63	26.0	63	63.0	26.0	14	2,604	147	5.6
農林水産省	九州農政局土地改良技術事務所	合同庁舎	11	750	2	54	22.3	55	27.5	11.4	16	2,976	384	12.9
農林水産省	森林技術総合研修所	単独施設	61	9,952	5	233	96.3	588	117.6	48.6	112	20,832	5,348	25.7
農林水産省	森林技術総合研修所 林業機械化センター	単独施設	12	1,944	1	117	48.3	117	117.0	48.3	33	6,138	1,493	24.3
経済産業省	経済産業研修所	単独施設	134	10,018	12	190	78.5	1,279	106.6	44.0	142	26,412	8,822	33.4
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	単独施設	31	2,210	4	97	40.1	114	28.5	11.8	38	7,068	1,105	15.6
国土交通省	国土交通大学校	単独施設	83	31,430	44	237	97.9	3,948	89.7	37.1	352	65,472	25,439	38.9
国土交通省	国土交通大学校柏研修センター	単独施設	79	13,966	13	181	74.8	946	72.8	30.1	170	31,620	10,840	34.3
国土交通省	航空保安大学校	単独施設	22	40,115	14	242	100.0	2,637	188.4	77.8	216	40,176	28,904	71.9
国土交通省	航空保安大学校岩沼研修センター	単独施設	35	14,830	17	220	90.9	1,430	84.1	34.8	143	26,598	11,632	43.7
国土交通省	東北地方整備局東北技術事務所	単独施設	56	3,896	2	155	64.0	242	121.0	50.0	60	11,160	2,853	25.6
国土交通省	関東地方整備局関東技術事務所	単独施設	37	3,177	3	112	46.3	168	56.0	23.1	51	9,486	1,896	20.0
国土交通省	北陸地方整備局北陸技術事務所	単独施設	32	2,322	2	136	56.2	140	70.0	28.9	40	7,440	1,763	23.7
国土交通省	中部地方整備局中部技術事務所	単独施設	32	3,060	2	129	53.3	152	76.0	31.4	50	9,300	2,213	23.8
国土交通省	近畿地方整備局近畿技術事務所	単独施設	40	3,594	2	167	69.0	178	89.0	36.8	48	8,928	1,892	21.2
国土交通省	中国地方整備局中国技術事務所	単独施設	28	2,992	3	141	58.3	238	79.3	32.8	44	8,184	2,461	30.1
国土交通省	四国地方整備局四国技術事務所	単独施設	30	2,332	2	122	50.4	129	64.5	26.7	46	8,556	1,219	14.2
国土交通省	九州地方整備局九州技術事務所	単独施設	48	4,702	4	133	55.0	383	95.8	39.6	70	13,020	3,075	23.6
国土交通省	北海道開発局研修センター	単独施設	86	8,128	7	135	55.8	355	50.7	21.0	94	17,484	2,766	15.8
国土交通省	気象大学校	単独施設	15	20,164	17	208	86.0	1,367	80.4	33.2	122	22,692	13,749	60.6
国土交通省	海上保安大学校	単独施設	11	73,207	22	210	86.8	3,569	162.2	67.0	302	56,172	42,162	75.1
国土交通省	海上保安学校	単独施設	5	60,984	21	223	92.1	4,570	217.6	89.9	304	56,544	43,471	76.9
国土交通省	海上保安学校門司分校	単独施設	4	8,851	5	174	71.9	343	68.6	28.3	120	22,320	6,506	29.1
国土交通省	海上保安学校宮城分校	単独施設	7	7,511	6	241	99.6	1,320	220.0	90.9	34	6,324	5,330	84.3
環境省	環境調査研修所	単独施設	47	9,905	8	167	69.0	197	24.6	10.2	122	22,692	7,379	32.5
環境省	水鳥救護研修センター	複合施設	2	98	1	6	2.5	6	6.0	2.5	—	—	—	—
防衛省	防衛大学校	単独施設	5	443,828	86	198	81.8	13,437	156.2	64.6	1,935	359,910	329,690	91.6
防衛省	防衛医科大学校	単独施設	2	120,516	10	234	96.7	1,481	148.1	61.2	446	82,956	76,962	92.8
防衛省	防衛研究所	複合施設	3	18,804	7	212	87.6	1,137	162.4	67.1	—	—	—	—

研修に係る経費										備考		
							うち宿泊に係る経費					
研修施設の維持管理経費等	研修施設の取得額等を耐用年数で除した額	人件費	諸謝金等	旅費	その他	合計	宿泊施設の維持管理経費等	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額	人件費	その他	合計	
314	858	857	166	37	0	2,232	314	857	695	0	1,866	
1,072	1,098	0	661	250	234	3,315	1,072	1,098	0	0	2,170	
409	1,225	0	608	392	2,094	4,728	409	1,225	0	960	2,594	
1,356	741	2,279	1,021	78	233	5,708	1,356	741	2,279	105	4,481	
23,378	4,129	217,777	10,305	6,612	1,772	263,973	11,999	1,729	0	0	13,728	
9,639	10,405	51,922	2,531	3,113	1,541	79,151	2,312	3,028	0	0	5,340	
95,200	32,621	11,283	44,581	41,609	32,620	257,914	46,426	16,727	0	0	63,153	
4,481	10,674	8,131	471	185	0	23,942	1,505	3,938	0	0	5,443	
96,939	131,398	775,222	20,038	64,235	0	1,087,832	27,479	55,873	0	0	83,352	
64,460	57,219	172,894	8,071	48,808	0	351,452	29,211	22,563	0	0	51,774	
184,805	62,963	679,661	21,228	16,487	39,581	1,004,725	50,412	24,577	0	582	75,571	
348,281	29,870	617,655	3,380	81,158	70,529	1,150,873	91,124	6,855	0	0	97,979	
5,102	5,911	21,700	0	0	472	33,185	2,954	2,720	0	0	5,674	
6,115	3,318	6,444	0	0	0	15,877	3,616	1,268	0	0	4,884	
4,295	1,951	9,437	0	0	0	15,683	2,341	896	0	0	3,237	
3,337	2,704	9,816	0	0	0	15,857	1,425	534	0	0	1,959	
11,433	2,391	10,566	0	5	0	24,395	5,420	948	0	0	6,368	
5,150	2,002	16,081	0	0	0	23,233	3,772	1,585	0	0	5,357	
3,567	6,115	21,913	0	0	2,461	34,056	1,747	1,257	0	0	3,004	
13,913	5,792	18,416	0	4	0	38,125	6,435	2,384	0	0	8,819	
35,760	21,751	57,734	3,703	15,777	0	134,725	14,562	5,432	0	0	19,994	
36,662	21,582	261,123	14,538	38,676	9,094	381,675	17,233	4,722	0	0	21,955	
47,369	60,980	790,854	6,114	67,140	1,659	974,116	29,094	21,305	0	0	50,399	
49,439	62,951	584,137	1,600	13,737	3,718	715,582	30,601	18,503	0	0	49,104	
9,178	12,098	99,515	505	4,138	0	125,434	5,808	3,554	0	0	9,362	
10,143	12,996	91,860	690	5,805	136	121,630	5,667	5,293	0	0	10,960	
60,938	30,142	142,641	9,062	22,171	221,050	486,004	23,703	8,308	0	0	32,011	
1,979	767	0	504	74	598	3,922	—	—	—	—	—	○研修にかかる経費のうち、その他は借地代である。
496,336	454,284	9,854,358	3,158	46,672	0	10,854,808	308,990	146,048	0	0	455,038	○研修に係る経費のうち、諸謝金等、旅費は附属病院分を含む。
258,112	59,401	3,293,993	6,573	24,349	0	3,642,428	147,414	32,359	0	0	179,773	○研修に係る経費のうち、人件費は防衛研究所全体額である。
6,093	1,299	1,083,029	6,693	45,426	0	1,142,540	—	—	—	—	—	

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「研修施設の設置形態」欄において、「単独施設」は専ら研修を実施する施設として単独の建物等を設置している研修施設を、「合同庁舎」は複数の府省が同一の庁舎内に入居している建物で研修を実施している研修施設を、「複合施設」は研究等、研修以外の機能も同時に有し、同一の建物で研修を実施している研修施設を、「その他」は教室等固有の施設を有していない研修施設をそれぞれ表す。
- 3 「研修数」欄は、平成 21 年度に各研修施設で実施した研修コース数を表す。
- 4 「延べ受講者数」欄は、平成 21 年度に各研修施設で実施した研修を受講した人数の合計を表す。
- 5 「教室数（A）」欄は、各研修施設に設置されている教室数を表す（ただし、特殊な機能を有する教室（実験室等）は除く。）。
- 6 「施設全体の稼働日数（B）」欄は、研修実施可能日数（平成 21 年度の研修を実施しない土曜日、日曜日及び年末年始を除いた日数（242 日））のうち、教室を利用した日数を表す。
- 7 「施設稼働率（C）」欄は、研修実施可能日数（242 日）に対する施設全体の稼働日数（B）の割合を表す。
- 8 「各教室の年間利用日数の合計（D）」欄は、研修実施可能日数（242 日）のうち、「教室数（A）」欄に計上した各教室が使用された日数の合計を表す。
- 9 「教室平均稼働日数（E）」欄は、「教室数（A）」欄に計上した各教室が使用された日数の平均を表す。
- 10 「教室平均稼働率（F）」欄は、研修実施可能日数（242 日）に対する「教室平均稼働日数（E）」の割合を表す。
- 11 「宿泊定員（G）」欄は、1 日当たりの宿泊可能人数（障害者用宿泊施設を有する施設においては、その定員を含む。）を表す。
- 12 「年間宿泊可能人日（H）」欄は、「宿泊定員（G）」に宿泊可能日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに土曜日、祝日及び年末年始開始日前日を除いた日数（186 日））を掛けたものを表す。
- 13 「年間宿泊人日（I）」欄は、宿泊可能日（186 日）のうち、研修目的で宿泊施設に宿泊した年間宿泊者数を表す。
- 14 「宿泊施設の稼働率（J）」欄は、「年間宿泊可能人日（H）」に対する「年間宿泊人日（I）」の割合を表す。
- 15 「研修に係る経費」の「研修施設の維持管理経費等」欄は、光熱水料、警備費、維持管理費、清掃費等の合計額を表す。なお、「研修施設の設置形態」欄において「複合施設」としている研修施設については、同一敷地内にあるすべての施設（研究施設等研修以外の機能を有する施設も含む。）に係る光熱水料、警備費、維持管理費、清掃費等の合計額を、人頭割又は面積按分することにより算出している。

- 16 「研修に係る経費」の「研修施設の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、研修施設の取得額等を耐用年数（47年）で除したものを表す。なお、「研修施設の設置形態」欄において「複合施設」としている研修施設については、研修施設を設置している建物に係る研修施設の取得額等を耐用年数で除した額を面積按分することにより算出している。
- 17 「研修に係る経費」の「その他」欄は、研修施設の維持管理経費等、人件費、諸謝金等及び旅費以外で、研修に要した経費がある場合に記載しており、具体的には廃棄物処理費などである。
- 18 「うち宿泊に係る経費」の「宿泊施設の維持管理経費等」欄は、光熱水料、警備費、維持管理費、清掃費等の合計額を表す。なお、当該宿泊施設が研修棟と合築されているなど、宿泊施設分に係る経費が分からぬ場合は、「研修施設の維持管理経費等」欄に計上した額を、人頭割又は面積按分することにより算出している。
- 19 「うち宿泊に係る経費」の「宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額」欄は、宿泊施設の取得額等を耐用年数（47年）で除したものを表す。なお、宿泊施設以外に教室などと同一の建物に設置されている研修施設については、宿泊施設を設置している建物に係る宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額を面積按分することにより算出している。
- 20 「宿泊に係る経費」の「その他」欄は、宿泊施設の維持管理経費等及び人件費以外で、宿泊に要した経費がある場合に記載しており、具体的には備品購入費などである。